

豊前市地域防災計画

地震・津波対策編

豊前市防災会議

(平成 30 年度修正)

目 次

頁

第1編 総 則	1
第1章 総 則	3
第1節 目 的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	4
第4節 用語	4
第2章 計画の運用等	5
第1節 平常時の運用	5
第2節 災害時の運用	6
第3節 計画の周知	6
第3章 地震防災面から見た豊前市の特性	7
第1節 市域の概況	7
第2節 福岡県の地震災害の特色	11
第4章 地震災害の想定	12
第1節 想定地震	12
第2節 想定地震による県下の被害等の概要	15
第3節 津波災害想定	25
第5章 重点的に取り組むべき対策	29
第6章 防災関係機関等の業務大綱	31
第1節 実施責任	31
第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置	33
第7章 災害に関する調査研究の推進	45
第1節 防災関係機関の調査研究	45
第2節 大学・学会・防災研究機関等との連携	45
第3節 災害教訓の伝承	45

目 次

頁

第2編 災害予防計画	47
第1章 防災基盤の強化	49
第1節 災害予防計画における基本方針	50
第2節 都市構造の防災化	52
第3節 建築物等の安全化	57
第2章 市民等の防災力の向上	71
第1節 市民が行う防災対策	72
第2節 自主防災体制整備計画	73
第3節 企業等防災対策促進計画	78
第4節 防災知識の普及及び啓発	80
第5節 防災訓練計画	85
第6節 市民の心得	88
第3章 効果的な応急活動のための事前対策	91
第1節 広域応援体制等整備計画	92
第2節 防災施設・資機材等整備計画	94
第3節 災害救助法等運用体制整備計画	102
第4節 津波災害予防体制整備計画	103
第5節 情報通信施設等整備計画	109
第6節 広報・広聴体制整備計画	115
第7節 二次災害防止体制整備計画	117
第8節 救出救助体制整備計画	120
第9節 避難体制等整備計画	121
第10節 交通・輸送体制整備計画	126
第11節 帰宅困難者支援体制整備計画	129
第12節 医療救護体制整備計画	131
第13節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備計画	135
第14節 災害ボランティア活動環境等整備計画	141
第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画	143
第16節 住宅確保体制整備計画	148
第17節 保健衛生・防疫体制整備計画	149
第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画	150
第19節 液状化災害予防計画	153

目 次

頁

第3編 災害応急対策計画 ······ 155

第1章 活動体制の確立	157
第1節 組織動員計画	158
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	171
第3節 応援要請計画	178
第4節 災害救助法適用計画	184
第5節 要員確保計画	187
第6節 災害ボランティア受入れ・支援計画	189
第7節 防災拠点計画	192
第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策	194
第1節 地震津波情報の伝達、津波への対処	195
第2節 被害情報等収集伝達計画	202
第3節 広報・広聴計画	214
第4節 避難計画	218
第5節 二次災害防止計画	229
第3章 災害応急対策活動	233
第1節 要配慮者（避難行動要支援者）支援計画	234
第2節 救出計画	236
第3節 医療救護計画	239
第4節 安否情報提供計画	246
第5節 遺体搜索及び収容火葬計画	248
第6節 公安警備計画	252
第7節 交通対策計画	253
第8節 緊急輸送計画	255
第9節 応急教育計画	258
第10節 給水計画	262
第11節 食糧供給計画	265
第12節 生活必需品等供給計画	269
第13節 保健衛生、防疫、環境対策計画	272
第14節 障害物除去計画	278
第15節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画	280
第16節 応急仮設住宅提供等計画	284
第17節 公共施設・文化財施設災害応急対策計画	289
第18節 中高層建物災害応急対策計画	290
第19節 農林水産施設等災害応急対策計画	292
第20節 上下水道施設等災害応急対策計画	299
第21節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画	295
第22節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画	299
第23節 交通施設等災害応急対策計画	304
第24節 在港船舶避難対策計画	308

目 次

頁

第4編 災害復旧・復興計画	309
第1章 災害復旧・災害復興の基本方針	311
第1節 基本方針	311
第2節 災害復旧・復興計画の構成	312
第2章 災害復旧事業の推進	313
第1節 復旧事業計画	314
第2節 激甚災害の指定	316
第3節 その他の法律による災害復旧事業	318
第3章 被災者等の生活再建等の支援	319
第1節 り災証明書の発行	320
第2節 被災者台帳の整備	323
第3節 生活相談	325
第4節 女性のための相談	326
第5節 雇用機会の確保	327
第6節 義援金品の受付及び配分等	328
第7節 生活資金の確保	331
第8節 経済復興の支援	336
第9節 租税の徴収猶予、減免等	339
第10節 郵便事業の特例措置	341
第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	342
第4章 復興計画	343
第1節 復興計画作成の体制づくり	343
第2節 復興に対する合意形成	344
第3節 復興計画の推進	344

第1編 総 則

第1章 総 則

- 第1節 目 的
- 第2節 計画の性格
- 第3節 計画の構成
- 第4節 用 語

第2章 計画の運用等

- 第1節 平常時の運用
- 第2節 災害時の運用
- 第3節 計画の周知

第3章 地震防災面から見た豊前市の特性

- 第1節 市域の概況
- 第2節 福岡県の地震災害の特色

第4章 地震災害の想定

- 第1節 想定地震
- 第2節 想定地震による県下の被害等の概要
- 第3節 津波災害想定

第5章 重点的に取り組むべき対策

第6章 防災関係機関等の業務大綱

- 第1節 実施責任
- 第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

第7章 計画の運用等

- 第1節 平常時の取組み

第8章 災害に関する調査研究の推進

- 第1節 防災関係機関の調査研究
- 第2節 大学・学会・防災研究機関等との連携

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市防災会議が策定する計画であって、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、住民が自ら災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

- 1 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、県、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の「防災基本計画」、県の「地域防災計画」、及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」との整合性を図り、市地域防災計画を策定するものである。
- 2 この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、市防災会議に計画の修正案を提出する。

第1編 総 則

第1章 総 則

- 3 この計画は防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努める。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が發揮できるように努める。

|| 第3節 計画の構成

豊前市地域防災計画は、「風水害対策編」、「地震・津波対策編」、「原子力災害対策編」、「事故対策編」及び「資料編」で構成する。

この計画の構成は、以下のとおりとする。

- 1 総 則
- 2 災害予防計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧・復興計画

|| 第4節 用語

本計画において次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 基 本 法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- 2 救 助 法 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- 3 激 甚 法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
(昭和 37 年法律第 150 号)
- 4 県 福岡県
- 5 市 豊前市
- 6 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
基本法第 2 条第 3 号から第 6 号までの規定によるそれぞれの機関
- 7 県地域防災計画 福岡県地域防災計画
- 8 市地域防災計画 豊前市地域防災計画
- 9 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画
- 10 要配慮者 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の特に配慮を要する者
- 11 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者

第2章 計画の運用等

第1節 平常時の運用

第1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

1 施策・事業の企画段階での防災上の検討

市は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努める。

- (1) 福岡県防災アセスメントの結果及び当該地域の地形地盤条件の考慮
- (2) 災害危険への影響
- (3) 施策・事業計画における防災上の効果等

2 施策・事業の総合調整

市は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備する。

特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理するものとし、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

なお、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことがないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策をの実施に努める。

第3 業務継続性の確保

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定を行い、業務継続性の確保に努めるものとする。

第1編 総 則

第2章 計画の運用等

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努めるものとする。

第4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策を計画的に推進するため、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、これに定められた事項の着実な推進を図るものとする。

第5 地震防災アクションプログラムの推進

国の地震防災戦略に準じ、地震被害想定を基にした減災目標を策定し、これに定められた目標の着実な推進を図ることにより、効果的かつ効率的な地震対策の推進を図る。

第6 南海トラフ地震防災対策の推進

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する「特別措置法」（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項に基づく福岡県内における南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）は、豊前市を含めて、北九州市、行橋市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町である。

南海トラフ地震防災対策推進地域内の一定の事業者においては、「南海トラフ地震防災対策計画」又は「南海トラフ地震防災規程」（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられており、対策計画等に策定支援、広報等の実施を推進する。

第2節 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第3節 計画の周知

この計画は、市職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

第3章 地震防災面から見た豊前市の特性

第1節 市域の概況

第1 自然条件

1 地勢

本市は、福岡県の東南部に位置し、南に修驗道の遺跡で知られる求菩提山、天然記念物「ツクシシャクナゲ」の群生する犬ヶ岳をひかえ、ここに源を発する岩岳川を中心に豊前平野が扇状に開け、北は波静かな周防灘に面している。

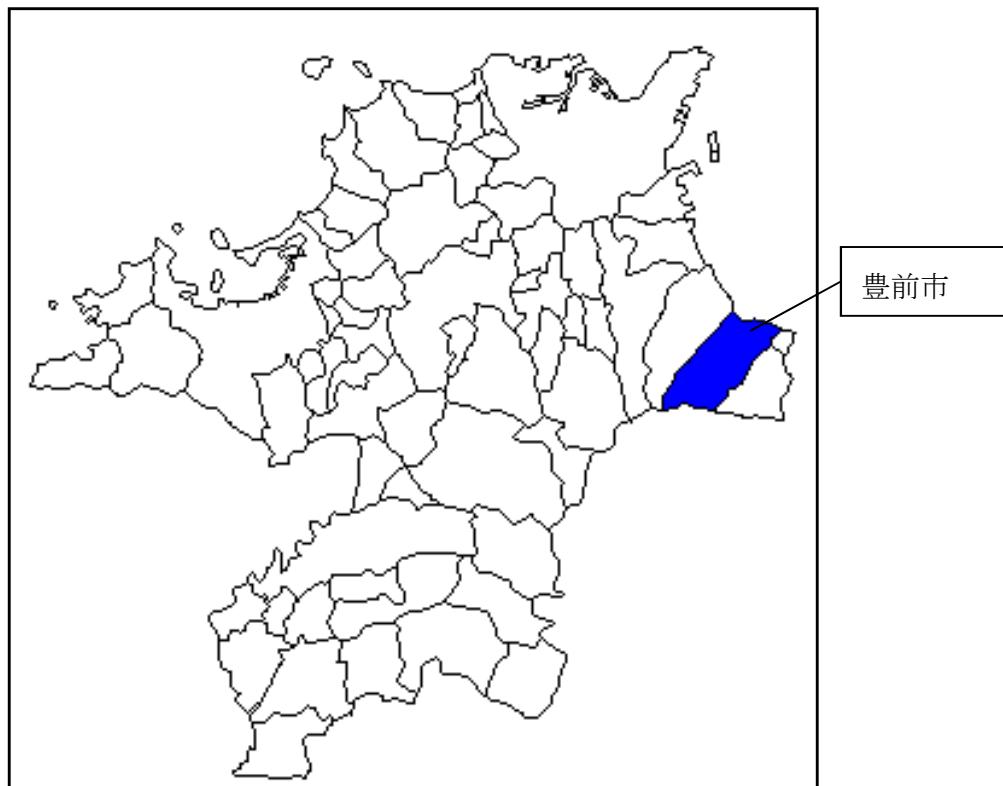
明治 22 年 4 月の「市制」及び「町村制」施行により築上郡角田村、上毛郡内に八屋町ほか 8 町村が設置された。そして明治 29 年には、築城、上毛両郡が合併し、築上郡となり、昭和 30 年 4 月には、八屋町（宇島町は昭和 10 年に八屋町と合併）、角田村、山田村、三毛門村、黒土村、千束村、横武村、合河村、岩屋村の 9 町村が合併して今日の豊前市の形がつくられた。

当初の市の名称は、宇島市であったが、同年 4 月 14 日には豊前市と名称を変更し、今日に至っている。

現在の市域は、東西に約 7.5 km、南北に約 14.7 km、耕地 18.50 km²、宅地 6.59 km²、森林 68.55 km²、道路・水面・河川その他 17.46 km²として利用され、総面積は 111.10 km²である。

また、平野部においては岩岳川、佐井川などの 2 級河川が 4 本と、経済川などの準用河川が 14 本流れしており、山間部の多くは急傾斜地域で形成されている。

このように、本市は海岸部、河川平野部、山間部を保有しており、あらゆる災害が発生する危険がある地域と考えられる。



第1編 総 則

第3章 地震防災面からみた豊前市の特性

2 地質

本市の地質は、山間部は後期新生代の火山性岩石が広く分布しており、中でも耶馬溪層は凝灰角礫岩を主とする火山性碎屑岩からなり、河川沿いに分布し侵食地形を形成している。平野部は、中津層と呼ばれる礫層・火山砂層の扇状地を形成している。

3 活断層

県内の活断層は、主なものとして以下の6断層（系）が挙げられる。

①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層系、④警固断層系、⑤水縄断層帯、⑥宇美断層
また、津波の恐れのある断層は以下の4断層が挙げられる。

①対馬海峡東の断層、②周防灘断層群主部、③西山断層、④南海トラフ

なお、詳細については本編第4章「地震災害の想定」に示すとおりである。

第2 社会条件

1 人口の推移

本市における人口は、平成27年度の国勢調査で、25,940人であり、減少傾向にある。

■ 人口の推移

認定年月	世帯数	総人口	男	女
昭和60年	9,464	31,985	14,992	16,993
平成2年	9,418	31,089	14,506	16,583
平成7年	9,660	29,716	13,871	15,845
平成12年	10,045	29,133	13,613	15,520
平成17年	10,037	28,104	13,030	15,074
平成22年	10,095	27,031	12,564	14,467
平成27年	10,070	25,940	12,107	13,833

(各年度は、国勢調査結果より)

65歳以上の高齢者の割合は平成7年度に20%を越え、平成22年には30%超え、平成29年には約35%となっている一方で、同居高齢者は減少し、一人住まいの高齢者が増加傾向にある。

■ 65歳以上高齢者の推移

年度	総人口	65歳以上の人口			人口に対する割合(%)
		男	女	計	
昭和60年	31,985	1,915	2,991	4,906	15.3
平成2年	31,089	2,221	3,501	5,722	18.4
平成7年	29,716	2,564	4,020	6,584	22.1
平成12年	29,133	2,944	4,524	7,468	25.6
平成17年	28,104	3,121	4,815	7,936	28.2
平成22年	27,031	3,249	4,955	8,204	30.4
平成27年	25,940	3,685	5,279	8,964	34.6

(各年度は、国勢調査結果より)

■ 高齢者の世帯状況

認定年月	総人口	高齢者単独	夫婦のみ	同居	計(人)	率(%)
平成 26 年 3 月末	27,033	2,481	1,808	1,920	6,209	23.0
平成 27 年 3 月末	26,740	2,574	1,828	1,893	6,295	23.5
平成 28 年 3 月末	26,484	2,622	1,882	1,895	6,399	24.2
平成 29 年 3 月末	26,160	2,654	1,925	1,859	6,438	24.6

(各年住民基本台帳より)

災害時における要支援者の内、介護が必要な方の人数は、約 1,500 人弱となっている。

■ 要支援、要介護者数の推移(第1号被保険者) (人)

認定年月	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成 26 年 3 月末	440	288	223	196	184	142	1,457
平成 27 年 3 月末	470	317	213	150	226	139	1,515
平成 28 年 3 月末	421	316	210	152	239	143	1,481
平成 29 年 3 月末	393	312	207	159	257	145	1,473

※要支援者の数は、「要支援1」と「要支援2」の合計値

2 産業

本市の産業構造は、農業を取り巻く環境の変化、担い手の高齢化などにより基幹産業である農業をはじめ、第1次産業就業者数の減少が著しくなっている。また、福祉サービス業関連を中心とした第3次産業就業者の割合は一旦増加したもの、再度減少傾向となった。

平成 27 年度では、全ての就労人口が減少しており、高齢化率の上昇と併せ、雇用創出と若年者の就労定着に向けた取組みが必要である。

■ 生産労働人口の推移 (人)

年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
昭和 60 年度	2,866	4,733	7,517	15,116
平成 2 年度	2,293	4,999	7,315	14,607
平成 7 年度	1,834	4,889	7,377	14,100
平成 12 年度	1,353	4,424	7,519	13,296
平成 17 年度	1,139	3,901	7,377	12,417
平成 22 年度	844	3,735	7,085	11,664
平成 27 年度	714	3,565	6,916	11,195

(各年度は、国勢調査結果より)

3 交通

主要交通網としては、国道10号およびJR日豊本線によって構成される東九州ルートが通り、北九州とは北西45km、大分県中津市とは南東7kmの位置関係にあり、京築地域南部の中心都市として位置している。経済的には北九州市と、市民生活や文化面では中津市と深い関係にある。

また、市域を横断する東九州自動車道が整備されたことにより、豊前ICから福岡・大分・宮崎・鹿児島の各県を結ぶ交通ネットワークが形成され、本市沿道地域の産業や経済、生活、文化の発展に大きく貢献するとともに、広域的な地域間交流や、事故、災害時には緊急輸送道路として、また迂回路としての機能を果たすことが期待される。

■ 豊前市周辺の交通網図



|| 第2節 福岡県の地震災害の特色

第1 地震動による被害

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないと言われてきたが、2005年3月に福岡県西方沖(福岡市の北西約30km)を震源とする最大震度6弱の地震(深さ約9km、マグニチュード7.0)が発生した。

1904年に近代的地震観測が開始されて以降これまでの間、福岡管区気象台での有感地震記録によると、福岡県内では震度5以上を観測したことは一度もなく、最大震度は震度4で、1941年の日向灘の地震、1968年の愛媛県西方沖の地震、1991年の周防灘の地震、1996年の日向灘の地震及び1997年の山口県北部の地震の5回経験していた。

679年飛鳥時代後期に九州北部で発生した筑紫地震では、マグニチュード7クラスの地震が発生し、家屋倒壊や地割れが発生したことが記録されている。この地震は、水縄断層で発生したものともいわれている。

第2 液状化による被害

2005年福岡県西方沖地震では、近年、埋立て造成された福岡市早良区百道浜地区等の博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだ水がわき出る液状化現象が、道路やグラウンド、駐車場などで起こった。

第3 津波による被害

本県の海岸は玄界灘・響灘、周防灘、有明海に分けられるが、これらの海岸に到達する津波の発生域としてはそれぞれ、日本海、南海トラフ・日向灘、有明海が考えられる。

周防灘では南海地震等に伴って大分県で数十回の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波の記録はない。

第4 過去の周防灘沖の主な地震

1868年以降での周防灘沖における地震は、下記の1回しか発生していない。

年月日	時間	震源	緯度・経度	深さ	M	被害の概要
1991年 10月28日	10:09	周防灘沖	東経: 131°10' 北緯: 33°55'	19km	6.0	文教施設等に若干の被害 震度4: 福岡 震度3: 飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩

第4章 地震災害の想定

この計画の策定にあたっては、「地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月 福岡県）、「津波に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月 福岡県）及び福岡県津波浸水想定（平成28年2月 福岡県）の結果を基礎とした。なお、上記アセスメント調査は「地震対策特別措置法」（平成7年7月18日施行）及び「津波対策推進法」（平成23年6月24日施行）に基づき、福岡県津波浸水想定は「津波防災対策地域づくりに関する法律」（平成23年12月27日施行）に基づくものである。

『第1節 想定地震

「地震に関する防災アセスメント調査」における想定地震については、県内に存在する6つの活断層及び既往の地震に着目して想定地震モデルを設定し、破壊の開始点を両端及び中央部の3箇所から行い震度を算出した。

被害の算出については、人口が集中している県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域の被害を算出することとした。このため、もし活動すれば、これらの地域に重大な被害を及ぼすと考えられる警固断層南東部、小倉東断層、西山断層、水縄断層に関する被害を算出した。

また、活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定し、震度及び被害を算出した。

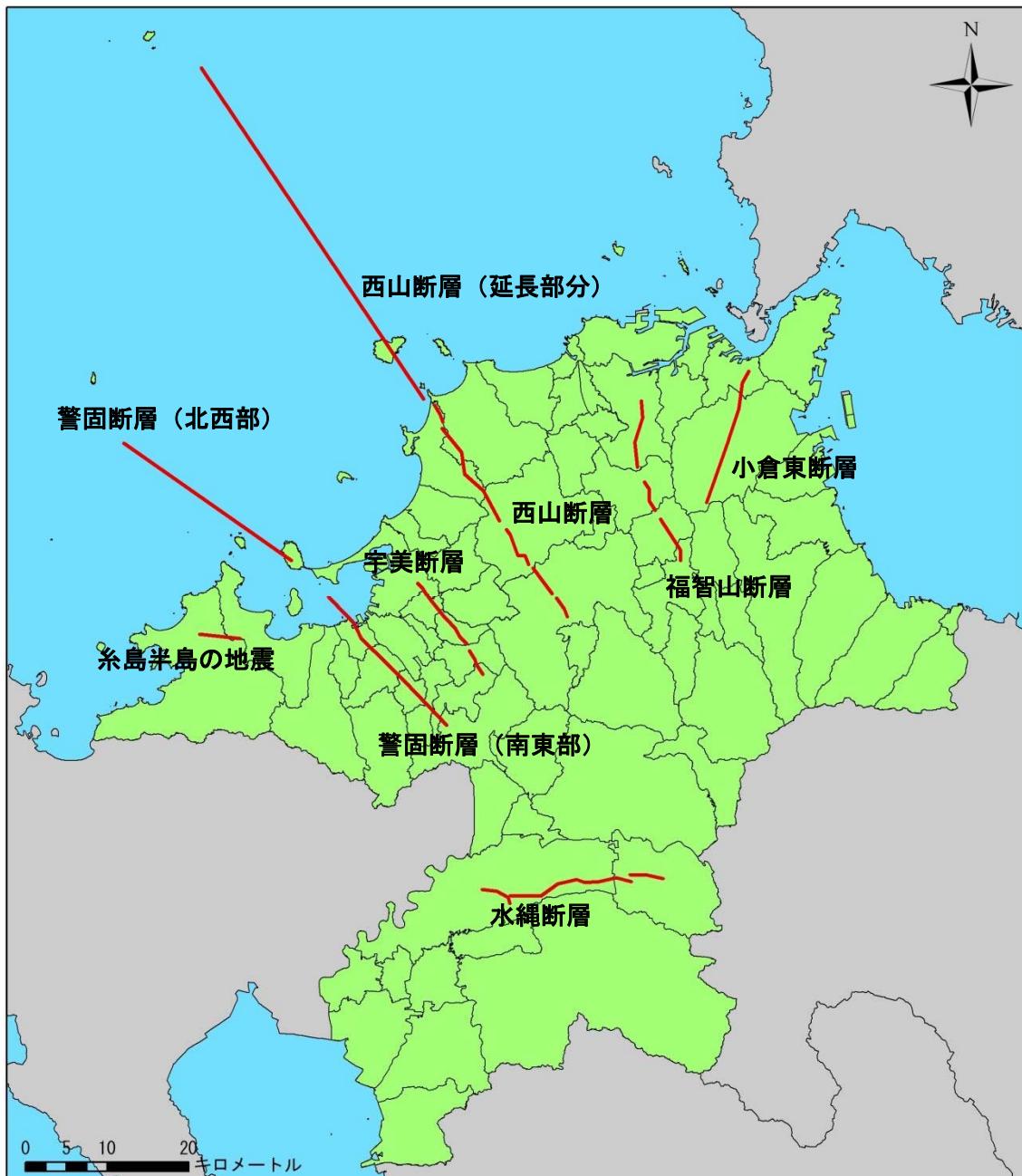
更に、発生確率は不確定であるが活断層で起きる最大クラスの地震として西山断層が海上部に延長しているとの見解があることからマグニチュード8の地震を想定し、地震動と液状化のシミュレーションを実施した。

なお、警固断層（北西部）、福智山断層、宇美断層、糸島半島の地震についても地震動と液状化のシミュレーションを実施した。

当該被害については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月 福岡県）に掲載をしている。

想定断層の震源断層の位置及びパラメータは、下記図表の通りである。

■ 想定地震の震源断層位置図



(出典：福岡県地域防災計画 地震・津波対策編 平成28年3月)

■ 想定地震の震源断層パラメータ一覧

震源断層 パラメータ		小倉東 断層	福智山 断層	西山断層	西山断層 海上部へ の延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
震源断層の長さ L (km)	6) 17	6) 20	9) 31	8) 80	9) 25	9) 27	9) 26	8) 18	1) 5	
震源断層の幅 W (km)	2) 8.5	2) 10	9) 15	8) 15	9) 15	9) 15	9) 15	2) 9	2) 2.5	
マグニチュード M	1) 6.9	1) 7.0	9) 7.3	1) 8.0	9) 7.0	9) 7.2	9) 7.2	8) 6.9	3) 6	
震源断層 の深さ d (km)	上端 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	5) 3	
下端 10.5	8) 12	8) 17	7) 17	8) 17	8) 17	8) 17	8) 17	4) 11	8) 5.5	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ● 小倉東断層については、現在、文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部において、地震の規模や、一定期間内に地震が発生する確率などを予測する「長期評価」の検討が行われているところである。 ● 警固断層（北西部）については、2005年の福岡県西方沖地震を引き起こした断層である。 ● 警固断層（南東部）については、福岡市の中心部を通っている断層であり、一度活動すれば多大な被害の発生が予想される。 ● 基盤地震動一定（未知の活断層） <p>地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。</p> <p>このため、地表に活断層の存在が確認されていない地域においても、市町村ごとの被害を算出した。</p> <p>（地表に活断層の現れていない地域）</p> <p>・各市町村の直下 10 km ・想定マグニチュード 6.9</p> 									
1) 松田(1975); $\log L = 0.6M - 2.9$										
2) $W = L / 2$										
3) 新編日本被害地震総覧(1987)より										
4) 断層下端は震源断層の幅(W)をプラスしたもの。										
5) 糸島地震(1898)の際に地表に断層が現れなかつたので基盤深さ + 2 km と仮定										
6) 新編日本の活断層(1991)より、一連と見なせる断層群を直線で近似した長さ										
7) 九州大学理学研究院附属地震火山観測研究センター観測資料より										
8) 福岡県による評価										
9) 国(地震調査研究推進本部)による長期評価										

(出典: 福岡県地域防災計画 地震・津波対策編 平成28年3月)

また、地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。このため、各市町村の直下 10 km において、マグニチュード 6.9 の地震が発生したと想定し、各市町村の被害を算出した。当該被害については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月 福岡県)に掲載をしている。

|| 第2節 想定地震による県下の被害等の概要

第1 地震動

いずれの想定断層においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度7が予測されたほか、その他の断層においても震度6強を示す地域が存在する。これらの地域は、表層の軟弱な地盤であるため、特に強い地震動が予測されたものと考えられる。

各断層別には、小倉東断層北東部の想定では、北九州市と苅田町の一部で震度6強が予測されるほか、北九州市の東部を中心に広い範囲にわたって震度6弱が予測される。

西山断層南東部の想定では、宮若市、宗像市、福津市の一部で震度6強の地域が予測されるほか、周辺の地域でも震度6弱が予測される。

水縄断層の想定では、久留米市の一帯や朝倉市、筑前町で震度7の地域が予測されるほか、周辺の地域でも震度6強が予測される。

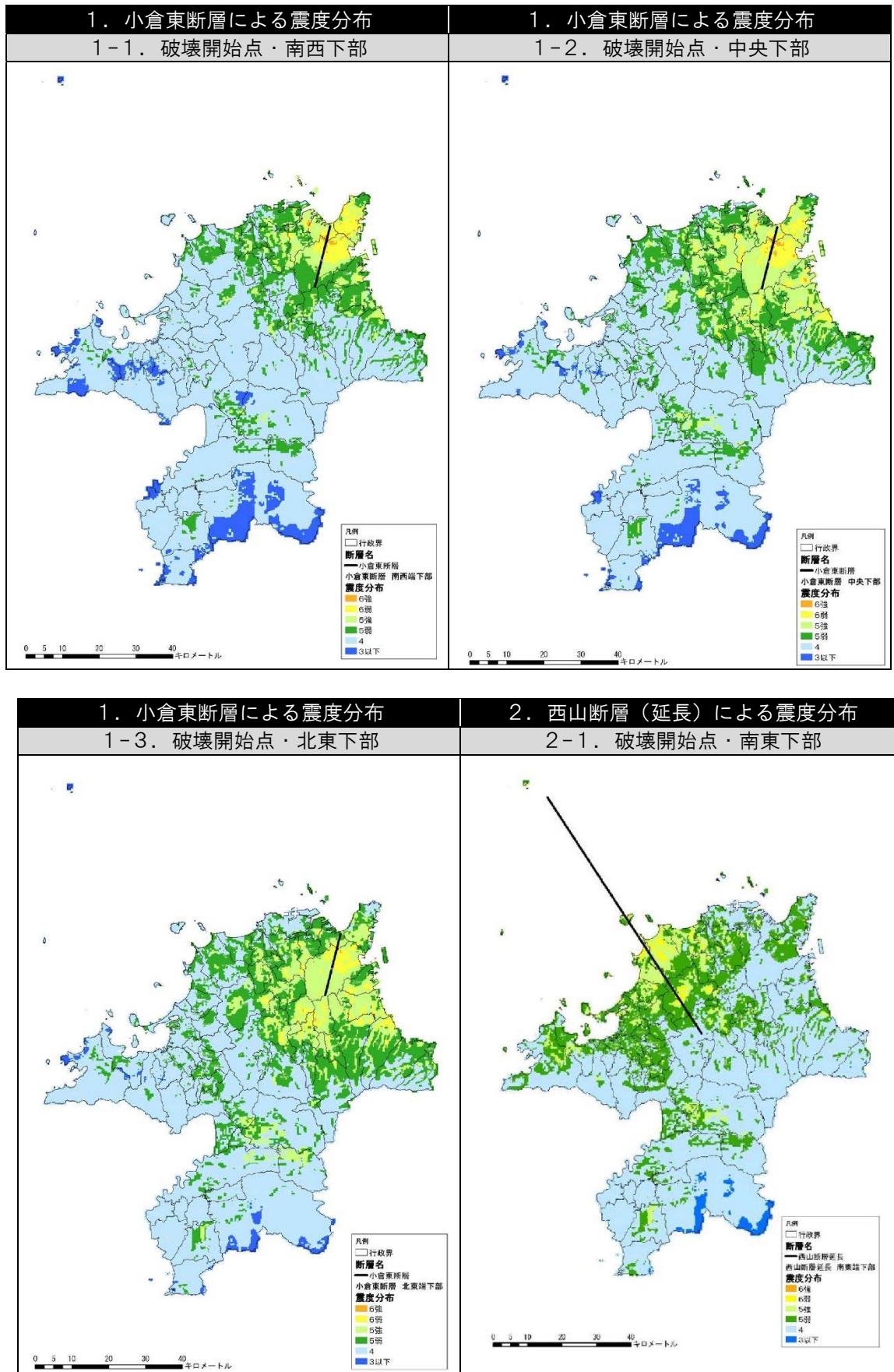
警固断層南東部の想定では、筑前町の一帯などで震度7が予測され、震度6強の地域も福岡地方から筑後地方にわたる広い範囲に及んでいる。

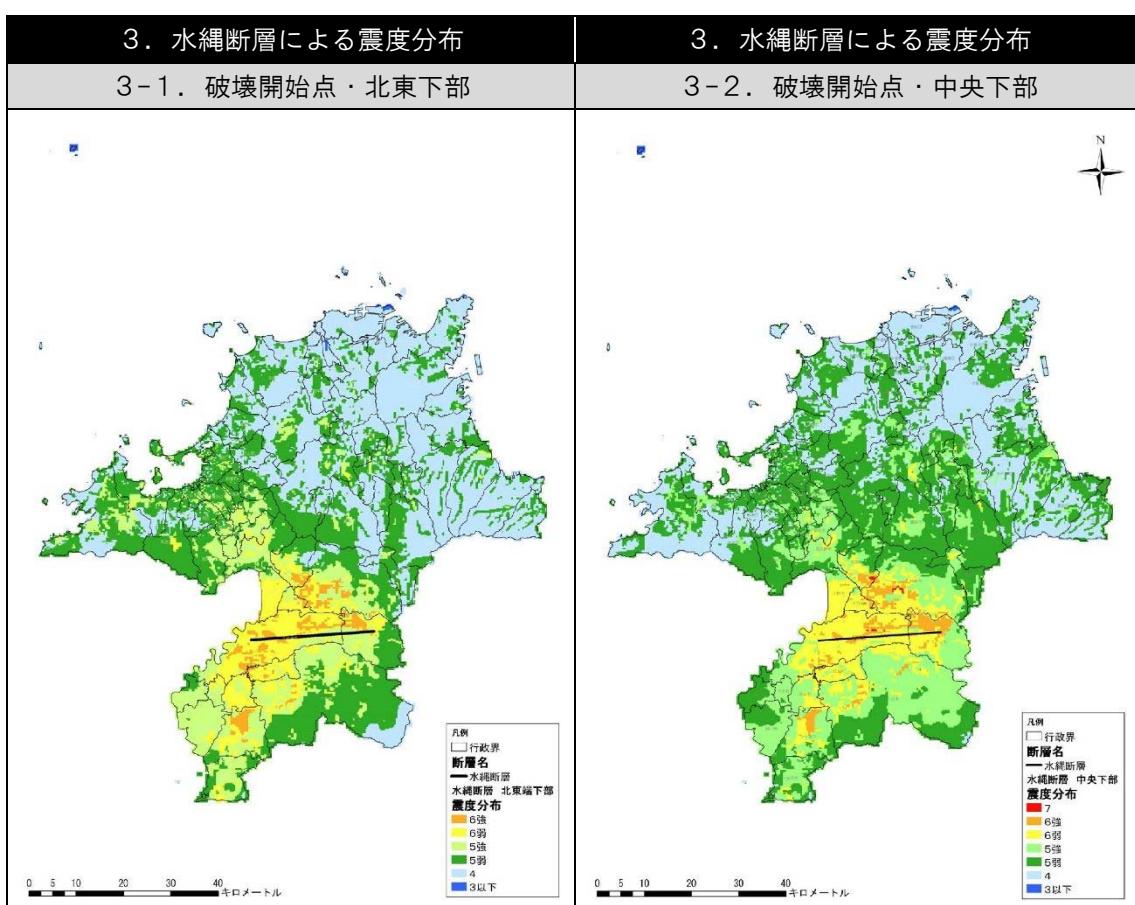
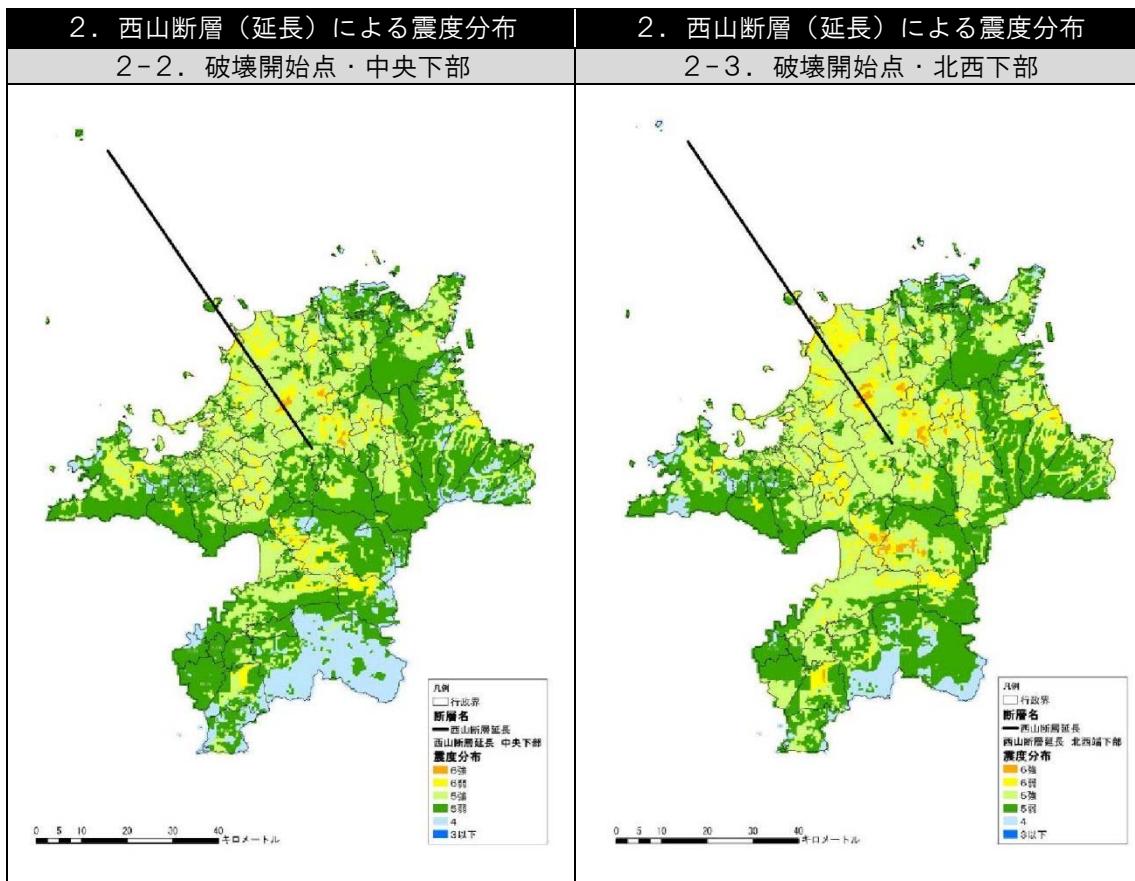
本市における最も強い揺れ（震度）は、小倉東断層（北東下部）、西山断層（延長）（北西下部）、水縄断層（南西下部）の急激なずれによって発生する震度6弱と想定されている。

■ 豊前市に係る最大震度の想定結果

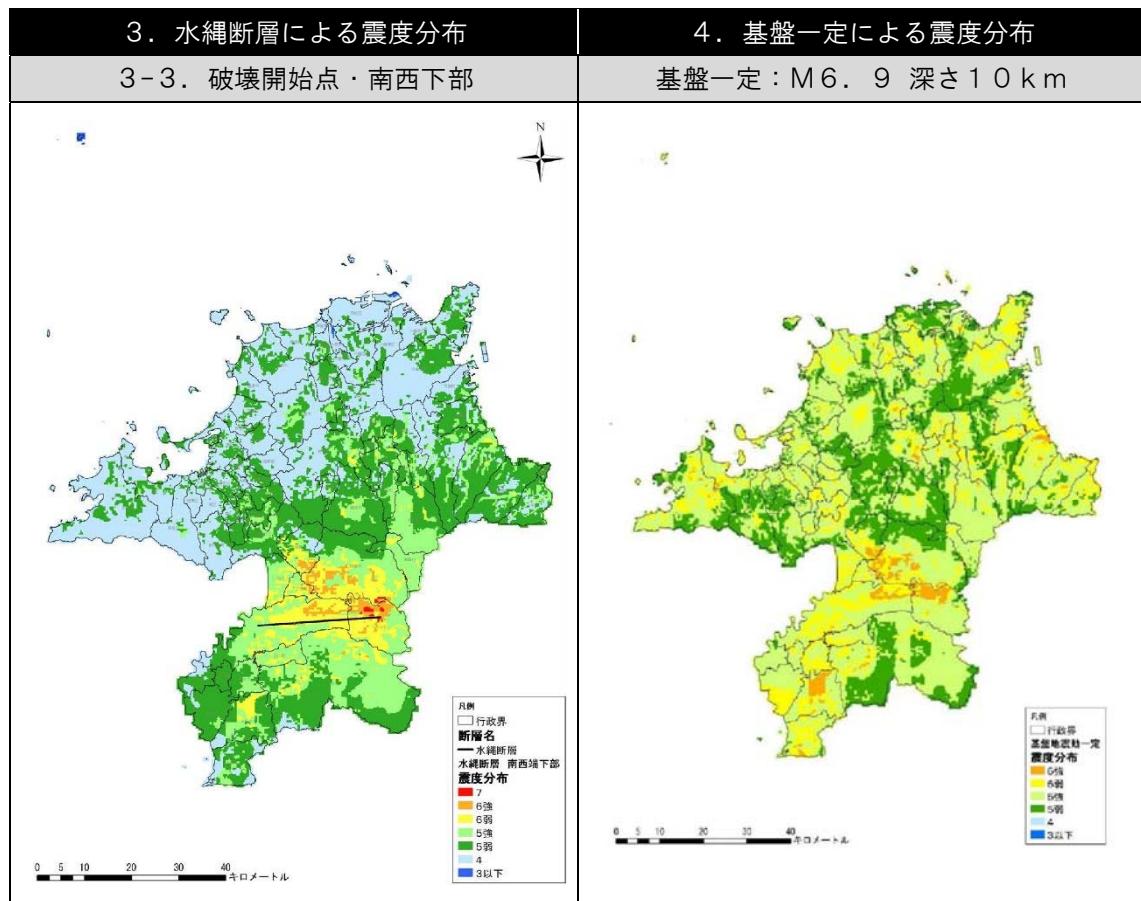
小倉東断層 (M6.9)			西山断層（延長）(M8.0)			水縄断層(M7.2)		
南西 下部	中央 下部	北東 下部	南東 下部	中央 下部	北西 下部	北東 下部	中央 下部	南西 下部
5強	5強	6弱	5弱	6弱	6弱	5強	5強	6弱

■ 各震源による震度分布図





第1編 総 則
第4章 災害の想定



第2 液状化

液状化危険度も地震動と同様に断層周辺に危険度の高い地域が多く認められる。さらにそれらの地域でも特に、河川沿い、海岸部、埋立地などに液状化危険度が高い地域が分布しており、これらは軟弱な砂質地盤や盛土の存在が影響しているものと予測される。

各断層別には、小倉東断層の想定では、北九州市や行橋市付近のやや広い範囲で液状化危険度が高いと予測される。

西山断層の想定では、福津市、宗像市などの沿岸部で高いほか、内陸部では宮若市や小竹町などで液状化危険度が高いと予測される。

水縄断層の想定では、久留米市、大刀洗町をはじめとして、筑後川沿岸地域及び有明海沿岸地域で液状化危険度が高いと予測される。

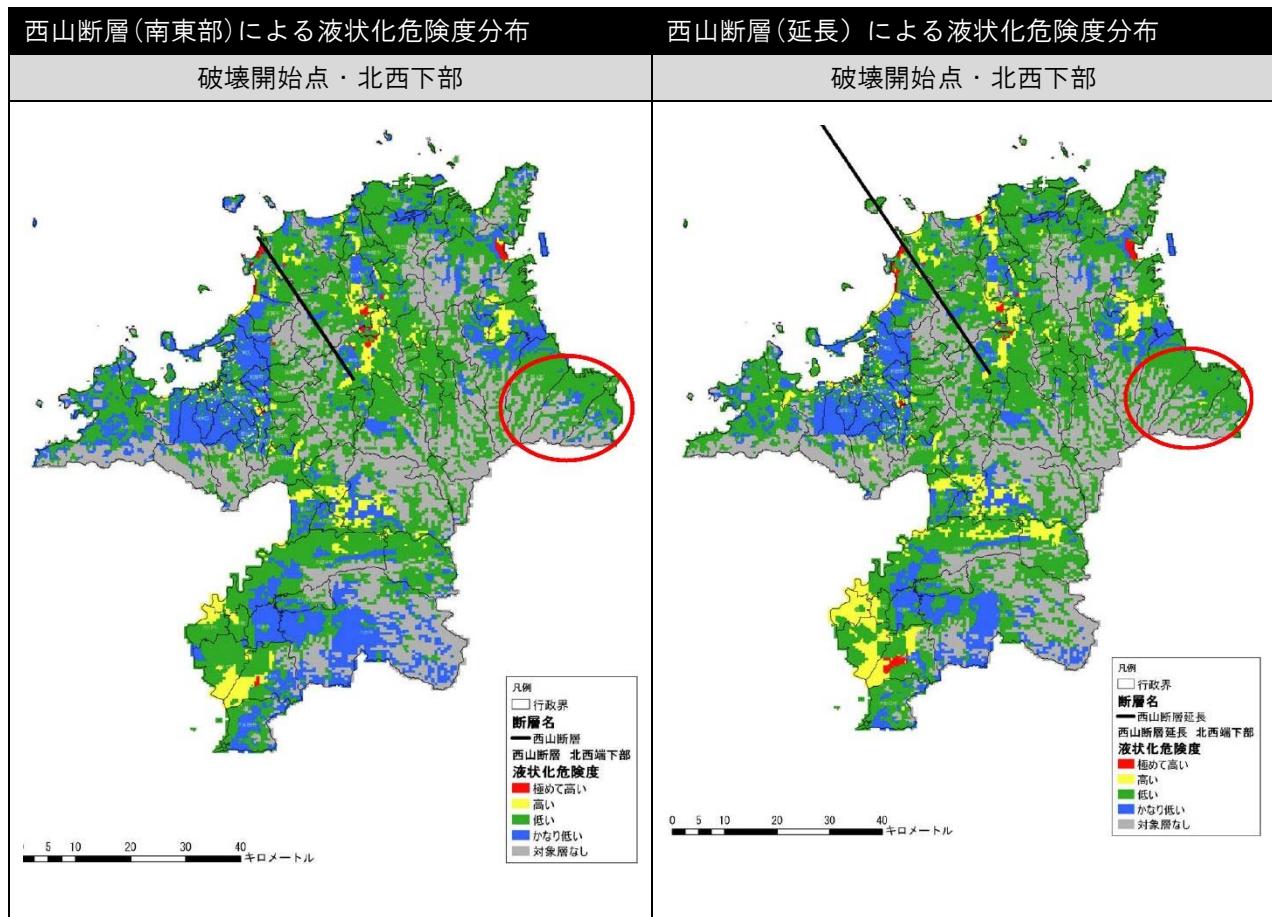
警固断層南東部の想定では、福岡市の海岸部と福岡市近郊で危険性が高い地域が存在するほか、久留米市の筑後川沿いや有明海沿岸部、飯塚市、小竹町、宮若市の遠賀川沿い、北九州市や福津市的一部など広い範囲に液状化危険度の高い地域が予測される。

本市では、西山断層（南東部）及び西山断層（延長）の急激なずれによって発生する地震により、液状化の危険度が「高い」と予測された地域が一部存在する。

■豊前市に係る最大震度の想定結果

西山断層（南東部）(M7.3)	西山断層（延長）(M8.0)
破壊開始：北西下部	破壊開始：北西下部
液状化危険度が「高い」	液状化危険度が「高い」

■各震源による液状化危険度分布図



第3 斜面崩壊危険

想定断層に近い急傾斜地において崩壊の可能性が高い。特に、警固断層南東部の想定では、被害の範囲が大きく、福岡市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が 134 箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は 207 棟と予測される。

小倉東断層の想定では、北九州市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が 26 箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は 18 棟と予測される。

西山断層の想定では、飯塚市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が 157 箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は 153 棟と予測される。

水縄断層の想定では、八女市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が 89 箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は 54 棟と予測される。

以下に、豊前市に係る斜面崩壊危険度の想定結果を示す。

■豊前市に係る斜面崩壊危険度の想定結果

項目	対象地震									
	小倉東断層			西山断層			水縄断層			基盤一定
	南西 下部	中央 下部	北東 下部	南東 下部	中央 下部	北西 下部	北東 下部	中央 下部	南西 下部	
斜面数(箇所)	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
危険度別 箇所数	A(高い)	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	B(やや高い)	26	33	39	26	36	40	26	37	38
	C(低い)	28	21	15	28	18	14	28	17	16
被災棟数(棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第4 建物被害

建物被害は、建物棟数が多く、かつ地震動等が大きい水縄断層の想定で、最も大きい被害が予測されており、久留米市や八女市を中心に木造建物が全壊 23,951 棟、半壊 10,251 棟、非木造建物が全壊 1,621 棟、半壊 1,304 棟と予測される。

小倉東断層の想定では、北九州市内を中心に木造建物が全壊 6,504 棟、半壊 5,458 棟、非木造建物が全壊 603 棟、半壊 795 棟と予測される。

西山断層の想定では、筑豊地方などを中心に木造建物が全壊 12,526 棟、半壊 12,655 棟、非木造建物が全壊 855 棟、半壊 1,169 棟と予測される。

警固断層南東部の想定では、福岡市などを中心に木造建物が全壊 16,291 棟、半壊 12,864 棟、非木造建物が全壊 1,676 棟、半壊 2,157 棟と予測される。

以下に、豊前市に係る建物被害の想定結果を示す。

■豊前市に係る建物被害の想定結果

項目			対象地震										
			小倉東断層			西山断層			水縄断層				
			南西下部	中央下部	北東下部	南東下部	中央下部	北西下部	北東下部	中央下部	南西下部		
建物被害数(棟)	木造	全壊		0	0	0	0	0	23	0	0	17	886
		半壊		0	0	7	0	1	56	0	0	50	854
	非木造	S R C・R C造	大破	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			中破	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		S造	大破	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			中破	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		軽量鉄骨造	大破	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
			中破	0	0	0	0	0	1	0	0	1	29
		その他	大破	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
			中破	0	0	0	0	0	1	0	0	1	16
		小計	大破	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
			中破	0	0	0	0	0	2	0	0	2	49
	合計	全壊・大破		0	0	0	0	0	0	0	0	17	917
		半壊・中破		0	0	7	0	1	58	0	0	52	903

第5 地震火災被害

最も影響が大きいと想定された断層は水縄断層の想定で、想定震源に近く、建物被害が多い久留米市、八女市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、広川町を中心に県南西部に集中している。

小倉東断層の想定では、北九州市内を中心に 26 件の炎上出火が予測され、消火能力が及ばず焼失すると予測される焼失棟数は 5 棟と予測される。

西山断層の想定では、筑豊地方を中心に広範囲で 53 件の炎上出火が予測され、消火能力が及ばず焼失すると予測される焼失棟数は 6 棟と予測される。

警固断層南東部の想定では、福岡市などを中心に 74 件の炎上出火が予測され、消火能力が及ばず焼失すると予測される焼失棟数は 10 棟と予測される。

以下に、豊前市に係る地震火災被害の想定結果を示す。

■豊前市に係る地震火災被害の想定結果

項目		対象地震								
		小倉東断層			西山断層			水縄断層		
		南西下部	中央下部	北東下部	南東下部	中央下部	北西下部	北東下部	中央下部	南西下部
地震火災被害数(棟)	全出火	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	炎上出火	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	消防件数	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	延焼出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消失棟数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第6 ライフライン施設被害

ライフラインについては、警固断層南東部の想定で最も被害が大きく、福岡市を中心として被害が発生すると予測される。特に市民生活に重大な影響が及ぶ水道、電気、ガスについて、上水道被害は3,368箇所、電柱被害は143箇所、都市ガス被害は236箇所で発生すると予測される。

その他の断層においては、上水道被害について、小倉東断層北東部の想定では北九州市を中心に1,079箇所、西山断層の想定では筑豊地方を中心に3,787箇所、また水縄断層の想定では久留米市を中心に2,327箇所の被害が予測される。

以下に、豊前市に係るライフライン施設被害の想定結果を示す。

■豊前市に係るライフライン施設被害の想定結果

項目		対象地震									
		小倉東断層			西山断層			水縄断層			
		南西下部	中央下部	北東下部	南東下部	中央下部	北西下部	北東下部	中央下部	南西下部	
ライフライン被害数(箇所)	上水道管	0	0	0	0	0	1	0	0	1	45
	下水道管	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	都市ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電力(電柱)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	電話(電話柱)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

第7 交通施設被害

1 道路・鉄道被害

西山断層の想定が最も大きく、国県道で176箇所、都市高速道路や九州自動車道で52km程度(ただし不通区間となるインターチェンジ間延長の合計)となっている。

小倉東断層の想定では78箇所、警固断層南東部の想定で155箇所、水縄断層の想定では152箇所の被害が予測される。

鉄道被害については、警固断層南東部の想定で346箇所の被害が予測されているほか、小倉東断層の想定で163箇所、西山断層の想定で378箇所、水縄断層の想定264箇所の被害が予測される。

以下に、豊前市に係る道路・鉄道被害の想定結果を示す。

■豊前市に係る道路・鉄道被害の想定結果

項目		対象地震									
		小倉東断層			西山断層			水縄断層			
		南西下部	中央下部	北東下部	南東下部	中央下部	北西下部	北東下部	中央下部	南西下部	
道路被害数 (箇所)	国道 10 号線	4	5	5	2	3	4	1	2	2	6
	豊前耶馬溪線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	犀川豊前線	0	1	1	0	1	1	0	1	1	2
鉄道被害数 (箇所)	J R 日豊本線	21	33	28	5	15	62	1	3	6	38

※ 被害数（箇所）は福岡県内の総延長に対する被害箇所の総数であり、そのうちの豊前市内の被害数は算出されていない。

2 港湾・漁港施設被害

港湾、漁港の施設被害は、小倉東断層の想定、並びに警固断層南東部の想定において、港湾部の液状化危険性が高く出ることから、北九州港・苅田港・博多港といった国際拠点港湾や重要港湾も被害を受けると予測される。

小倉東断層の想定では、港湾係留施設の被害は 66 km程度、警固断層南東部の想定では同じく 62 km程度の被害が予測される。

また、想定地震が見直された場合は、その他の港湾を含めて港湾への影響について、改めて検討を行うものとする。

以下に、豊前市に係る港湾・漁港施設被害の想定結果を示す。

■豊前市に係る港湾・漁港施設被害の想定結果

項目		対象地震									
		小倉東断層			西山断層			水縄断層			
		南西下部	中央下部	北東下部	南東下部	中央下部	北西下部	北東下部	中央下部	南西下部	
被害延長 (m)	宇島港	ランク 0	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	0
		ランク I	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ランク II	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ランク III	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ランク IV	0	0	0	0	0	0	0	0	3,660
	宇島漁港	ランク 0	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	0
		ランク I	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ランク II	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ランク III	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ランク IV	0	0	0	0	0	0	0	0	1,554

なお各ランクにおける被害の状況・程度は次のとおりである。

ランク	被害の状況	被害の程度
0	無被害	—
I	本体には異常がないが、附属構造物に破壊や変状が認められるもの。	そのままの状態で、あるいは簡単な手直しですぐ供用に耐えうる。
II	本体にかなりの変状が起こったもの。	簡単な手直しですぐに供用に耐える～かなりの供用に耐えうる。
III	形はとどめているが、構造物本体に破壊が起こったと認められるもの。	機能をまったく喪失している。
IV	全壊して形をとどめていないもの。	—

第8 人的被害

建物の倒壊や斜面崩壊により、人的被害の発生が予測されている。

警固断層南東部の想定では建物被害が大きいことから、それに伴う人的被害は福岡市を中心に、死者数が 1,183 名、負傷者数が 22,508 名発生すると予測される。

小倉東断層の想定では、北九州市を中心に死者数が 501 名、負傷者数が 4,409 名発生すると予測される。

西山断層の想定では、筑豊地方を中心に、死者数が 844 名、負傷者数が 21,678 名発生すると予測される。

水縄断層の想定では、久留米市を中心に、死者数が 1,482 名、負傷者数が 23,254 名発生すると予測される。

以下に、豊前市に係る人的被害の想定結果を示す。

■豊前市に係る人的被害の想定結果

項目		対象地震									
		小倉東断層			西山断層			水縄断層			
		南西下部	中央下部	北東下部	南東下部	中央下部	北西下部	北東下部	中央下部	南西下部	
人的被害数(人)	死者	0	0	0	0	0	1	0	0	1	52
	負傷者	0	0	0	0	0	131	0	0	109	1,198
	要救出現場数	0	0	0	0	0	9	0	0	7	367
	要救出者数	0	0	0	0	0	4	0	0	3	183
	要後方医療搬送者数	0	0	0	0	0	13	0	0	11	120
	避難者数	0	0	0	0	0	27	0	0	20	1,087

|| 第3節 津波災害想定

第1 津波想定の概要

2011年3月の東日本大震災を受け、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて津波防災を推進する「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行された。

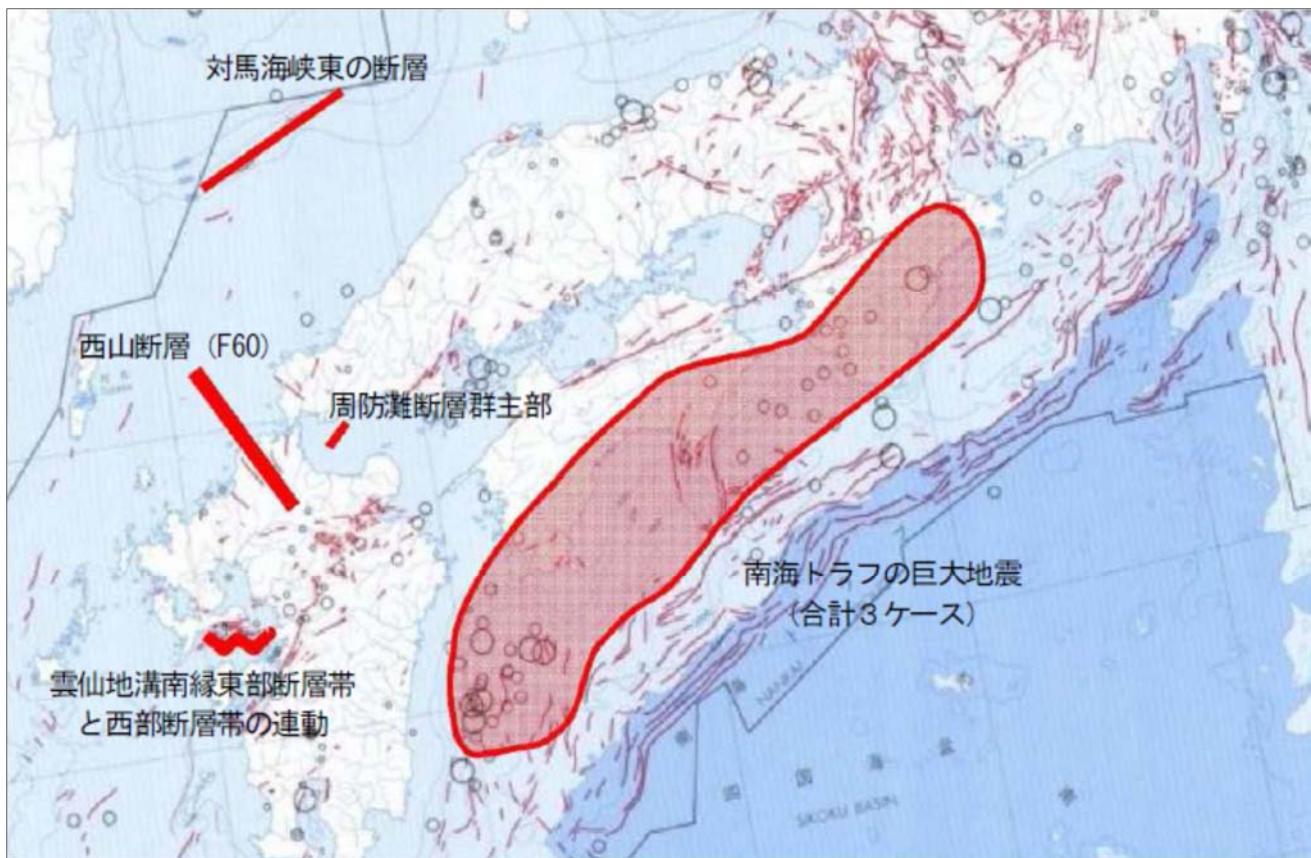
また、国では、「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等」（平成24年8月）や「日本海側の大規模地震で発生する津波想定」（平成26年8月）を公表するなど、最新の知見に基づき、地震・津波に関する調査検討が行われてきた。

福岡県ではこうした国の動向を踏まえ、従来の「津波に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月 福岡県）に基づく津波浸水想定を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」の基本指針や国の最新の知見に基づく津波浸水想定を新たに設定している。

また、玄界灘沿岸、豊前豊後沿岸、有明海沿岸の3つの沿岸に対して、来襲する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層について、各沿岸で以下のように選定し、津波の予測を行っている。

- ・ 玄界灘沿岸 ①対馬海峡東の断層、④西山断層
- ・ 豊前豊後沿岸 ①対馬海峡東の断層、②周防灘断層群主部、④西山断層、⑤南海トラフ
- ・ 有明海沿岸 ③雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、⑤南海トラフ

■津波想定の波源位置図



(出典：福岡県地域防災計画 地震・津波対策編 平成28年3月)

第1編 総則
第4章 災害の想定

各波源における津波の予測及び被害の想定結果及び沿岸部の対象市町における津波被害想定結果は以下の通りである。

■各波源における津波被害想定結果

No	ケース		最速津波到達時間※(分)	最高津波水位(m)	建築物被害棟数(棟)		人的被害(死者数)
	波源	初期潮位			全壊	半壊	
①	対馬海峡東の断層	朔望平均満潮位	91	4.6	66	442	28
②	周防灘断層群主部	朔望平均満潮位	27	4.0	53	515	25
③	雲仙地溝南縁東部断層帶と西部断層帶の連動	朔望平均満潮位	42	3.5	748	3,901	15
④	西山断層	朔望平均満潮位	1	4.3	46	382	28
⑤	南海トラフ	朔望平均満潮位	177	3.5	791	5,355	55

※ 津波到達時間：計算開始から+20cm水位上昇までに要した時間

(出典：福岡県地域防災計画 地震・津波対策編 平成28年3月)

■沿岸部の対象市町における津波被害想定結果

沿岸名	対象市町名	最即津波到達時間：(分)	最高津波到達時間：(分)	最高津波水位：(m)	最高津波水位を起こす波源の断層	堤防整備高(m)	人的被害(死者数)	物的被害(棟)	
								全壊	半壊
玄界灘沿岸	糸島市	24(117)	180(150)	4.4(3.5)	対馬(対馬)	5.0	13(0)	58(5)	305(13)
	福岡市	7(112)	152(189)	3.4(3.3)	対馬(対馬)	5.0	16(0)	2(1)	69(14)
	新宮町	5(113)	8(239)	2.4(2.4)	西山(対馬)	3.5	0(0)	0(0)	1(0)
	古賀市	1(112)	1(239)	2.6(2.1)	西山(対馬)	3.5	0(0)	0(0)	0(0)
	福津市	1(103)	8(228)	3.8(2.5)	西山(対馬)	4.5	0(0)	0(0)	1(2)
	宗像市	3(95)	19(193)	4.3(2.7)	西山(対馬)	4.3	4(0)	5(0)	82(0)
	岡垣町	4(94)	19(155)	3.2(3.3)	西山(対馬)	4.0	0(0)	0(0)	0(0)
	遠賀町	33(98)	39(117)	2.3(1.9)	西山(対馬)	4.4	0(0)	0(0)	0(0)
	芦屋町	25(94)	30(187)	3.3(2.4)	西山(対馬)	4.1	0(0)	0(0)	4(0)
豊前豊後沿岸	北九州市	26(45)	108(124)	4.6(3.1)	対馬(対馬)	6.2	8(0)	21(0)	736(1)
	苅田町	43(41)	75(53)	4.0(3.6)	周防灘(周防灘)	6.2	0(0)	3(0)	30(0)
	行橋市	40(40)	206(111)	3.3(2.7)	南海(周防灘)	6.2	29(0)	207(0)	713(0)
	築上町	37(37)	224(53)	3.2(3.1)	南海(周防灘)	6.2	3(0)	19(0)	78(0)
	豊前市	27(30)	196(71)	3.2(2.6)	南海(周防灘)	6.2	1(0)	2(0)	24(0)
	吉富町	28(28)	213(91)	3.4(2.6)	南海(周防灘)	6.2	0(0)	5(0)	37(0)
有明海沿岸	大川市	78(67)	299(127)	3.3(3.3)	南海(雲仙)	7.5	5(0)	16(0)	941(0)
	柳川市	62(49)	291(60)	3.3(3.1)	南海(雲仙)	7.5	2(0)	435(0)	2,146(0)
	みやま市	57(46)	274(64)	3.4(3.1)	南海(雲仙)	7.5	8(0)	305(0)	933(0)
	大牟田市	42(30)	47(46)	3.5(3.3)	雲仙(雲仙)	7.5	0(0)	0(0)	1(0)

※ カッコ内は、「津波に関する防災アセスメント調査(平成24年3月公表)」の数値

※ 津波到達時間：計算開始から+20cm水位上昇までに要した時間

※ 人的・物的被害は、津波浸水想定と人口・建物分布を重ね合わせ、津波到達時間やその浸水深を踏まえ推計

※ 人的被害は、夜間に津波が発生した場合の数値

(出典：福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)・(基本編・風水害対策編)の改定について 平成28年3月)

先述の想定結果によると、本市へ特に影響する津波は、「周防灘断層群主部」及び「南海トラフ」を波源とした予測であるとされている。被害の概要を以下に示す。

1 周防灘断層群主部

大分県沖の周防灘にある断層の地震により発生するものである。主に、豊前豊後沿岸の関門海峡の南側（周防灘に面する）で、津波水位が高く、また到達時間も早くなる。

(1) 津波の到達時間

断層が大分県沖にあるため、到達時間は、大分県に近い豊前市で 27 分、吉富町で 28 分となるほか、その他の豊前豊後沿岸の地域でもおおむね 50 分以内には到達すると予測される。

(2) 最高津波水位

最高津波水位は、苅田町で最も高く 4.0m となる。その他、北九州市、行橋市、豊前市で最高津波水位が 3.0m 以上となると予測される。

(3) 最高津波水位の到達時間

最高津波水位の到達時間は、最も早い行橋市で 52 分、最高津波水位が最も高い苅田町では、75 分と予測される。

(4) 浸水範囲

地震によって堤防が沈下するため河川や海岸沿いの低平地が浸水するほか、背後の土地が低い一部の漁港や浜辺等での浸水が予測される。

2 南海トラフ

内閣府が想定する南海トラフの巨大地震により発生するものである。全部で 11 ケースが想定されるもののうち、福岡県ではケース 4、5、11 で津波水位が高くなると予測される。福岡県では、関門海峡南側の豊前豊後沿岸と、有明海での津波の発生が予測されている。

(1) 津波の到達時間

地震の位置が他の津波よりも離れているため到達時間は長く、豊前豊後沿岸では最も早い豊前市で 177 分、有明海沿岸では最も早い大牟田市で 237 分と予測される。

(2) 最高津波水位

最高津波水位は、豊前豊後沿岸では北九州市で最も高く 3.5m、有明海沿岸ではみやま市、大牟田市で最も高く 3.4m となる。

(3) 最高津波水位の到達時間

最高津波水位の到達時間は、豊前豊後沿岸では豊前市で最も早く 196 分、有明海沿岸では大牟田市で最も早く 266 分となる。

(4) 浸水範囲

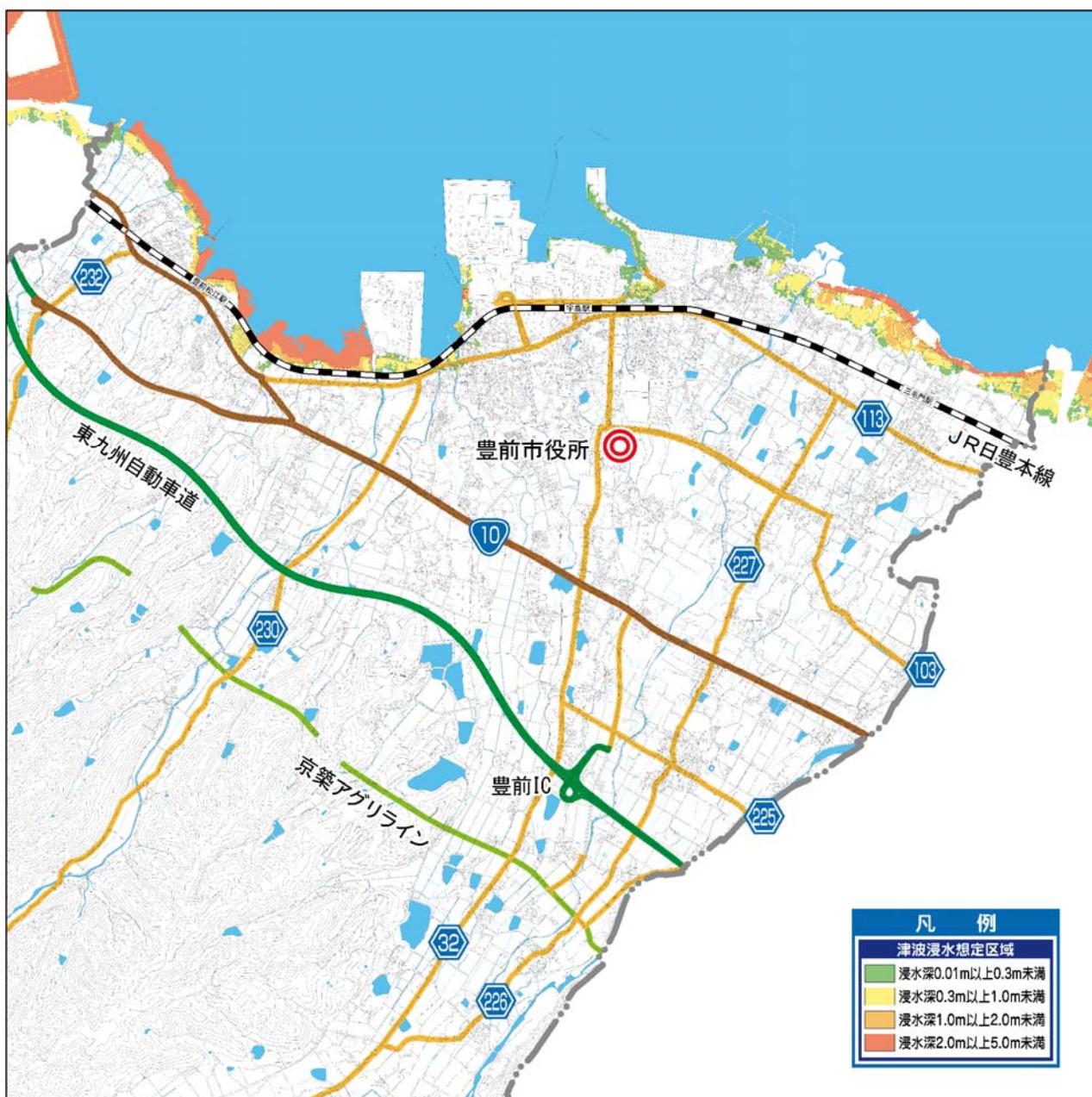
豊前豊後沿岸では、地震によって堤防が沈下するため河川や海岸沿いの低平地が浸水するほか、背後の土地が低い一部の漁港や浜辺等での浸水が予測される。

有明海沿岸では、背後にゼロメートル地帯が広がり、潮位も高い。そのため、地震による堤防の沈下や津波の到達により浸水が発生する箇所では、広範囲に浸水が広がることが予測される。

3 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域は、国や県が検討した周防灘断層主部や南海トラフの断層モデルを基に、最大クラスの津波が発生し、朔望平均満潮位と重なり、沿岸の構造物が破壊された場合などを想定されており、福岡県が平成28年2月に作成している。

■津波浸水想定区域（平成28年2月 福岡県）



第5章 重点的に取り組むべき対策

災害に強い市を目指し、本編第4章「災害の想定」で示したような人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

このようなハード対策に併せて、市民との迅速な防災情報の共有化や県民運動展開の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るとともに、本市の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安心で安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 地域の防災力を向上させるための市民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、市民、地域コミュニティ及び企業等が防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- 1 市民の防災意識の高揚、地震津波に関する必要な教育及び広報活動
- 2 地域・企業の防災力の向上

第2 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶なども考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や、市等による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないよう、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る。

- 1 適切な医療供給体制の構築と連携強化
- 2 地域の災害情報の把握・多様な情報伝達体制の充実強化

第3 建築物等の耐震化の推進

地震発時に死傷者が発生する主な要因は、住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震診断の推進及び耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、防災拠点や避難所となる公共施設については、計画的に早期の耐震化を進める必要がある。さらに、電気、水道、ガスなどのライフライン、市民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことが予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

- 1 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- 2 ライフライン施設の耐震化の推進

第4 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）が犠牲となるケースが多いため、要配慮者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導体制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

- 1 高齢者などの要配慮者に対する個別支援対策の充実

第5 学校現場における防災教育推進

地震災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、自らの判断で行動できる児童・生徒の育成に努める必要がある。

- 1 防災に関する知識の習得
- 2 自分の命を守る「自助」の重要性と周囲の状況に応じ、安全に行動する判断能力の育成
- 3 地域・仲間で助け合う「共助」の心の育成

第6章 防災関係機関等の業務大綱

第1節 実施責任

第1 市防災会議

市防災会議は、市長を会長として「基本法」第16条及び「豊前市防災会議条例」（昭和39年豊前市条例第22号）に規定する機関の長等を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

1 議 長

市 長

2 委 員

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱するもの
- (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱するもの
- (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱するもの
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命するもの
- (5) 教育長
- (6) 京築広域圏消防本部消防長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて委嘱するもの

第2 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害が市町村の区域をこえて広範囲にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、その活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

市民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
豊前市	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none">・防災会議に係る事務に関すること・市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること・防災施設の整備に関すること・防災に係る教育、訓練に関すること・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること・他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること・給水体制の整備に関すること・管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること・住民の自発的な防災活動の促進に関すること・災害危険区域の把握に関すること・各種災害予防事業の推進に関すること・防災知識の普及に関すること・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること・企業等の防災対策の促進に関すること・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること・災害ボランティアの受入体制の整備に関すること・帰宅困難者対策の推進に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none">・消防等応急対策に関すること・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること・避難の勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること・災害時における文教、保健衛生に関すること・災害広報及び被災者からの相談に関すること・被災者の救難、救助その他の保護に関すること・行方不明者の調査に関すること・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること・復旧資機材の確保に関すること・災害対策要員の確保・動員に関すること・災害時における交通、輸送の確保に関すること・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること・災害ボランティアの活動支援に関すること

第1編 総 則

第6章 防災関係機関等の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none">・市所管施設の被災状況調査に関すること (災害復旧)・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の改良及び災害復旧に関すること・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること・市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること

第2 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
京築広域圏 消防本部	<ul style="list-style-type: none">・消防施設、消防体制に関すること・救助・救援体制に関すること・危険物等施設の実態把握の指導監督に関すること・消防知識の啓発・普及に関すること・火災発生時の協力・援助に関すること・水防活動の協力・援助に関すること・被災者の救助・援助に関すること・被害に関する通信連絡及び調査に関すること・応急手当に関すること・災害時の避難・誘導に関すること・被災者情報に関すること・非常備消防（消防団）との連携に関すること

第3 県及び県警察本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	(災害予防) <ul style="list-style-type: none">・防災会議に係る事務に関すること・県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること・防災施設の整備に関すること・防災に係る教育、訓練に関すること・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること・他の都道府県との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること・防災知識の普及に関すること・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること・緊急消防援助隊調整本部に関すること・企業等の防災対策の促進に関すること・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること・災害ボランティアの受入体制の整備に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること ・帰宅困難者対策の推進に関すること (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ・災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること ・災害ボランティアの活動支援に関すること ・福岡県所管施設の被災状況調査に関すること (災害復旧) <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の改良及び災害復旧に関すること ・物価の安定に関すること ・義援金品の受領、配分に関すること ・災害復旧資材の確保に関すること ・災害融資等に関すること
警察本部 (豊前警察署)	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) <ul style="list-style-type: none"> ・災害警備計画に関すること ・警察通信確保に関すること ・関係機関との連絡協調に関すること ・災害装備資機材の整備に関すること ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・防災知識の普及に関すること (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達に関すること ・被害実態の把握に関すること ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ・行方不明者の調査に関すること ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ・不法事案等の予防及び取締りに関すること ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ・広報活動に関すること ・死体の見分・検視に関すること

第4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備計画等の指導に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ・広域的な交通規制の指導調整に関すること ・他の管区警察局との連携に関すること ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ・警察通信の運用に関すること ・地震に関する情報及び津波警報・注意報の伝達に関すること
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ・国有財産の無償貸付等の措置に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する災害融資に関すること ・災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の情報収集、通報に関すること ・関係職員の現地派遣に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀の備蓄に関すること ・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急用食糧の調達・供給に関すること ・農業関係被害の調査・報告に関すること ・災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること ・種子及び飼料の調達・供給に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害農業者等に対する融資等に関すること ・農地・施設の復旧対策の指導に関すること ・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ・土地改良機械の緊急貸付に関すること ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ・技術者の緊急派遣等に関すること <p>■ 九州農政局福岡地域センター</p> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有保安林・治山施設の整備に関すること ・林野火災予防体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野火災対策の実施に関すること ・災害対策用材の供給に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧対策用材の供給に関すること
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること ・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること ・被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
九州産業保安監督部	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山における応急対策の監督指導に関すること ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設及び設備の整備に関すること ・宿泊施設等の防災設備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること ・緊急輸送命令に関すること
大阪航空局 (福岡・北九州空港事務所)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
第七管区海上保安本部	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること ・流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること

第1編 総 則

第6章 防災関係機関等の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> ・海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること ・人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること ・海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること ・海上の流出油に対する防除措置に関すること
福岡管区気象台	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波に関する観測施設を整備すること ・地震・津波等に関する防災気象知識の普及に努めること ・緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報を発表及び伝達すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報を発表及び伝達すること ・二次災害防止のため、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること ・災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常通信体制の整備に関すること ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ・災害時における通信機器の貸し出しに関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気通信の確保に関すること ・非常通信の統制、管理に関すること ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関するこ <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関するこ <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関するこ。
国土交通省 九州地方整備局	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測通報についての協力に関するこ ・防災上必要な教育及び訓練等に関するこ ・津波災害危険区域の選定又は指導に関するこ ・防災資機材の備蓄、整備に関するこ ・雨量、水位、潮位等の観測体制の整備に関するこ ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関するこ ・水防警報（津波）等の発表及び伝達に関するこ

機関の名称	事務又は業務の大綱
国 土 交 通 省 九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ・地震に関する情報及び水防警報（津波）等の発表及び伝達に関すること ・水防活動の指導に関すること ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ・災害広報に関すること ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること ・海上の流出油に対する防除措置に関すること ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること (災害復旧) ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

第5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自 衛 隊 (陸 上 自 衛 隊 第 四 师 团)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣計画の作成に関すること ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

第6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九 州 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防火管理に関すること ・輸送施設の整備等安全輸送体制の確保に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式会社(大分支店)、NTT	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること

第1編 総 則

第6章 防災関係機関等の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
コミュニケーションズ 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧用通信施設の整備に関すること (災害応急対策) ・緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報等の伝達に関すること ・災害時における重要通信に関すること ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行(福岡支店・北九州支店)	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) ・ (災害応急対策) ・銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること ・金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること ・各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 (福岡県支部)	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の整備に関すること ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療助産等の実施に関すること ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会 (北九州放送局)	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関すること ・災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報等の放送周知に関すること ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること (災害復旧) <ul style="list-style-type: none"> ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) <ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の疎通の確保に関すること (災害復旧) <ul style="list-style-type: none"> ・被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社 (福岡支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) <ul style="list-style-type: none"> ・復旧資材等の輸送協力に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州電力株式会社 (豊前発電所及び 行橋営業所)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の整備と防災管理に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電力の供給確保に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
西部瓦斯株式会社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の整備と防災管理に関すること ・導管の耐震化の確保に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるガスの供給確保に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便株式会社 (九州支社)	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便事業運営の確保 ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保

第7 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
株式会社西日本新聞 社、株式会社朝日新聞西 部本社、株式会社毎日新 聞西部本社、株式会社読 売新聞西部本社、株式会 社時事通信社福岡支 社、一般社団法人共同通 信社福岡支社、株式会社 熊本日日新聞社福岡支 社、株式会社日刊工業新 聞社西部支社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関すること ・災害時における報道の確保対策に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象・地象予警報等の報道周知に関すること ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
RKB毎日放送株式会社、 株式会社テレビ西日本、九 州朝日放送株式会社、株 式会社福岡放送、株式会 社エフエム福岡、株式会 社CROSS FM、株式会社 TVQ 九州放送、ラジオエフエム国 際放送株式会社、東九州コ ミュニティ放送株式会社、株 式会社FMなかつ	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関すること ・災害時における放送の確保対策に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象・地象予警報等の放送周知に関すること ・避難所等への受信機の貸与に関すること ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人 福岡県医師会 豊前築上医師会	<p>(災害予防)・(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療救護の活動に関すること ・負傷者に対する医療活動に関すること

第1編 総 則

第6章 防災関係機関等の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関すること
一般社団法人 福岡県歯科医師会 豊前築上歯科医師会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療救護活動体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人 福岡県看護協会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害看護についての研修や訓練に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者への支援に関すること ・避難所等における看護活動に関すること ・災害支援看護職の要請・受け入れ等の支援に関すること
公益社団法人 福岡県薬剤師会 豊前築上薬剤師会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療救護活動に関すること ・医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること ・医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること ・避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること ・その他公衆衛生活動に関すること
公益社団法人 福岡県トラック協会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること
一般社団法人 福岡県LPG協会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LPGガス施設の整備と防災管理に関すること ・LPGガス供給設備の耐震化の確保に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるLPGガスの供給確保に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人 福岡県水難救済会 (宇島救難所)	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水難等による人命及び船舶の救助に関すること
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること ・職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の観点から要配慮者への支援の充実に関すること ・災害ボランティアの活動体制強化に関すること ・福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること

第8 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
豊前市消防団	<p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災及びその他災害の予防・警戒・防御に関すること ・災害等の情報収集に関すること ・その他消防に関すること
J A 福岡京築	<p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・農作物の災害応急対策の指導に関すること ・被災農家に対する融資及び斡旋に関すること ・農業生産資材及び農家生活資材の確保・斡旋に関すること ・災害時における食料及び物資の供給に関すること
豊築森林組合	<p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること ・市、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること ・被災林業者に対する融資及びその斡旋に関すること ・被災林業者に対する生産資材の確保斡旋に関すること
豊前商工会議所	<p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・加盟各事業者との連絡調整に関すること ・被災中小企業に対する融資の斡旋に関すること ・災害時における救助物資・復旧資材の確保、斡旋及び被災者に対する炊き出しに関すること
豊前建設業協会	<p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること ・倒壊住宅等の撤去の協力に関すること ・応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること ・その他災害時における復旧活動の協力に関すること ・加盟各事業者との連絡調整に関すること
豊前市管工事協同組合	<p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における上・下水道の復旧活動の協力に関すること ・加盟各事業者との連絡調整に関すること
豊前市社会福祉協議会	<p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時のボランティアの受け入れに関すること ・被災者の生活支援活動の協力に関すること ・県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付の受付・申込に関すること
公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会(北九州支部)	<p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者への利用可能な民間賃貸住宅の状況・情報提供及び住宅提供に関すること
危険物・有毒物等保有施設	<p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること

第9 市民・事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
市 民	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自らの身の安全は自らが守る」の観点に立って、平常時から地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認すること 平常時から食料・飲料水等の備蓄（3日分）、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害に備えること <p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めること
事 業 所	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食糧・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練の実施に努めること <p>(災害応急対策)・(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力すること 必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、市との物資・役務の供給協定の締結に努めること

第7章 災害に関する調査研究の推進

|| 第1節 防災関係機関の調査研究

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の研究、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調整研究を継続的に実施又は推進し、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

|| 第2節 大学・学会・防災研究機関等との連携

第1節に示すように、災害対策の推進に当たっては、災害及び防災に関する調査研究を行う大学等との連携が重要であり、特に大規模災害による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

具体的には、市及び県は、構造の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、災害による被害の軽減を図るための災害及び防災に関する調査研究を一層総合的に推進し、大学等との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。

|| 第3節 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

- 第1節 災害予防計画における基本方針
- 第2節 都市構造の防災化
- 第3節 建築物等の安全化

第2章 市民等の防災力の向上

- 第1節 市民が行う防災対策
- 第2節 自主防災体制整備計画
- 第3節 企業等防災対策促進計画
- 第4節 防災知識の普及及び啓発
- 第5節 防災訓練計画
- 第6節 市民の心得

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

- 第1節 広域応援体制等整備計画
- 第2節 防災施設・資機材等整備計画
- 第3節 災害救助法等運用体制整備計画
- 第4節 津波災害予防体制整備計画
- 第5節 情報通信施設等整備計画
- 第6節 広報・広聴体制整備計画
- 第7節 二次災害防止体制整備計画
- 第8節 救出救助体制整備計画
- 第9節 避難体制等整備計画
- 第10節 交通・輸送体制整備計画
- 第11節 帰宅困難者支援体制整備計画
- 第12節 医療救護体制整備計画
- 第13節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備計画
- 第14節 災害ボランティア活動環境等整備計画
- 第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画
- 第16節 住宅確保体制整備計画
- 第17節 保健衛生・防疫体制整備計画
- 第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画
- 第19節 液状化災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

項目	所管部署
第1節 災害予防計画における基本方針	各課共通
第2節 都市構造の防災化	総務課、都市住宅課、建設課
第3節 建築物等の安全化	総務課、都市住宅課、各施設所管課

第1節 災害予防計画における基本方針

所管部署：各担当課

市は、震災対策の効果を発揮するためには、長期的な防災対策の目標(防災ビジョン)に基づき、地震に強い市にするための事業を推進していく必要がある。具体的には、地域の防災構造化、建築物や各種ライフライン施設の耐震化・安全化を進めるとともに、機関毎に地震発生時の初動体制を整備し、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を実施できるようにしておくことが重要である。

第1 被害想定

福岡県地震防災アセスメント結果による本市で想定されている被害状況は以下のとおりである。

■ 想定地震による豊前市で発生する被害の想定量

被　害　想　定　項　目		小　倉　東　断　層			西　山　断　層			水　縄　断　層			基盤一定
		南 西 下 部	中 央 下 部	北 東 下 部	南 東 下 部	中 央 下 部	北 西 下 部	北 東 下 部	中 央 下 部	南 西 下 部	
人 的 的 被 害	死　　者　　数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	52
	負　傷　者　数	0	0	0	0	0	131	0	0	109	1,198
	要　救　出　場　(箇　所)　数	0	0	0	0	0	9	0	0	7	367
	要　救　出　者　数	0	0	0	0	0	4	0	0	3	183
	要　後　方　医　療　搬　出　者　数	0	0	0	0	0	13	0	0	11	120
	避　難　者　数	0	0	0	0	0	27	0	0	20	1,087
斜 面 崩 壊	斜面崩壊危険度(A)箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	斜面崩壊被災建物棟数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建 物 倒 壊	被　本　造　建　物 壊　棟　数	全　壊	0	0	0	0	23	0	0	17	886
	半　壊	0	0	0	0	0	56	0	0	50	854
	被　非　本　造　建　物 壊　棟　数	大　破	0	0	0	0	0	0	0	0	31
	中　破	0	0	0	0	0	2	0	0	2	49
火 災	火　災　全　出　火　棟　数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	火　災　焼　失　棟　数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ラ イ フ	上　水　道　管　被　害　箇　所　数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	45
	下　水　道　管　被　害　箇　所　数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	都　市　ガ　ス　管　被　害　箇　所　数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電　力　(電　柱)　被　害　本　数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	電　話　(電　話　柱)　被　害　本　数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
ラ イ ン	生　活　支　障　世　帯　数	居　住　の　制　約	0	0	0	0	155	0	0	152	6,616
	食　糧　・　飲　料　水　の　制　約	0	0	0	0	0	142	0	0	142	6,373
	電　気　の　制　約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,682
	情　報　通　信　の　制　約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エレベーター閉じ込め者数		0	6	6	0	6	6	0	0	6	28

(出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査 平成24年3月)

第2 災害予防計画における基本方針

1 老朽家屋の対策強化

地震災害時には、種々の人命損失危険の発生が予想される。このような人命損失を除去・軽減するには予防対策が重要である。特に、老朽家屋による災害被害や不在地主による老朽家屋に対する対策推進の強化を図る。

2 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るために、県の実施した防災アセスメント等の結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

また、より精度の高い地震災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報の整備を促進するとともに、危険性の高い地域については、現行法に基づく規制制度等を活用した土地利用の指導・誘導に努め、将来の都市計画等において、地震に強い都市構造の形成に努める。

3 防災基幹施設の防災対策の推進

過去の大震災においては、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたしたことなどを考慮し、防災基幹施設の耐震化と機能強化を図る。

4 防災力の向上

大規模震災時においては、防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関の防災力向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進する。

5 事前対策の推進

地震災害時に、効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から市民に対し、地震に対する初動等について以下の内容を周知する。

(人命の危機に関すること)

- (1) 倒壊家屋の下敷き・生き埋めによる人命危険
- (2) 転倒・落下家具による人命危険
- (3) ブロック塀等の倒壊による人命危険
- (4) 地震時火災による人命危険
- (5) 地震時土砂災害による人命危険
- (6) 高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
- (7) 重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命危険及び重度の生活障害

|| 第2節 都市構造の防災化

所管部署： 総務課、都市住宅課、建設課

市は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、指定緊急避難場所・指定避難所、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

第1 基本方針

市は、避難路、指定緊急避難場所・指定避難所、広域避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るために土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

市及び施設管理者は、中高層ビルや商業施設及び駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性に鑑み、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化を図る。

第2 建築物不燃化の推進

1 計画方針

「都市計画法」（昭和43年法律第100号）により防火、準防火地域を設定するとともに、「建築基準法」（昭和25年第201号）第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

2 対策

(1) 公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、市営住宅については、計画を見直しながら、逐次耐火構造に建替えを推進する。

また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

(2) 住環境整備事業の推進

市は、住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。

第3 防災空間の確保、整備、拡大

1 計画方針

都市公園の整備を進め、避難地の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

2 都市公園の整備

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野营地、ごみ・災害廃棄物の仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会资本整備重点計画に基づき、積極的に推進する。

第4 市街地再開発事業の推進

1 計画方針

近年における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において、環境の悪化、災害の危険の増大、住宅の不足等の事態が深刻化している。

これらの事態に対処するため、市街地再開発事業を推進し、建築物の不燃化、耐震化、共同化等を行うとともに、道路、公園、広場等のオープンスペースを整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新をすすめ、併せて都市の防災構造化を図る。

2 対策

公共施設の緊急的な整備と、住宅施設・商業施設の整備を考慮し、総合的な都市再開発を推進する。

第5 共同溝・電線共同溝事業の推進

1 計画方針

共同溝・電線共同溝の整備を実施し、ライフラインの安全性・信頼性の向上を図るとともに、都市災害の防止及び防災活動の空間を確保する。

2 対策

災害に強いライフライン共同収容施設を整備することにより、道路構造の弱体化や交通障害・道路陥没などの事故を防止し、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、都市施設の整備と防災化を図る。

第6 土地区画整理事業の推進

1 計画方針

既成市街地及びその周辺の地域において、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために、土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善と併せて都市災害の防止を図る。

2 対策

- (1) 市が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の早期完成に努める。
- (2) 権利者の自発的な意思により組合を設立して行う組合土地区画整理事業については、無秩序な開発によるスプロール化の防止等のため今後とも推進していくものとする。

第7 造成地の災害予防対策

1 計画方針

造成地で発生する災害の防止を図るため、「都市計画法」に規定されている開発許可の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行う。

2 造成地における開発許可基準

開発区域の地盤が軟弱である場合、崖が発生する場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、崖崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられること。

第8 避難地等の整備

市は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を、次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知するものとする。

1 広域避難地等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定するものとする。要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 要避難地域

- ア 木造建物の建ぺい率がおおむね 10% を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域
- イ 津波、浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域

(2) 非焼失地域

要避難地域以外の地域

(3) 広域避難地

- ア 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね 10 h a 以上であること。ただし、10 h a 未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火炎に対し有効な遮蔽ができる場合は選定することができる。
- イ 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- ウ 津波、浸水等の危険のないこと。
- エ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- オ 一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できること。

(4) 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

- ア 広域避難地等収容可能人口は、避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 1 m² 以上として算定すること。
- イ 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
- ウ 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
- エ 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせるものとすること。

2 避難路の選定

広域避難地等へ避難するための避難路は、次の基準により選定する。

- (1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- (2) 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- (3) 広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多く取ること。
- (4) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- (5) 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
- (6) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- (7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- (8) 通行障害発生時の代替道路のこととも考慮すること。

3 広域避難地等の整備

(1) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークの設置に努める。

(2) 給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

ア 広域避難地内又は周辺の配水場の貯留水を利用するため必要な機材（ポンプ等）を整備する。

イ 広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。

(3) 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

(4) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

4 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により広域避難地等への安全確保を図るものとする。

(1) 火災に対する安全性の強化

ア 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために有効な耐火建築物の整備を促進する。
イ 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

(2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置を取る場合に必要な施設等を整備する。

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

(3) 危険物施設等に係る防災措置

ア 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

イ 上下水道施設

避難路に埋設されている上下水道施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な本管等の取替え及び防護を実施する。

ウ 電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講ずる。

(ア) 設備強化

- a 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- b 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- c 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空気中開閉器を使用する。

(イ) 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

(4) ガス施設

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取り替え及び防護を実施する。

(5) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第3節 建築物等の安全化

所管部署： 総務課、都市住宅課、各施設所管課

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

第1 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。

- 1 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動及び直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とするものとする。
- 2 諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。
- 3 諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また要配慮者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
- 4 耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれるものとする。なお、特に旧耐震基準で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、市は、県の計画を基に耐震改修促進計画の策定に努めるものとする。

第2 建築物等の耐震性の確保

1 公共建築物の耐震性の確保

(1) 市有施設の耐震性確保に関する方針

ア 新築建築物

新たに建設される市有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図るものとする。

イ 旧耐震基準で建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進するものとする。特に(ア)、(イ)及び(ウ)の施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

(ア) 災害応急対策活動に必要な施設

(イ) 避難所として位置付けられた施設

(ウ) 多数の市民が利用する施設

(エ) その他

ウ 新耐震基準以降に建築された既存建築物

以下の施設について、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

- (ア) 災害応急対策活動に必要な施設
 - (イ) 避難所として位置付けられた施設
 - (ウ) 多数の市民が利用する施設
- (2) 既存市有施設等の耐震性確保に関する取組
- ア 市有施設
 - (ア) 市有建築物耐震対策計画（整備目標、整備プログラム等）の策定
 - (イ) 同計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施
 - イ 教育施設等
 - (ア) 学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。
 - (イ) 老朽施設については、更新、補強を図る。
 - (ウ) 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。
 - ウ 公営住宅
 - 市営住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、隨時耐震診断を実施し、必要に応じて改修及び建替事業の積極的な推進に努める。
 - エ 社会福祉施設
 - 社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を推進する。

2 一般建築物の耐震性の確保

- (1) 方針
- 民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行うものとし、市は、そのための助言、指導及び必要性等に応じて支援を行うものとする。
- また、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導を行う。
- さらに、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、「建築基準法」第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を実施する。。
- (2) 新築建築物の耐震化対策
- 建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、「建築基準法」に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図るものとする。
- (3) 既存建築物の耐震化対策
- 市は、県の補助事業等を活用しながら、民間建築物の耐震性の向上を図るための広報活動の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。
- ア 耐震工法や補強方法等の技術知識等をパンフレット等により、広く市民に普及・啓発する。
 - イ 耐震改修相談窓口の開設
 - ウ 耐震改修セミナーの開催等により、耐震診断アドバイザー制度等の周知を図る。
 - エ 建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

3 その他の安全対策

(1) エレベーター閉じこめ防止対策

市は、エレベーターの建築所有者等に、建築基準法施行令の一部改正（2009年9月）にて設置が義務付けられた「P波感知型地震時管制運転装置」の設置を指導する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(2) 窓ガラス等の落下防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発等を行う。特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件」（昭和46年建設省告示第109号）における改正（昭和53年建設省告示第1622号）以前に建てられた建築物の調査を行い、所有者に必要な改善指導等を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に啓発を図る。

(4) 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(5) 建物内の安全対策

ア 学校校舎

市及び学校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止措置を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

イ 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止措置を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

ウ 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止措置を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

エ 民間建築物

建設物の所有者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下防止及びガラスの飛散防止等を行う。特に、中高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。市は、住民・企業に対し、これらの情報について広報及び指導に努める。

(6) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

市及び施設管理者は、道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

点検整備を行うものとする。また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

(7) その他の対策

自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者に対し周知を図る。

第3 土砂災害防止施設等の整備

市は、地震に伴って発生する土砂災害を予防するため、土砂災害防止施設等を整備する。

1 方針

1968年十勝沖地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、1978年宮城県沖地震、1984年長野県西部地震、1995年阪神・淡路大震災、2004年新潟県中越地震、2011年東日本大震災、2016年熊本地震等の地震では、地震に伴う山崩れ、がけ崩れ、宅地造成地の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、市は、地震による土砂災害を未然に防止するため、県が指定した土砂災害警戒区域等を把握し、必要に応じて県に対して改善策の要望、市が管理する付属する施設の改善を行い、危険区域における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等を指定し、市はそれに基づき土砂災害ハザードマップを作成し住民等へ周知するとともに避難体制の整備に努める。

2 土石流予防対策

(1) 土石流危険渓流の定義

この計画において「土石流危険渓流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家（家がない場合でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流をいう。

(2) 現況

現在、土石流危険渓流に設定されている区域は、資料編のとおりである。

【資料編】2. 災害危険箇所 2-5 砂防指定地

2. 災害危険箇所 2-6 土石流危険渓流

(3) 対策

ア 避難体制等の整備

市及び関係機関は関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

(ア) 土石流危険渓流の周知

市は、市地域防災計画に、土石流危険渓流を掲載するとともに、市報、ホームページ等において、関係住民に周知する。

(イ) 土石流災害の前兆現象の住民への周知

- a 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- b 渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
- c 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため)
- d 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- e 渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

3 地すべり予防対策

(1) 地すべり防止区域の指定及び危険箇所の周知

主務大臣は、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第33号）第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止区域を指定する。

(2) 現況

現在、地すべり防止区域に指定されている区域及び地すべり危険箇所は、資料編のとおりである。

【資料編】 2. 災害危険箇所 2-7 地すべり危険箇所

2. 災害危険箇所 2-8 地すべり防止区域及び危険箇所

(3) 対策

ア 行為の制限

地すべり防止区域内の住民においては、地すべりの防止を阻害、助長、若しくは誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づく行為の制限について、必要に応じ助言を行う。

イ 地すべり防止工事の実施

地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況においては、県は当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

4 急傾斜地崩壊予防対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律57号）第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

また、県は、急傾斜地崩壊危険区域やその区域以外で急傾斜地の崩壊によって著しく危険の及ぶ区域を「建築基準法」（昭和25年法律第201号）第39条に基づき、災害危険区域として指定し、がけ崩れの発生するおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」と選定する。

市は、市地域防災計画に、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を掲載するとともに、土砂災害ハザードマップ、市報、ホームページ等において、関係住民等に周知する。

(2) 現況

現在、急傾斜地崩壊危険区域として指定、また危険箇所として選定している区域は、資料編のとおりである。

【資料編】 2. 災害危険箇所 2-9 急傾斜地崩壊危険区域

2. 災害危険箇所 2-10 急傾斜地崩壊危険箇所

(3) 対策

急傾斜地崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為は、法律に基づき規制し、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づく建築制限について指導・助言を行う。また、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、費用の助成、融資の斡旋等を行い、移転を促進する制度についての周知に努める。

5 土砂災害防止対策

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき基礎調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定する。

市は、市地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な措置を講ずる。

また、区域内の要配慮者が利用する施設は以下のとおりである。なお、当該施設においては、円滑な警戒避難が行われるよう避難計画や土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるなど、その避難体制の強化に努める。

■ 土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設

施設名	住所	その他
特別養護老人ホーム 豊前サンビレッヂ	下川底 170	進入路への土砂災害
豊前サンビレッヂデイサービスセンター	下川底 170	

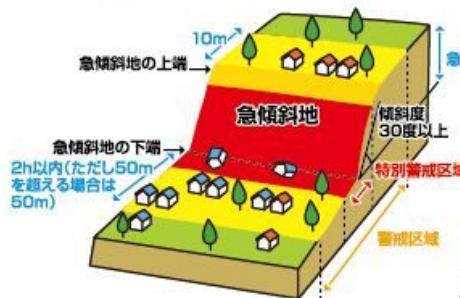
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

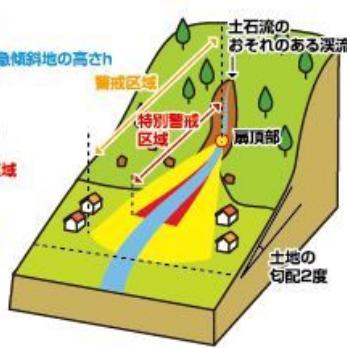
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。

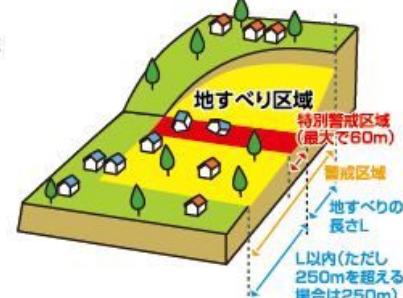
●急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)



●土石流



●地すべり



【資料編】2. 災害危険箇所 2-14 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(土石流)

2. 災害危険箇所 2-15 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(急傾斜地の崩壊)

2. 災害危険箇所 2-16 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(地すべり)

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を土砂災害ハザードマップ等により住民に周知する。

【資料編】2. 災害危険区域 2-17 豊前市防災マップ

6 土砂災害防止に係る市の取り組み

(1) 土砂災害に対する警戒の強化

地震により地盤が脆弱になると、雨による土砂災害の危険性が通常よりも高くなることから、熊本地震発災後は、熊本地方気象台が発表する大雨警報・注意報及び熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、通常の7割で暫定運用された。

そのため、市は、大規模地震の発生によっての大暴雨警報・注意報や土砂災害警戒情報の基準を引き下げて運用される場合は、これに従うとともに、土砂災害に対する警戒を強化する。

(2) 避難経路の整備等

避難経路の整備等については本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第9節「避難体制等整備計画」による。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

気象庁が発信する情報等に注視し、併せて危険区域のパトロールや必要に応じて、区長等の聞き取りにより、情報収集を行う。

イ 情報の伝達

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）は、市防災行政無線、市及び消防団の広報車、インターネット等多様な情報伝達手段を使用する。

また、携帯電話は重要な情報伝達手段として位置付け、福岡県『防災メール・まもるくん』の登録推進、発信、緊急速報エリアメールの活用を行う。その他報道機関による災害情報の伝達要請など、あらゆる伝達手段を講じ、地域住民に確実に伝達出来るよう情報伝達手段の構築に努める。

(4) 平常時からの住民意識向上の取り組み

市及び県は、土砂災害警戒区域内の住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、各種行事や防災訓練等の実施に努める。

ア 家具の転落防止策、非常持出品・備蓄品等の対策

イ 地震時・津波発生時の行動の目安

ウ 避難場所の周知

エ 災害情報等の入手方法等

(5) 自主防災組織の育成

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の区長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

ア 構成等

(ア) 行政区ごとにその住民をもって組織し、代表者等の役員等名簿を作成する。

(イ) 役員等名簿を整備し、地域の実情に応じた組織の設立を推進する。

イ 活動内容等

自主防災組織の主要な活動は、次のとおりとする。

(ア) 自主防災組織規約等の整備に関すること。

(イ) 災害時緊急連絡網及び災害時の避難行動体制の整備に関すること。

(ウ) 避難行動要支援者の把握及び個別支援計画の整備に関すること。

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

(6) 土砂災害危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、豊前警察署及び消防団等と連携して、危険区域の崩壊による土砂災害の未然防止、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、隨時防災パトロールを実施する。

また、あらかじめ当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無等について的確な把握に努める。

7 山地災害予防対策

(1) 山地災害危険地の定義

山地災害危険地とは、「山地災害危険地区調査要領」（平成7年10月20日付け7林野治第2914号）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区で、資料編に掲げるものをいう。

【資料編】2. 災害危険区域 2-8 地すべり防止区域及び危険箇所

2. 災害危険区域 2-11 山腹崩壊危険区域

2. 災害危険区域 2-12 崩壊土砂流出危険地区

(2) 対策

ア 山地災害危険地区的周知

市地域防災計画に山地災害危険地区を掲載し、地域住民への周知を図る。

イ 防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び市と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

ウ 治山事業の実施

集中豪雨等により山地災害が発生又は発生するおそれが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を地権者と協議の上、県に要望する。

8 宅地防災予防対策

丘陵地、山麓地における宅地開発においては、がけ崩れや土砂の流出等の災害が発生しているため、必要な指導に努め、「砂利採取法」・「森林法」その他関係法令の所管部局との連絡調整を行い、災害の未然防止に努める。

第4 河川・海岸施設等の安全対策

1 河川施設の耐震対策

地震による津波の発生に際して、河川を遡上してきた津波により水位上昇等が予想されるため、河川施設の被害を想定し、堤防、ダム、水門及び排水機場等の市管理河川関連施設について必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を行うよう県に対し要請する。

2 海岸保全施設の耐震対策

海岸保全施設の耐震点検を行い、背後地の高さや利用状況を勘案し、津波による浸水被害の発生する可能性が高い区間を抽出し、詳細調査を行い、耐震対策が必要なものについてはソフト対策を含め検討を行うものとする。

第5 交通施設の安全対策

道路、鉄道、港湾等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

また、基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備・施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保、地震・津波に対する安全性の確保に努め、緊急交通路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、警察は区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を図る。

1 道路施設

(1) 基本方針

本市には、広域的な基幹道路として東西方向に国道10号及び県道113号中津豊前線、東九州自動車道、京築広域農道が走り、南北方向に県道32号犀川豊前線を中心軸として、その他主要県道、市道等が走っている。しかしながら、近年のモータリゼーション等の進展により、自動車交通量が増加傾向にあり、渋滞対策等の市内交通の円滑化と環境に配慮した道路整備の推進が課題である。一方、生活道路である市道等においては、自動車の往来に支障をきたす箇所も多く、緊急車両の進入が容易でない箇所も多くあり、計画的に道路拡幅や安全性の向上を図るための改良・整備を進めていく必要がある。

また、都市計画道路については整備が遅れている状況にあり、見直しを含め検討し、地域の実情に合った安全・快適な道路交通ネットワークの形成を進めて行く必要がある。

(2) 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク計画

ア 緊急交通路

警察は、あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下、「緊急交通路」という。）を選定し、重点的に道路及び施設等の耐震性、安全性の強化に努める。

なお、緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された高速自動車道、都市高速道路及びその他の自動車専用道路等が対象となり、本市では「東九州自動車道」が対象となる。

イ 緊急輸送道路ネットワーク

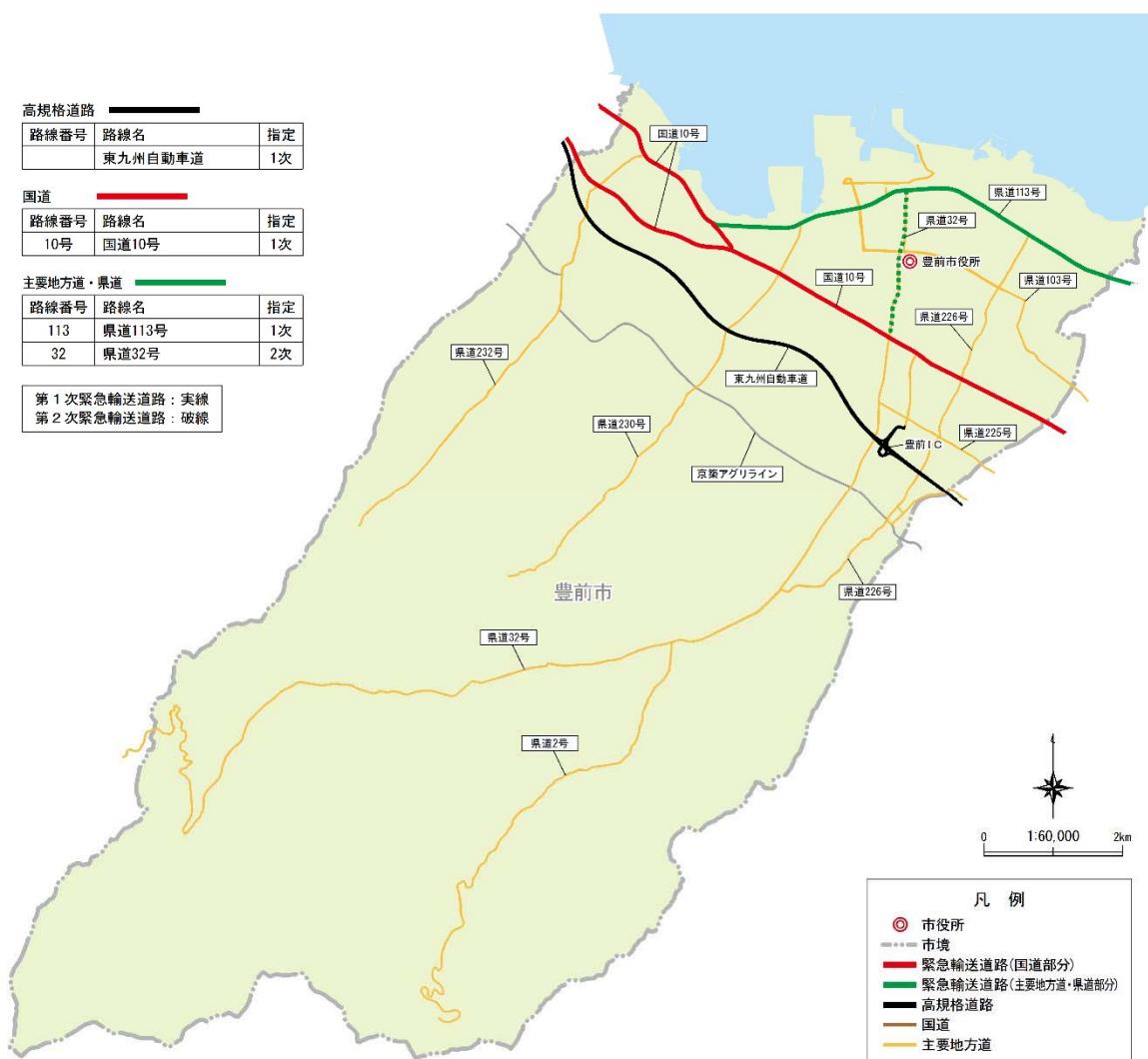
緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、耐震性、安全性の強化に努める。

本市で対象となる緊急輸送道路は以下の通りである。

区分	道路種別	路線名
第1次	高速道路	東九州自動車道
	一般道	国道10号
		県道113号 中津豊前線
第2次	一般道	県道32号 犀川豊前線

豊前市内 緊急輸送道路網図

平成27年4月1日現在



(3) 道路施設の点検・整備計画

ア 基幹道路の整備

基幹道路は、震災時における救助・救援活動・物資輸送等の道路機能として有効であるため、道路防災点検を適時実施し、道路の維持管理・補修に努める。

イ 生活道路の整備

震災時の避難経路や緊急車両が通行する防災上重要な道路として、狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進する。

ウ 橋梁等道路施設の整備

橋梁等道路施設において、適時現状の把握に努め、老朽化により補修、補強及び架け替え等の必要な箇所は、計画的に整備を検討する。

エ 道路防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、道路防災点検を実施し、危険度に応じて対策工事の検討・実施を行う。また、県道については要請するとともに、円滑に工事実施が可能となるよう地元調整等について協力する。

オ 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカーカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材の整備に努める。

カ 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に、交通信号機や交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能強化を図る。

2 鉄道施設

本市には、JR九州の幹線鉄道である日豊本線が、JR宇島駅を中心に三毛門駅、豊前松江駅の3駅により、北九州方面、大分方面を結ぶ形で東西に走っている。

(1) 九州旅客鉄道（株）

ア 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜次のとおり実施する。

- (ア) 非常呼出訓練
- (イ) 避難誘導訓練
- (ウ) 消火訓練
- (エ) 脱線復旧訓練

イ 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に整備点検し、完全な状態で緊急時の対応に備える。

ウ 避難誘導体制等の周知

- (ア) 事故、災害発生時に、駅の広場や改札口等旅客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- (イ) 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じた適切な誘導に努める。

3 港湾施設等

(1) 計画方針

震災時の、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるとともに、緊急物資等の輸送が終了した後は、被災した港湾施設等が復旧するまでの間、最小限の港湾機能を保持するため、耐震性を備えた港湾施設を整備する。

また、整備する施設は、十分な広さの荷さばき地を持った係留施設、避難者の待機広場及び背後の幹線道路までを結ぶ臨港道路とする。

(2) 整備方針

係留施設については、海陸双方のアクセス、危険物からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要な条件を満たす既存の係留施設の補強によるか、あるいは新たに整備される係留施設の耐震性を強化することによって、その必要量を確保する。

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

待機広場は、既存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不足する場合には、港湾緑地等を新たに整備するときに待機広場の必要面積を勘案することによって必要量を確保する。臨港道路については、埋立・盛土部分の耐震性を強化する。

第6 ライフライン施設の安全対策

電気、ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

1 電気施設の安全対策（九州電力株式会社）

突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に常に努力を傾注する。

2 ガス施設の安全対策（プロパンガス事業者）

地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

3 国内通信施設の安全対策（西日本電信電話株式会社等）

西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社等の電信電話事業者は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

4 放送施設の安全対策（日本放送協会）

日本放送協会福岡放送局は非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、日本放送協会災害対策規程（同災害対策実施細目）を定め、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

5 上水道施設の安全対策

水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、迅速な応急復旧及び供給体制を確保するため応急復旧マニュアル等を整備し、平常時より非常時に備え、関係機関との連携に努める。

市は、更新等整備方針や新たな需要に対応した施設整備計画等を作成し、計画的に老朽施設の更新、改良等を図り、施設の維持強化と安全性の確保に努める。

6 下水道施設の安全対策

急激に進む市街化に伴う浸水被害等の被害を防止するため、雨水排水機能を強化し、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁の防止に努める。下水道管理者は、下水道施設の設計及び施工に当たっては耐震対策を講じ、施設の整備増強を図るとともに、緊急連絡体制の確立、応急資機材の確保等による復旧体制の確立に努める。

7 工業用水道施設の安全対策

工業用水道事業者は、災害による工業用水道の被害を最小限にとどめ、速やかに工業用水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、日本工業用水協会制定の「工業用水道施設設計指針」によって、施設の耐震化を推進する。

また、工業水道毎に、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を図る。

8 ため池対策

市内の大小約105個あるため池は、老朽化したものがほとんどであり、地震災害においても防災上注意が必要である。特に防災重点ため池として指定されている山谷池、西川内池は、破堤による氾濫、溢水、漏水に注意が必要である。これ以外のため池についても、老朽化等の現状把握に努め、点検・調査を実施する。

また、県により、決壊したときに人家や重要な公共施設への影響を与える恐れがあるため池として指定された場合、その内容に関するため池ハザードマップ等を作成し、関係住民等への周知に努める。

■ 防災重点ため池

名称	堤体の高さ	堤体の長さ	貯水量
西川内池	18.6m	69.0m	6.7万t
山谷池	22.5m	90.0m	11万t

【資料編】2. 災害危険箇所 2-3 ため池台帳
2. 災害危険箇所 2-17 豊前市防災マップ

- (1) 平常時よりため池の形状、貯水量等を把握し、老朽化したため池を中心に堤体や樋管の状況、漏水の有無等を調査し、その結果に基づき、防災上著しい異常を認めたときは、受益者等関係団体と協議の上、補修等の検討を行う。
- (2) 市及び水利組合等のため池管理者は、県と連携してため池を調査し安全対策の指導及び防災情報連絡体制の確立に努める。

第7 文化財災害予防対策

文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

【資料編】3. 施設関連資料 3-8 指定文化財一覧

- 1 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。
- 2 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- 3 火災予防体制の確立等、次の事項についての指導を行う。
 - (1) 防火管理体制の整備
 - (2) 環境の整備
 - (3) 火気の使用制限
 - (4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - (5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

(6) 火災発生時に取るべき初期消火等の訓練の実施

4 防火施設等、次の事項の整備の推進及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。

- (1) 消火施設
- (2) 警報設備
- (3) その他の設備

5 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

6 古墳、遺跡等の点検整備を行う。

第2章 市民等の防災力の向上

項目	所管部署
第1節 市民が行う防災対策	総務課
第2節 自主防災体制整備計画	総務課
第3節 企業等防災対策促進計画	総務課、商工課
第4節 防災知識の普及及び啓発	総務課
第5節 防災訓練計画	総務課、消防団
第6節 市民の心得	総務課

『第1節 市民が行う防災対策

所管部署：総務課

市民は一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進めることが肝要である。

また、市は、市報、ホームページ、防災マップ等を用いて、災害時の心得等を周知し、防災訓練等の実施により、市民に対する防災意識の高揚を図る。

第1 市民が行う主な防災対策

1 防災に関する知識の習得

- (1) 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、地震・津波情報の理解や震度、マグニチュード等の地震・津波に関する基礎知識と情報の入手方法等
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 自分の住んでいる地域の災害の種類や災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動（地震発生による火災等の初期消火、警報・注意報発表時や避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 市防災行政無線の戸別受信機の作動確認もしくは放送内容確認のためのフリーダイヤル確認「0800-200-0979」
- (4) 家族の安否確認方法（福岡県災害情報配信システム『防災メール・まもるくん』、NTTの災害用伝言ダイヤル『171』や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (5) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の準備、点検

- (1) 水、食糧、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の水・食糧・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施

5 応急手当方法の習得

6 市、県又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講習会等への積極的参加

7 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

8 愛護動物との同行避難や避難所での飼養に対する準備

第2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、政府が再保険を引受けける保険制度である。

火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであるため、その制度の普及促進に努める。

第2節 自主防災体制整備計画

所管部署： 総務課

災害時においては、自助のみならず地域住民や事業所等の自主的な初期防災活動、避難支援・救護活動が、災害の拡大を防止するために極めて重要である。

そのため、市は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、131 行政区単位の地域住民協働による「自主防災組織」の設立を勧め、その育成・強化を図り、協力体制の確立に努める。

また、行政主体から地域協働型の防災活動への転換を推進するため、消防団や豊前市防災士会等の地域防災リーダーとなる団体の活動強化や人材の育成に努める。

特に女性や若者の参画を促進し、多様な世代が参加できるような環境の整備に努める。

第1　自主防災体制の整備方針

特に地震発生時においては、防災行政機関の活動が十分に發揮できない、また遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方のもと、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図ることが重要である。

したがって、市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施ができるよう、また避難所・避難経路等の周知・安全に避難するタイミング等地域の実情に合った組織の設立を支援する必要がある。特に避難行動要支援者の避難誘導等の避難体制・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図り、住民等の自助意識と自主防災意識の向上に向けた施策の実施に努める。

第2　自主防災体制の整備

1　組織

(1)　自主防災組織

自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの。

(2)　施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置するもの。

(3)　公共的団体等の防災組織

NPO 法人、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

2　活動内容と自主防災活動の推進

(1)　平常時の活動内容

ア　自主防災組織の防災計画書の作成推進

市は、必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割等を示した防災計画書の作成に向けた周知・支援を図る。

(ア)　地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及び状況把握と対策に関すること。

(イ)　地域住民の役割分担に関すること。

(ウ)　防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。

第2編 災害予防計画

第2章 市民等の防災力の向上

- (エ) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、連絡体制の整備に関すること。
- (オ) 出火防止の取組み、初期消火に関する考え方、消火剤その他資機材の周知・点検に関すること。
- (カ) 避難場所、避難経路、避難勧告等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (ク) 市及び組織が配置した救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (ケ) その他自主的な防災に関すること。

イ 地域防災リーダーの育成と自主防災組織との連携体制

自主防災組織等の活動維持・強化を図るために、地域防災の中心となるリーダーの育成が不可欠である。市は、「豊前市防災士会」と連携し、自主防災組織のリーダー育成強化に努める。

ウ 防災知識の普及

市は、防災講演会、防災説明会、避難訓練等を開催し、正しい防災の基礎知識を学ぶ機会を提供し、防災知識の普及に努める。主な啓発事項は、災害等の基礎知識及び平常時における防災対策、災害時の心得と備え、共助の重要性と自主防災組織の活動内容、避難方法やタイミング、自主防災組織の構成員の役割等である。

エ 防災訓練の実施

市は、京築広域圏消防本部、自主防災組織等の関係者と連携し、総合防災訓練、住民避難訓練、その他の防火訓練を実施し、地域住民に対し防災意識の向上を図る。さらには、平常時の地域活動の中で災害発生時に関する避難行動や防災意識を高める取組みについて周知し、地域の連携・協働の強化を図る。

(ア) 情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達出来るよう、平常時より連絡体制を整備し、被害状況等を関係機関へ通報するための訓練実施や避難情報を住民に伝達する訓練を実施する。

(イ) 出火防止及び初期消火の訓練

市及び京築広域圏消防本部は、火災の拡大・延焼を防ぐための防火訓練や初期消火訓練等など、消防用器具を使用した消火に必要な技術等の習得訓練を実施する。

(ウ) 避難誘導訓練

避難方法や避難のタイミング等、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう体制整備と周知を行い、避難訓練を実施する。また、要配慮者（避難行動要支援者）に配慮した連絡体制、個別支援体制を整備し、避難訓練にて実施する。

(エ) 救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

市及び京築広域圏消防本部は、家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得できる講習会を開催する。

また、負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、災害時に利用できる医療機関等の提供把握に努める。

(オ) 炊き出し訓練

災害時において、電気やガスなどのライフラインが寸断された状況の下では、地域住民の協力による炊出しが必要であるため、市と協働による炊き出し訓練を実施する。

(カ) 災害図上訓練

市と連携し、区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討する災害図上訓練の実施に努める。

オ 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検に努める。

カ 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成するように努め、また公民館等に掲示し、あるいは各戸に配布することにより、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

キ 地域内の他組織との連携

地域内の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(ア) 自主防災組織と昼間就労者等との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）とが異なる住民も多く存在し、休日・夜間は居住地で生活し、平日・昼間は従業地で活動する住民も少なくない。就業している住民は、比較的体力がある若者が多く、防災活動においては非常に貴重な人材である。また、地域によっては、高齢者率が高く、平日とりわけ日中の災害時の支援体制が課題である。

そこで、日中等の災害においても隣接する自主防災組織と協力して防災活動が実施できるよう、地域の実情を考慮した自主防災組織設立の啓発・連携に努める。

(イ) 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域コミュニティにおいて、とりわけ中山間地においては自治会の高齢化、中心市街地においては組織率の低下や活動の鈍化等が進行しており、自主防災活動や災害時の支援活動を行うとき、体力的に無理を強いられる地域も少なくないと考えられる。

一方、地域コミュニティでは、自治会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等の組織団体も存在しており、このような組織団体は比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力である。

このような組織団体に対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動体験の実施など、自主防災活動の協力啓発及び平常時よりの連携強化に努める。

(2) 地震発生時の活動内容

ア 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合に備え、人的被害が及ばない範囲において消火器、火災報知機の設置推進、また、消火器、水バケツ等を活用した初期消火に関する知識を高め、隣近所が相互に協力して初期消火体制の推進に努める。

第2編 災害予防計画

第2章 市民等の防災力の向上

イ 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を地域住民等に伝達し、安全に避難できるよう的確な応急活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関が円滑な救出活動を行えるよう必要な情報の提供に努める。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するよう努め、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等への搬送を支援する。このため、災害時に利用できる病院等医療機関等の情報収集に努める。

エ 避難の実施

市により避難勧告又は避難指示（緊急）等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

また、各地域において災害の種類・危険度を把握し、自主避難等の推進に努める。

(ア) 次のような危険がないかを確認しながら避難誘導に努める。

- a 市街地……………火災、落下物、危険物
- b 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり
- c 海岸地域……………津波、津波溯上による浸水被害

(イ) 安全に避難することを最優先とし、必要最小限度の荷物とする。

(ウ) 平常時より避難行動要支援者の把握に努め、支援者及び地域住民の協力のもとで避難ができる体制構築に努める。

オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、市と協力し自主防災組織としても炊き出しの協力をを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力するよう努める。

3 自主防災組織の育成・指導

市は「基本法」第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 自治会等に対する積極的な設立推進の取組み及び指導助言、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成及び女性の参画促進を図る。
- (2) 県と協力し自主防災組織のリーダー等を育成するための研修会等の開催、防災士等の防災リーダー人材の育成と地域参画の支援等を通じ、自主防災活動の強化を図る。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、地区公民館を中心とした活動拠点において、防災倉庫設置及び防災資機材等の配備を行う。
- (4) 地震時における自主防災組織の活動が的確に行える災害時緊急連絡網など情報伝達手段の整備、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。

- (5) 市内外の自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、避難場所・避難経路を的確に把握しているか等、各地域の組織の現状把握に努め、優秀な自主防災組織の表彰を行う等、市内全域において自主防災組織の育成・推進を図る。
- (6) 地区防災計画の策定に向けた推進を図るとともに、地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要であると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした住民等に通知する。

4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るように努める。

また、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

5 水防団、水防協力団体の育成強化

市及び県は、水防団（消防団）及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定するなどして水防活動の担い手の確保、その育成、強化を図る。

6 地域住民と事業所が連携した自発的な防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進が望まれる。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成することが望ましい。

また、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなどして、市と連携した防災活動を行う。なお、素案の提案は、その内容が市地域防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行う。

当該素案が市地域防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する住民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努める。

|| 第3節 企業等防災対策促進計画

所管部署： 総務課、商工課

第1 目的

震災等により甚大な被害を受け、多くの企業・組織が操業停止に追い込まれている例が続いている。この場合、仮に廃業を免れても、復旧に時間がかかり顧客を失うと、その後に顧客を取り戻すことは容易ではないことが実例からも示されている。

さらに、近年、企業等は生産効率の向上等を目指して分業化及び外注化を進めてきたことから、災害の発生によって原材料の供給、部品の生産、組立、輸送、販売などに携わる企業等のどれかが被災すると、国内はもちろん世界的にも影響を及ぼしかねない状況となっている。

このような中で、企業等は、自ら生き残りと顧客や社会への供給責任等を果たすため、どのような事態が発生しても重要な事業が継続・復旧できるよう、事業継続計画（B C P）を策定する必要性が一層高まっている。

そのため、企業等を地域コミュニティの一員として、防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、行政・企業・地域住民が一体となった防災体制を推進する。また、市は、企業等に対して事業継続計画（B C P）策定のための普及啓発に努めるほか、「豊前市消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所と消防団活動の協力体制を構築する。

第2 企業等の事業継続マネジメント（B C M）の取組み

企業等は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業継続の重要性等を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業継続計画（B C P）の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

企業等は、計画策定に向けた推進を図るとともに、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン～あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応～」（平成25年8月改訂 内閣府）等を参考として、地域の実情に応じた計画策定に努める。

第3 企業等の防災活動

企業等は、「豊前市消防団協力事業所表示制度」を活用した企業等のイメージアップや、消防団との協力、連携強化を進める等、次の防災活動に努める。

※ 消防団協力事業所表示制度

消防団員の多くが被雇用者という状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要である。消防団協力事業所表示制度は、事業所の協力を通じて事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度である。

- 1 災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自主的な自衛消防隊等を編成し、次の活動を行う。
 - (1) 従業員等の防災教育
 - (2) 情報収集伝達体制の確立
 - (3) 火災その他災害予防対策
 - (4) 避難体制の確立
 - (5) 防災訓練の実施
 - (6) 応急救護体制の確立
 - (7) 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
 - (8) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- 2 企業等が地域コミュニティの一員として、平常時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。特に、平常時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルは、多様な応急対策活動が可能であるほか、その事業所の業務に見合った応援体制（帰宅困難者への一時避難対策の施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）普及に努める。
- 3 企業等は、自主的判断による地域貢献だけでなく、災害対策の一部をその得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平常時から市や防災関係機関との連携に努める。
- 4 企業等は、災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、災害による被害を最小化し、自らの存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化等により、災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

第4 市の役割

1 防災訓練への参加の呼びかけ

企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等を連携機会ととらえ、企業等に対し防災訓練等へ周知を行い、積極的参加を呼びかけ、行政、企業、地域住民の連携体制の強化を推進する。

2 事業継続マネジメント（BCM）への取組みの普及啓発

市は、企業等に対して事業継続マネジメント（BCM）の導入のための普及啓発に努める。さらに、県においては、国や関係団体等と連携し、事業継続計画（BCP）策定に関するセミナー等を開催等するなど、企業の事業継続計画策定を推進する。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動の協力体制を構築する。

また、「豊前市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に基づき、地域の実情に適した消防団協力事業所の推進を図り、当該事業所に認定された場合には、「表示証」を交付し、市報等により地域住民に対し周知を行う。

4 企業の防災に係る取組の評価

市及び県は、企業の防災に係る取組について、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

5 金融的支援

第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第8節「経済復興の支援」により、支援を行う。

|| 第4節 防災知識の普及及び啓発

所管部署：総務課

市は、災害に強いまちづくりを推進するため、職員等に対し防災教育を実施するとともに、職員は地域コミュニティに主体的に参画し、その中で防災に関する知識の普及や地域住民との連携強化を推進する。また、市は、広報ぶぜん、ホームページ、豊前市防災マップ等を用いて、災害時の心得等を周知し、家庭、職場、地域等における防災・減災知識の普及啓発に努める。

第1 市民等に対する防災知識の普及

市、県、自主防災組織及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び地域の防災対策促進のため、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、過去に発生した災害被害等を示しながらその危険性を周知するとともに、防災知識の普及啓発に努める。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。

1 一般住民への啓発

(1) 啓発の内容

- ア 地震・津波に関する基礎知識、地震発生時、警報等発表時、避難勧告等の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識
- イ 過去に発生した地震被害に関する知識
- ウ 備蓄に関する知識
 - (ア) 最低3日分推奨1週間分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- エ 住宅等における防災対策に関する知識
 - (ア) 住宅の補強、防火に関する知識
 - (イ) 家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下、ブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識
- オ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- カ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時におけるべき行動
- キ 土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域等に関する知識
- ク 防災気象情報、避難指示等の意味合い
- ケ 指定緊急避難場所、指定避難所での行動、避難経路、その他避難対策に関する知識
- コ 避難生活に関する知識
- サ 応急手当方法等に関する知識
- シ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ス コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- セ 災害時の家族内の連絡体制（避難方法や避難ルールの決め等）の事前確認
- ソ 災害情報の正確な入手方法
- タ 要配慮者への配慮

- チ 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- ツ 出火の防止及び初期消火の心得
- テ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ト 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資はかえって被災地の負担になること等）
- ナ その他の必要な事項

(2) 啓発の方法

- ア 豊前市防災マップ等の利用
- イ 広報誌、回覧、パンフレット等の利用
- ウ 地区防災説明会での啓発
- エ インターネット（ホームページ）の活用
- オ 消防団、防災士※を通じた啓発活動
- カ 講演会、講習会の実施
- キ 防災訓練
- ク 広報車の巡回による普及啓発
- ケ 標高標識や避難所看板等

※ 防災士

防災士制度は、阪神・淡路大震災を教訓として、民間の防災リーダーを養成することを目的に日本防災士機構が開催する防災士養成講座を受講し、免許を交付する制度である。

防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に發揮できる者としており、「豊前市防災士会」がこれにあたる。

2 社会教育を通じての普及・啓発の推進

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、女性団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3 学校教育を通じての普及・啓発の推進

学校教育の中での防災教育は、幼稚園から大学まで一貫した方針の下に、地域の実情に即して、体系的かつ継続的に実施することで、大きな効果をあげる可能性がある。

このことを念頭に、児童・生徒、教職員及び保護者に対して、教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心とした啓発を行う。

また、市及び県は、学校における防災教育内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるとともに、外部の専門家等の協力の下、防災計画やマニュアル策定の促進に努める。

第2 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

1 防災に関する知識の習得

- (1) 学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実を図る。
- (2) 地震・津波の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実を図る。
- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実を図る。

2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成を図る。
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施を図る。
- (3) ボランティア活動等を通した安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成を図る。

3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置に努める。
- (2) 教職員研修の充実に努める。
- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の充実を図る。
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築に努める。

第3 職員に対する防災教育

市は、平常時の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 教育の方法

以下に示す方法等を繰り返し実施することにより、防災教育と防災意識の向上に努める。

(1) 新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対して、防災に関する新任研修を実施する。研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。

(2) 職場研修

各職場においては、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

ア 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認等

イ 各職場の初動時の活動要領の確認等

(3) 研修会、講習会、講演会等の実施

(4) 見学、現地調査等の実施

(5) 防災活動マニュアル等の印刷物の配布

2 教育の内容

- (1) 災害に関する知識
 - ア 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識等に関すること
 - イ 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度等に関すること
 - ウ 過去の主な被害事例をもとにした災害対応等に関すること
- (2) 市地域防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担等に関すること
- (3) 職員として果たすべき役割について
- (4) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）
- (5) 防災知識と技術向上に関すること
- (6) 防災関係法令の運用等に関すること
- (7) その他の必要な事項について

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に對処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、状態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、地震に対する安全性の確保に特に配慮するよう努める。

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者等に対し、防災訓練や技能講習を含む講習会の開催等を通じて、各事業所等の災害時における防災体制の強化を推進する。
- (2) 事業所独自、あるいは、地域単位での避難訓練、講習会等を通じて災害時における行動力の強化を推進する。
- (3) 市及び京築広域圏消防本部においては、出火防止、初期消火及び避難誘導等の訓練を実施し、また、必要事項を盛り込んだパンフレット等を配布し、体制整備の強化を図る。

2 指導の内容

- (1) 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と自主防災体制について
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等の周知と対応について
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理について
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備について
- (5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制について

第5 防災知識の普及に際しての留意点等

市は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及・広報活動を実施する。

さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域全体で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、若者や女性の参画を進め、男女のニーズの違いなど、十分に配慮した普及活動を実施する。

第6 防災意識調査

市は、住民の防災意識を把握するため、防災訓練参加者や防災意識アンケート調査等の実施に努め、今後の防災行政の推進に努める。

第7 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模な震災の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模な震災に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民自らが災害教訓の伝承に努めるよう災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、広く市民が閲覧・情報発信・共有できるよう体制を整える。

第5節 防災訓練計画

所管部署： 総務課、消防団

市及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等と住民その他関係団体及び要配慮者も含めた地域住民と一体となつた各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

第1 総合防災訓練

- 1 市は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、津波等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。
また、実施に当たっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、要配慮者に十分配慮した訓練を行う。
- 2 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等の広域応援協定に基づく広域合同訓練についても積極的に行うことを考慮する。
- 3 市は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、福岡県、京築広域圏消防本部、九州電力豊前発電所と連携し、石油コンビナート等総合防災訓練を開催する。

第2 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とし、以下の要領で訓練を実施する。

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等を確認するための訓練の実施、また、防災協定締結先機関の協力により、協定内容とその実効性に注視した訓練を取り入れる。
- (2) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行するまでのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上演習、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等、種々の方法を用いて、応急対応能力の向上を図る。
- (3) 地震は予知することが困難であることから、いざという時に災害対策本部の運営が円滑に行われるよう、災害図上訓練の実施に努める。また、地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした災害図上訓練や防災ワークショップ等を実施し、地域防災力向上の取組みを推進する。なお、県は市が実施する図上訓練への実施指導、技術的支援を行うとともに、住民向け図上訓練のモデル事業を実施し、さらに、モデル事業の結果等を踏まえ、災害図上訓練の実施手引書を作成し、その普及に努める。

2 職員動員訓練

市は、地震時における災害対策の万全を期するため、職員動員体制の整備と連絡網を整備し、職員動員訓練等を実施する。

第2編 災害予防計画

第2章 市民等の防災力の向上

3 非常通信訓練

市は、災害時に有線通信系が不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合において、情報伝達や通信の円滑な運用を図るため、防災行政無線や親局と子局間のアンサーバック機能、災害時優先電話等を利用した非常通信に関する訓練の実施に努める。

4 水防訓練・演習

水防管理団体である市は、県、九州地方整備局（河川事務所）と連携を行い、津波予警報等の情報伝達、海面監視、防潮扉等操作、水防団等の動員、水門等の操作、津波避難等の訓練実施に努める。

また、宇島地区の3つの水門については、第3分団による適時開閉訓練と点検を実施する。

5 消防訓練

市及び消防団は、突発的かつ広範囲に及ぶ地震に対応できるよう火災防御技術等の取得に努め、非常招集体制の訓練、簡易無線機を利用した通信連絡訓練、住民の避難誘導訓練、救助等の訓練の実施に努める。

消防団（水防団）は、以下の本部及び12分団、機能別分団で組織する。

(平成30年4月1日現在)

分団名	団員数	地区	分団名	団員数	地区
本 部	7	一	第7分団	35	千 束
第1分団	30	八 屋	第8分団	38	黒 土
第2分団	20	八 屋	第9分団	48	横 武
第3分団	52	宇 島	第10分団	47	合 河
第4分団	37	角 田	第11分団	38	岩 屋
第5分団	38	山 田	第12分団	19	大 村
第6分団	45	三毛門	機能別消防団	16	市内全域

6 医療救護訓練

地震発生直後より医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等の実施に努める。

具体的な災害設定を行い、京築広域圏消防本部指揮のもと災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、災害図上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練の実施に努める。

また、各医療機関においては、災害対応マニュアルの作成と、これに基づく自主訓練の実施に努める。

7 学校避難訓練

市は、各学校の協力を得て、市が実施する避難訓練への参加、または各学校単位にて、立地条件により想定される被害等の避難要領を作成し、児童・生徒の避難訓練に努める。

第3 住民の訓練

市及び京築広域圏消防本部等防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、市主体で行う訓練への積極的な参加要請や要配慮者の避難支援体制に基づいた住民参加型による訓練等を積極的に実施する。

- 1 出火防止訓練
- 2 初期消火訓練
- 3 避難行動要支援者避難誘導訓練
- 4 応急救護訓練（止血・応急手当訓練、A E D 使用訓練等）
- 5 災害図上訓練
- 6 情報の収集及び伝達訓練
- 7 炊き出し訓練
- 8 その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点等

市は、京築広域圏消防本部等と連携し、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的、被害の想定、実施時間等の訓練環境などについて具体的に設定した上で、訓練参加者、使用する器材及び参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

なお、地震発生時は、一人ひとりがあわてず適切な行動をとることが重要であるため、身の安全の確保や初期消火など地震時の避難の心得等、正しい地震の知識を身につける取り組みを推進する。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を市地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

『第6節 市民の心得

所管部署：総務課

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるため、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動をとることが重要と考える。

そのため、市は、地震又は津波発生時に、市民が、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるための取組みを支援する。

第1 家庭における心得

1 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常持出品の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認するよう心がける。
- (2) 自分の住まいの周辺や避難経路上に、地震・津波による被害を受けるような危険な箇所（土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域等）がないか、各種ハザードマップで確認するとともに、平常時の生活の中で急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所について現地確認を行う等の事前把握に努める。
- (3) 建物の補強、家具の固定をするなど、家庭内での対策に努める。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や非常用食糧、救急用品、消火器等の非常持出用品・備蓄品の準備に努める。
- (6) 市の防災訓練及び地域による防災訓練に進んで参加するよう努める。
- (7) 共助による取組みの重要性を認識し、日頃より隣近所と地震・津波発生時の協力について話し合うよう努める。

2 地震・津波発生時の心得

- (1) まず最優先に自分の身の安全を図る。
- (2) 散乱したガラスの破片等に十分注意する。
- (3) すばやく火の始末をし、出火している場合は落ち着いて初期消火に当たる。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず、部屋の窓や戸、玄関のドアを開けて出口を確保する。
- (5) 狹い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (6) 周辺に山地やがけがある場合は山崩れやがけ崩れ、沿岸部に近い場合は津波に注意する。
- (7) 車での避難はなるべく避け、徒歩での避難に努める。非常持出品は必要最小限にする。
- (8) 近隣の住民等と協力し合い、人命の救出及び応急救護を行う。
- (9) テレビ・ラジオや市からの正しい情報収集に努め、流言飛語に惑わされないよう努める。
- (10) 秩序を守り、プライバシーや衛生面に注意するよう努める。

3 地震・津波発生時の外出時の心得

(1) 【住宅地】

路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意しながら、公園などの安全な場所へ避難する。

(2) 【繁華街】

窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばんなどで頭を保護して公園などの安全な場所へ避難する。

広い場所へ逃げる余裕がない場合は、耐震性の高い鉄筋コンクリート構造のビルに逃げ込む。

(3) 【山地・丘陵地】

落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など、山崩れやがけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。

地盤が緩くなっているおそれがあり、余震や降雨等で土砂災害の危険が高いため、地震後もなるべく近付かないようにする。

(4) 【スーパー・コンビニ等の屋内施設】

商品の散乱やショーケースの破損などに注意しながら、かばんや買い物かご等で頭を守る。

(5) 【沿岸部】

揺れを感じた場合、津波発生の有無に限らず、速やかに沿岸部から離れた比較的標高の高い場所を目指して避難する。

第2 職場における心得

1 平常時の心得

- (1) 事業継続計画（B C P）等を整備し、各自の役割分担を明確にするよう心がける。
- (2) 事業継続マネジメント（B CM）等により避難訓練を実施に努める。
- (3) 出入り口付近に物を置かないようにし、ロッカー等重量物の転倒防止措置に努める。
- (4) PCやコピー機、デスク等が落下・移動しないよう金具等での固定に努める。
- (5) 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ること。

2 地震・津波災害発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をし、出火している場合は落ち着いて初期消火に当たる。
- (2) 書類の転倒や飛散するガラスに注意する。
- (3) 物が落下・転倒しないような安全な場所に避難すること。
- (4) テレビ・ラジオや市からの正しい情報収集に努め、流言飛語に惑わされないよう努める。
- (5) 近くの職場同士で協力し合い、人命の救出及び応急救護を行う。
- (6) エレベーターの使用は避け、階段を使用すること。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避け、ハザードランプを点灯して徐々に減速し、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。
- (2) 停止後は、揺れが収まるまで待機し、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

第2編 災害予防計画

第2章 市民等の防災力の向上

- (3) 車を置いて避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

- (1) 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

項目		所管部署
第1節	広域応援体制等整備計画	総務課、消防団
第2節	防災施設・資機材等整備計画	総務課、財務課、市民課、建設課、観光物産課
第3節	災害救助法等運用体制整備計画	総務課、市民課
第4節	津波災害予防体制整備計画	総務課、建設課
第5節	情報通信施設等整備計画	総務課
第6節	広報・広聴体制整備計画	総務課、総合政策課
第7節	二次災害防止体制整備計画	総務課、建設課、都市住宅課、消防団
第8節	救出救助体制整備計画	総務課、消防団
第9節	避難体制等整備計画	総務課、市民課、福祉課、健康長寿推進課、商工課、都市住宅課、観光物産課、学校教育課、生涯学習課
第10節	交通・輸送体制整備計画	総務課、建設課
第11節	帰宅困難者支援体制整備計画	総務課、福祉課
第12節	医療救護体制整備計画	市民課、健康長寿推進課
第13節	要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備計画	総務課、税務課、市民課、福祉課、健康長寿推進課、観光物産課、学校教育課、生涯学習課
第14節	災害ボランティア活動環境等整備計画	総務課、総合政策課
第15節	災害備蓄物資等整備・供給計画	総務課、財務課、市民課、生活環境課、福祉課、上下水道課
第16節	住宅確保体制整備計画	都市住宅課
第17節	保健衛生・防疫体制整備計画	市民課、健康長寿推進課、生活環境課、学校教育課、農林水産課
第18節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画	生活環境課
第19節	液状化災害予防計画	総務課、建設課

|| 第1節 広域応援体制等整備計画

所管部署： 総務課、消防団

大規模震災時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、市は、各関係機関との相互応援の協定締結や受援計画の策定及び広域防災拠点の整備等、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるように努める。

また、大規模災害による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

第1 市町村間の相互協力体制の整備

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から「福岡県消防相互応援協定」に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、関連市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

■ 大規模災害時の相互応援協定

市町村名	協定名	締結日
東松島市	福岡県豊前市と宮城県東松島市との災害時相互応援に関する協定	H26.8.22

第2 市、県と自衛隊との連携体制の整備

市、県及び自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 防災関係機関の連携体制の整備

1 共通

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、市及び県等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

2 消防機関

京築広域圏消防本部は、「福岡県消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

第4 受援計画

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画の策定を行う。

- 1 受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を記載する。
- 2 職員は、派遣先の被災地において、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うこと出来るよう自己完結型の体制を心掛ける。

第5 広域応援拠点等の整備

市は、災害の状況により広域拠点となる応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

市は、次に示す活動拠点の候補地の中から、災害の規模・場所、その他拠点との調整を行い、安全かつ適切な選定を行う。

■ 応援隊活動拠点施設（屋内）

施設名	住所	担当課	拠点重複
豊前市民武道館	八屋 322-27	生涯学習課	—
多目的文化交流センター	八屋 1776-2	生涯学習課	支援物資
豊前市総合福祉センター	吉木 955	健康長寿推進課	福祉避難所

■ 応援隊活動拠点施設（屋外）

施設名	住所	担当課	拠点重複
天地山公園（公園敷地内）	大村 1186	都市住宅課	—
平池公園	八屋 860-1	都市住宅課	—
築上中部高校跡地グラウンド	今市 83-1	財務課	応急仮設住宅 災害ボランティア
山田公民館	四郎丸 263	生涯学習課	—
合河公民館	下川底 304-1	生涯学習課	—
岩屋活性化センター	大河内 301-3	生涯学習課	—

第2節 防災施設・資機材等整備計画

所管部署： 総務課、財務課、市民課、建設課、観光物産課

市は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制の整備、代替エネルギーの活用、クラウドサービスの利用、防災拠点となる道の駅「豊前おこしきかけ」及び地区公民館の整備、水防倉庫（防災倉庫）の整備充実、災害用臨時ヘリポートの整備などに努める。

第1 災害対策本部体制の整備

市は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

1 初動体制の整備

市は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等を図る。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のための職員初動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るとともに、市の災害対策本部体制等の設置運営についてのマニュアル作成や訓練等に対して、県に助言・指導を依頼するよう努める。

2 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外の災害発生に備え、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように、関係職員の連絡体制は常に最新のものとし、特に休日・夜間の連絡体制、携帯電話での一斉メールの配信等の体制を整えるよう努める。

3 災害対策本部室等の整備

市、県及び関係機関は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備及び準備を実施する。

(1) 災害対策本部室の確保

大規模災害時においては、各課の連携と情報の共有が極めて重要である。そのため、必要な電話回線や各電子機器を事前に整備し、円滑な災害対応が可能となる災害対策本部室の整備に努める。

■ 災害対策本部室設置箇所

設置場所	基 準
大会議室	大規模災害による対応
第7会議室	上記の基準以下

(2) 災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や通信機能、非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

■ 災害対策本部代替え施設

設置場所	設置箇所	設置基準
豊前市総合福祉センター	1階健康増進室	本庁舎対策本部機能の不能

(3) 非常用電源の確保と点検

災害対策本部となる庁舎及び防災行政無線、さらには福岡県防災・情報ネットワークシステム等の非常用電源の確保と定期点検を実施する。

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用地図

(6) 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

(7) その他必要となる消耗品、資機材の準備

4 関係機関等の参画

市は、災害対策本部を設置した場合は、専門的意見や連絡調整等を要するため、あらかじめ京築広域圏消防本部、豊前警察署、更には自衛隊、県出先機関等が参画できる連携体制を構築する。

5 人材の確保

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、消防・自衛隊等の退職者などの活用や、民間の専門的人材の確保など、その方策や連携体制の整備に努める。

第2 防災中枢機能等の確保・充実

市は、防災関係機関及び災害拠点病院等の機関に対し、総合的な防災機能を有する拠点としての施設設備の充実及び災害に対する安全性の確保等の推進に努める。

- 保有する施設・設備については、代替エネルギー・システムの活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備推進を図り、想定復旧期間を超える場合などを想定した燃料備蓄及び点検に努める。
- 物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備に努める。
- 通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備を検討し、非常用通信手段の確保を図るものとする。また、災害情報の管理システムの構築や既存システムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービス等の導入の検討など、実情に沿った情報伝達手段の構築を進める。

※ クラウドサービスの利用

自治体が所有する行政情報等の電子データを、データセンター等の民間事業者が提供する情報システムに集約し、ネットワーク経由で利用・管理する仕組み。これにより、本部となる庁舎が被災した場合にも、ネットワークに接続できる施設環境であれば、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復・維持を図ることが可能となる。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第3 防災拠点となる道の駅「豊前おこしかけ」及び地区公民館の整備

市は、防災拠点施設のひとつとして、「道の駅豊前おこしかけ」を避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等を目的に相互活用できるものとし、施設管理者は、その機能維持・強化に努める。

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設に対し、施設の耐震・耐火対策を図るとともに、災害時に必要となる物資等の備蓄に努める。さらには、災害発生時の停電を想定し、再生可能エネルギー等の導入を検討し、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。

また、現在、三毛門公民館及び角田公民館を防災拠点施設、合河公民館を孤立するおそれのある集落に対する防災拠点施設として、再生可能エネルギー（太陽光発電システム）を導入しており、今後も避難の拠点となる指定避難所等の施設機能整備拡大に努める。

- 1 防災倉庫の設置及び資機材の配備強化
- 2 施設・設備や資機材の点検・確認
- 3 拠点として能力が発揮できるよう施設・設備及び資機材を活用した訓練の実施
- 4 災害発生時に資機材が不足とならないよう、協定等を締結し、調達先や調達方法等の体制整備

第4 水防倉庫（防災倉庫）の整備充実

市の水防倉庫（防災倉庫）としては、庁舎に1箇所、大西（平成30年運用開始）に1箇所、各地区公民館に12箇所整備されている。防災倉庫及び資機材の配備箇所において、その現況の把握に努めるほか、すみやかな水防活動が行えるよう災害箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充に努める。

■ 水防倉庫（防災倉庫）設置一覧

名 称	所在地等	管理者等	備 考
豊前市役所水防倉庫	吉木 955（東側職員駐車場）	総務課	
大西防災倉庫	大西 855-2	総務課	平成30年整備
公民館防災倉庫	市内12地区公民館	各公民館長	

第5 災害用臨時ヘリポートの整備

1 計画方針

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

2 臨時ヘリポートの選定基準等

市は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場等から以下の基準等に留意して選定する。選定場所は次のとおりとする。

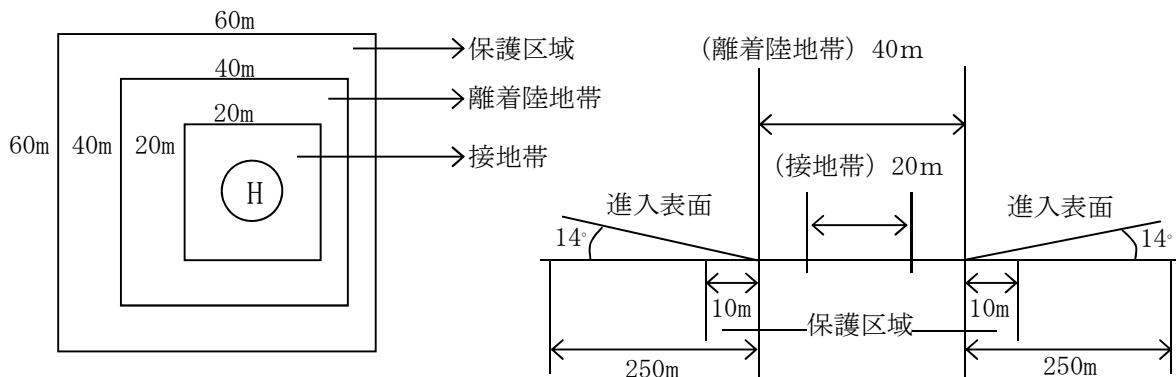
■ 臨時ヘリポート一覧

名称	所在地	連絡先（電話）	連絡先（FAX）
八屋中学校グラウンド	赤熊 1363-1	82-2253	82-2243
角田中学校グラウンド	中村 392	82-2712	82-2807
千束中学校グラウンド	吉木 1122-1	82-2153	82-5888
合岩中学校グラウンド	下川底 32	88-2012	88-3287

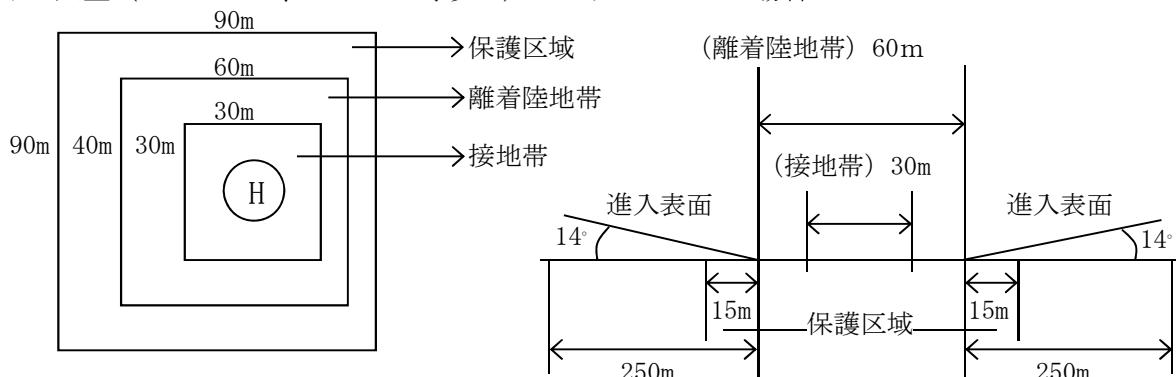
名称	所在地	連絡先（電話）	連絡先（FAX）
八屋小学校グラウンド	八屋 2232-1	82-2128	83-4890
宇島小学校グラウンド	赤熊 750	82-2045	82-2172
角田小学校グラウンド	中村 943-1	82-2710	82-2711
山田小学校グラウンド	四郎丸 417-2	82-2604	82-2616
三毛門小学校グラウンド	三毛門 976-1	82-2017	82-2517
千束小学校グラウンド	千束 75	82-2364	82-2375
黒土小学校グラウンド	久路土 1191-1	82-2401	82-2405
横武小学校グラウンド	薬師寺 221-1	82-2736	82-2732
合岩小学校グラウンド	下河内 81-9	88-2787	88-2767
天地山公園 多目的運動広場	大村 1186	82-1111	83-2560
豊前市南部体育施設 (南部グラウンド)	下河内 81-5	82-1111	83-2560
岩屋多目的グラウンド	大河内 300	88-2002	88-2002

(1) 臨時ヘリポートの基準

ア 中型（A S 3 6 5、ベル412等以下）のヘリコプターの場合



イ 大型（V-107、A332等以上）のヘリコプターの場合



注1 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。

接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。

注2 接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。

注3 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(2) 臨時ヘリポートの標示

- ア 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。
なお、積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。
- イ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示

(3) 危険防止上の留意事項

- ア ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入規制
- イ 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等の放置禁止
- ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置
- エ 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁

3 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

4 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

第6 装備資機材等の整備充実

1 計画方針

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実する。
また、備蓄（保有）資機材等は、隨時点検を行い、保管に万全を期する。

2 整備項目

- (1) ヘリコプターの増強
- (2) 警備用船艇の増強
- (3) 特殊車両の増強
 - ア 交通規制標識車
 - イ オフロード二輪車
 - ウ トイレカー
 - エ キッチンカー
 - オ 給水車
 - カ その他災害活動に必要な車両

(4) その他災害用装備資機材

可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星携帯電話

3 備蓄（保有）資機材等の点検

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

イ 物資、機材類

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

(2) 点検実施結果と措置

点検実施結果の記録に努め、資機材等に損傷等が発見されたときは、計画的に補充、修理する等の整備に努める。

4 資機材等の調達

市は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、国、県及び関係団体との協定等の締結に努め、連携体制の確保に努める。

5 保有状況の把握

市及び防災関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

第7 備蓄物資の整備

市は、福岡県備蓄基本計画（平成26年3月作成）をもとに、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。この場合において、備蓄物資の性格に応じ、県、その他関係機関、市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他市町村等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

1 福岡県備蓄基本計画の概要

大規模災害発生時には、流通機能が麻痺し、発災から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かず、被災地ニーズの的確な把握が困難な状況が続くことが想定される。

「福岡県備蓄基本計画」は、発災から3日間を想定した自助・共助・公助による備蓄の在り方を定めたものである。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(1) 自助・共助による備蓄

ア 県民

断水、停電、ガス停止の影響を考慮し、日常の食料を多めに購入し、消費の都度買い足すことにより常に一定量の食材を保有する方法を含め、飲料水や食糧など避難生活に必要な物資の3日分以上の備蓄に努める。

イ 自主防災組織

発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、炊き出し等の給食など地域の防災活動を効果的に実施できるよう、飲料水、食糧、生活物資について3日以上の共同備蓄に努める。

ウ 事業所

発災後、事業所としてのサービスの継続や早期復旧を図るため、また、帰宅困難者の発生による混乱を避けるため、従業員等の3日分以上の備蓄に努める。

(2) 公助による備蓄・調達

ア 市町村

被災者への飲料水、食糧や生活必需品等を供給するなど、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達を図る。

必要量は、福岡県が「地震に関する防災アセスメント調査報告書」及び「津波に関する防災アセスメント調査報告書」において算定した避難者数（在宅の避難者も考慮）をもとに、発災直後の混乱を考慮し1日分以上を現物で備蓄することとし、当面平成27年度までに1日分の3分の1、30年度までに1日分の3分の2を備蓄するよう努める。

イ 県

市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や協定事業者等からの調達が困難になった場合などに備え、市町村を補完する立場から、物資の備蓄の充実とともに、調達体制の整備を図る。

必要量は、県内で想定される最大の避難者数として「地震に関する防災アセスメント調査報告書」による最大想定避難者数46,566人（警固断層南東部中央下部震源の地震）をもとに、食糧、生活物資は想定される最大避難者数の1日分の3分の1を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要とされる量の3分の1を現物で備蓄する。

2 市における備蓄物資の整備

市は、福岡県備蓄基本計画をもとに、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」における最大想定避難者数1,087人（基盤一定の場合）を考慮した1日分の備蓄物資の整備に努める。

また、市民に対して、発災直後の混乱を考慮した3日分以上の備蓄の整備推進に努める。

第8 被害情報等の収集体制の整備

市及び県は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するよう努める。

第9 慘事ストレス対策

大規模災害等で長期の救助・救急、医療又は消火活動を実施する各機関は、従事する職員等の惨事ストレス対策として、休養の確保、カウンセリング等の実施に努める。特に消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10 復興の円滑化のための各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制についての整備に努める。

『第3節 災害救助法等運用体制整備計画

所管部署： 総務課、市民課

大規模災害の場合は、通常、「災害救助法」が適用されるが、市の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から「災害救助法」等に習熟するとともに、マニュアルの整備に努める。

第1 災害救助法等の習熟

1 災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、「災害救助法」に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制の整備に努める。

【資料編】4. 協定・様式 4-11 福岡県災害救助法施行細則

(2) 災害救助法実務研修会等

市は、県が実施する災害救助法実務研修会に参加し、技能の習得に努める。

市の担当者は、自己研さん等により、その内容の習得に努める。

(3) 必要資料の整備

市は、県の協力のもと、「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料の整備に努める。

2 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の支援・指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルの作成に努める。

第4節 津波災害予防体制整備計画

所管部署：総務課、建設課

地震発生後、津波を防ぎよすることは極めて困難なため、「逃げる」ための避難対策（ソフト対策）を推進し、「防ぐ」対策（ハード対策）でこれを支援・補強するものとする。

津波予防対策として、県が作成した「津波浸水想定区域図」などを参考として、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた津波防災地域づくりを検討する。

また、市は、避難場所・経路や防災行政無線など住民への情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知に努めるほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 津波災害予防対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

1 最大クラスの津波（L2津波）

(1) 津波レベル

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。

(2) 基本的な考え方

住民等の生命を守ることを最優先とし、どのような災害であっても行政機能、病院等の最低限必要十分な社会経済機能を維持することが必要である。

このため、住民等の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要である。

2 比較的発生頻度の高い津波（L1津波）

(1) 津波レベル

最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。
(数十年から百数十年に一度程度の頻度)

(2) 基本的な考え方

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

第2 津波に対する防災予防体制の整備

1 基本方針

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備に努める。その際、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡・参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保、交通の途絶又は被災などにより参集が困難な場合等について検討するとともに、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

2 マニュアルの整備

地震及び津波を想定した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 避難体制の整備

1 避難行動の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、徒歩による避難を原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。

2 避難誘導時の安全確保

市は、消防職員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とするものとする。特に、水門・陸閘の閉鎖については、操作する者が津波の被害にあうことがないよう、予想される津波到達時間も考慮しつつ、管理規則等を改めるなどの措置を行うよう努めるものとする。

3 指定緊急避難場所の指定

市は、津波浸水想定区域外に位置する、都市公園、学校グラウンド等のオープンスペースを対象に、避難対象地域及び人口、標高や面積等の施設諸元を考慮し、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、民間等の建築物について、津波避難ビルの指定を進める等、いざというときに確実に避難できるような体制構築に努めるものとする。

指定緊急避難場所については、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることや津波浸水以上の高さを有することが重要であり、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

4 市における津波避難計画等

県は、市町村の地域津波避難計画の策定に関し、指導・助言を行うものとする。

(1) 津波避難計画の策定

津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、津波ハザードマップを作成する他、平成25年3月に消防庁から示された「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、下記の事項に留意するものとする。

ア 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水区域及び浸水深を設定するもので、平成28年2月に公表した「福岡県津波浸水想定」を参考にするものとする。

イ 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告等を発令する際に避難の対象となる地域で、「福岡県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や自治会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

ウ 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域を言い、抽出に当たっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で設定する必要がある。

エ 指定緊急避難場所等、避難経路等の指定

津波避難を円滑に行うため、指定緊急避難場所等を指定するとともに、指定した指定緊急避難場所等の維持管理等に努める。なお、避難方法は原則徒歩とするが、指定緊急避難場所までの距離がある場合などは、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討する。

オ 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

カ 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難方法や避難誘導等を行う職員、消防職員、民生委員などの安全確保について定める。津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めることとともに、無線等の情報伝達手段の整備などについて定める。

キ 津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。

ク 避難勧告等の発令

大津波警報・津波警報が発表された場合や、強い揺れを感じた場合などにおいて、避難勧告等を発令する基準を定める。

ケ 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発する。

コ 津波避難訓練

津波避難訓練の実施に当たっては、地域の実情に応じて避難体制、内容等を検討する。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や指定緊急避難場所・避難路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけではなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、対象となる地域においては、定期的に津波避難訓練の実施に努める。

サ その他の留意点

観光客など地理・地形に不案内な利用客の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難誘導体制の整備を図るものとする。

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

1 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

市は、住民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対する津波警報等の伝達手段として、サイレン、広報車、旗などその他視覚的伝達方法等多様な手段を整備するとともに、福岡県防災情報等メール配信システム『防災メール・まもるくん』、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）、テレビ、ラジオ、ソーシャルメディアやワンセグ等の活用に加え、災害情報共有システム（Lアラート）の導入や防災行政無線、戸別受信機の配備強化に努めるなど情報伝達手段の更なる多重化、多様化を図るものとする。なお、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

2 伝達協力体制の確保

市長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施行管理者等）の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

3 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、市、県及び防災関係機関は連携して、災害情報伝達訓練を企画し実施するものとする。

第5 防災知識の普及

1 防災知識の普及

市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や子育て家族等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

市及び県は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させ、普及・啓発を図るものとする。

2 防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴、過去の津波の教訓、津波想定・予測の不確実性等を踏まえて継続的な防災教育に努めるものとする。

市及び県は、学校教育はもとより様々な場での防災教育について、教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で検討し、津波災害と防災に関する意識向上に努める。

また、関係職員に対しても津波災害に関する研修を実施するなど、防災対応能力の向上を図るものとする。

3 津波ハザードマップの整備

市は、県が検討・作成した津波浸水想定区域を基に指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。

また、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、内容を理解してもらうよう努める。

4 街頭における防災知識の啓発

市は、津波浸水想定区域、指定緊急避難場所・津波避難ビル等の周知や、海拔標示板の設置など、住民が日常生活の中で、津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。

第6 防災訓練の実施、訓練をする際の留意点等

1 防災訓練の実施

市は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、国及び県等が検証した津波到達時間の予測結果を考慮しつつ、具体的かつ実践的な訓練の実施に努める。

2 訓練をする際の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、津波避難訓練を行う場合には、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理特性も意識した内容となるよう努める。

また、その心理特性を意識したうえで、避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り扱って避難を開始する必要性があることを住民に理解させ、避難勧告などの情報は実際の被害につながらない場合もあるが、それを無視し続けることは、いつしか大きな被害を直接受けることにつながることを住民に十分に理解させるように努めるものとする。

なお、災害時に働く社会心理学上の人間の心理には以下のものが挙げられる。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

※正常性バイアス (Normalcy bias)

自分にとって都合の悪い情報を過小評価し、精神の平穏化を図ろうとする心理行動。

災害を経験したことがない住民は、避難勧告や避難指示（緊急）が発表され、自分に危険が迫ってきている状況でも、『自分は避難しなくても安全』、『災害が起こるはずがない』などと捉え、速やかに避難行動を起こしにくく、逃げ遅れてしまうという傾向がある。

※多数派同調バイアス (Majority synching bias)

自分以外に大勢の人が周囲にいた場合に、とりあえず周りの行動に合わせることが安全だと認識してしまう心理状態。

危険を察知した際には速やかに避難行動を起こさないといけないが、正常性バイアスの心理状態も働き、集団的に被災してしまう危険性がある。

※援助行動 (Helping behavior)

災害や事故に遭遇又は目撃した場合に、他人の利益になるように自分の身の危険を冒しても助けようという使命感が自発的に生まれ、人を助けるような行動。

|| 第5節 情報通信施設等整備計画

所管部署： 総務課

第1 緊急地震速報、津波警報等の受信伝達体制の整備

気象官署から発せられる緊急地震速報・震度速報等の地震情報及び大津波警報・津波警報・津波注意報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

1 津波危険に対する避難勧告等の基準の周知と習熟

市は、緊急地震速報対応や津波に対する警戒呼びかけ基準、避難勧告等の基準の職員に対する周知及び津波警報等の種類等についての習熟を図る。

2 津波の監視警戒体制の整備

市は、津波に対する海面監視を実施するため、高台からの監視体制又はテレメータ監視施設の整備に努める。

3 津波予報等の受信伝達体制の整備

市は、研修、訓練等により、津波警報等の迅速・的確な受信伝達方法の習熟に努める。

4 情報活用能力の向上

市は、気象官署や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研さんにより向上させるよう努める。

第2 被害情報等の収集管理体制の整備

1 情報の収集連絡体制の整備

市は、地震時に関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の確立に努める。その際、夜間、休日の場合等における対応について体制の整備を図る。

2 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

(1) 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報収集に努め、各種の意思決定に反映させる。

- ア 要救出現場数
- イ 出火件数
- ウ 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高压ガス漏洩事故など）

(2) 市及び防災関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備するものとする。

- ア 職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

- イ 参集職員からの被害情報の集約体制の整備
- ウ 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備
- エ 関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

第3 情報通信施設等の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。さらに、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、専門的な知見・技術を基に、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。

また、さまざまな環境下にある住民並びに市及び関係職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）※、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報（エリア）メール機能を含む。）、ソーシャルメディアやワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報発信の一元化を推進する。

市、国、県及び放送事業者等は、地震・津波に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALE R T）

津波警報、緊急地震速報、国民保護情報等を瞬時に伝達するシステムをいう。

1 通信手段の種類・特徴

災害時の通信手段は、以下の通り、本市の実情に即した手段を構築する。

種類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線（同報系）	<ul style="list-style-type: none">・停電時には非常用電源で機能。・使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（移動系）	<ul style="list-style-type: none">・使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	<ul style="list-style-type: none">・停電時には非常用電源で機能。・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
MCA無線 (ふくおかコミュニティ無線)	<ul style="list-style-type: none">・停電時には非常用電源で機能。・使用不能（輻輳等）になりにくい。
N T T加入電話（一般）	<ul style="list-style-type: none">・輻輳時には通信制限がかかる。・有線施設が切断され不通になる可能性がある。・停電時は交換機が停止しなければ使用可。
携帯電話（一般）	<ul style="list-style-type: none">・輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 (メール通信は比較的有効)・中継局の設備破損や停電時は不通。 (数時間は予備バッテリーで機能)
衛星携帯電話 (災害時優先電話) N T T加入電話、携帯電話	<ul style="list-style-type: none">・一般的に輻輳しにくい。・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
特設公衆電話	<ul style="list-style-type: none">・災害時のみ利用可能

※ 輻輳（ふくそう）－交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること。

2 無線通信施設等の整備

(1) 市の無線通信施設

災害時において、地域住民に災害情報・避難情報等を迅速かつ円滑に伝達することが最も重要な。そのため、あらゆる伝達手段の確保と県及び関係機関から発信される災害等情報の一元化に努め、併せて既存設備の点検・整備を行う。

本市では、平成25年4月からデジタル同報系防災行政無線システムの運用を開始しており、下記により整備の推進を図ることとする。

ア 市内62箇所に屋外拡声子局（うち20箇所はアンサーバック機能※付）と、音声の難聴な地域については各家庭に戸別受信機を設置し、災害時における市民への情報伝達手段として整備している。

※ アンサーバック機能

市庁舎防災行政無線の親局と屋外拡声子局とで双方向の無線通信を行う機能をいう。

イ 防災行政無線を有効に活用するため、運用規定を定め、適時運用体制の見直しに努める。

ウ 防災行政無線親局と全国瞬時警報システム（J-ALE RT）との接続状況を定期的に確認し、各施設の保守点検を行う。

エ 長期停電等の発生に対して整備している、庁舎の非常用電源、設備の非常用発電等について、設備、燃料等の点検を行う。

オ 放送内容が聞きづらい、もう一度放送内容を確認したい場合の電話応答装置（フリーダイヤル：0800-200-0979）について、住民への周知に努める。

カ 戸別情報配信システムの整備の強化

防災行政無線の屋外拡声子局による情報伝達では、災害の種類、気象状況、特に風水害において、情報伝達能力が極めて低下する。そのため、新しい情報伝達システムの構築として、屋外拡声子局の配信情報を戸別で受信できるための戸別情報配信システムの整備を検討し、要配慮者や特に難聴にも配慮した仕様となるよう情報伝達手段の整備強化を図る。

キ 消防・救急無線

消防・救急無線とは、京築広域圏消防本部が、市内における消防、救急活動を円滑に実施するため設置した無線通信設備をいい、消防、救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、消防・救急無線のデジタル化へ移行し、整備強化を図っている。

今後も消防、救急活動の強化を図るために、以下においても一体的に整備し、無線設備の構築に努める。

(ア) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、車載無線機の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

(イ) 消防・救急無線のデジタル化に伴う高機能消防指令センターの整備と更新を図る。

(2) 県の無線通信設備等

福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した防災行政無線である。通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

3 衛星携帯電話・携帯電話等の活用

(1) 通信事業者による通信機器の借受

市は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、県と災害協定等を締結している通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等）の借受を行い、通信手段の確保に努める。

(2) 災害対策用移動通信機器等の借受

九州総合通信局は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む。）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申出があった場合には迅速に貸出しができる体制の整備を行っている。

市は、九州総合通信局並びに「豊前市における大規模な災害時の応援に関する協定書」を締結している国土交通省九州地方整備局に対し、必要に応じこれらの機器の借受を行い、通信手段の確保に努める。

4 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

(1) 基本方針

本市では指定避難所を中心に、災害時優先電話を整備しており、災害時に効果的な運用が図れるよう適切な維持管理を行う。

■ 災害時優先電話（平成30年1月1日現在）

施設名	区分	電話番号
八屋中学校	指定避難所	82-2253
角田中学校	指定避難所	82-2712
千束小学校	指定避難所	82-2364
合岩中学校	指定避難所	88-2012
合岩中学校（FAX）	指定避難所	88-3287
八屋小学校	指定避難所	82-2128
宇島小学校	指定避難所	82-2045
角田小学校	指定避難所	82-2710
山田小学校	指定避難所	82-2604
三毛門小学校	指定避難所	82-2017
千束中学校	指定避難所	82-2153
黒土小学校	指定避難所	82-2401
横武小学校	指定避難所	82-2736
大村小学校	指定避難所	82-2026
旧畠小学校		83-2480
豊前市浄化センター	上下水道課	83-4414
上町配水所	上下水道課	83-4319
合計		17回線

指定緊急避難場所に設置している特設公衆電話は、自主避難等を含めた災害時において使用が出来る設備であり、発信のみ優先される特徴がある。

■ 特設公衆電話（平成30年1月1日現在）

施設名	設置場所	設置台数
中央公民館	玄関ホール	1台
角田公民館	玄関ホール	1台
山田公民館	玄関ホール	1台
大村公民館	玄関ホール	1台
八屋公民館	玄関ホール	1台
宇島公民館	玄関ホール	1台
三毛門公民館	玄関ホール	1台
黒土公民館	玄関ホール	1台
千束公民館	玄関ホール	1台
横武公民館	玄関ホール	1台
合河公民館	玄関ホール	1台
岩屋公民館	玄関ホール	1台
市民会館	玄関ホール	1台
合計		13台

※ 西日本電信電話株式会社より、事前に特設公衆電話を設置しており、災害発生時に無料で利用できる。

(2) 整備の強化

市及び防災関係機関は、庁舎内及び施設内に災害時優先電話の設置を図り、災害時に有効活用できるよう関係者に周知・徹底を図る。

5 防災相互通信用無線の整備

(1) 基本方針

防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努める。

(2) 整備項目

- ア 県は、災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の運用体制の確保を図る。
- イ 防災関係機関は、無線局の整備、増強を行うとともに迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備、充実に努める。

6 各種防災情報システムの整備

(1) 基本方針

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実に努める。

(2) 整備項目

- ア 県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、県災害対策本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの運用体制の確保を図る。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

- イ 市は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を県と連携し実施する。
- ウ 福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化や、情報システム技術の高度化等を踏まえた改修を行い、市は必要に応じ、システム連携を実施する。

7 通信訓練の実施

様々な通信手段の活用を実用化するため、市の防災訓練等に併せ、定期的な通信訓練の実施に努める。

8 情報通信設備の維持

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信確保を図るため、平常時より情報通信設備の点検を定期的に実施し、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟に努める。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに、耐震性があり津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

|| 第6節 広報・広聴体制整備計画

所管部署： 総務課、総合政策課

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るために、住民に対して迅速かつ正確な情報と広報が重要である。災害発生時においては、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応できるよう体制を整備する。

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

1 広報計画

災害時には、市民の生命及び財産と社会秩序の維持を図るために、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。特に、誤解やデマ、社会的混乱を引き起こすことのないよう十分注意し、円滑な広報活動を実施する。

2 運用体制の整備

市及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- (2) 地区住民（避難行動要支援者）の把握
- (3) 広報・広聴担当者の熟練
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達ルートの多ルート化

3 市は、被災者への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の運用体制の強化を図るとともに、携帯電話等での情報発信、市及び消防団による広報車等の活用も含め、多様な伝達手段の体制を整備する。

4 市は、防災気象情報の伝達等について運用している福岡県防災情報等配信システム『防災メール・まもるくん』の登録の推進を行う。

5 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

6 市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

7 市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など、情報が入手困難な状況にいる被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

第2 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動は、他の関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

第3 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、事前に連携体制の整備に努める。

第4 要配慮者への情報提供体制の整備

災害時は要配慮者もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者や外国人を考慮した広報体制の整備に努める。

また、聴覚障がい者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど、必要な体制の整備に努める。

|| 第7節 二次災害防止体制整備計画

所管部署： 総務課、建設課、都市住宅課、消防団

市及び防災関係機関は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など活用のための施策を推進し、被災時の連絡体制の確保に努める。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努める。

第1 震災消防体制の整備

1 消防施設等の耐震化

市は、初動及び活動体制を確保するため、消防署等の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。

2 消防水利の強化

- (1) 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (2) 市は、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 市町村相互の応援体制の強化

市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し協定を結び、相互に応援するように努める。

5 火災予防査察の強化

市は、「消防法」に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性強化の指導に努める。

6 住民に対する啓発

市は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災防止と初期消火の周知徹底に努める。

また、住宅用防災警報器（住警器）についても設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等の実施に努める。

第2 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、市・県職員のOB等）の把握に努める。

2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、市は、応急危険度判定士の登録推進並びに資格取得者の把握及び被災時の連絡体制の確保に努める。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、被災宅地危険度判定士の登録推進並びに資格取得者の把握及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努める。

第3 危険物施設等災害予防計画

京築広域圏消防本部は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、「消防法」及び関連法に基づき、企業等の保安意識の高揚及び自主保安体制の確立に努める。

また、関係機関等と協力し、以下の対策に努める。

1 京築広域圏消防本部

- (1) 危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (2) 危険物施設に対して、設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう、保安管理体制等を定める予防規程の策定及び整備の指導に努める。
- (3) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括責任者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導するよう努める。
- (4) 基準に適合しない施設、または無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等に対し必要な指導を行うよう努める。
- (5) 「消防法」及び関連法の周知徹底を図るとともに、関係機関と連携して危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対し研修会の実施や危険物取扱者に対し取扱作業の保安に関する講習会の実施に努める。

2 火薬類

県、警察、関係機関及び火薬類事業者等は、火薬類による災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、地震に起因する火薬類事故の抑止に努める。また、市及び関係機関はこれに協力する。

(1) 火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

(2) 防災体制等の整備強化

ア 福岡県火薬類保安協会の各支部単位の緊急出動体制、各支部の応援協力体制の充実強化を図る。

イ 地震に起因する火薬類事故が発生した場合に住民の安全確保のため、市、消防、警察、火薬類保安協会及び報道機関等と密接な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化に努める。

3 高圧ガス

県、九州経済産業局及び高圧ガス事業者等は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、地震に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。また、市及び関係機関はこれに協力する。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

イ 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の耐震性の強化を図り、安全対策を推進する。

ウ 多数の容器を取扱う施設は、ホームのロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避けるよう心掛ける。

(2) 防災体制等の整備強化

ア 高圧ガス貯蔵施設等の耐震性の強化、安全確保について、必要に応じて感震器連動緊急遮断装置の設置等の改善、移転等の指導、助言を行い耐震性、安全確保の向上を促進する。

イ 地震に起因する高圧ガス事故が発生した場合は、高圧ガス関係保安団体等が速やかに対応できるよう、消防署、警察署、九州地区高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

ウ 地震に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、市、県、消防署、警察署、九州地区高圧ガス防災協議会及び報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

4 毒物・劇物

県及び関係事業者等は、毒劇物流出等による災害の発生及び拡大を未然に防ぐとともに、地震に起因する毒劇物流出等の抑止に努める。また、市及び関係機関はこれに協力する。

(1) 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、施設等が登録基準に適合するよう指導する。

(2) 毒物劇物を業務上使用するもののうち、毒物及び劇物取締法第22条で届出が必要な業務上取扱者及び特定毒物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

(3) 学校、研究所等の実験室、検査用毒劇物については落下等のおそれのない場所に保管するとともに、堅固な容器又は被包を用いて、漏洩による危険を防止するよう指導する。

|| 第8節 救出救助体制整備計画

所管部署： 総務課、消防団

震災時には、崩壊土砂の生き埋めや倒壊家屋の下敷きになった者等、人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、市は、平時から京築広域圏消防本部や自衛隊と連携した救出救助体制の構築に努めるとともに、各防災関係機関は、必要な救出用資機材の整備に努める。

第1 救出救助体制の整備

1 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠するべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織に対し、地震時における救出救助活動方法の習熟と、必要な体制整備等の促進及び支援に努める。

2 市及び消防機関における救出救助体制の整備

市及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出部隊の編成方法等救出救助体制の整備を図る。

第2 救出用資機材の整備

市及び消防機関は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材の計画的整備に努める。

また、重機等については災害協定を締結している豊前市建設業協会の所有する機材を調達する等協力体制強化を図る。

第3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

第4 要配慮者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

第5 医療機関との連携体制の整備

市及び消防機関は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。

第9節 避難体制等整備計画

**所管部署： 総務課、市民課、福祉課、健康長寿推進課、都市住宅課、
観光物産課、学校教育課、生涯学習課**

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、適切な指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の選定を行い、避難所運営マニュアル、避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成、要配慮者等の避難支援計画（個別計画）の作成など、地域住民及び学校・社会福祉施設・病院等における避難支援体制の強化などに努める。

第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「情報の収集及び自然災害対策」第4節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟する。この場合、特に以下の点に留意する。

1 避難誘導計画（マニュアル）の作成と訓練

市は、地震及び津波発生時において、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、地震・津波時の避難マニュアル等の作成に努め、住民に周知した上で避難訓練を実施する。

なお、地震・津波に関する避難計画では、迅速かつ的確な避難が重要であり、様々な状況下での避難行動について住民に周知する。

- (1) 緊急地震速報、津波警報等の伝達方法
- (2) 避難誘導等に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地及び対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制
- (6) 津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール

2 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

(1) 避難支援計画（個別支援計画）の策定

市及び防災関係機関、自主防災組織は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行う必要がある。国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を推進している。

特に避難行動の支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別支援計画の策定を行う。

(2) 地域住民等の連携

市は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難誘導体制の整備に努める。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、第3章第13節「要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備計画」による。

3 避難勧告等の発令基準の整備・習熟

市は、地震発生直後の避難勧告・指示の発令について、避難勧告等の発令基準の策定に努めるとともに、職員に対する習熟に努める。

第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定及び被災者の生活環境の整備

1 指定緊急避難場所・指定避難所の整備・点検

(1) 整備・点検の留意点

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の指定緊急避難場所・指定避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。

なお、必要と認める場合には避難経路についても指定する。

市は、指定緊急避難場所・指定避難所の整備・点検に際しては以下の点を考慮する。

- ア アクセスが容易である
- イ 住民等が良く知っている施設等である
- ウ 危険物施設等が近くにない
- エ 津波・浸水等の被害のおそれのない場所である
- オ 施設（耐震性がある）及び避難経路が安全である
- カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接している
- キ 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）
- ク 冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況

(2) 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定する。本市では、12施設を指定しており、運用体制の整備強化と指定施設の推進を図る。さらに、県内の大規模災害に備えて、福祉避難所への広域避難に関するマニュアル（平成29年3月福岡県）により広域連携体制を整備している。

【資料編】3. 施設関連資料 3-2 福祉避難所一覧

5. 各種マニュアル 5-2 豊前市福祉避難所設置・運営マニュアル

(3) 津波避難ビル等の指定

市は、周囲に高台等がない地域では、津波到達時間内に避難が完了できるよう堅固な高層建物の中高層階や人工構造物を避難場所に利用するため、津波避難ビル等の指定に努める。

また、市は、津波避難ビルとなる管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠など必要な事項について協議するよう努める。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、防災行政無線戸別受信機の設置、災害用電話、衛星携帯電話等通信機器等の連絡手段の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、特設公衆電話、災害時優先電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3) 指定避難所の設備等の整備

ア 市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、特設公衆電話、災害時優先電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。

イ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の整備、若しくは円滑に食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄し、供給できる体制の整備を進める。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

ア 市は、指定緊急避難場所・指定避難所の避難所担当職員をあらかじめ定めるとともに、施設管理者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、地域住民等関係者・団体との協力体制等の整備に努める。

イ 避難所の運営に関しては「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）、「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」（平成29年3月福岡県）等を参考に必要な事項について定めたマニュアル等を作成する。

3 避難所、避難経路等の住民への周知

市は、平常時から指定緊急避難場所・指定避難所等については、各地域の自主防災組織、住民等による避難マップ作成の支援等を行うなど、平常時から住民への周知・支援対策を実施する。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所を記載したハザードマップによる周知

(2) 防災マップ、広報誌紙、豊前市ホームページによる周知

(3) 案内板等の設置による周知

ア 誘導標識

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所案内図

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所表示板

(4) 防災訓練や防災座談会等による周知

(5) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知

(6) 自主防災組織等を通じた周知

第3 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難体制の強化に努める。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策の実施に努める。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領等の策定
 - ア 避難者の優先順位
 - イ 避難場所、経路及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
- (4) 生徒等の保護者への連絡及び引渡し方法
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 教育委員会、県への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。）

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図ることとする。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら市内施設間の協力体制を整備するとともに、市域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他市町村との連携に努める。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領等の策定
 - ア 避難者の優先順位
 - イ 避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
- (4) 家族等への連絡方法
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 市、県への連絡方法

3 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院等施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院等周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法を定めるなど、適切な避難対策の実施に努める。

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、事前に関係団体等と協議しながら市内施設間の協力体制の整備に努めるとともに、市域を越える移転が必要な場合も想定し、他市町村との避難体制の強化に努める。

4 大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

|| 第10節 交通・輸送体制整備計画

所管部署： 総務課、建設課

第1 道路交通体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

市は、県公安委員会に対し、災害発生時の輸送体制を迅速なものとするため、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を行う。

■ 届出済み緊急通行車両

豊前市消防団車両（19台）、豊前市指令車（2台）

2 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

(1) 災害時において「基本法」第50条第1に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

3 事前届出の申請

(1) 申請者—— 「基本法施行令」第33条第1に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者もしくはその代行者

(2) 申請先—— 申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する豊前警察署又は県警察本部交通規制課

(3) 申請書類

- ア 緊急通行車両事前届出書 2通
- イ 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類 1通
- ウ 自動車検査証の写し 1通

4 事前届出済証の保管及び車両変更申請

関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

5 協定締結事業者への周知

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第2 緊急輸送体制の整備

1 輸送車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

また、市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2 円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、協定締結による体制の整備に努める。物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

3 輸送施設・輸送拠点の整備

市及び県は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握するものとする。市は、以下のとおり、活動拠点となる候補地を選定しているが、公共施設や公共の広場が限定されており、拠点施設等の候補地が重複している。そのため、防災拠点の選定においては、災害の規模や種類、今後必要となる活動拠点について防災関係機関及び関係各課にて十分協議し、速やかな選定に努める。

(1) 自衛隊・緊急消防援助隊等の活動拠点

■ 応援隊活動拠点施設（屋内）

施設名	住所	担当課	拠点重複
豊前市民武道館	八屋 322-27	生涯学習課	—
多目的文化交流センター	八屋 1776-2	生涯学習課	支援物資
豊前市総合福祉センター	吉木 955	健康長寿推進課	福祉避難所

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

■ 応援隊活動拠点施設（屋外）

施設名	住所	担当課	拠点重複
天地山公園（公園敷地内）	大村 1186	都市住宅課	—
平池公園	八屋 860-1	都市住宅課	—
築上中部高校跡地グラウンド	今市 83-1	財務課	応急仮設住宅 災害ボランティア
山田公民館	四郎丸 263	生涯学習課	—
合河公民館	下川底 304-1	生涯学習課	—
岩屋活性化センター	大河内 301-3	生涯学習課	—

(2) 支援物資集積拠点候補施設

施設名	住所	管理課	拠点重複
多目的文化交流センター	八屋 1776-2	生涯学習課	応援隊
豊前市民体育館	八屋 322-27	生涯学習課	災害ボランティア

|| 第11節 帰宅困難者支援体制整備計画

所管部署： 総務課、福祉課

大分県中津市及び北九州市、福岡市等には、多くの企業や学校などの人々が集まる施設が集積しており、日々、周辺市町村から多くの人々が通勤、通学、買物等で流入している。そのため、大分県中津市、北九州市、福岡市及びその周辺等で大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、両市及び周辺市町村等において帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

市及び県は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図るよう努める。

第1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買物等の目的で自宅から離れた地域へ流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅への帰宅が困難になった者」を帰宅困難者とする。

第2 想定される事態

1 社会的な混乱の発生

外出先で災害に遭遇した場合、特に、一時滞在できる場所がない者は、交通機関や宿泊施設等へ殺到するなど、社会的な混乱発生の大きな要因となることも考えられる。

また、公共施設や大規模民間施設を休息又は情報収集のための場所と考え、集まってくることも予想される。

2 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により、帰宅者の被災、交通機関の支障、沿道での水、食糧及びトイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

3 安否確認の集中

災害発生直後は、家族等への安否確認の電話が集中し、通信障害が予想される。特に被災市町村では、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。

また、家族等の安否確認ができない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

第3 市及び県の対策

1 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況等を、駅周辺のビジョン等での表示、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

- (1) 道路情報の収集伝達体制の構築
- (2) その他の情報収集伝達体制の構築

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

2 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム『防災メール・まもるくん』による安否確認の支援や、災害用伝言ダイヤル『171』等の通信事業者等が行う安否情報サービスを効果的に活用できるよう、普及啓発に努める。

3 一時滞在場所の提供

待機する場所がない帰宅困難者に対し、所管する施設で一時的に収容する場所の把握・提供に努める。

また、市は、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在場所の確保に努めるとともに、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努める。県は、事業所の協力促進に必要な啓発等を行う。

4 徒歩帰宅者に対する支援

企業やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援体制に努める。

5 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

事業所や通勤者等に対し、インターネット、広報誌、リーフレットの配布等、「無理な移動をしない」等の情報の啓発、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備に関する情報の啓発に努める。

6 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在場所の確保や輸送対策等の体制整備に努める。

第12節 医療救護体制整備計画

所管部署：市民課、健康長寿推進課

大規模災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できるよう、医療救護体制の整備、傷病者等搬送体制の整備、広域医療救護活動の調整を図るとともに、災害医療に関する普及啓発や研修・訓練の実施に努めます。

第1 医療救護活動要領への習熟

市及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第3章「災害応急対策活動」第3節「医療救護計画」及び県作成の「災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

市及び医療機関は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

災害時における医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の不足状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムの有効活用に努める。

ア 市、災害拠点病院等医療機関、県医師会、豊前・築上医師会、福岡県京築保健福祉環境事務所、県、消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）を図る。

イ 隣接県との情報の共有化、全国ネットワーク化を図る。

ウ 災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、保健所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医療圏単位を基本とするネットワーク化を図る。

エ 収集した医療情報について、必要に応じ、報道機関等を活用して、市民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供を図る。

2 医療救護部隊の整備及び連携

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、京築広域圏消防本部及び県と協力のもと、豊前・築上医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ医療救護部隊を編成するよう努める。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(1) 編成対象機関

豊前・築上医師会を中心に、新行橋病院（行橋市）、中津市民病院（大分県中津市）の災害拠点病院ほか、福岡県内の災害拠点病院を対象とする。

(2) 編成基準

医療救護部隊の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定めるものとする。

3 災害拠点病院等の整備

医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うための高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院と連携し、災害時における増加する医療ニーズに対応するため、県内の救急病院・診療所からも積極的な支援が得られるよう体制を整備する。

(1) 災害拠点病院との連携

本市には、災害時拠点病院に適合する医療機関がないため、豊前・築上医師会、京築広域圏消防本部の協力のもと、近郊の災害拠点病院である新行橋病院、中津市民病院との連携強化に努める。

(2) 市内医療機関・診療所の取組み

市及び医療機関は、現行の救急医療体制を担う救急病院・診療所において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、厚生労働省作成の「病院防災マニュアル」や県作成の「災害時医療救護マニュアル」等を参考にマニュアル策定を進め、これに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制の整備に努める。

(3) 市及び県は、災害拠点病院や救急病院等への搬送を円滑にするため、公園やグランド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、その整備促進を図る。

【資料編】3. 施設関連資料 3-5 臨時ヘリポート予定地

4 医療救護用資機材・医薬品等の整備

- (1) 市及び京築広域圏消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 市及び関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定的供給及び上水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておくよう努める。

第3 傷病者等搬送体制の整備

1 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関及び京築広域圏消防本部による広域災害・救急医療情報システムの活用や後方医療機関※と京築広域圏消防本部等の間ににおける十分な情報連絡機能の確保に努める。

※ 後方医療機関

被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

2 搬送経路

京築広域圏消防本部は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておくよう努める。

3 ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

市及び京築広域圏消防本部は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関が保有するヘリコプターの要請を行うため、あらかじめ、ヘリコプター離着陸場等を考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制の整備に努める。

(1) ヘリコプターの要請先

- ア 消防機関、自衛隊、警察、第七管区海上保安本部（防災危機管理局）
- イ 久留米大学病院（消防機関、医療機関）

(2) 離着陸場等の確保

市及び県は、地域の実情に応じて、後方医療機関へ傷病者を搬送するための拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

なお、これらの搬送拠点には、後方医療機関と協力しつつ、後方医療機関への傷病者の搬送に必要なトリアージ※（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。

※ トリアージ

災害発時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために行うもので、傷病者を緊急度と重傷度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるもの。

4 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第4 広域的医療救護活動の調整

1 他県、国等への応援要請

市は、大規模災害等により多くの負傷者が発生し、医療救護活動が円滑に実施できない場合、他県や国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣及び傷病者の受入れ要請が必要となるため、県と連携し速やかな要請が出来るよう体制の整備を図る。

2 D M A T 運用体制の整備等

県は、災害急性期（災害発生から48時間以内）に災害現場へ迅速に出動し、活動できる災害派遣医療チーム（D M A T）の県内における配備・運用のため、D M A T運用体制の整備を図る。

第5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施

1 市民に対する普及啓発

市は、市民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

2 災害医療に関する研修・訓練

- (1) 災害時の医療従事者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の医療面に焦点を当てた市民参加型の救急訓練の実施に努める。
- (2) 災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の情報伝達訓練の実施に努める。
- (3) 防災訓練において大規模災害を想定した医療連携等の実践訓練の実施に努める。
- (4) 基幹災害拠点病院による災害医療従事者等を対象とした研修、講習会の実施に努める。
- (5) 市及び教職員並びに防災関係機関は、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、救急救命講習を行うなど、救助・救急機能の強化を図る。

第13節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備計画

所管部署： 総務課、税務課、市民課、福祉課、健康長寿推進課、
観光物産課、学校教育課、生涯学習課

高齢者や障がい者などの要配慮者や、自ら避難することが困難であり何らかの支援を要する要配慮者等（以下「避難行動要支援者」という。）は、災害発生時に犠牲となることが多く見受けられる。

そのため、市は、要配慮者等の安全確保を徹底するため、避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供、個別支援計画の策定に努めるとともに、特に浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への連絡体制及び避難対策の支援を強化します。

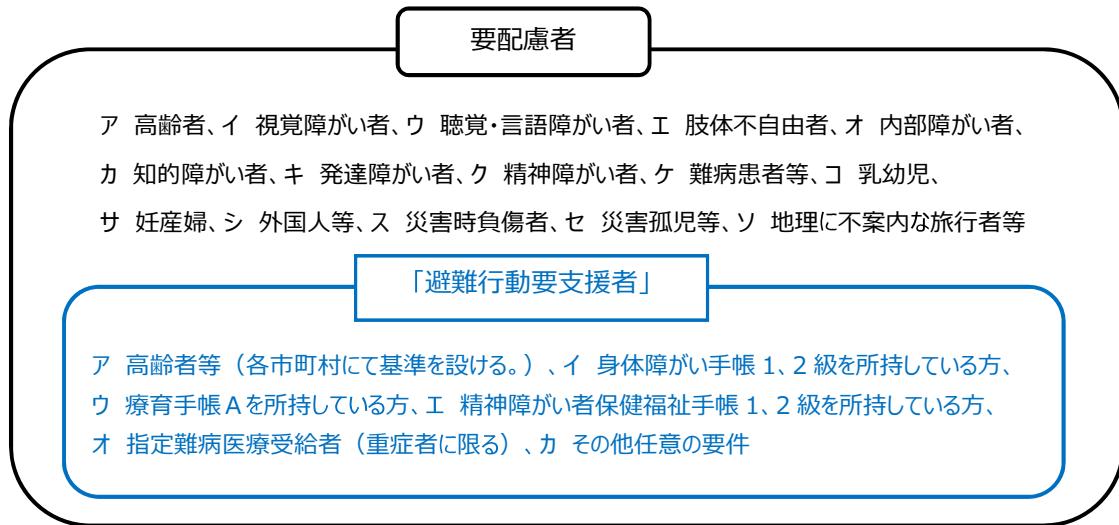
また、市は、自治会や自主防災組織等を通じて、要配慮者等及びその家族に対して、災害に対する基礎知識や福祉避難所の位置等の理解が高まるよう、パンフレット、チラシ等の作成・配布に努めます。

第1 基本的事項

1 市地域防災計画に定めるべき事項

市は、防災計画において、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

2 要配慮者と避難行動要支援者の定義



3 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

市は、区長会、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

この名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するよう努める。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(1) 豊前市における避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

ア 高齢者	75歳以上の人暮らし、または高齢者同士の世帯の者
	75歳未満であっても、自ら避難行動要支援者名簿に登録申請する意思を持つ者
イ 要介護認定者	介護保険の要介護認定者（要介護1～5の認定を受けている者）
ウ 障がい者	身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている者
	療育手帳A判定の交付を受けている者
	精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
エ 民生委員・児童委員により特に支援が必要と認められ、名簿登録申請書を提出された者	
オ 自主防災組織等により支援が必要と認められ、名簿登録申請書を提出された者	
カ 本人又は家族からの申し出があり、名簿登録申請書を提出された者	

(2) 避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

災害基本法第49条の10第2項の規定により、名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 氏名	イ 生年月日	ウ 性別	エ 住所又は居所
オ 電話番号その他の連絡先		カ 避難支援等を必要とする事由	
キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項			

(3) 情報の収集（「災害対策基本法」第49条関係）

ア 市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ 市長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(4) 名簿情報の利用

市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(5) 名簿情報の提供

ア 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、「民生委員法」（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。事項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ 災害基本法第49条の11第3項の規定により、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないものとする。

(6) 名簿情報を提供する場合における配慮

- ア 市長は、(5)により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずる。
- イ 避難行動要支援者名簿の提供に当たっては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずるものとする。
- (ア) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供すること。
- (イ) 「基本法」に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (ウ) 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管を行うとともに、必要以上の複製を行わないように指導すること。
- (エ) 避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合は、その団体内部で取扱う者を限定するよう指導すること。

(7) 秘密保持義務

- (5)により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知するよう努める。

ア 避難行動要支援者には、避難行動要支援者名簿制度の活用主旨や意義等についての周知に努めるとともに、災害の状況によっては避難支援を受けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

イ 避難支援等関係者には、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方についての周知に努めるとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

(9) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、毎年1回程度の頻度で更新することを基本とし、更新までの間に、新たに登録及び抹消が必要となった場合は、その都度、名簿の部分修正を行い、常に最新の状態を保つものとすること。

4 個別支援計画の策定

市は、避難行動要支援者名簿に登録された者より、地区区長会及び自主防災組織等の協力により、また本人からの申し出により同意書が出された者について、支援者を選定、また連絡体制を整備し、個別の避難支援計画を作成する。

登録事項	個別支援計画には、避難行動要支援者名簿の記載情報のほか、必要な範囲内で避難支援に必要な事項を記載します。 (ア) 支援団体若しくは支援者の情報 (イ) 支援に必要な資機材等 (ウ) かかりつけ医療機関や携行医薬品等 (エ) その他避難支援に必要な事項
情報の提供及び管理	個別支援計画を作成した避難行動要支援者については、平時より支援にあたる防災機関及び支援団体等で情報を共有することにより、災害発生時に円滑な支援が行えるよう体制の整備に努めます。

第2 社会福祉施設、病院等対策

1 組織体制の整備

(1) 市の役割

市は災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備するよう努める。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

要配慮者が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施・推進に努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分に配慮した体制整備の実施に努める。

2 防災設備等の整備

(1) 市の役割

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備に努める。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備に努める。

3 津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設の指定

市は、防災計画において、津波浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者が津波発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

4 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第3 幼稚園・学校等対策

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を支援し、災害時における児童の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の実施を促進する。

市及び学校関係者は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定め、周知するよう努める。

第4 在宅の要配慮者対策

1 組織体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がい者、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。

障がい者に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、福岡県防災情報等メール配信システム『防災メール・まもるくん』の更なる普及促進に努める。

2 防災設備等の整備

市は、在宅者（要配慮者を含む。）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進に努める。

また、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

3 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、要配慮者自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者の分布等を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第5 避難行動要支援者の移送

市及び消防団等は、大規模災害等が発生した後、安全が確認された場合には、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難場所へ移送するため、あらかじめ移送先及び移送方法等について関係者と協議し、移送手段等の確保に努める。

第6 外国人等への支援対策

1 外国人の支援対策

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化している。特に災害時には、土地勘がなく、情報を入手できない外国人が被災する危険性が高まるところから、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等が必要である。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語版の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図るよう努める。

市は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができる通訳・翻訳ボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努めるとともに、海外派遣経験のある職員（国際交流専門員）の体制整備に努める。

2 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少なく、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。

このため、ホテル・旅館等の施設管理者は、市等と連携し、災害の状況に応じた避難場所及び避難経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるものとする。

また、市は、災害発生時に旅行客の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。

第7 要配慮者への防災教育・訓練の実施

市は、自主防災組織等を通じて、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等の作成・配布に努め、災害に対する基礎的知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に要配慮者に避難を拒否されることで避難に時間を使い、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを防ぐため、日頃から要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、要配慮者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難できるよう努める。

|| 第14節 災害ボランティア活動環境等整備計画

所管部署： 総務課、総合政策課

大規模災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、市は、平常時から豊前市社会福祉協議会との連携強化を図り、ボランティアの活動拠点となる施設整備や資機材の確保等、災害ボランティアの受け入れ体制の整備を図る。

また、災害ボランティア・コーディネータ等の育成・支援など、災害ボランティアの活動環境等の整備に努める。

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食糧等の配布
- (5) 救援物資等の仕分、輸送
- (6) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がい者等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

1 社会福祉協議会との連携強化

災害ボランティアの受入体制については、豊前市社会福祉協議会と「豊前市災害ボランティアの設置・運営に関する協定」（平成27年7月）を締結している。市は、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、社会福祉協議会と連携した訓練実施や活動拠点の選定、資機材等の整備など必要な活動環境の支援を行う。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

また、災害発生時のボランティアの受入れは、豊前市社会福祉協議会が中心となって、京築地区、福岡県の社会福祉協議会と連携した災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携を図り、以下の内容に取り組む。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること
- (2) ボランティア需要状況の把握及び調整に関すること
- (3) ボランティアの募集、受付、登録、派遣に関すること
- (4) センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること
- (5) ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること
- (6) ボランティア保険の加入手続きに関すること
- (7) 関係機関及び団体等との連絡調整、派遣要請に関すること
- (8) その他、センター運営に当たり必要と認められる事項

2 ボランティア受入拠点の整備

災害ボランティア本部の設置場所については、災害の規模、種類、場所を考慮し、駐車場、トイレ、シャワーの設置等を考慮し速やかに決定する。責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルート検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を図る。

3 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援団体等との定期的な情報交換等、災害時に円滑な連携体制が図れるようネットワーク体制の整備に努める。

4 日本赤十字社福岡県支部との連携強化

市は、日本赤十字社福岡県支部と連携し、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援体制の強化に努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害の発生において被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。平常時からボランティア活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける活動環境等の整備及びボランティア本部の運営役として、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行うよう努める。

- 1 市は、社会福祉協議会と連携し、地域の防災リーダーとしての資質を兼ね備えた防災士等の免許取得の支援を通じ、災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- 2 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努める。
- 3 災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な情報交換等を行う場として、ボランティア各種団体等による講習会の開催、講師の派遣等に努める。
- 4 市は、災害ボランティア活動中の事故や賠償責任の補償に効果のあるボランティア保険の加入及び普及啓発に努める。

第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画

所管部署： 総務課、財務課、市民課、生活環境課、福祉課、上下水道課

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るために、迅速な救援活動が非常に重要なとなるが、なかでも食糧・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。

そのため、市は、福岡県備蓄基本計画を基に、「地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月 福岡県）における豊前市の最大想定避難者数1,087人を考慮した1日分の備蓄物資の整備に努める。また、市民に対しては、平時より発災直後の混乱を考慮した3日分以上の備蓄物資の確保推進に努める。

さらに、給水体制や食糧・生活必需品・医薬品等の供給体制の整備、避難場所（避難所）や現地災害対策本部で必要な発電機や仮設トイレ等の資機材供給体制の整備、義援物資の受入体制の整備等に努める。

第1 共通方針

- 1 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、庁舎を集中備蓄倉庫として位置付けるとともに、避難場所の位置を勘案した分散備蓄倉庫として、大西倉庫（平成30年運用開始）を活用する。また、備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮する。
- 2 市は、被災地への物資の輸送に当たっては、市町村の物資拠点への輸送にとどまらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努める。特に、庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、避難場所等における被災者のニーズの把握が困難となった場合に、県から職員を派遣するなどの連携を行い、情報の収集に努め、迅速かつ的確な支援物資の供給に努める。
- 3 災害の種類に応じて、孤立する可能性のある集落及び個人等の把握に努め、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮した対策を講じる。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。
- 4 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に努める。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。
- 5 市及び関係機関は、**第3編「災害応急対策計画」第3章「災害応急対策活動」第10節「給水計画」、第111節「食糧供給計画」、第12節「生活必需品等供給計画」**に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 給水体制の整備

1 趣旨

災害時は、停電及び寒波等による浄水施設等の停止、水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市及び水道事業者は、平常時から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備し、マニュアル等の作成に努める。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

2 補給水利等の把握

市及び水道事業者は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から各施設の現状把握に努めるとともに、地下水等の緊急水源の確保、配水池等への緊急遮断弁の設置等を計画的に進める。

3 給水用資機材の確保と配給計画

市は、給水タンクや給水容器類及び応急給水用ホース等の資機材を準備しておくとともに、配給計画等の作成に努める。

4 貯水槽等の整備

(1) 計画方針

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の整備増強を検討する。

(2) 整備項目

- ア 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- イ 学校等の浄水機能を備えた鋼板プールの建設

5 危機管理体制の整備

市及び水道事業者は、日常の維持管理業務を着実に行うことのもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

6 水道施設の応急復旧体制の整備

市及び水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、豊前市管工事協同組合との間において災害時における協定を締結し、体制の整備に努める。

7 災害時への備えに関する啓発・広報

市及び水道事業者は、災害に備えた対策や災害時の事前対策等の諸活動、家族でできる復旧対策等について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報を図り、被害防止に努める。

また、平常時から3日分（1人当たり1日3リットル）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3 食糧供給体制の整備

1 趣旨

市及び関係機関は、大規模災害等において、避難場所での避難者や災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する食糧の供給体制の整備に努め、防災訓練等にて炊き出し訓練等を実施し、平常時より支援体制の強化を図る。

また、平常時から市内業者等との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備する。

2 給食用施設・資機材の整備

市は、炊き出し等に備えて、炊飯器具等の資機材の整備に努める。

3 食糧の備蓄

市は、食糧の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食糧の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

4 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

市は、食糧関係業者（弁当等）との災害時の協力協定を締結し、さらにその推進を図り強化に努める。この場合、協定内容は原則として、食糧の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

市は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) ガス業者等との協力体制の整備

ア 市は、避難所等へのガス器具の供給等について、市内事業者との間で協力体制の構築に努める。

イ 市は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、ガス事業者との間で協力体制の整備に努める。

5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食糧の自主的確保を推進する。

(2) 市は、民間の配食サービス事業者等と連携し、在宅の要配慮者への食糧配達等の整備、地域住民相互の協力意識の向上に努める。

第4 生活必需品等供給体制の整備

1 趣旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。

そのため、市は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2 生活物資の備蓄

(1) 市の備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目の選定及び備蓄品目の性格に応じた集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄の実施に努める。

なお、この場合、生活物資不足による影響が懸念される要配慮者には、特に配慮した対策を講じる。

第2編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(2) 市民・事業所の備蓄推進

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の生活必需品等の備蓄に努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食糧などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

3 災害時民間協力体制の整備

市は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定を締結し、さらにその推進を図り強化に努める。この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配達要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

■ 物資供給協定の締結一覧

会社名	協定年月日	概 要
株式会社 サンリブ マルショク 豊前店	H21. 9. 10	物資の提供
(株)ぶぜん街づくり会社	H26. 11. 1	物資の提供（その他活動拠点等）
NPO 法人コメリ災害対策センター	H27. 3. 26	物資の提供
ホームプラザナフコ フレスポ豊前店	H27. 3. 26	物資の提供
(株) グッディ 豊前店	H27. 3. 26	物資の提供

4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を推進する。
- (2) 市は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資配達等の整備、地域住民相互の協力意識の向上に努める。

第5 医薬品等の供給体制の整備

大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制の整備に努める。

第6 血液製剤確保体制の確立

市は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図ることとする。

第7 資機材供給体制の整備

1 趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、避難場所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となるため、市は、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画の策定に努め、平常時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2 資機材の備蓄

市は、資機材の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定することとし、高齢者や障がい者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

市は、レンタル資機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか配達要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第8 義援物資の受入体制の整備

市は、小口・混載の義援物資は県及び被災した市町村の負担となることから、受け入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、例外的に個人等からの義援物資を受け入れる場合の受け入れ方法及び確保した義援物資の配達方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義捐物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部が忙殺されることがないよう、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社との協定も活用し、あらかじめ整備する。

■ 支援物資集積拠点候補施設

施設名	住所	管理課
多目的文化交流センター	八屋 1776-2	生涯学習課
豊前市民体育館	八屋 322-27	生涯学習課

|| 第16節 住宅確保体制整備計画

所管部署：都市住宅課

地震等の大規模災害による住宅の損壊等により長期の避難生活が必要となった場合に、応急仮設住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制の整備が重要である。

そのため、市は、応急仮設住宅の建設用地を選定や、公営住宅の空家の把握、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向けた取り組みに努める。

第1 空家住宅の確保体制の整備

平常時より、災害用として公営住宅の空家を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。

また、市は、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくよう努める。

第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

1 市は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ選定し、供給体制の整備に努める。

その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 市は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、市内事業所との連携と供給可能量の把握とに努め、県が平成7年3月に（一社）プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」により、必要に応じて災害時における資材の供給要請を受けるものとする。

■ 応急仮設住宅建設候補地

施設名	住所	管理課
築上中部高校跡地グラウンド	今市 83-1	財務課
上町南団地敷地内	今市 500-2	都市住宅課

|| 第17節 保健衛生・防疫体制整備計画

所管部署： 市民課、健康寿命推進課、生活環境課、
学校教育課、農林水産課

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制の整備に努める。

第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟

市及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第3章「災害応急対策活動」第13節「保健衛生、防疫、環境対策計画」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上に努める。

第2 防疫用薬剤及び資機材等の備蓄

市は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平常時からその確保に努める。

第3 学校における環境衛生の確保

市及び学校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。また、児童・生徒に対し災害時における衛生確保について、十分周知するよう指導する。

第4 家畜防疫への習熟

市及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第3章「災害応急対策活動」第13節「保健衛生、防疫、環境対策計画」に示す活動方法・内容について習熟に努める。

第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

所管部署：生活環境課

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）や、し尿、建物の焼失・倒壊・解体により発生する廃木材及びコンクリート等（以下「災害廃棄物」という。）の適正な処理体制の整備が必要となる。

そのため、市は、ごみや災害廃棄物の仮置場の選定、廃棄物処理施設の整備、災害用仮設トイレの整備、携帯用トイレ等の普及啓発、災害廃棄物処理計画及びマニュアルの作成等、広域的な処理体制・連携体制の確立などに努める。

第1 ごみ処理体制の整備

1 趣旨

災害により一時的に大量に発生したごみを適正に処理する体制の整備に努める。

2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3編「災害応急対策計画」第3章「災害応急対策活動」第15節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 ごみの仮置場の選定

市は、公共施設及び民間処理施設等と連携し、以下の基準により災害ごみ仮置場の選定を行う。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

第2 し尿処理体制の整備

1 趣旨

災害時に発生するし尿を適正に処理する体制の整備に努める。

2 し尿処理要領への習熟と体制の整備

市及び県は、第3編「災害応急対策計画」第3章「災害応急対策活動」第15節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に指定避難所及び住宅地内でし尿処理施設の使用ができない地域に配備できるよう、仮設トイレの備蓄に努めるとともに、仮設トイレを保有する建設業、レンタル業者、建設機械リース業協会等と協力関係を整備することとする。

また、下水道本管に接続するマンホールトイレの導入を検討する。

4 携帯用トイレ等の普及啓発

市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、緊急時に使用する携帯用トイレ等の普及促進のため、家庭等における災害必需品としての意識向上が図られるよう啓発に努める。

第3 災害廃棄物処理体制の整備

1 趣旨

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する災害廃棄物を適正に処理する体制の整備に努める。

2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

市は、**第3編「災害応急対策計画」第3章「災害応急対策活動」第15節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」**に示された災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

■ 災害廃棄物等の仮置場

【民間協定による仮置場】

施設名	所在地	敷地面積
日鐵住金建材(株)豊前ニッテックス工場	八屋 2544-84	7,302m ²

【公共用地による仮置場】

施設名	所在地	担当課	拠点重複
築上中部高校跡地（第2グラウンド）	今市 83-1	財務課	—
天地山公園多目的運動広場	大村 1186	都市住宅課	災害ボランティア
豊前市南部体育施設（南部グラウンド）	下河内 81-5	生涯学習課	—
岩屋多目的グラウンド	大河内 300	生涯学習課	—

4 応援協力体制の整備

市は、災害廃棄物処理の応援を求める建設業者及び各種団体については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

また、市は、応援協力体制の整備をするにあたり、県に対し、技術的支援を受けることができるとともに、撤去された災害廃棄物の処理を市において対応できない場合、市町村間の調整を要請する。

5 災害廃棄物処理計画の整備

市は、災害廃棄物の処理に係る指針や福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所でのごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を整備する。

6 広域的な処理体制・連携体制の確立

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

|| 第19節 液状化災害予防計画

所管部署： 総務課、建設課

第1 現状

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震（1995年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋め立てなどによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

福岡県においては、2005年福岡県西方沖地震による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。また、近年、埋め立て造成された博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだ水がわき出る液状化現象が、道路やグラウンド、駐車場などで起こった。

市及び県並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたっては、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

第2 液状化対策

1 総論

市及び県並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

2 液状化対策の調査・研究

市及び県並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して下記のように考えられる。

(1) 液状化発生の防止（地盤改良）

地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

(2) 液状化による被害の防止（構造的対応）

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

(3) 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

4 液状化対策の普及・啓発

市及び県並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

- 第1節 組織動員計画
- 第2節 自衛隊災害派遣要請計画
- 第3節 応援要請計画
- 第4節 災害救助法適用計画
- 第5節 要員確保計画
- 第6節 災害ボランティア受入れ・支援計画
- 第7節 防災拠点計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

- 第1節 地震津波情報の伝達、津波への対処
- 第2節 被害情報等収集伝達計画
- 第3節 広報・広聴計画
- 第4節 避難計画
- 第5節 二次災害防止計画

第3章 災害応急対策活動

- 第1節 要配慮者（避難行動要支援者）支援計画
- 第2節 救出計画
- 第3節 医療救護計画
- 第4節 安否情報提供計画
- 第5節 遺体搜索及び収容火葬計画
- 第6節 公安警備計画
- 第7節 交通対策計画
- 第8節 緊急輸送計画
- 第9節 応急教育計画
- 第10節 給水計画
- 第11節 食糧供給計画
- 第12節 生活必需品供給計画
- 第13節 保健衛生、防疫、環境対策計画
- 第14節 障害物除去計画
- 第15節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画
- 第16節 応急仮設住宅提供等計画
- 第17節 公共施設・文化財施設災害応急対策計画
- 第18節 高層建物災害応急対策計画
- 第19節 農林水産施設等災害応急対策計画
- 第20節 上下水道施設等災害応急対策計画
- 第21節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画
- 第22節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画
- 第23節 交通施設等災害応急対策計画
- 第24節 在港船舶避難対策計画

第1章 活動体制の確立

項目	所管部署
第1節 組織動員計画	各課各班
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	総務班、緊急時特別出動班
第3節 応援要請計画	総務班
第4節 災害救助法適用計画	総務班、防疫衛生班
第5節 要員確保計画	総務班
第6節 災害ボランティア受入れ・支援計画	総務班、調査協力班
第7節 防災拠点計画	各課各班

|| 第1節 組織動員計画

所管部署： 各課各班

大規模地震・津波発生時には、防災関係機関が緊密に連携し、的確な初動体制を確保することが極めて重要であり、速やかに災害対策本部、災害警戒本部等を設置し、必要な職員を配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立する必要がある。

特に、地震発生から72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するとともに、一定規模以上の地震・津波が発生した場合においては、以下により迅速かつ的確に災害応急活動体制を整える。

第1　主旨

地震災害は事前に予期することが困難であるため、発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制を確立することを定める。

災害応急対策活動においては、地震災害に対して特別の組織を編成し、各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておくよう努める。

- 災害警戒本部及び災害対策本部設置基準について全職員が認識する。
- 意思決定者不在時の対応を明確にし、速やかに実施する。
- 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。

1　関係法律との関係

「基本法」第10条に定められたとおり、他の法律に特別の定めがある場合を除き、当該法律に基づいて処理する。なお、災害応急対策を総合的かつ計画的に処理するため、この計画に基づいてその運用を図る。

2　相互協力

「基本法」第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務がある。

この計画の運用に当たっても、関係機関はもとより公共的団体及び住民個人を含め相互協力の下に処理するものとし、関係機関及び関係者は確実に各自に課せられた責務を果たすこととする。

第2　配備体制

1　配備体制の設置基準

地震発生時における職員の配備体制は、次に示す配備基準に沿って対応する。

また、本部の設置に至らない場合であっても、各課が所管する施設等の状況把握に努め、本部に準じた体制を整え、いつでも事態の対処にあたる体制を整える。

■ 配備基準（地震・津波）

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	第1警戒体制	○市内に震度4以上の地震が発生し又は津波警報が発表されたとき	○災害情報の収集伝達・巡視 ○河川・ため池・がけ地の警戒 ○水防活動（津波）	第1警戒配備要員 ○総務課職員 ○必要に応じて関係各所属長、課長補佐 ○必要に応じて緊急時特別出動班
	第2警戒体制	○市内に震度5弱の地震が発生し又は津波警報が発表されたとき	○災害情報の収集伝達・巡視 ○河川・ため池・がけ地の警戒 ○水防活動（津波）	第2警戒配備要員 ○総務課職員 ○各部長 ○関係各所属長、課長補佐 ○緊急時特別出動班
災害対策本部	第1配備体制	○市内に震度5強の地震が発生し又は大津波警報が発表されたとき	○災害情報の収集、伝達 ○災害警戒活動 ○災害又は二次災害の注意、警戒	第1配備要員 ○総務課職員 ○各部長 ○所属長、課長補佐 ○関係係長 ○緊急時特別出動班
	第2配備体制	○市内に震度6弱以上の地震が発生したとき	○災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等	第2配備要員 (職員全員)

2 動員要領

- (1) 総務課長は、市災害対策本部(市災害警戒本部)が設置された場合、【本部長】(市長)の指示により、各部長に対し府内放送、または電話等により配備体制を指令するものとする。
- (2) 各部長は各所属長に対し、指示された配備の規模の範囲内において、直ちに職員の配備体制を指令するものとする。
- (3) 各所属長は、職員の配備を完了したときは、速やかに各部長に報告するものとする。
- (4) 配備職員は常に所在を明らかにし、災害の発生が予想される事態または災害の発生を知った時は直ちに登庁し、または所属長に連絡してその指示を受けなければならない。

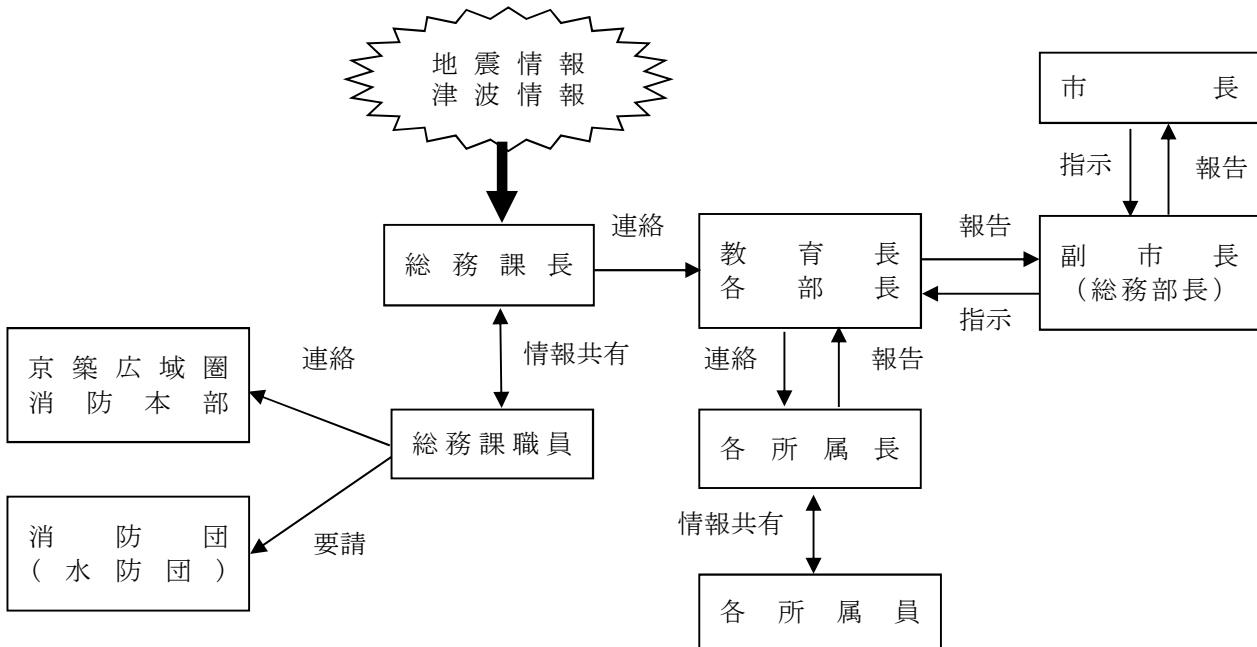
3 動員の指令系統

勤務時間内において、配備基準に該当する災害が発生した場合は、総務課が府内放送等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。特に、地震災害時には通信手段が途絶えることが予想されるため、勤務時間内外においては、配備基準による自主参集を基本とし、合わせて以下の連絡体制を整備する。

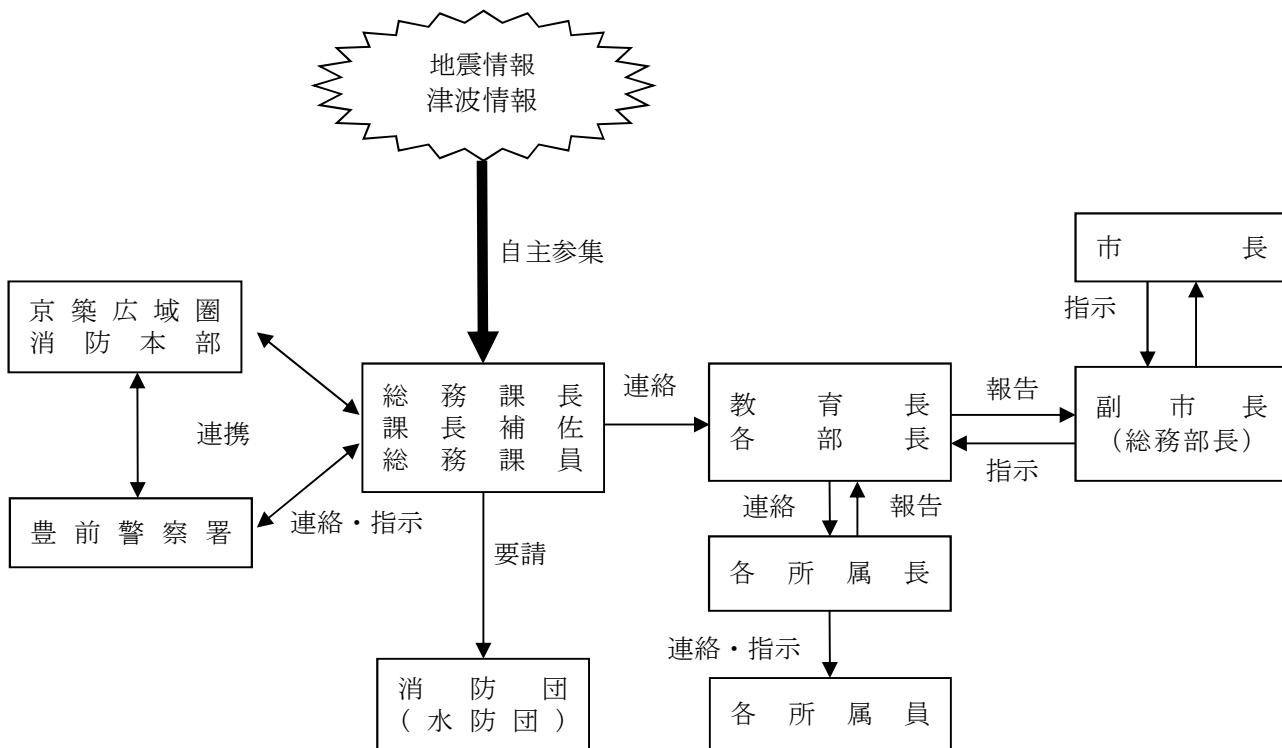
第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

■ 勤務時間内



■ 勤務時間外（休日・夜間等）の緊急連絡体制（当直室）



3 職員の自主参集

職員は、常に地震関連情報等に注意し、地震発生や津波予報が発表された場合、又は市災害対策本部の設置を覚知した場合、あるいは被害の発生が予想される場合には、配備体制の命令・連絡を待たず自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。

また原則として職員は、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁への登庁が困難な場合、又は連絡が取れない場合は、近隣の指定避難所に参集し、所属長へその旨を連絡する。

4 参集の場所

参集場所は、原則として各自の所属先とする。

なお、災害現場に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

5 参集の報告

参集した職員は、直に参集報告を行い、各課・各班でとり集めた後、【総務班】（総務課）に報告する。

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

【総務班長】（総務課長）は、次の場合で必要と認めるときは、災害警戒本部を設置する。

■ 警戒活動の基準

- ◆ 市内に震度4若しくは震度5弱の地震が発生し、又は津波警報が発表されたとき
- ◆ その他の状況により総務課長が必要と認めたとき

2 設置・指揮の権限

通信の途絶等により、【警戒本部長】（総務課長）と連絡が取れず、判断を仰ぐことができない場合は、次の者が警戒本部長の代理を行う。

第1順位 建設課長

第2順位 財務課長

3 災害警戒本部の組織及び役割

災害警戒本部の組織及び役割は、次のとおりとする。

組織	組織長	役割
警戒本部長	総務課長	◆ 本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
警戒副本部長	建設課長	◆ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
緊急時特別出動班長	総務課長補佐 及び 交通防災係長	◆ 本部長の命を受け、班の事務を掌理する。
上記班に属する職員	—	◆ 班長の命を受け、班の事務に従事する。

4 災害警戒本部の主な活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ◆ 地震情報等の収集・伝達
- ◆ 県及び関係機関への被害状況の伝達
- ◆ 市域の被害情報の収集
- ◆ 市民等への地震情報の伝達

5 災害警戒本部の廃止並びに移行措置

【警戒本部長】（総務課長）は、予想された災害が発生しないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたときは、災害警戒本部を廃止する。

なお、災害が拡大したとき、若しくは拡大の恐れがある場合、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

6 災害警戒本部の事務分掌

事務分掌については、災害対策本部の事務分掌を準用し実施する。

第4 災害対策本部の設置・運営

1 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、また、災害応急対策を実施する必要があると判断される場合には、「豊前市災害対策本部条例」等に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、関係機関と緊密な連携、協力のもと災害応急対策を実施する。

2 設置、指揮の権限

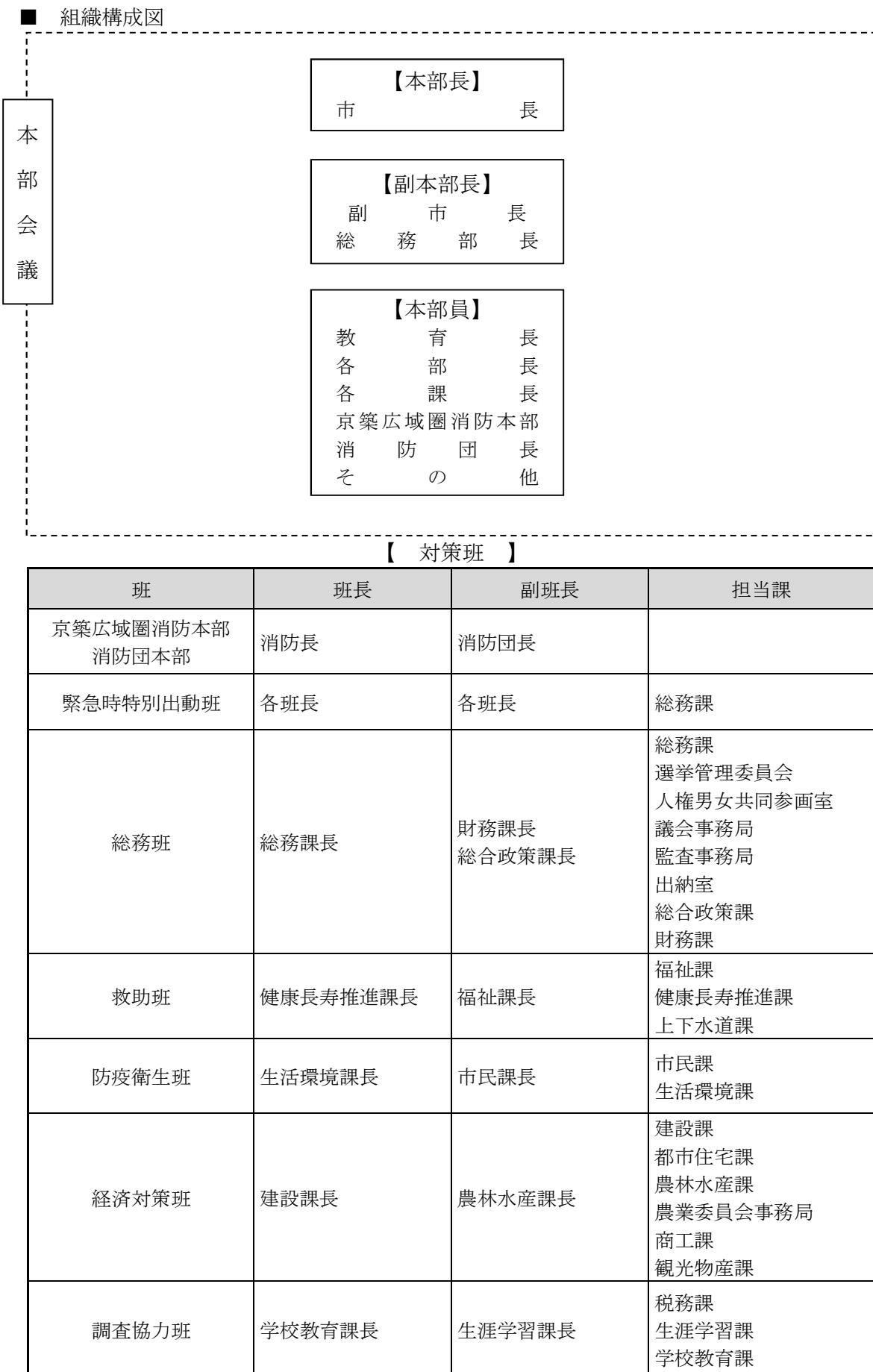
通信の途絶等により、【本部長】（市長）と連絡が取れず、判断を仰ぐことができない場合は、次の者が本部長の代理を行う。

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

3 本部の組織構成

本部の組織は次のとおりとする。



第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

4 本部会議

本部長は本部会議を開催し、災害応急対策の方針の決定や各班の連絡・調整を行う。

本部会議の開催時期	◆本部設置後隨時 ◆その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	◆本部長（市長） ◆副本部長（副市長、総務部長） ◆本部員（教育長、各課長、京築広域圏消防本部長、消防団長、その他） ◆その他本部長が指名する職員
事務局	◆総務課 ◆その他必要な職員
報告事項	◆各班の配備体制 ◆緊急措置事項
協議事項	◆被害状況の把握 ◆応急対策に関すること ◆本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること ◆自衛隊・県・他市町及び関係機関への応援の要請に関すること ◆避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関すること ◆災害救助法の適用に関すること ◆激甚災害の指定に関すること ◆応急対策に要する予算及び資金に関すること ◆市民向け緊急声明の発表に関すること ◆国・県等への要望及び陳情等に関すること ◆その他災害対策の重要事項に関すること

5 本部の設置場所

- ◆ 本部は豊前市庁議室に置き、災害規模等に応じて大会議室等を活用し、柔軟に対応する。
- ◆ 本部を設置したときは、市庁舎正面玄関及び本部室前に「豊前市災害対策本部」等の標識を掲示する。
- ◆ 市庁舎が被災を受けた場合は、本部長（市長）の判断により、次の施設に本部を移設する。
【豊前市総合福祉センター】

6 本部の設置準備

次の手順により、本部の設置準備を行う。

- (1) 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。
(通信機器 ⇒ 総合情報通信ネットワークシステム、防災行政無線、電話、FAX、衛星携帯電話)
- (2) 来庁者、庁舎内にいる市民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- (3) 停電の場合には、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を行う。
故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。
- (4) 本部長の判断の下、災害対策本部（場所：庁議室）の設営に入る。
- (5) 福岡県との通信手段を確保し、本部の設置を報告する。

福岡県総務部 防災危機管理局	T E L (092) 641-4734 (災害時優先) F A X (092) 643-3990 県防災行政無線番号 78-700-7500～7504 県防災 F A X 番号 78-700-7390～7393
-------------------	---

- (6) 本部室にテレビ、ラジオを準備し、報道機関からの情報確保の体制をとる。
- (7) 本部室に市内の地図、広域地図、災害状況掲示板等を準備する。
- (8) 応急対策に従事する者の食糧の調達及び宿泊場所の確保を行う。

7 現地災害警戒本部

被災地の近傍に応急活動拠点を設置する必要が生じた場合には、本部長は現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、その対策を講じる。

- | |
|---------------------------------|
| ◆ 現地本部の長は、本部長（市長）が指名する。 |
| ◆ 現地本部は、災害現場での指揮・関係機関との連絡調整を行う。 |
| ◆ 現地本部は、災害現場での応急活動を行う。 |

8 本部の廃止基準

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。

9 本部設置及び廃止の通知

本部を設置、又は廃止したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 班	庁内放送	総務課
一 般 市 民	報道機関、豊前市防災行政無線	
福 岡 県	総合情報通信ネットワークシステム、NTT電話	
報 道 機 関	口頭、文章、NTT電話	
警 察 署	NTT電話等	

10 留意点

- (1) すべての職員は、本部が設置された場合は次の事項を遵守する。

- ア 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
- エ 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り常に所在を明らかにすること。
- オ 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。

- (2) 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。

- ア 職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟してておくこと。
- イ 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
- ウ 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、本部及び消防機関に連絡し、迅速な協力要請を行うこと。
- エ 参集途上においては、被害状況等を収集し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。ただし、情報収集は、あくまで概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考えること。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

11 事務分掌

班	担当課	事務分掌
京築広域圏 消防本部 消防団本部 【班長】 消防長	京築広域圏 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況及び記録に関すること ・防火に関すること ・災害による応急救急全般の対応策の指揮及び実施に関すること ・災害防除及び被災者の避難救出の指揮及び実施に関すること ・災害時における危険物の取扱いに関すること ・救出、救急及び行方不明者の捜索業務の指揮及び実施に関すること ・住民の避難誘導に関すること ・災害対策の調査結果及び報告に関すること
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の指揮に関すること ・防火・水防対策に関すること ・災害危険箇所の巡視・警戒に関すること ・避難者の誘導（要配慮者の移送）及び収容に関すること ・災害防除及び被災者の避難救出に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・防犯協力に関すること
緊急時特別 出動班 【班長】 各班長	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報収集・報告及び連絡に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・災害防除及び被災者の避難救出に関すること ・被害状況情報収集及び連絡に関すること ・臨時ヘリポートの開設協力に関すること ・要配慮者の避難及び移送に関するこ（総務課・健康長寿推進課と共同） ・避難行動要支援者の移送に関するこ（税務課・福祉課・健康長寿推進課と共同）
総務班 【班長】 総務課長 【副班長】 財務課長 総合政策課長	総務課 選挙管理 委員会 人権男女共同 参画室 議会事務局 監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関すること ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関すること ・防災会議、県、その他関係機関との連絡に関すること ・本部の設置・解散、庶務に関するこ ・本部会議の連絡調整に関するこ ・総合的な対策の立案、応急対策の指示に関するこ ・国・県及び自衛隊への応援要請、他自治体との相互協力、民間団体への協力要請に関するこ ・職員等要員の確保、各班の動員等に関するこ ・各区長との連絡調整に関するこ ・気象情報の収集や受理及び通報に関するこ ・被害状況の情報収集及び連絡調整に関するこ ・指定緊急避難場所・指定避難所の開設・閉鎖に関するこ ・社会教育施設における避難所の開設・運営に関するこ（生涯学習課と共同） ・学校施設における避難所の開設・運営に関するこ（学校教育課と共同） ・福祉避難所の開設・閉鎖に関するこ（福祉課・健康長寿推進課と共同） ・避難勧告等の発令及び伝達に関するこ ・防災行政無線等（『防災メール・まもるくん』、緊急速報メール）の運営・管理及び情報発信に関するこ ・臨時ヘリポートの開設計画に関するこ ・災害時の被災者移送に関するこ ・り災証明の発行及び被災者台帳の整備に関するこ ・災害救助法関係事務のとりまとめに関するこ ・災害従事職員の公務災害に関するこ ・災害対応に従事する住民等の被災対応に関するこ ・他の自治体・機関等の応援受け入れに関するこ

班	担当課	事務分掌
総務班		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両の運用に関すること ・応急措置用被服、寝具その他の必需品の確保斡旋に関すること ・救助用食糧、物資、器材の配分計画、必要量の調査及び交付に関すること ・災害用諸物資等の輸送に関すること ・物資集配拠点の開設に関すること ・救援物資の受け入れ・管理・仕分けに関すること ・災害救助法関係事務のとりまとめ ・災害援護資金及び被災者生活再建支援に関すること ・その他、他班に属しないこと ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
【班長】 総務課長 【副班長】 財務課長 総合政策課長	出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係経費の出納に関すること ・義援金等の保管及び出納に関すること ・応急措置を実施するための救助用物資等の出納保管に関すること ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
	総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への連絡調整に関すること ・住民への広報対策(ホームページ、フェイスブック等)に関すること ・住民等の災害相談窓口に関すること ・災害調査結果(写真)の収集及び記録のとりまとめに関すること ・災害ボランティア団体との連絡調整に関すること(社会福祉協議会と共同) ・現地災害ボランティア本部の開設に関すること(社会福祉協議会と共同) ・災害統計に関すること ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
	財務課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内管理及び庁舎被害の調査(写真)、復旧対策に関すること ・庁内の電気及び電話の維持・管理に関すること ・来庁者及び避難者の安全確保に関すること ・必要車両等の確保及び配車に関すること ・公有財産に対する防災計画及び防災指導に関すること ・災害の応急災害対策本部費等の予算措置に関すること ・義援金品の配分計画及び交付に関すること ・庁舎内ネットワークの保守に関すること ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
救助班	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況(写真)及び記録に関すること ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関すること ・福祉避難所の開設・閉鎖及び運営に関すること(総務課・健康長寿推進課と共同) ・応急用食糧、調味料等の確保に関すること ・生活保護世帯の被害状況の調査に関すること ・保育所児童及び学童保育児童の避難に関すること(学校教育課と共同) ・災害時における、炊き出しに関するこ(健康長寿推進課と共同) ・要配慮者の避難及び移送に関するこ(総務課・健康長寿推進課と共同) ・避難行動要支援者の移送に関するこ(総務課・税務課・健康長寿推進課と共同) ・被災者の心の相談室開設及び運営に関するこ(健康長寿推進課・市民課と共同) ・班内の連絡調整及び連携体制に関するこ
【班長】 健康長寿 推進課長 【副班長】 福祉課長		<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況(写真)及び記録に関するこ ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関するこ ・福祉避難所の開設・閉鎖及び運営に関するこ(総務課・福祉課と共同) ・医療機関・医師会との連携、連絡調整に関するこ(市民課と共同)

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

班	担当課	事務分掌
救助班 【班長】 健康長寿 推進課長 【副班長】 福祉課長	健康長寿 推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員との連携及び連絡調整に関すること ・社会福祉協議会との連携及び連絡調整に関すること ・災害時における、炊き出しに関するこ（福祉課と共同） ・被災者の応急救護の編成及び派遣に関するこ ・その他被災者の医療及び助産に関するこ ・災害時の保健指導に関するこ ・拠点救護所の開設・運営に関するこ ・要配慮者の避難及び移送に関するこ（総務課・福祉課と共同） ・避難行動要支援者の移送に関するこ（総務課・税務課・福祉課と共同） ・被災者の心の相談室開設及び運営に関するこ（福祉課・市民課と共同） ・班内の連絡調整及び連携体制に関するこ
	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関するこ ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関するこ ・災害救助法による医療給付の認定及び手続等に関するこ ・工業用水道施設被害の応急復旧に関するこ ・商工業用施設の給水に関するこ（商工課と共同） ・透析医療施設の給水に関するこ ・給水計画に伴う飲料水の確保及び給水計画に関するこ ・給水車等の配車計画に関するこ ・上水道ポンプ施設の運転操作に関するこ ・班内の連絡調整及び連携体制に関するこ
防疫衛生班 【班長】 生活環境課長 【副班長】 市民課長	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関するこ ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関するこ ・災害救助法による医療給付の認定及び手続等に関するこ ・医薬品、衛生材料の調達及び分配に関するこ ・被災者の心の相談室開設及び運営に関するこ（福祉課・健康長寿推進課と共同） ・被災者の生活支援に関するこ ・遺体の収容に関するこ ・班内の連絡調整及び連携体制に関するこ
	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関するこ ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関するこ ・災害時における防疫資材の整備に関するこ ・災害時の環境、衛生等の計画及び指導に関するこ ・消毒等の実施に関するこ ・仮設トイレの設置・管理に関するこ ・災害時のごみ・し尿・災害廃棄物の処理計画及び実施に関するこ ・愛護動物の保護及び避難に関するこ ・危険家屋の調査・報告に関するこ ・遺体の火葬に関するこ ・班内の連絡調整及び連携体制に関するこ
経済対策班 【班長】 建設課長 【副班長】 農林水産課長	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関するこ ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関するこ ・道路、河川、堤防、橋梁等の災害予防並びに応急対策に関するこ ・農道、水路、井堰、ため池の災害予防並びに応急対策に関するこ ・災害応急工事用資材の確保に関するこ ・災害時における道路・農道等の危険箇所及び被害箇所の調査報告並びに応急措置に関するこ ・道路等の災害予防措置に関するこ ・班内の連絡調整及び連携体制に関するこ
	都市住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関するこ ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関するこ ・市営住宅に関する防災計画及び防災指導に関するこ

班	担当課	事務分掌
経済対策班 【班長】建設課長 【副班長】農林水産課長	都市住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市営住宅の危険箇所及び被害箇所の調査報告並びに応急措置に関すること ・公園等の被害調査報告及び応急措置に関すること ・市営住宅入居者の避難計画及び実施に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・被災者の指定緊急避難場所（公園）の設営に関すること ・公有財産（建物）の応急対策に関すること ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関すること ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関すること ・被害農作物及び森林の調査並びに報告に関すること ・家畜の被害調査及び報告に関すること ・家畜飼料の供給対策に関すること ・被害農地の調査及び報告に関すること（農業委員会と共に） ・漁業被害状況の調査及び報告に関すること ・被害農地の技術対策及び指導に関すること ・農林業に対する防災計画及び防災指導に関すること ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
	農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・被害農地の調査及び報告に関すること（農林水産課と共に） ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
	商工課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関すること ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関すること ・商工業関係災害応急復旧の技術指導に関すること ・商工業用施設の給水に関すること（上下水道課と共に） ・被災に伴う中小業者の金融に関すること ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
	観光物産課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関すること ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関すること ・観光関係の防災計画及び災害応急対策に関すること ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する税の減免に関すること ・災害時における宅地・家屋等の被害状況の調査及び報告に関すること ・避難行動要支援者の移送に関すること（総務課・健康寿命推進課・福祉課と共に） ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
調査協力班 【班長】学校教育課長 【副班長】生涯学習課長	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関すること ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関すること ・社会教育団体等との連絡調整に関すること ・社会教育施設における避難所の開設・運営に関すること（総務課と共に） ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること
	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・設備の被害状況（写真）及び記録に関すること ・所管施設及び設備の災害予防並びに応急対策・復旧に関すること ・学童保育児童・学校における児童及び生徒の避難に関すること（福祉課と共に） ・学校施設の災害復旧に関すること ・教職員の動員に関すること ・教科書・教材の確保に関すること ・応急教育・学校給食等に関すること ・学校施設における避難所の開設・運営に関すること（総務課と共に） ・班内の連絡調整及び連携体制に関すること

※ 共同業務については、事務が円滑に遂行できるよう各班で協議、協力の上実施する。

第5 避難所担当職員の配備

本庁に市災害対策本部が設置された場合、または、自主避難者受入れのため各地区の指定避難所及び指定緊急避難場所の開設を行った場合には、避難所担当職員を配備する。

1 避難所担当職員の動員要領

- (1) 避難所担当職員は、常に地震関連情報等に留意しておき、地震発生や津波警報が発令された場合、又は市災害対策本部の設置の通知を受けた場合、配備体制の命令を待たずに自ら担当避難所に出動し、所属部署の上司へ連絡する。
- (2) 勤務時間外における避難所担当職員への連絡通知は、電話・メール等のうち最も早い方法による。
- (3) 避難所担当職員以外に関しても、本庁舎等への参集が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの指定避難所へ自主参集し、上司及び避難所担当職員にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

2 避難所班の業務

- (1) 避難所担当職員は、該当避難所に参集した職員を把握するとともに、【総務班】(総務課)へ報告する。
- (2) 職員は集合途上で、できる限り被害状況を把握し、避難所担当職員へ報告する。各避難所担当職員は、被害状況を集約し、【総務班】(総務課)へ報告する。
- (3) 避難所担当職員は、市災害対策本部の指示に基づき、施設職員や消防団等と協力して避難所を開設するとともに、避難勧告等の発令対象地域に居住する住民への情報伝達や避難誘導にあたる。
- (4) 住民への避難情報等の伝達や避難誘導にあたっては、特に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮するものとする。
- (5) 自主避難者も含め、避難所に収容した住民の名簿を作成するとともに、【総務班】(総務課)へ報告する。
- (6) 避難住民に、水や食糧等の緊急支援物資を必要に応じ支給する。

なお、避難所の開設や運営等の詳細に関しては、**本編第2章第4節「避難計画」**に準ずる。

第6 自主防災組織との連携

災害対策本部の設置がなされた際、職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。

しかし、状況によっては、職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、対策本部と自主防災組織とが、次の事項等に対して密接な連携をとり、適切な応急対策活動の実施に努める。

- 1 被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
- 2 火災発生時における初期消火活動
- 3 避難勧告等による避難の際の避難誘導、避難者確認
- 4 避難行動要支援者の保護、安全確保及び生活支援
- 5 避難所の運営
- 6 救助用食糧、物資、器材の配分、必要量の調査

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

所管部署： 総務班、緊急時特別出動班

【総務班】は、災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを定める。

第1 災害派遣要請の基準

- 1 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第2 派遣の要請種類

1 要請による災害派遣（「自衛隊法」第83条第2項）

- (1) 天災地変その他の災害に際して、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合に、知事等からの部隊等の派遣要請に基づき、防衛大臣等が事態をやむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣。
- (2) 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待つことまがないと認められるときの(1)の要請を待たない部隊等の派遣。

2 近傍災害派遣（「自衛隊法」第83条第3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣。

3 予防派遣（防衛庁訓令）

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が事態をやむを得ないと認めたときの部隊等の派遣。

第3 派遣要請要領

1 市長等の知事への派遣要請依頼等

- (1) 市長が、知事に対し自衛隊（陸上自衛隊第四師団長、航空自衛隊西部航空方面隊司令官又は海上自衛隊佐世保地方総監）の災害派遣を依頼するときは、原則として災害派遣要請書より派遣要請を行う。しかし、要請書を提出するいとまがない場合は、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待つことまがないときは、部隊等を派遣することができる。市長は、前述の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

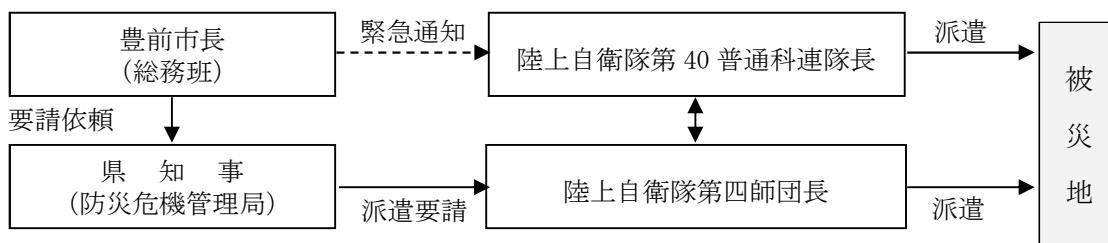
第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

■ 自衛隊派遣要請依頼先等

要請依頼先	県知事（防災危機管理局） 電話：092-641-4734（災害時優先電話） FAX：092-643-3990（災害時優先ファクシミリ） 防災行政無線電話：78-700-7021（防災企画係） 緊急時は、陸上自衛隊第40普通科連隊長へ通知 電話：093-962-7681
要請依頼伝達方法	文書各1部 (緊急時は、電話・無線で行い、事後文書送付)
要請依頼内容	◆災害の状況 ◆派遣を要請する事由 ◆派遣を希望する期間 ◆派遣を希望する区域及び活動内容 ◆派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

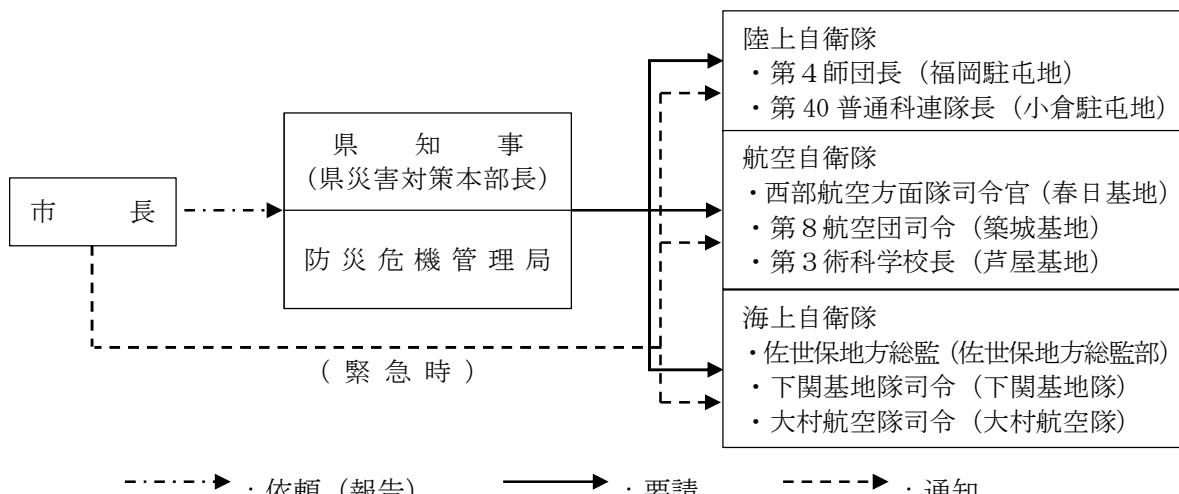
■ 自衛隊派遣要請の流れ



■ 災害派遣被要請部隊名

	駐屯地等	所在地	電話番号	指定部隊の長	備考
陸上	小倉駐屯地	北九州市小倉南区	(093)962-7681	第40普通科連隊長	北九州・中間・行橋・豊前市、遠賀・築上・京都郡
航空	春日基地	春日市原町	(092)581-4031	西部航空方面隊司令官	
	芦屋基地	遠賀郡芦屋町	(093)223-0981	芦屋基地司令	
	築城基地	築上郡築上町	(0930)56-1150	築城基地司令	
海上	佐世保地方総監部	長崎県佐世保市	(0956)23-7111	佐世保地方総監	
	下関基地隊	山口県下関市	(0832)86-2323	下関基地隊司令	
	大村航空隊	長崎県大村市	(0957)52-3131	大村航空隊司令	

■ 災害派遣連絡系統図



■ 知事への依頼書様式（市長→知事）

福岡県 知事殿	文書番号 年 月 日
	市長 印
自衛隊の災害派遣について（要請）	
自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	

2 意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請

意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



3 要請による部隊派遣

知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は、次の要領で行う。

(1) 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長（「自衛隊法」第83条第1及び第2の規程により、知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。）は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

また、知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には、関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡する。

(2) 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して、被害がまさに発生しようとしている場合、知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 関係機関との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、知事等、警察、消防等関係機関と密接に連絡調整する。

(4) 防災関係者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して防災関係者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

4 知事等の派遣要請を受けるいとまがない場合の部隊派遣

災害の発生が突然的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故や航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

第4 派遣部隊の受入体制

1 派遣部隊の受入体制

市は、現場責任者を配置し、派遣部隊指揮官等と協議し、次の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備

■ 緊急応援隊活動拠点施設（屋内）

施設名	住所	担当課	拠点重複
豊前市民武道館	八屋 322-27	生涯学習課	—
多目的文化交流センター	八屋 1776-2	生涯学習課	支援物資
豊前市総合福祉センター	吉木 955	健康長寿推進課	福祉避難所

■ 緊急応援隊活動拠点施設（屋外）

施設名	住所	担当課	拠点重複
天地山公園（公園敷地内）	大村 1186	都市住宅課	—
平池公園	八屋 860-1	都市住宅課	—
築上中部高校跡地グラウンド	今市 83-1	財務課	応急仮設住宅 災害ボランティア
山田公民館	四郎丸 263	生涯学習課	—
合河公民館	下川底 304-1	生涯学習課	—
岩屋活性化センター	大河内 301-3	生涯学習課	—

- (2) 派遣部隊の活動に対する協力
- (3) 派遣部隊と市との連絡調整

2 使用資機材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については特殊なものを除き市において準備する。
- (2) 災害救助応急作業等に必要な材料、消耗品等は市及び県において準備する。

3 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は関係市町市が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- (2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

4 臨時ヘリポートの設置

市は、ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備の万全を期す。**第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第2節「防災施設・資機材等整備計画」**に示した臨時ヘリポートから選定する。

■ 臨時ヘリポート一覧

名称	所在地	連絡先（電話）	連絡先（FAX）
角田小学校グラウンド	中村 943-1	82-2710	82-2711
山田小学校グラウンド	四郎丸 417-2	82-2604	82-2616
八屋小学校グラウンド	八屋 2232-1	82-2128	83-4890
宇島小学校グラウンド	赤熊 750	82-2045	82-2172
三毛門小学校グラウンド	三毛門 976-1	82-2017	82-2517
千束小学校グラウンド	千束 75	82-2364	82-2375
黒土小学校グラウンド	久路土 1191-1	82-2401	82-2405
横武小学校グラウンド	薬師寺 221-1	82-2736	82-2732
合岩小学校グラウンド	下河内 81-9	88-2787	88-2767
角田中学校グラウンド	中村 392	82-2712	82-2807
八屋中学校グラウンド	赤熊 1363-1	82-2253	82-2243
千束中学校グラウンド	吉木 1122-1	82-2153	82-5888
合岩中学校グラウンド	下川底 32	88-2012	88-3287
天地山公園 多目的運動広場	大村 1186	82-1111	83-2560
豊前市南部体育施設 (南部グラウンド)	下河内 81-5	82-1111	83-2560
岩屋多目的グラウンド	大河内 300	88-2002	88-2002

第5 派遣部隊等の活動内容

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

1 災害発生前の活動

(1) 連絡班及び偵察班の派遣

ア 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況により通信班を派遣し、通信の確保を図る。

イ 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡に当たる。

(2) 出動準備体制への移行

ア 司令部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

イ 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

2 災害発生後の活動

(1) 被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により偵察を行う。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

(3) 被災者の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。

(5) 消火活動

利用可能な消火、防火用具をもって京築広域圏消防本部に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常、市の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の応急啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。
ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

(10) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障がい物の保安及び除去を実施する。

(11) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

3 陸・海・空自衛隊の連携

災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか2以上の部隊等が活動する場合は、相互の連携を密にし、効率的かつ効果的な実施を図る。

第6 派遣部隊等の撤収要請

- 1 市長は自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に自衛隊の撤収を要請する。
- 2 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- 3 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

■ 災害派遣撤収要請書様式（市長→知事）

	文書番号	
	年 月 日	
福岡県 知事 殿	市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方をお願いいたします。		
記		
1 派遣要請日時 2 派遣された部隊 3 派遣人員及び従事作業の内容 4 その他参考となるべき事項		

|| 第3節 応援要請計画

所管部署： 総務班

大規模災害発生時には、その被害が拡大することが予想され、豊前市のみでは、応急対策活動にあたって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、災害にあたっては速やかな広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施することに努める。

市は、大規模災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、速やかに応援体制を整えることに努める。

第1 応援要請

1 他市町村への応援要請

市長は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

大規模地震の発生を覚知した時は、被災地以外の市町村はあらかじめ締結している応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(1) 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく応援要請

被災市町村長は、応急措置を実施するため必要があるときは、上記協定に基づき、他の市町村に対し応援を求め、また複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

ア 応援の種類

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供
- (エ) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (オ) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (カ) 被災傷病者の受け入れ
- (キ) 遺体の火葬のための施設の提供
- (ク) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- (ケ) ボランティアの受け付け及び活動調整
- (コ) その他、特に要請のあった事項

イ 応援要請の手続き

- (ア) 被災市町村長は、個別に他の市町村長に応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。
 - a 被害の状況
 - b 応援の種類
 - c 応援の具体的な内容及び必要量
 - d 応援を希望する期間
 - e 応援場所及び応援場所への経路

f その他必要な事項

- (イ) 被災市町村長は、複数の市町村長に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により知事に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- (ウ) 応援を受けた被災市町村長は、応援を実施した市町村長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。
- (2) 県外市町村への応援要請

市は、大規模災害及び広域災害が発生した場合、県外の市町村間において、災害時の広域連携に関する応援協定に基づき、応援を要請し、災害対策に万全を期す。

市町村名	協定名	締結日
東松島市	福岡県豊前市と宮城県東松島市との災害時相互応援に関する協定	H26.8.22

(3) 「福岡県消防相互応援協定」に基づく応援要請

市長は、災害が発生した場合、応急措置を実施する必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長に対し消防応援を求め、災害対策に万全を期する。

ア 地域の区分

地域	区分	備考
北九州地域	北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域	第一要請地域
筑豊地域	飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域	
福岡地域	福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島市、粕屋南部消防組合、宗像地区事務組合及び粕屋北部消防組合の区域	第二要請地域
筑後地域	久留米市広域市町村圏事務組合、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合、みやま市の区域	

イ 対象となる災害

- (ア) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他の特殊火災
 (イ) 地震、風水害その他大規模災害
 (ウ) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故

ウ 応援要請の種別

第一要請	応援を必要とする市町村が属する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

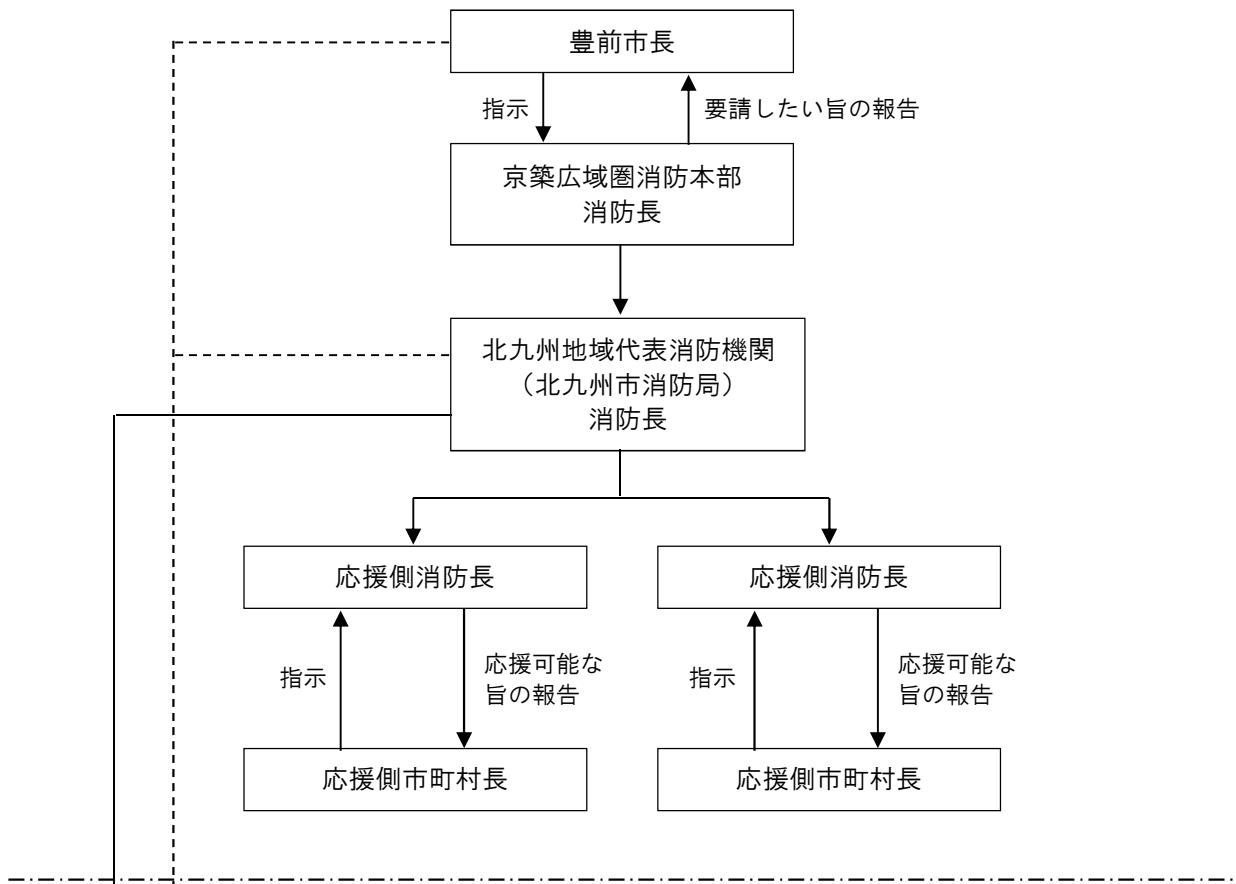
エ 応援要請の方法

応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

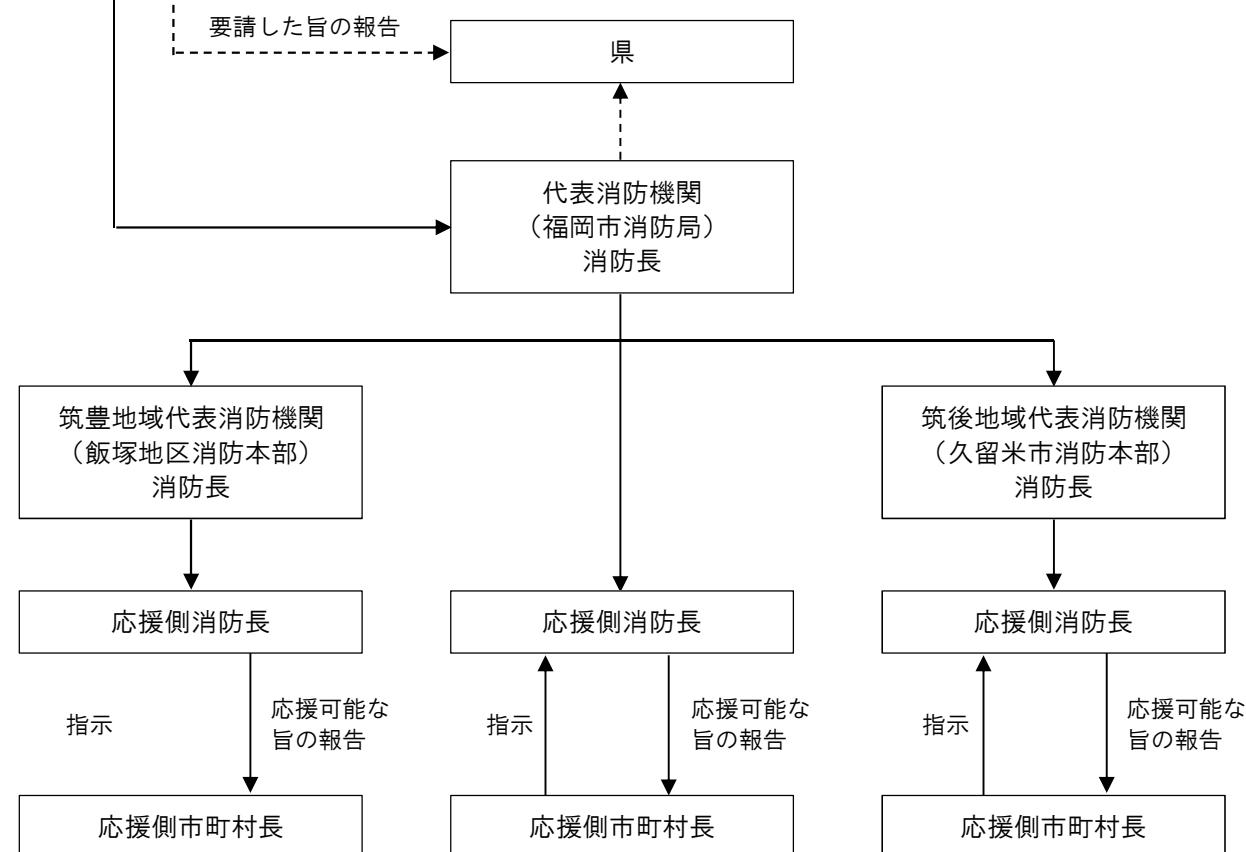
発災地の市長又は消防長から、各地域の代表消防機関消防長より応援側消防長を通じて行う。また、応援要請を行った要請側の長又は消防長は、県にその旨を通報する。

■ 応援要請の方法、要請ルート

【第一要請】



【第二要請】



2 国への応援要請

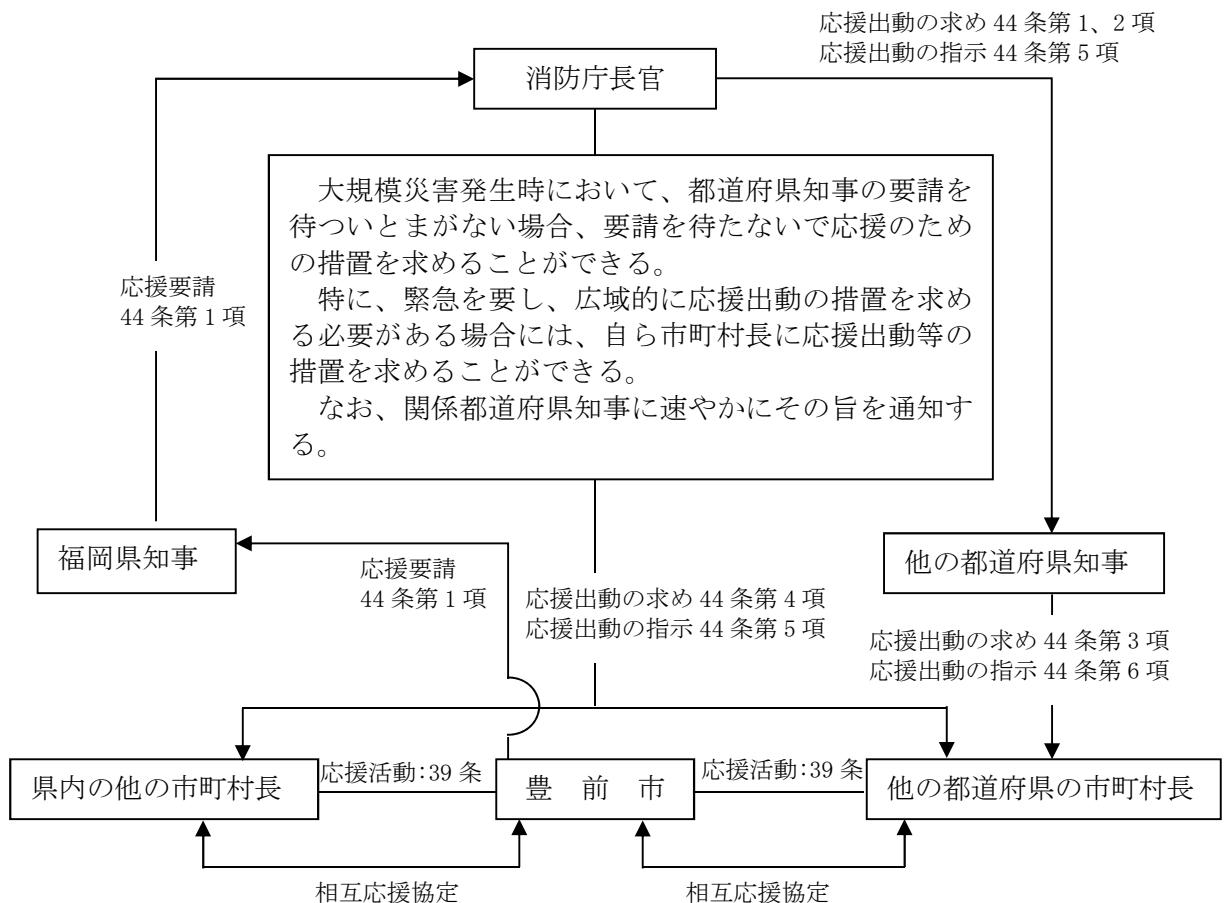
(1) 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、市長は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請する。

■ 応援要請系統図



3 民間団体等への応援要請

災害発生時には、国や地方自治体、公共機関等だけでなく、民間団体・機関による応援も必要となる。特に、特別な技術や資機材等が必要となるライフライン等での応急対策や復旧対策においては、民間建設会社等で構成されている組合等の団体の協力が不可欠であり、連携強化に努める。

■ 「豊前市における災害時出動要請に関する協定」(平成21年3月10日 豊前市建設業組合)

第2 内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請等

- 1 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策の万全を期する。
- 2 市長又は知事は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示する。
 - (1) 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
 - (2) 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項

第3 応援の受入れに関する措置

市は、他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市は「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図る。

- 1 情報提供体制
- 2 通信運用体制
- 3 ヘリコプター離着陸場の確保
- 4 補給体制等

活動拠点については、自衛隊による緊急応援隊と調整の上、決定する。

■ 応援隊活動拠点施設（屋内）

施設名	住所	担当課	拠点重複
豊前市民武道館	八屋 322-27	生涯学習課	—
多目的文化交流センター	八屋 1776-2	生涯学習課	支援物資
豊前市総合福祉センター	吉木 955	健康長寿推進課	福祉避難所

■ 応援隊活動拠点施設（屋外）

施設名	住所	担当課	拠点重複
天地山公園（公園敷地内）	大村 1186	都市住宅課	—
平池公園	八屋 860-1	都市住宅課	—
築上中部高校跡地グラウンド	今市 83-1	財務課	応急仮設住宅 災害ボランティア
山田公民館	四郎丸 263	生涯学習課	—
合河公民館	下川底 304-1	生涯学習課	—
岩屋活性化センター	大河内 301-3	生涯学習課	—

第4 国の現地対策本部（非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部）の受け入れ

大規模災害時において、国との連携は、被災地の状況の的確な把握や被災地の実情に合わせた迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、県に国の現地対策本部が設置される場合、県及び市は、その受け入れに可能な範囲で協力する。

※ 国の現地対策本部は、県の要請に基づいて設置されるものではなく、国が状況に応じて設置判断を行う。

第5 他市町村への応援の実施

市長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、又は応援の必要があると認めた場合は、基本法に基づいて応援を実施する。

1 支援対策本部の設置

市長は、他市町村において災害が発生した場合には、関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

2 被災情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

4 被災者受け入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れるための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供もしくは斡旋を行う。

|| 第4節 災害救助法適用計画

所管部署： 総務班、防疫衛生班

「災害救助法」（昭和22年法律第108号）は、市が実施するり災者に対する救援活動・措置を主に費用面で援助するためのものである。災害救助法は要件を満たせば災害発生時に遡って適用されることになるが、被災市町村にとっては実際に適用されることが判明するまでは費用的な心配から思い切った対策が実施できない懸念がある。

そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び「福岡県災害救助法施行細則」等の定めるところにより速やかに所定の手続きを行う。

第1 実施責任者

災害救助法による救助は知事が行い、市長がこれを補助する。ただし、知事が救助に関する事務の一部を委任した場合は、市長が行う。

第2 住家被害等災害救助法適用に関する被害情報の収集

市は関係課連携のもと、災害救助法適用基準に基づき、住家被害等災害救助法適用に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

第3 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

知事は、災害による被害の程度が「災害救助法施行令」第1条1項－1～4による次のいずれかに該当する場合には、市、その他関係機関及び市民等の協力の下に災害救助法による救助を実施する。

指標となる被害項目	減失世帯数	該当条項
①市内の住家が滅失した世帯の数	市 50世帯以上	第1項の1
②県内の住家が滅失した世帯数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 2,500世帯以上かつ、 市 30世帯以上	第1項の2
③県内の住家が滅失した世帯数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 12,000世帯以上かつ、 市 多数	第1項の3
④災害が隔絶した地域で発生したものであるなど被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項の3
⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、または、受ける恐れが生じた場合	※	第1項の4

注1) ※印の場合は、県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 上記④に係る事例

- ・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること
- ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

注3) 上記⑤に係る事例

- ・有毒ガスの発生等のため、多数の者が危険にさらされている場合
- ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- ・山崩れ・がけ崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

2 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。

半壊等については、「災害救助法施行令」第1条2項の規定により、次のとおり、みなし換算を行う。

住家被害状況	算定
全壊（全焼・流失）	1世帯=滅失住家1世帯
半壊(半焼)	2世帯=滅失住家1世帯
床上浸水・土砂堆積	3世帯=滅失住家1世帯

(2) 住家被害程度の認定基準

1 滅失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失し部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの
2 住家の半壊、半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り再使用できる程度である場合。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満であるもの、又は住家の主要構造部の被害額が住家の時価20%以上50%未満であるもの
3 住家の床上浸水、土砂の堆積	上記1、2に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度である場合、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態になったもの
4 世帯	生計を共にしている実際の生活単位
5 住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

第4 災害救助法適用要請と運用

1 災害救助法適用の県への要請

(1) 大規模な災害が発生し、本市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長が直ちにその状況を知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。その場合は、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって県の災害対策本部に要請し、後日文書により改めて要請する。

- ◆災害発生の日時及び場所
- ◆災害の原因及び被害の状況
- ◆適用を要請する理由
- ◆適用を必要とする機関
- ◆既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- ◆その他必要な事項

(2) 市長は、第3における「1 災害救助法の適用基準」の④及び⑤の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。

(3) 災害の事態が緊迫し、県知事による救助の実施を待つ事ができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を速やかに県知事に情報提供する。

なお、災害対策本部担当窓口は、【総務班】とする。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

2 災害救助法に基づく救助の実施

(1) 実施責任者

市長（救助に関して知事からあらかじめ委任を受けた応急対策）

(2) 救助の内容

災害救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

- ア 避難所（応急仮設住宅は除く。）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急処理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- シ 応急仮設住宅の供与

(3) 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し、応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

ア 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部各班は、救助実施記録日計票（以下「日計票」という。）を作成する。

なお、日計票の制作、とりまとめ等の事務処理については、それぞれ実情にあった方法を採用し、適宜運用して差し支えない。

イ 救助実施状況等

災害対策本部各班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を総務班に報告する。

なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

第5 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、り災の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

第6 災害救助による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「福岡県災害救助法施行細則」に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において県より内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

【資料編】4. 協定・様式 4-11 福岡県災害救助法施行細則

第5節 要員確保計画

所管部署： 総務班

災害時において不足し、必要となった労働者等の雇上げについて定めるものとする。

第1 実施責任者

災害対策を実施するに当たって、市対策本部員等のみでは労力的に不足する場合は、平常時より協定の締結等を行い、必要な労働者及び技術者等を把握し、速やかな災害対応を実施できる体制づくりに努めるものとする。なお、市災害対策本部等にて必要な労働者等を確保できない場合は、公共職業安定所に対して斡旋を要請し、労働者等の確保に努める。

第2 労働者等確保の種別、方法

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) ボランティア等の受入れ
- (3) 公共職業安定所による労働者の斡旋
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

第3 公共職業安定所の労働者斡旋

市は、公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介斡旋を依頼し、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介斡旋を行う。

- (1) 必要となる労働者の人数
- (2) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 賃金の額に関する事項
- (5) 始業及び終業の時刻
- (6) 所定労働時間を超える労働の有無
- (7) 休憩時間及び休日に関する事項
- (8) 就業の場所に関する事項
- (9) 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- (10) 労働者の輸送方法
- (11) その他の必要な事項

第4 賃金の基準及び支払方法

賃金等の給与額は、原則として公共職業安定所管内における業種別標準賃金を基準とするが、公共職業安定所と雇用機関の協議によって賃金の基準を決定してもよいものとする。また、災害救助法が適用された場合は、法令の規定による賃金を基準とする。

賃金等の支払方法は、毎日支払を原則とするが、公共職業安定所と雇用機関の協議によって支払方法を決定してもよいものとする。

【資料編】4. 協定・様式 4-11 福岡県災害救助法施行細則

第5 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、「基本法」、「災害救助法」、「警察官職務執行法」、「消防法」及び「水防法」の定めるところにより従事命令又は協力命令を発することが出来る。

■ 従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	基本法第65条第1 基本法第65条第2	市長、警察官、海上保安官
	協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	基本法第71条第1	知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令		
災害救助対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防団長、消防長

第6節 災害ボランティア受入れ・支援計画

所管部署： 総務班、調査協力班

大規模災害が発生したときには、市防災関係機関等の職員だけでは十分に対応しきれないことが予想される。このような場合、災害応急対策の的確な実施を図るため、災害ボランティアの参加・協力が不可欠である。

そのため、市及び豊前市社会福祉協議会は、京築地区社会福祉協議会連絡協議会、福岡県ボランティア連絡会及び県が設置する福岡県災害ボランティア本部の受入調整等の協力・支援を得ながら、現地災害ボランティア本部を設置する。そこで、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう、活動の支援、調整に努める。

第1 受入窓口の設置

1 現地災害ボランティア本部、福岡県災害ボランティア本部の設置

市及び豊前市社会福祉協議会は、京築地区社会福祉協議会連絡協議会、福岡県ボランティア連絡会及び県が設置する福岡県災害ボランティア本部の受入調整等の協力・支援を得ながら、現地災害ボランティア本部を設置する。

ボランティアセンターの拠点候補と各災害ボランティア本部の役割は以下のとおりとする。

■ ボランティアセンター拠点候補施設

施設名	管理課	設備	拠点重複
豊前市民体育館	生涯学習課	駐車場、トイレ シャワー、自動販売機	支援物資
築上中部高校跡地グラウンド	財務課	駐車場、仮設トイレ（仮設） 自動販売機	緊急応援隊 応急仮設住宅
天地山公園多目的運動広場	都市住宅課	駐車場、トイレ	仮置場

(1) 現地災害ボランティア本部（豊前市社会福祉協議会）

市及び豊前市社会福祉協議会が中心となり、京築地区社会福祉協議会連絡協議会と連携を図り、また、防災士等の地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 福岡県災害ボランティア本部（福岡県災害ボランティア連絡会、県）

福岡県災害ボランティア連絡会が中心となって設置し、市の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。なお、被災の規模により、必要に応じて、福岡県災害ボランティア本部から市の現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等を行う。

2 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援する。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

3 県及び市の支援

県は福岡県災害ボランティア本部、市は現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティア本部の場所の提供
- (2) 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- (3) 資機材等の提供
- (4) 職員の派遣（県は市の災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）
- (5) 被災状況についての情報提供
- (6) その他必要な事項

第2 災害ボランティア団体の活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

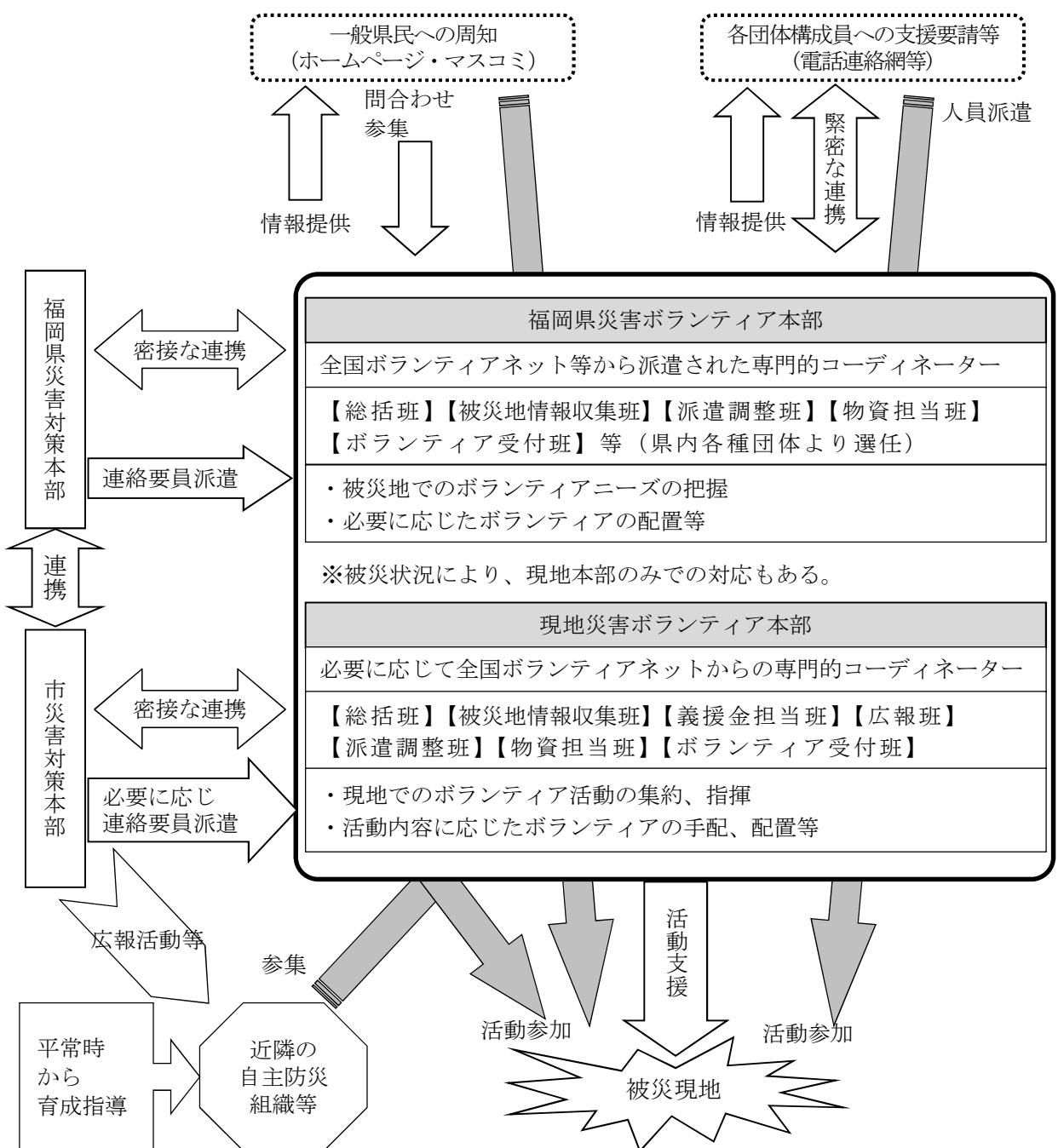
なお、活動内容については、ボランティアの意見を尊重し決定するよう努める。

区分	活動内容
生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none">・被災者家屋等の清掃活動・ボランティアセンター運営の補助・避難所運営の補助・炊き出し、食料等の配布・救援物資等の仕分け、輸送・高齢者、障がい者等の介護補助・被災者の話し相手・励まし・その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none">・救護所等での医療、看護・被災宅地の応急危険度判定・外国人のための通訳・被災者へのメンタルヘルスケア・高齢者、障がい者等への介護・支援・アマチュア無線等を利用した情報通信事務・公共土木施設の調査等・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

- 1 市災害対策本部は、現地災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部への情報提供に努める。
- 2 県災害対策本部は、福岡県災害ボランティア本部及び市町村災害対策本部、現地災害ボランティア本部と連携し、被災地のニーズの把握等を行う。

■ 災害ボランティア活動に係る連携図



【第7節 防災拠点計画】

所管部署： 各課各班

市は、以下のとおり、活動拠点となる候補地を選定しているが、公共施設や公共の広場が限定されしており、拠点施設等の候補地が重複している。そのため、防災拠点の選定においては、災害の規模や今後必要となる活動拠点について防災関係機関及び関係各課にて十分協議し、速やかな選定に努める。

第1 活動拠点施設の一覧

【第3編 第1章 第2節 自衛隊災害派遣要請計画より】

【第3編 第1章 第3節 応援要請計画より】

以下の応援隊活動拠点は、自衛隊、緊急消防援助隊等の応援隊が予想され、自衛隊及び京築消防本部と十分協議し、活動拠点を選定する。

また、災害の規模や被害の状況に応じて、下記に関係なく、各公民館施設（屋内）を活用するなど、応援隊に十分配慮した宿泊施設、野営施設、資機材の提供を実施する。

■ 応援隊活動拠点施設（屋内）

施設名	住所	担当課	拠点重複
豊前市民武道館	八屋 322-27	生涯学習課	—
多目的文化交流センター	八屋 1776-2	生涯学習課	支援物資
豊前市総合福祉センター	吉木 955	健康長寿推進課	福祉避難所

■ 応援隊活動拠点施設（屋外）

施設名	住所	担当課	拠点重複
天地山公園（公園敷地内）	大村 1186	都市住宅課	—
平池公園	八屋 860-1	都市住宅課	—
築上中部高校跡地グラウンド	今市 83-1	財務課	応急仮設住宅 災害ボランティア
山田公民館	四郎丸 263	生涯学習課	—
合河公民館	下川底 304-1	生涯学習課	—
岩屋活性化センター	大河内 301-3	生涯学習課	—

【第3編 第1章 第6節 災害ボランティア受入れ・支援計画より】

■ ボランティアセンター拠点候補施設

施設名	管理課	設備	拠点重複
豊前市民体育館	生涯学習課	駐車場、トイレ シャワー、自動販売機	支援物資
築上中部高校跡地グラウンド	財務課	駐車場、仮設トイレ（仮設） 自動販売機	緊急応援隊 応急仮設住宅
天地山公園多目的運動広場	都市住宅課	駐車場、トイレ	仮置場

【第3編 第3章 第12節 生活必需品等供給計画より】

■ 支援物資集積拠点

施設名	住所	管理課	拠点重複
多目的文化交流センター	八屋 1776-2	生涯学習課	応援隊
豊前市民体育館	八屋 322-27	生涯学習課	災害ボランティア

【第3編 第3章 第15節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画より】

以下の災害ごみ等の仮置き場については、公用用地の使用を優先とする。

また、災害の規模に応じた選定を行い、特に災害ごみの匂いによる2次被害とならないよう十分配慮した選定を行う。

■ 民間協定による仮置場

施設名	所在地	敷地面積
日鐵住金建材(株) 豊前ニッテックス工場	八屋 2544-84	7,302m ²

■ 公用用地による仮置場

施設名	所在地	担当課	拠点重複
築上中部高校跡地（第2グラウンド）	今市 83-1	財務課	—
天地山公園多目的運動広場	大村 1186	都市住宅課	災害ボランティア
豊前市南部体育施設（南部グラウンド）	下河内 81-5	生涯学習課	—
岩屋多目的グラウンド	大河内 300	生涯学習課	—

【第3編 第3章 第16節 応急仮設住宅提供等計画より】

■ 応急仮設住宅建設候補地

施設名	住所	管理課	拠点重複
築上中部高校跡地グラウンド	今市 83-1	財務課	応援隊 災害ボランティア
上町南団地敷地内	今市 500-2	都市住宅課	—

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

項目		所管部署
第1節	地震津波情報の伝達、津波への対処	総務班、緊急時特別出動班
第2節	被害情報等収集伝達計画	総務班、京築消防本部、 消防団、緊急時特別出動班
第3節	広報・広聴計画	総務班
第4節	避難計画	総務班、消防団、 緊急時特別出動班、救助班、 調査協力班
第5節	二次災害防止計画	京築広域圏消防本部、 経済対策班、豊前警察署

第1節 地震津波情報の伝達、津波への対処

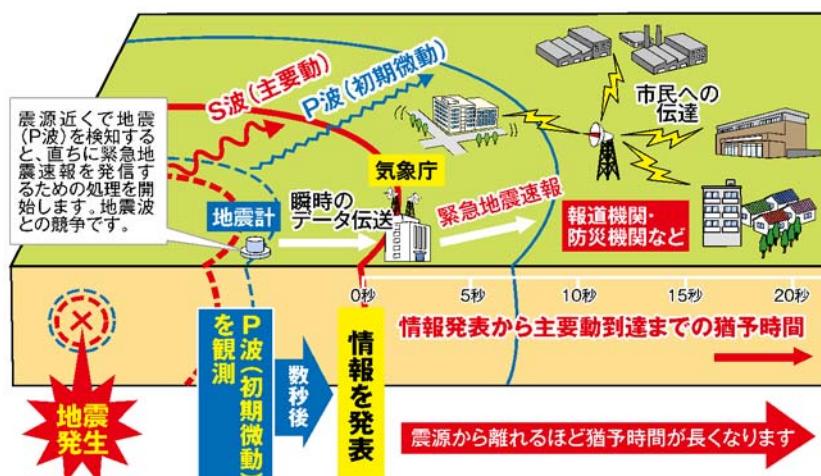
所管部署： 総務班、緊急時特別出動班

地震が発生した場合、緊急地震速報・震度速報等の地震情報及び大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、津波予報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

第1 地震及び津波に関する情報の種類

1 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（平成19年10月1日運用開始）は、地震発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、テレビ・ラジオ・携帯電話等の媒体を通して周知する情報である。



緊急地震速報（警報）では、地震波が2地点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に、地震の発生時刻、地震発生場所（震源）の推定値及び震央の地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名を発表する。

緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、数秒から長くとも数十秒程度と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わない可能性がある。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、特別警報（地震動特別警報）に位置付けられる。

2 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、次の発表基準等により大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表される。

第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

■ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

警報・注意報の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波がおよび、浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域での避難は必要ない。海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

- 注1) 「大津波警報」については、平成25年8月30日から特別警報として位置づけられる。
- 注2) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 注3) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 その他の地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は次のとおりである。

情報の種類	情報の内容
震度速報	担当する観測区域内（九州・山口県内）において、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として、地震発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域名と地震の発生時刻を発表する。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を附加して発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
地震回数に関する情報	地震が発生した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。
津波情報	津波警報・注意報が発表された津波予報区における津波の到達予想時刻、予想される津波の高さ、満潮時刻及び観測された津波の高さ及び時刻を発表する。

第2 地震及び津波に関する情報の伝達系統

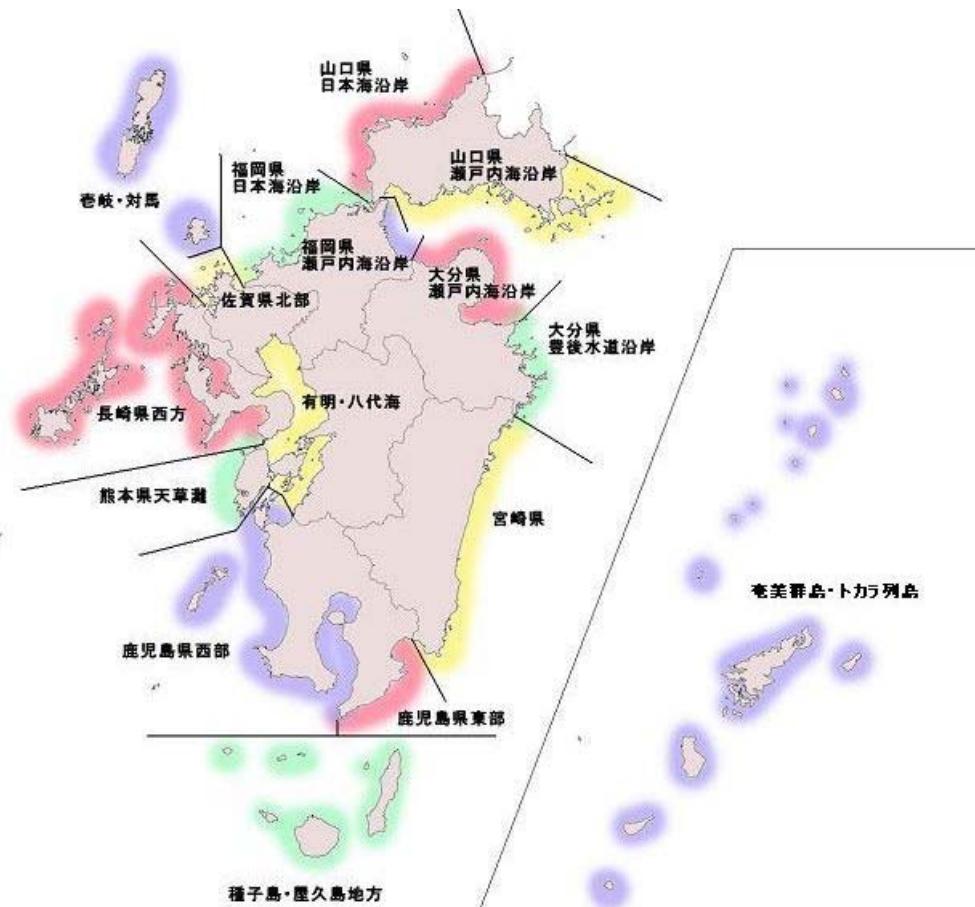
1 津波予報区及び担当気象官署

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられ、福岡県沿岸は「福岡県瀬戸内海沿岸」、「福岡県日本海沿岸」、「有明・八代海」に分けられている。これらの予報区に対しては、日本近海（北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね 600 km 以内）で発生した地震による津波予報については福岡管区気象台が、それより遠方で発生した地震による津波予報については気象庁本庁が担当する。

■ 福岡県に係る津波予報区

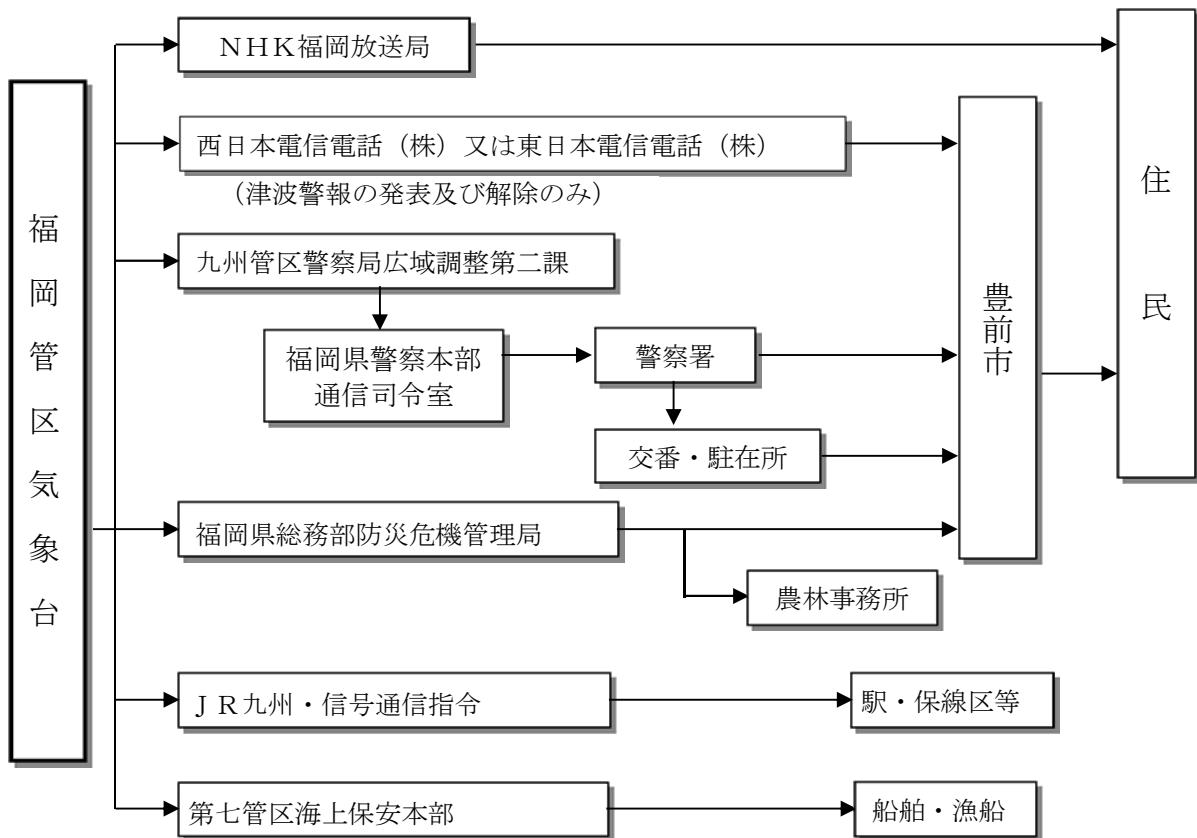
津波予報区	区域	福岡県沿岸市町村名
福岡県瀬戸内海沿岸	福岡県（北九州市門司区以東に限る。）	北九州市、苅田町、行橋市、築上町、 豊前市 、吉富町
福岡県日本海沿岸	福岡県（北九州門司区以東及び有明海沿岸を除く。）	北九州市、芦屋町、岡垣町、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、福岡市、糸島市
有明海・八代海	福岡県(有明海沿岸に限る。) 佐賀県(有明海沿岸に限る。) 長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。) 熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。)	久留米市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市

■ 九州地方の津波予報区（福岡管区気象台ホームページより）



2 地震及び津波に関する情報の伝達

(1) 伝達系統図



(2) 市から住民への周知方法

市は、地域防災計画に基づき、関係住民に対し必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難の準備その他の措置の伝達周知を行う。この場合、要配慮者が「基本法」第60条第1項の規程による避難勧告等を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

これらの、一般的な周知方法は次のとおりである。

ア 直接的な方法

- (ア) 市防災行政無線（同報系）、ふくおかコミュニティ無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により自動起動された同報系防災行政無線又はラジオ（コミュニティFM放送を含む。）による同報的運用による通報
 - (イ) 広報車の利用
 - (ウ) 水防計画等による警鐘の利用
 - (エ) 電話・口頭による戸別通知
 - (オ) 福岡県『防災メール・まもるくん』、市ホームページ、SNS等の活用
 - (カ) 緊急速報メールの活用

イ 間接的な方法

- (ア) 区長会・自主防災等の電話連絡網等による通知
- (イ) 京築広域圏消防本部及び消防団を通じての通知

ウ 事態が緊急を要する場合の方法

「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは「有線電気通信法」（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は「放送法」（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットポータルサイト・サーバ運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

なお、この場合の手続については、事業者と事前協議により定める。

第3 異常現象発見時の通報（災害対策基本法54条関連）

- 1 地震及び津波に関する異常な現象を発見したものは、遅滞なく、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- 2 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- 3 通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。
- 4 異常現象とは、おおむね次にあげる自然現象をいう。
 - (1) 地震に関する事項
群発地震……数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震
 - (2) 津波に関する事項
潮位の異常な変動
 - (3) その他に関する事項
通報を要すると判断される上記以外の異常な現象
- 5 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備考
福岡管区気象台	(092)725-3600 (092)725-3609	気象及び水象に関する事項 地震に関する事項
福岡県防災危機管理局	(092)641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092)641-4141	内 線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	(093)321-2931	

第4 津波に対する避難体制の整備

1 避難行動の原則

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、災害予防対策で検討した自動車で安全かつ確実に避難できる方策に基づき、適切に避難を行うものとする。

2 避難誘導の原則

市は、災害予防対策で検討した対策に基づき、避難誘導者等の安全を確保したうえで避難誘導や防災対応にあたるものとする。

第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

3 避難情報の発令

市は、津波警報等の内容に応じた基準に基づき避難指示（緊急）を発令し、避難対象地域を住民等に伝達するものとする。

第5 沿岸地域等の住民に対する広報体制の整備

市は、地震を感じたときは、次の情報伝達措置を行う。

1 海岸等における広報

市は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線（同報系）、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

また、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALER T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグや災害情報共有システム（Lアラート）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

2 河川遡上に関する広報

海岸沿いから続く標高3～4mの低地においては、津波の河川遡上による浸水被害を受けるおそれがあるので、市は、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川付近の低地にある者等に対し、防災行政無線（同報系）、広報車等により、該当する低地から退避するよう広報する。

3 海面監視体制及び通報伝達体制等を確立

福岡管区気象台から、なんらかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。この場合、高所からの監視等の安全措置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。

なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海浜にある者に対して早期退避を呼びかけるとともに、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずるものとする。

第6 沿岸地域住民等の自衛措置

市は、沿岸地域住民を中心に十分な地震・津波に対する知識の習得、津波避難訓練を行うよう努め、沿岸地域において強い揺れ等を感じたときは、次の自衛措置を取るよう努めるとともに、住民に対し周知する。

1 一般編

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても津波警報等が発表されているときや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自発的に直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- (2) 揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで(1)～(4)などの最善の措置をとる。
- (6) 津波は河川も遡ることから、河川のそばにいるときには、流れに沿って上流側に避難しても津波は追いかけてくるので、流れに対して直角方向にすばやく避難する。

2 船舶編

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
- (2) 揺れを感じなくとも、津波警報、津波注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (4) 津波の来襲に猶予時間がある場合、港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで(1)～(4)などの最善の措置をとる。

第7 関係機関の津波に対する措置

- 1 沿岸の防災機関は緊急警報放送システム(EWS)等を利活用して、津波警報の早期入手に努める。
- 2 関係機関は地震及び津波警報等の状況を迅速に把握するため、地震を感じてから1時間以上、津波情報等の放送を聴取する責任者を定めておくものとする。

第2節 被害情報等収集伝達計画

所管部署： 総務班、京築消防本部、消防団、緊急時特別出動班

市及び防災関係機関は、相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な応急対策を実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行う。

また、市災害対策本部は、福岡県並びに関係機関と情報の相互連絡の重要性を認識し、次の事項について、積極的に連携して情報の収集伝達強化を図ることとする。

第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握

大規模地震が発生した場合、市・県の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるが、そのためには、早い段階で被害規模を把握することが重要である。

1 被害中心地及び被害規模の推定

市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集に当たる。

2 地震発生直後の被害の把握

市は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

また、市において通信手段の途絶等が発生し、県への被害情報等の報告が十分に行える状況にない場合等にあっては、県の判断により、県災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員が市に派遣され、応急的な通信及び情報の収集を行う。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段が尽くされる。

市及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧と併せて、県に連絡する。また、市及び県は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の把握に努める。

■ 収集すべき情報の項目

収集項目	
1	人的被害 ※ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。
2	建物被害
3	避難勧告等の状況、警戒区域の指定状況
4	避難の状況
5	防災関係機関の防災体制（配備体制等）
6	防災関係機関の対策の実施状況
7	交通機関の運行・道路の状況
8	ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営状況

3 災害関係情報収集用カメラや警察の交通監視用テレビ、福岡県災害情報収集システム等の活用

(1) 道路交通情報ネットワーク体制の強化及びネットワークを活用した情報収集

道路管理用カメラと警察の交通監視用テレビとのネットワーク等、既存のネットワークを活用しながら災害情報の収集に努める。

(2) 福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとの連携

福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとを連携し、そのネットワークを活用しながら災害情報の収集に努める。

(3) 福岡県災害情報収集システムの活用

市及び防災関係機関は、災害現場から携帯電話やスマートフォン等の端末で撮影した写真や災害情報を送信することで、自動的に地図上に表示できる福岡県災害情報収集システムを活用し、災害情報の収集体制の整備に努める。

4 国への報告等

市は、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、市から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行うものとする。

5 情報の収集・伝達の要領

【総務班】は、各課が所管する施設等（住家、土木施設、農林水産業施設及び農林物産施設、商工業施設、教育施設など）に関する被害状況等の調査結果について集約し、被害規模等の早期把握に努める。

また、各班等の連携については、情報連絡員等を定めることにより、連携体制の強化に努める。情報連絡員等は、次の点に留意し、的確な収集伝達に努める。

(1) 情報項目

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時・場所又は地域

ウ 被害の状況

エ とられている対策

オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 各班は、災害情報の収集に当たっては、警察署及び京築広域圏消防本部等の防災関係機関と密接な連携を図る。

(3) 情報収集等について、あらかじめ報告様式等を定め、報告の迅速化・正確化を図る。

(4) 各班において、被害の程度がわかるような状況写真を可能な限り撮影し、今後、被害報告写真や広報写真として活用できるよう整理に努める。

(5) 被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整するよう努める。

(6) 災害状況によっては、時間帯、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、り災人員についても、平均世帯により計算し即報する。

第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

- (7) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- (8) 大規模災害に伴い、被害が甚大なため、市及び関係機関等において被害状況の収集及び調査が困難である場合には、県及びあらかじめ協定等により定めた組織等に応援を求め実施する。

6 被害情報等の共有

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、市は地震の規模や被害の程度に応じ、国、県及び防災関係機関等と連携し、迅速な情報の収集・連絡に努める。

この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段、機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

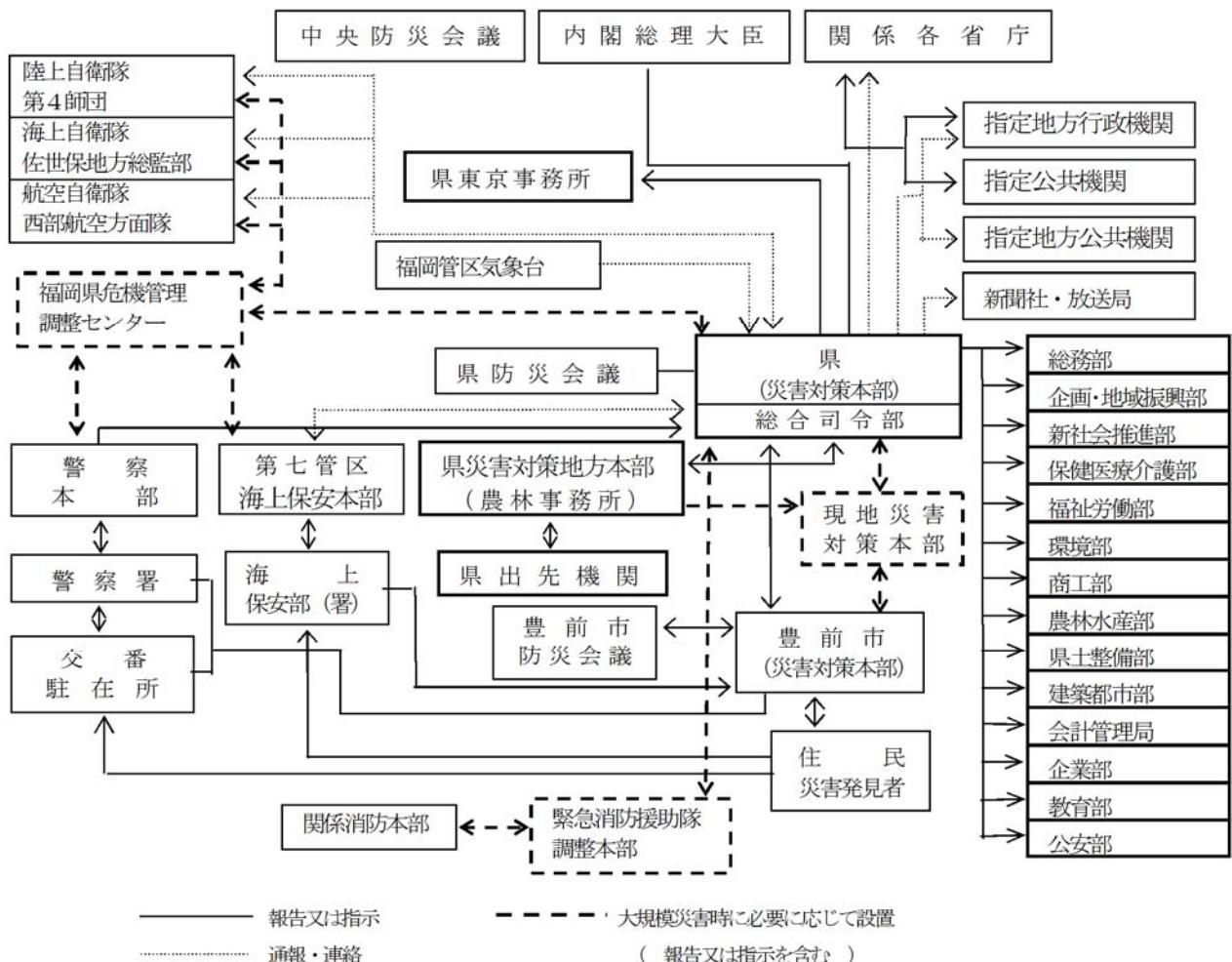
市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡し、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

市、国、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、防災関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密な連絡、関係機関との連絡調整のための職員の相互派遣、災害対策本部長の求めに応じた情報の提供、意見の表明などにより、情報共有を図るよう努める。

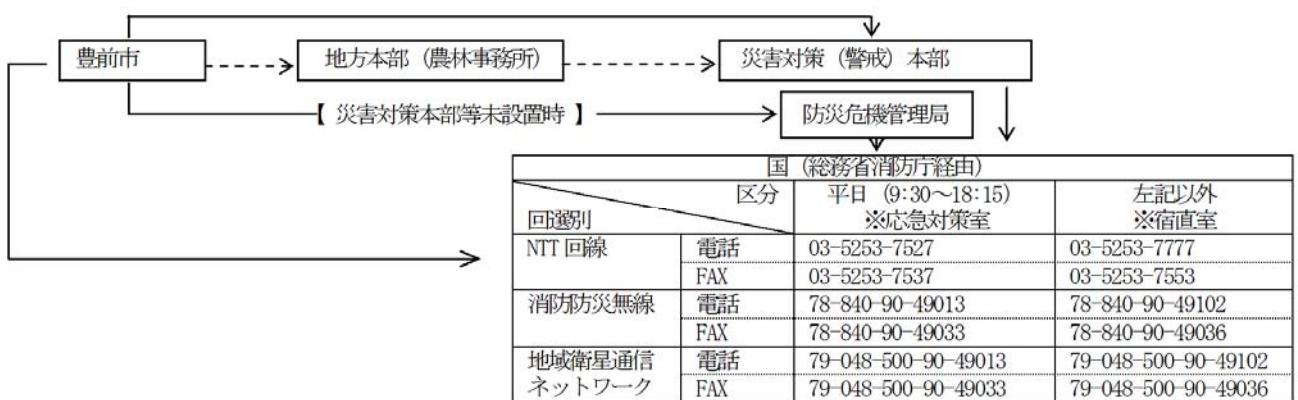
市、国、県及び防災関係機関等は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制を確保する。

第2 市災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路

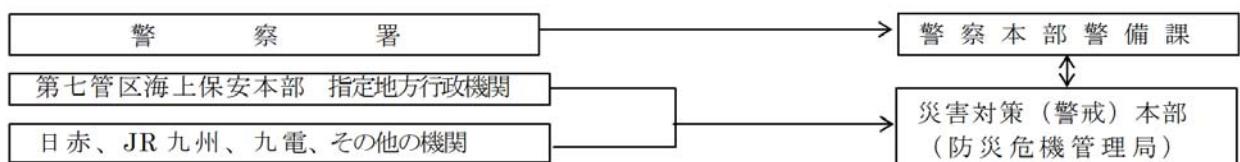
1 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



2 市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



3 市町村以外の機関からの被害状況連絡系統図



第3 被害状況の報告基準、方法等

被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところによる。

- 【資料編】 4. 協定・様式 4-2 福岡県災害調査報告実施要綱
4. 協定・様式 4-3 災害程度の認定基準
4. 協定・様式 4-4 県（消防防指導災課）からの通知
4. 協定・様式 4-5 福岡県災害調査報告実施要綱の様式

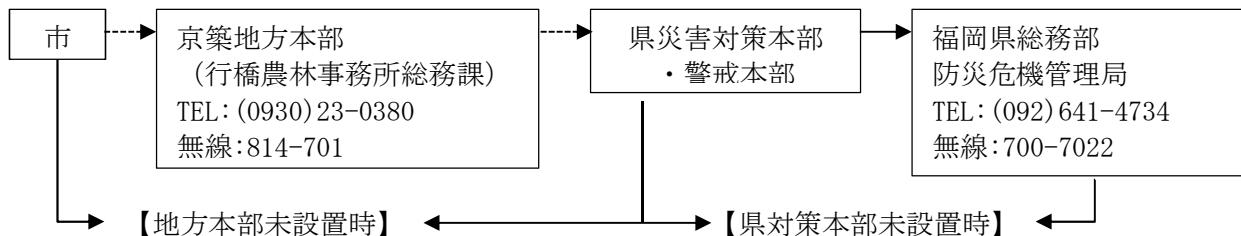
■ 報告要領

区分	責任者	様式	摘要
(1) 災害概況及び被害状況即報(即報)	市長 総務班長	様式 第1号 第2号	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を県防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告する。 以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出する。 前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告し、以後にあっては毎日、定められた時間（10時、15時）までに報告する。 なお、被害件数等は「累計数」として取り扱う。
(2) 災害概況詳報（詳報）	市長 総務班長	様式 第2号 第3号	被害状況を集計した数値結果について、災害発生日より5日以内に様式第2号または第3号にて報告する。
(3) 被害状況確定報告（確定報告）	市長 総務班長 各部門別担当班長	様式 第2号 第3号 各部門別様式	応急対策を終了したとき、又は市災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を実施要綱第5項に準じて提出しなければならない。 確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付する。

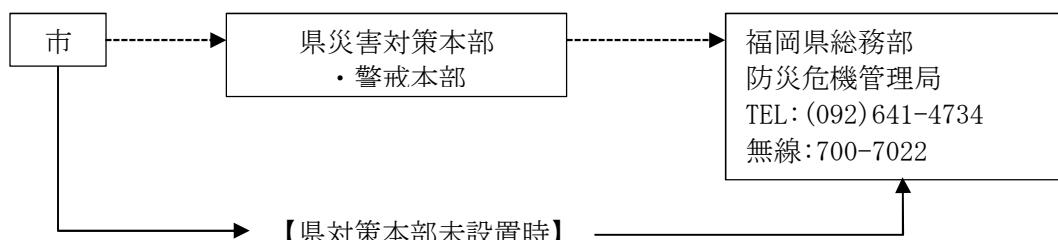
※ 各様式とも2部作成し提出するものとする。

■ 県への被害状況報告系統

- 1) 災害概況及び被害状況報告【総務班】
(様式第1号・様式第2号の1)



- 2) 被害状況確定報告【総務班】
(様式第2号の1)



3) 社会福祉関係被害即報【救助班】

(様式第2号の2)



4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告【救助班・防疫衛生班】

(様式第2号の3、様式第3号の1)



5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告【経済対策班】

(様式第2号の4、様式第3号の2)



6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告【経済対策班】

(様式第2号の5、様式第3号の3から15)



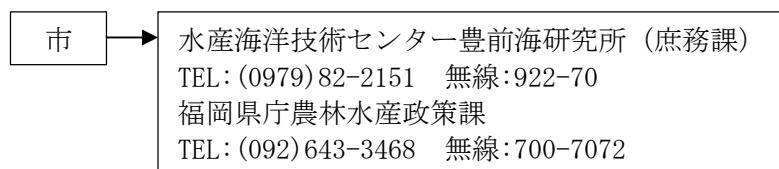
7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告【絏済対策班】

(様式第2号の6から10)



8) 水産業関係被害即報・詳報・確定報告【絏済対策班】

(様式第2号の11、12)



9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告【絏済対策班】

(様式第2号の13、様式第3号の16)



10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告【絏済対策班】

(様式第2号の14、15、様式第3号の17)



11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告【調査協力班】

(様式第2号の16、様式第3号の17)



第4 通信計画

1 災害発生直後の対応

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための情報通信手段を確保及び機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに現場に配置する。

また、各通信機器等を所管する総務省に直ちに連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 災害時における通信連絡

(1) 防災行政無線の活用

ア 市防災行政無線

地域住民に災害情報・避難情報等を迅速かつ円滑に伝達するため、平成25年4月からデジタル同報系防災行政無線システムを活用する。

(ア) 市内62箇所に屋外拡声子局（うち20箇所はアンサーバック機能付）と、音声の難聴な地域については各家庭に戸別受信機を設置しており、災害時における市民への情報伝達手段として活用する。

(イ) 放送内容が聞きづらい、もう一度放送内容を確認したい場合の電話応答装置（フリーダイアル：0800-200-0979）を活用し、住民への周知に努める。

イ 県防災行政無線

市、県庁、消防本部及び県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため相互に通信連絡を行う場合は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用するよう努める。

ウ 消防庁消防防災無線

災害時において総務省消防庁や他県との連絡手段に活用する。

(2) 通信機器の借受

市は、有線回線の輻輳（ふくそう）や停電等のため有線通信が使用できない場合、電気通信事業者等や九州総合通信局から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に活用する。

(3) 公衆電気通信設備の利用促進

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な状況で応急対策等のため必要がある場合は、災害時優先電話、非常電報が利用できる。

なお、非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）及び「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととしており、今後市が加入する電話又は防災部局等における災害時優先電話取扱について、西日本電信電話株式会社取扱局と協議し、承認に努める。

また、本市が承認を受けた災害時優先電話番号は次のとおりである。

■ 災害時優先電話（平成30年1月1日現在）

施設名	区分	電話番号
八屋中学校	指定避難所	82-2253
角田中学校	指定避難所	82-2712

第3編 災害応急対策計画
第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

施設名	区分	電話番号
千束小学校	指定避難所	82-2364
合岩中学校	指定避難所	88-2012
合岩中学校（FAX）	指定避難所	88-3287
八屋小学校	指定避難所	82-2128
宇島小学校	指定避難所	82-2045
角田小学校	指定避難所	82-2710
山田小学校	指定避難所	82-2604
三毛門小学校	指定避難所	82-2017
千束中学校	指定避難所	82-2153
黒土小学校	指定避難所	82-2401
横武小学校	指定避難所	82-2736
大村小学校	指定避難所	82-2026
旧畠小学校		83-2480
豊前市浄化センター	上下水道課	83-4414
上町配水所	上下水道課	83-4319
合計		17回線

※ 災害時に一般回線が輻輳する場合に利用する。ただし、発信時のみ優先される。

(4) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に被災者が利用できるよう設置した特設公衆電話を活用する。

■ 特設公衆電話（平成30年1月1日現在）

施設名	設置場所	設置台数
中央公民館	玄関ホール	1台
角田公民館	玄関ホール	1台
山田公民館	玄関ホール	1台
大村公民館	玄関ホール	1台
八屋公民館	玄関ホール	1台
宇島公民館	玄関ホール	1台
三毛門公民館	玄関ホール	1台
黒土公民館	玄関ホール	1台
千束公民館	玄関ホール	1台
横武公民館	玄関ホール	1台
合河公民館	玄関ホール	1台
岩屋公民館	玄関ホール	1台
市民会館	玄関ホール	1台
合計		13台

※ 西日本電信電話株式会社は特設公衆電話を事前設置しており、災害発生時に無料で利用できるようにしている。ただし、平常時は利用できない。

第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

(5) その他の通信設備の利用

公衆電気通信設備が利用できない場合は、次の通信設備等を活用し、非常時の通信の確保を図る。

ア 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、「基本法」第57条及び第79条、「救助法」第11条、「水防法」第27条、「消防組織法」第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができるため、事前に以下に示す関係機関と協議を行っておく。

■ 通信設備が優先利（使）用できる機関名

優先利（使）用するもの	通信設備設置機関	協定年月日	申込み窓口
・知事 ・市長 ・指定行政機関の長 ・指定地方行政機関の長 ・水防団長 ・消防機関の長	県（防災行政無線）		県防災危機管理局・県土整備事務所
	県警察本部	昭 39. 6. 1	県警察本部－通信指令課長 各警察署－署長
	九州地方整備局	昭 40. 8. 17	情報通信技術課長・事務所長・出張所長
	第七管区海上保安本部	昭 39. 7. 1	警備救難部長 海上保安部長
	JR 九州本社	昭 40. 3. 15	駅長・信号通信区長・工務センター長
	JR 九州大分支社 JR 九州熊本支社	昭 40. 9. 1 昭 40. 12. 6	〃 〃
	九州電力株式会社	昭 39. 8. 18	各支社・営業所・電力所・発電所 変電所・制御所・工務所の長
	大阪航空局福岡空港事務所		その都度依頼する
	福岡管区気象台		その都度依頼する
	陸上自衛隊		その都度依頼する
	航空自衛隊		その都度依頼する

イ 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに「電波法」第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線（以下「非常通信」という。）を行うことができるので、次の計画の定めるところにより活用する。

（ア） 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

（イ） 非常通信の依頼先

福岡県非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

（ウ） 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- a 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- b 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- c 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

- d 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- e その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

(イ) 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- a あて先の住所、氏名（職名）及びわかれれば電話番号
- b 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落にて区切る）
- c 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

ウ 電子メール等の活用

電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

■ 消防通信連絡系統表（防災行政無線・加入電話利用）

消防 庁	消防防災無線	各 都 道 府 県	福岡 県 防 災 危 機 管 理 局	福 岡 市 消 防 局		(092) 725-6595			
				東消防署		(092) 641-1307			
				博多〃		(092) 475-0119			
				中央〃		(092) 524-1501			
				南〃		(092) 541-0219			
				城南〃		(092) 863-8119			
				早良〃		(092) 821-0245			
				西〃		(092) 806-0642			
				北 九 州 市 消 防 局		(093) 582-3802			
				門司消防署		(093) 381-1361			
				小倉南〃		(093) 951-4373			
				小倉北〃		(093) 921-4831			
				八幡東〃		(093) 671-4831			
				八幡西〃		(093) 642-4001			
				戸畠〃		(093) 871-2621			
				若松〃		(093) 761-4031			
				久留米広域消防本部	658-70	(0942) 38-5151			
				大牟田市消防本部	661-70	(0944) 53-3521			
				飯塚地区消防本部	668-70	(0948) 22-7600			
				直方市消防本部	667-70	(0949) 25-2300			
				田川地区消防本部	669-70	(0947) 44-0650			
				直方鞍手広域圏消防本部	670-70	(0949) 32-1130			
防災行政無線・加入電話				大川市消防本部	665-70	(0944) 88-1145			
防災行政無線・加入電話				柳川市消防本部	662-70	(0944) 74-0119			
防災行政無線・加入電話				八女消防本部	663-70	(0943) 24-0119			
防災行政無線・加入電話				筑後市消防本部	664-70	(0942) 52-2020			
防災行政無線・加入電話				甘木・朝倉消防本部	659-70	(0946) 22-0119			
防災行政無線・加入電話				行橋市消防本部	671-70	(0930) 25-2323			
防災行政無線・加入電話				中間市消防本部	656-70	(093) 245-0901			
防災行政無線・加入電話				京築広域圏消防本部	672-70	(0979) 82-0119			
防災行政無線・加入電話				苅田町消防本部	673-70	(093) 434-0119			
防災行政無線・加入電話				遠賀郡消防本部	657-70	(093) 293-1231			
防災行政無線・加入電話				筑紫野太宰府消防本部	650-70	(092) 924-5034			
防災行政無線・加入電話				春日・大野城・那珂川消防本部	651-70	(092) 584-1191			
防災行政無線・加入電話				糸島市消防本部	653-70	(092) 322-4222			
防災行政無線・加入電話				みやま市消防本部	666-70	(0944) 62-5125			
防災行政無線・加入電話				柏屋南部消防本部	654-70	(092) 935-5111			
防災行政無線・加入電話				宗像地区消防本部	652-70	(0940) 36-2425			
防災行政無線・加入電話				柏屋北部消防本部	655-70	(092) 944-0131			

3 非常災害時における通信料の免除扱い

N T T回線を経由する場合は、次のものが料金免除の対象となる場合がある。

- (1) 天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助及び救援に直接に関係がある機関に対して発するもの。
- (2) 災害に際し、N T Tが指定する地域及び期間において災者が発言する災状況の通報又は救護を求める内容とする電報であって、N T Tが定める条件に適合するもの。

4 災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法(昭和43年11月7日決定)

- (1) 地上から航空機に対する信号の種類

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項	適要
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(患者又は緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振ること。
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

- (2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

事項	信号
了解	翼を振る(ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)

- (3) 航空機から地上に対する信号要領

事項	信号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘 導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連續旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行なう。

- (4) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径7m以上のHを図示し、風向を吹流し、又はT字形(風向→↑)で明確に示す。

|| 第3節 広報・広聴計画

所管部署：総務班

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報及び被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資する。また、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備に努める。

なお、広報活動に当たっては、要配慮者に対しても情報を正確に伝達できるよう配慮した広報の実施に努める。

第1 災害広報の実施

市は、災害応急対策の第一次的実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに被災住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。

なお、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、市の防災行政無線システムを活用するとともに、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

- 1 災害に関する注意報・警報・特別警報等に関すること。
- 2 避難勧告等に関するこ
- 3 災害時における住民の心がまえに関するこ
- 4 自主防災組織等に対する活動実施要請に関するこ
- 5 災害応急対策実施の状況に関するこ
- 6 電気・ガス・水道・燃料等の供給に関するこ
- 7 安否情報に関するこ
- 8 指定緊急避難場所・指定避難所の設置に関するこ
- 9 応急仮設住宅の供与に関するこ
- 10 炊き出しその他による食品の供与に関するこ
- 11 飲料水の供給に関するこ
- 12 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関するこ
- 13 災害応急復旧の見通しに関するこ
- 14 物価の安定等に関するこ
- 15 その他

第2 広報の実施方法

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに行う。

市及び防災関係機関は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

なお、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定緊急避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体による情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

- 1 広報車による現場広報
- 2 報道機関（新聞、テレビ、ラジオ（AM放送、FM放送））による広域広報

- 3 インターネットのホームページや携帯電話等による情報提供
- 4 防災行政無線（同報系）による地域広報
- 5 区長・自主防災組織等における個別広報
- 6 指定緊急避難場所・指定避難所・避難地等における派遣広報及び掲示板への貼紙
- 7 広報紙の掲示・配布等における広報

第3 市民等からの問い合わせへの対応及び相談活動

1 趣旨

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や被災者の支援措置等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

2 内容

市は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの問い合わせや生活相談又は要望事項を聴取し、その解決を図るため、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第4 災害時の放送要請

1 災害時における放送要請

知事は、状況により放送局を利用する方が適切と認めるときは、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局に対して、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請する。

市長は、放送局を利用する方が適切であると判断したときには、県を通じて放送要請を行うことが出来る。

- (1) 市長は、知事に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請する。
 - ア 放送要請の理由
 - イ 放送事項
 - ウ 放送希望日時
 - エ その他必要な事項
- (2) 要請は原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭による。
- (3) 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、県及び各放送局にそれぞれ連絡責任者を定める。
- (4) 放送による高い広報効果を得るために、知事を含む県の幹部、又は広報責任者が直接、テレビ、ラジオ等で広報することも考慮する。
- (5) 各放送局は、知事から放送要請を受けたときは、遅滞なく協定に基づき放送を行う。

2 緊急警報放送の要請

市長は、災害情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して、「基本法」第57条に基づき、「無線局運用規則」第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を依頼する。

- (1) 要請権者 市町村長、県知事
(2) 要請先 NHK福岡放送局
(3) 要請理由

災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

- ア 事態が切迫し、避難勧告等警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。
イ 通常の市町村、防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。

- (4) 要請手続
ア 要請は、別紙様式による。
イ 要請方法

原則として県を窓口とする。ただし緊急でやむを得ない事情があるときは、市から直接要請もできる。

(ア) 市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7022（防災企画係） 700-7023（消防係） 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）	1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7027（宿直室） 700-7020～7025 (防災危機管理局事務室、宿直室応対可) 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）
2. 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112（防災企画係） 092-643-3986（災害対策本部、設置時のみ）	2. 一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986（災害対策本部、設置時のみ）
備考 1. 一般加入電話は、市の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. [] 内の電話を優先する。	

(イ) 市、県からNHK福岡放送局への要請

1. 一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。
2. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 982-70
3. 一般加入電話 092-741-7557 092-741-4029

■ 放送要請に係る様式

(ファックス、電話用)

件名

放送要請について

平成 年 月 日

災害対策本部第

号

1 要請理由

- ① 避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため
- ③ (市・町・村) から要請があつたため
- ④

2 放送事項 (内容、対象地域等)

3 放送希望日時

- ① 直ちに
- ② 日 時

4 その他

各機関においては、放送日時等について、速やかに下記あて連絡されたい。

(無線)

連絡先

(有線)

送 信	相手機関名		受 信	相手機関名	
	時 分			時 分	
	担当者			担当者	

※ 被要請機関は、折り返し4の連絡先に電話を入れ確認すること。

第4節 避難計画

所管部署： 総務班、消防団、緊急時特別出動班、救助班、調査協力班

大規模災害の発生時においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市長、その他関係法令の規程に基づく避難の措置の実施責任者が、必要に応じて避難に関する可能な限りの措置をとることを定める。

特に、市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、避難に時間を要する要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、適切な段階での避難勧告等の発令判断および情報伝達に努める。

また、災害が切迫した状況では、屋内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置（以下「安全確保措置」という。）をとらせるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図るよう努める。

第1 避難勧告等の発令及び周知

1 避難勧告、避難指示（緊急）

市は、地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止することを目的に、危険区域の居住者等に対し、安全確保措置を促すため、避難勧告等の発令及び周知を行う。

なお、津波浸水想定区域内や土砂災害（特別）警戒区域内に位置する家屋及び施設に対しては、それぞれの災害に応じて、早めの自主避難等を促すような情報の周知に努める。

■ 避難勧告・避難指示（緊急）権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	勧告又は指示の対象	勧告又は指示の内容	とるべき措置
市長（委任を受けた吏員）	市長（委任を受けた吏員）	基本法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居移者、滞在者、その他の人	①立退きの勧告、指示 ②立退き先の指示（※1） ③安全確保措置の指示	県知事に報告（窓口：総務部防災危機管理局）
知事（委任を受けた吏員）		基本法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市長が避難のため立退き又は安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の人 ・危害を受けるおそれのある者	①立退き指示 ②立退き先の指示 ③安全確保措置の指示 ④避難の措置（特に急を要する場合）	災対法 第61条による場合は、市長に通知（市長は知事に報告）

第3編 災害応急対策計画
第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は指示の対象	勧告又は指示の内容	とるべき措置
海上保安官		基本法 第61条	全災害 ・市長が避難のため立退き又は安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③安全確保措置の指示	市長に通知(市長は知事に報告)
自衛官		自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※2)	警察官職務執行法第4条の規定を準用
知事 (その命を受けた県職員)		地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員)水防管理者		水防法第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)

※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する

※2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※3 水防管理者が行った場合に限る。

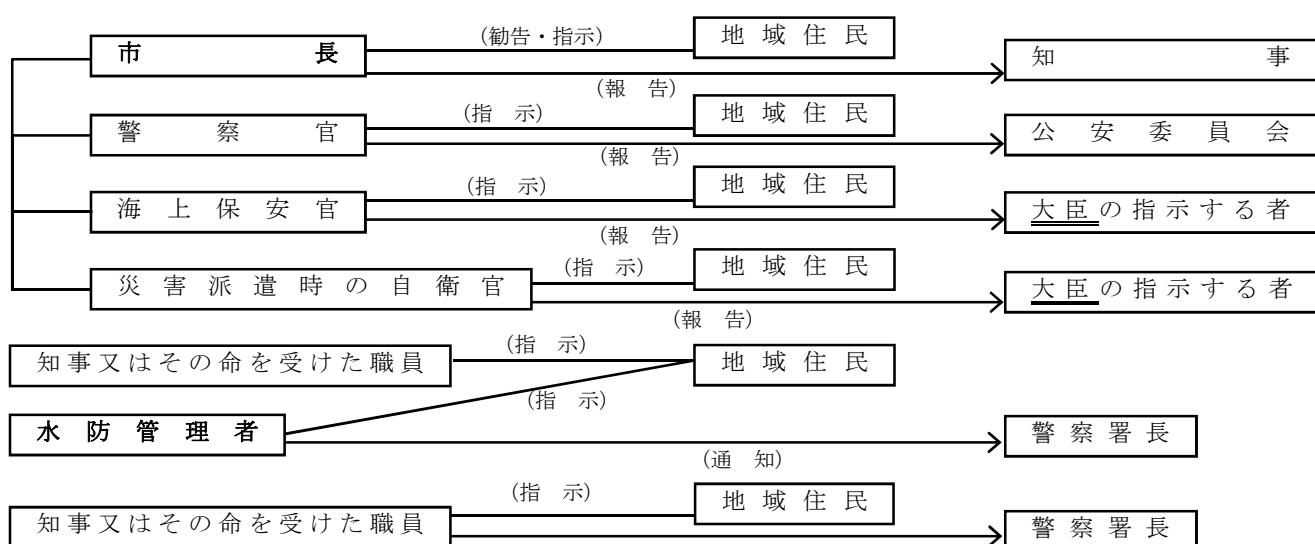
(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

3 避難の勧告・指示等の基準

水害や土砂災害などの避難を要する災害時において、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するために、災害時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して、どのようなタイミングで避難勧告等を発令すべきかなどの判断基準を次のように定める。

■ 避難勧告及び指示系統図



第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

(2) 地震における発令基準

避難勧告	・延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき。 ・建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき。
避難指示 (緊急)	・ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき。 ・がけ崩れにより建物等に影響するおそれがあるとき。 ・その他住民の生命・身体を保護するために必要なとき。

(3) 津波における発令基準

区分	発令対象区域	発令条件
避難指示 (緊急)	・漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域 ・河川沿いの親水施設	津波注意報が発表された場合
	・津波浸水想定区域	①～②のいずれか一つに該当する場合 ①大津波警報が発表された場合 ②停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

注1) どのような津波であっても、発令対象区域から一刻も早く避難することが必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、「避難指示（緊急）」のみを発令する。

注2) 避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除された段階とする。なお、浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等がすべて解除され、かつ、住宅地等で浸水が解消された段階とする。

4 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難勧告等の発令及び安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長、もしくは指定地方行政機関の長、又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求める。

また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて派遣された国土交通省緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等に対し、二次災害の危険性等について助言を求める。

5 相互の連絡協力

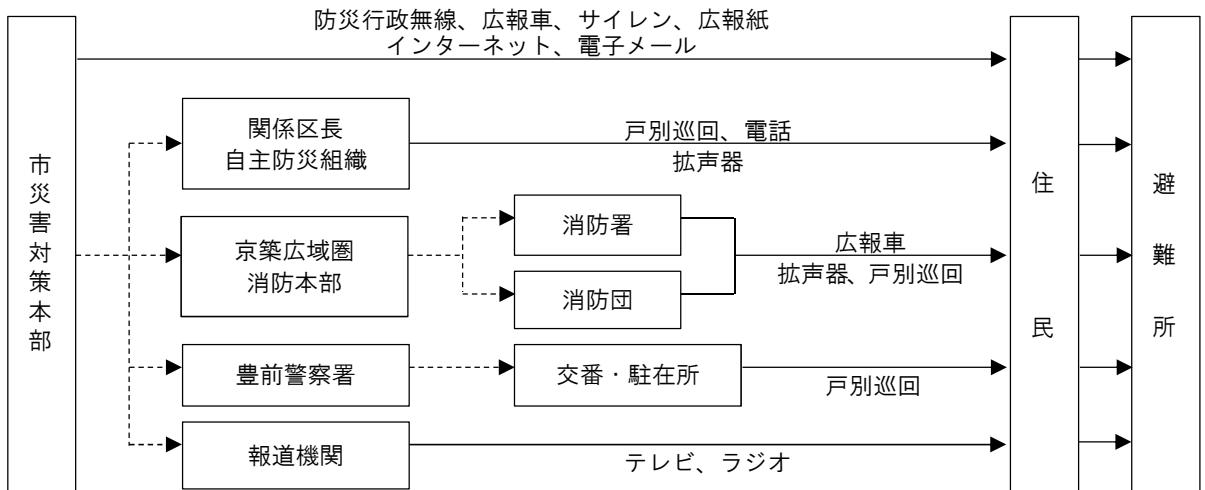
市は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難勧告等の発令及び安全確保措置の指示を行った場合、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行う。

6 市民等への周知

(1) 避難勧告等の発令及び安全確保措置の指示を行った場合には、市民等に対し市防災行政無線、メール、広報車あるいは報道機関を通じて、発令及び指示の理由、避難先、避難時の注意事項等について周知徹底を図るよう努める。

また、地域の特性に応じた複数手段を活用し、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するように努める。

■ 災害広報伝達経路及び方法



■ 災害広報伝達文例

災害の種類	伝達文例
地震	こちらは、豊前市役所です。ただいま、大きな地震がありました。落ち着いて、身の安全を守り、倒れてくるものや落ちてくるものに十分気を付けてください。あわてて外へ飛び出すのは危険です。今後のテレビやラジオ、市からの情報を聞いて、落ち着いて行動してください。
津波	こちらは、豊前市役所です。ただいま、海岸沿いの地域に津波警報が発表されました。沿岸にお住いの方や、沿岸で作業をしている方は、落ち着いて、身の安全を守り、できるだけ海から離れ、遠くの高台へ避難してください。今後のテレビやラジオ、市からの情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

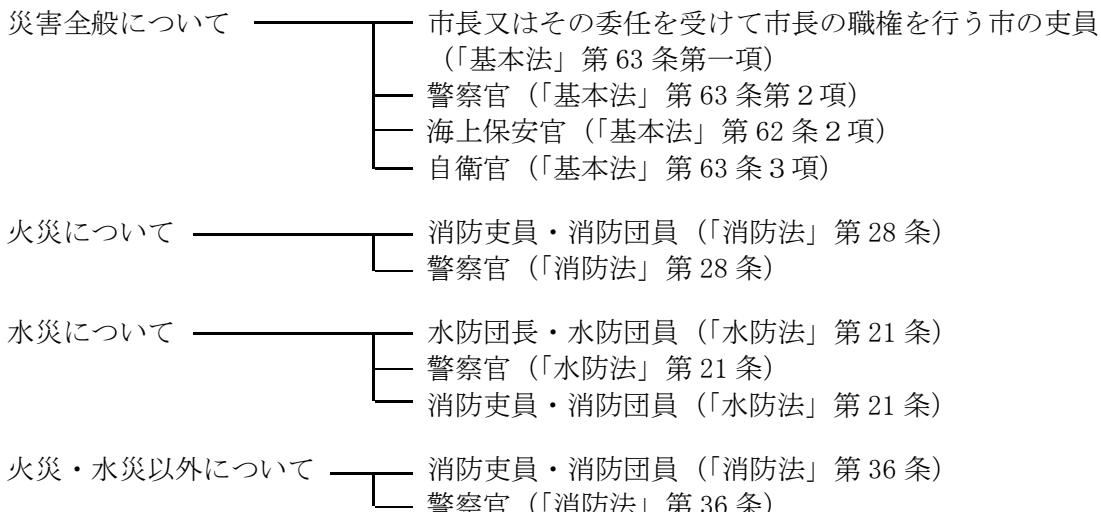
- (2) 市長は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難勧告等の伝達」には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。
- (3) 市は、避難者に対し、避難勧告等の発令により立退く際は、次の事項に特に留意しなければならないことを事前に周知徹底するよう努める。
- ア 火気及び危険物（石油類、ガス、生石灰等）の始末を完全にすること。
 - イ 会社、工場にあっては浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品・劇薬物の流失防止、電気ガス等保安措置を完全にすること。
 - ウ 家屋の補強（雨戸等）
 - エ 家財の流失防止
 - オ 携帯品は、必要最小限とする。
 - (ア) 貴重品（預金通帳、健康保険証、マイナンバーカード、免許証、現金等）
 - (イ) 食糧（3食程度）、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - (ウ) 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒服
 - カ 避難者は、避難秩序を乱すことなく、誘導員の指示に従い、相互に助け合い、冷静に避難しなければならない。
- (4) 市は、住民等に対し、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険と判断する場合は、近隣の安全な場所への移動を行うべきことを周知徹底する。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定を「基本法」によって、消防又は水防活動のための警戒区域の設定を「消防法」又は「水防法」によって行う。

なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、「基本法」第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する。（「基本法」第73条第1項）



2 警戒区域（「基本法」第63条関係）の設定と解除

「基本法」第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

- (1) 市長（権限の委任を受けた市職員を含む。以下同じ。）は、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときは、警戒区域を設定することができる。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職權を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知することとする。なお、市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は退去を命ずる。
- (4) 警戒区域を設定した場合は、ロープを張り、立看板等により設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。
- (5) 市長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるとときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められたものは、その所掌事務に関し技術的に可能な範囲で助言を行う。なお、市長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、あらかじめ地域防災計画に定め、十分な連携を図る。
- (6) 市長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等の明示物を撤去し、解除した旨を避難所に避難している対象区域の居住者等に伝達する。避難所以外に避難している対象区域の居住者等には、電話、テレビ・ラジオ放送、立看板等の各媒体を活用して周知する。

第3 避難者の誘導及び移送

1 住民等の避難誘導

住民等の避難誘導は、市、消防団、豊前警察署及び地域の実状に詳しい区長会や自主防災組織の協力を得て実施する。

避難誘導に当たっては、事前に危険箇所等の状況を的確に判断し、安全な避難路を選定の上、実施するよう努める。

また、市は、住民等に対し、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴うと判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内での垂直避難等を行なべきことを周知徹底する。

2 避難行動要支援者の避難誘導及び移送

避難行動要支援者（高齢者、傷病人、乳幼児、妊娠婦、身体障がい者及び必要な介護者等）の避難誘導及び移送に当たっては、福祉関係者との連携の下、各地域の自主防災組織や自治会等の地域住民と協力して避難誘導の実施に努める。

3 避難者の移送

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

特に大規模な土砂災害や孤立集落等が発生した場合は、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ関係機関に要請する。

4 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定緊急避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合に、県内のほかの市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、ほかの都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、市から協議要求があった場合、ほかの都道府県と協議を行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。

市は、指定緊急避難場所を指定する際に合わせて、広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

5 学校、病院、集客施設等の避難対策

市は、学校、病院、興行場、大規模商業施設、ホテル等多人数が勤務し、又は出入りする施設の管理者に対し、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮した避難計画等の作成を推進し、円滑な避難体制の整備及び連絡体制の整備に努める。

第4 指定緊急避難場所及び避難所の開設

市は、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難を要する者を一時的に収容し保護するため、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設を行う。災害の種類、又は避難所の立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行う。

また、必要に応じて、指定緊急避難場所及び指定避難所以外の公共施設、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等についても、災害に対する安全性や耐震性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設又は借り上げを検討し、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、次の点に留意して当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- 1 防災行政無線、メール、ホームページ及び広報車等を活用した避難所開設情報等の迅速な周知徹底
- 2 豊前警察署との連携による安全な避難誘導体制の確保
- 3 避難所担当職員の選任とその権限を明確化した避難所運営体制の整備
- 4 事前の受付名簿等の作成による避難者名簿の整備（なお、指定緊急避難場所で生活せず食事等受け取りに来る被災者等に係る情報についても、把握する）
- 5 避難行動要支援者名簿又は民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者が把握している要配慮者の安否情報の収集
- 6 良好的な居住性の確保、生活関連物資（食糧、衣料、医薬品その他）の配布及び保健医療サービスの提供
- 7 県への報告事項
 - (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所開設の日時及び場所
 - (2) 受入れ状況及び受入れ人員（在宅避難者等についても情報の早期把握に努める。）
 - (3) 開設期間の見込
 - (4) 避難対象地区名
- 8 指定避難所の適切な運営管理
 - (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設を行った場合は、あらかじめ指名した避難所担当職員を配置し、正確な情報の収集・伝達を図るとともに、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者や地域住民（区長・公民館長）、自主防災組織等との連携・協力体制を構築し、要配慮者に優しく、男女共同参画の視点にも配慮した避難所運営に努める。
 - (2) 避難所生活が長期化する場合には、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、役割分担等を明確化し、避難者が相互に助け合う運営体制に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

【資料編】3. 施設関連資料 3-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所の運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は次の点に留意する。

- 1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営
 - (1) グループ分け
 - (2) プライバシーの確保
 - (3) 女性や子育て家庭のニーズ等への配慮（指定避難所においては、女性の意見を反映し、運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や

生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など)

- (4) 情報提供体制の整備
- (5) 円滑な指定避難所の運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）の策定及び周知徹底
- (6) 指定避難所のパトロール等
- (7) 福祉避難所に避難する要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）等が、生活相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる体制の整備

2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握等に努め、必要な対策を講じるよう努める。

また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑みて、旅館やホテル等への移動を検討し、避難所の確保に努める。

さらに、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (1) 自主運営体制の整備
- (2) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- (3) 指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営

3 保健・衛生対策

市は、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における愛護動物のためのスペースの確保に努める。

- (1) 救護所の設置
- (2) 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施
- (3) 仮設トイレの確保
- (4) 入浴、洗濯対策
- (5) 食品衛生対策
- (6) 心の健康相談の実施

第6 収容施設の確保

大規模災害等により避難者が増加し避難所生活が長期化した場合は、市及び県の公営住宅、公的宿泊施設及び体育館、公民館等の施設を開放し、円滑な避難所の開設に努める。

第7 要配慮者を考慮した避難対策

市は、要配慮者関連施設に対し、防災行政無線（戸別受信機）の設置、電子メール等による避難勧告等の伝達体制を確立する。

また、在宅の要配慮者に対しては、防災マップの配布及び周知徹底に努めるとともに、転入者への随時配布や市役所等への設置による周知に努める。

第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

1 要配慮者の避難誘導対策

- (1) 市は、避難に当たっては、基本的には自主防災組織や消防団等と連携し速やかに地区住民が集団避難できるよう連携体制の整備に努める。
- (2) あらかじめ登録された避難行動要支援者名簿及び各地区の災害時連絡網を活用し、自主防災組織に対して避難誘導支援を求める。
- (3) 要配慮者の避難順位は、おおむね次のとおりとするが、臨機応変かつ迅速に対応するものとする。

①介助を要する高齢者や障がい者及び傷病者、②傷病者、③乳幼児及びその母親・妊娠婦、
④高齢者・障がい者、⑤学童、⑥女性、⑦男性

2 要配慮者の安否確認

- (1) 自主防災組織を通じて、事前に把握した避難行動要支援者名簿の登録情報等に基づき、迅速な安否確認に努める。
- (2) 地域住民等から、要配慮者が避難支援を必要とする状態で取り残されていないかなどの情報収集に努める。
- (3) 人工透析患者や、在宅で酸素吸入している呼吸器疾患などの患者等については、緊急の対応を要するため、事前に対象者の把握に努め、関係機関（医療機関等）等と協力し、速やかに実施できるよう努める。
- (4) 【救助班】は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、発災時、福祉サービス提供者等が実施可能な範囲内で把握した情報を避難者名簿等と照合しつつ安否確認に努める。

3 指定避難所における要配慮者の支援対策

- (1) 指定避難所においては、生活環境が急激に変化するため、特に要配慮者に配慮した設備及び備品等の整備に努める。
- (2) 指定避難所に配置された避難所担当職員は、避難者の心身の健康状態等に十分配慮し、必要に応じて保健師等による健康相談窓口の配置、福祉避難所又は社会福祉施設等への移送が必要な要配慮者を検討する。
- (3) 窓口対応に当たっては、女性や乳幼児のニーズを把握できるよう必要に応じて女性職員を配置し円滑な避難所運営に努める。

4 指定避難所運営における留意点

- (1) 指定避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、子どもなどを優先させる。
- (2) バリアフリー化が整備されていない避難所については、できる限り出入り口の段差等を板などで応急的に解消したり、通路は車椅子が通れる程度の幅員を十分に確保したりするよう努める。
- (3) 部屋割りに当たっては、和室や空調設備のある部屋を要配慮者に優先的に割り当てたり、居室とトイレを接近させたりするなどの配慮に努める。
- (4) 補装具の装着・交換、おむつの交換、授乳などができる場所を確保する。
- (5) 環境の変化により精神的に不安定になる要配慮者の場合、指定避難所の住民とコミュニケーションが十分に取れない状況であるため、パーテーション設置や小規模な部屋等を確保するなどの配慮を行うよう努める。

- (6) 災害情報等の収集に関して、ラジオやテレビを設置するなど報道機関の情報が得られるようとする。
- (7) 指定避難所内における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報提供は、拡声器等の音声によるものと併せて、可能な限りわかりやすい図やイラストを用いて掲示物、ビラ等による情報提供を実施し、要配慮者に確実に伝達できるよう努める。
- (8) 応急仮設住宅を設置した場合に関しては、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努め、高齢者等の優先的な入所に配慮する。。

第8 福祉避難所の設置・運営

1 福祉避難所の設置・運営における留意点

福祉避難所とは、避難所での共同生活を送ることが困難な要配慮者のため、施設のバリアフリー化、介護・医療の実施に対応した設備や配慮がなされた避難所のことをいう。「災害救助法」が適用された場合において、県又はその委託を受けた市が福祉避難所を設置した場合、おむね 10 人の要配慮者に対し 1 人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について、国庫負担を受けることができる。

豊前市においては、市内 12 施設を福祉避難所として協定を締結しており、その際の運営に際しては「豊前市福祉避難所設置・運営マニュアル」に沿って、下記の点に留意し運営する。

【資料編】 3. 施設関連資料 3-2 福祉避難所一覧

5. 各種マニュアル 5-2 豊前市福祉避難所設置・運営マニュアル

- (1) 各避難所に避難している要配慮者の健康状態等を定期的に確認し、避難所での生活が困難と判断された場合は、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。その際の移送については、市及び施設管理者、家族等により協力し対応することとする。
- (2) 市対策本部は、福祉避難所を開設した場合は、【総務班】及び【救助班】と協議の上、避難所担当職員を配備し、施設管理者と連携し、避難所の生活状況等の把握に努める。また、必要に応じ相談等に当たる保健師及び介助者、ホームヘルパー等の配備を検討し、日常生活上の支援を行うとともに、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮する。（介助員の配置は「災害救助法」に基づく経費負担ができるが、その他のサービス提供に要する費用は他法に基づく費用負担となる。）
- (3) 市は、災害時に被災市町村の範囲を越えて、他市町村の福祉避難所への要配慮者の広域避難が円滑に実施されることを目的に、福岡県により基本的事項を示した「福祉避難所への広域避難に関するマニュアル」に沿って、市町村相互での要配慮者の円滑な受入体制の充実に努める。

2 関係機関等との連携

(1) 災害時における福祉サービス提供者との連携

【救助班】は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的な支援に努める。また、発災時において、避難支援プラン等と、福祉サービス提供者が実施可能な範囲内で把握した安否情報、避難所の避難者名簿等と照らしつつ、要配慮者の「漏れ」もフォローする。

第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

(2) 福祉サービスの継続

福祉サービス提供施設や福祉サービス提供者が被災し、福祉サービスの継続のために必要な人員や施設の確保が困難となった場合、または避難所等における要配慮者への福祉サービスの提供のための介護職員の確保が必要な場合は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣を要請し必要な人員の確保に努める。

(3) 保健師、看護師等の広域的な応援

派遣された避難所担当職員は、避難所の要配慮者の状況や保健師、看護師等の活動状況を把握し、広域的な応援が必要と判断される場合は、直ちに本部に連絡し県や国等に応援要請する。また、大規模災害等により応援派遣された保健師、看護師等を積極的に活用するとともに、これらの者が効率的かつ効果的な活動が実施できるように、十分な調整を図ることに努める。

第9 指定避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供が図れるよう関係機関と連携し、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第10 帰宅困難者対策

交通施設等の損壊や公共交通機関の運行停止により、自力で帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合には、市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援に努める。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮することとし、以下の対策に努める。

- 1 発災後は、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。
- 2 帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を利用者に提供する。
- 3 代替交通手段を確保し帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させる方向で対処する。
- 4 徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難なものに対しては、公民館等の公共施設、及び民間施設等を一時的な避難所として確保・開設するよう努める。

■ 帰宅困難者の発生が予想される主要施設

施設名	所在地	電話
豊前温泉「天狗の湯」	八屋 1725-1	82-1094
求菩提温泉「ト仙の郷」	篠瀬 57-2	84-5000
畠冷泉	畠 708-2	82-0976
道の駅「豊前おこしかけ」	四郎丸 1041-4	84-0544
J R 豊前松江駅	松江 1454	82-2417
J R 宇島駅	八屋 2553	82-2003
J R 三毛門駅	三毛門 747-8	82-9177

第5節 二次災害防止計画

所管部署：京築広域圏消防本部、経済対策班、豊前警察署

地震に伴う大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び余震、地震後の降雨等に伴う水害、土砂災害、宅地災害等の二次災害発生を未然に防止し、安全な救助活動及び応急復旧活動の実施に努める。

第1 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

1 出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行うとともに、市は、市防災行政無線等の情報伝達手段を用いて住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

2 消防活動

(1) 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、地震に規模や発生状況によっては津波や土砂災害なども発生するおそれがあり、消防隊員の不足や消防車両の通行障害が発生し、災害対応が極めて困難となることから、早期に応援要請を考慮するとともに、消防活動については、重点投入地区の選定や延焼阻止線の設定など消防力の効率的運用を図る。

(2) 危険物火災等に対する消防活動

ア 特殊火災の消防活動（危険物火災）

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮し、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止に努める。

イ 特殊地域の消防活動

(ア) 港湾沿岸地域

港湾沿岸地域の消防活動は、海上部隊と陸上部隊相互の連絡を密にし、火災のすう勢、防災対象物の粗密、発火性、引火性物品の状況を考慮し、消防機関等と協力の下、消防活動に努める。

(イ) 危険区域

木造建設物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて防御部隊を増強し、延焼防止に努める。

3 救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

4 被災地域以外の市町村等による応援

市は、被災地域以外の市町村に対する要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。県は、必要に応じ消防庁、自衛隊等に応援のための措置を要請する。

第2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な地震により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、事故対策編第4編「危険物等災害対策編」の内容に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第3 余震、降雨等に伴う二次災害の防止

【経済対策班】は、関係機関と連携し、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の発生を防止する。

1 水害・土砂災害・宅地災害対策

市、県及び関係機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害・建築物被害の発生を防止するため、二次災害の危険箇所の点検について、地元在住の専門技術者（コンサルタント、市・県職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力を要請するほか、災害復旧技術専門家派遣制度※を活用して行う。

点検結果を踏まえ、二次災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や周辺住民への周知に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、速やかに適切な避難対策を実施する。

※ 災害復旧技術専門家派遣制度

公益社団法人全国防災協会が、自治体からの要請に対し、災害復旧事業に熟知した災害復旧技術専門家を派遣し、①災害調査に関する支援、②復旧工法に関する技術的助言、③その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言を行う制度

2 建築物・宅地災害対策－被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定－

市及び県は、被災した建築物や宅地等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を行う。

応急危険度判定は、一般財団法人福岡県建築住宅センターの講習会を受講し認定登録された「被災建築物応急危険度判定士」や、公益社団法人 福岡県建築士会の講習会を受講し認定登録された「被災宅地危険度判定士」を活用して、建築物や宅地の被害状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

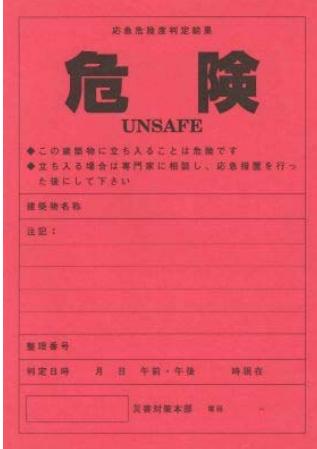
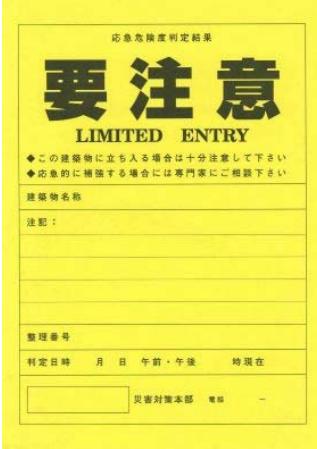
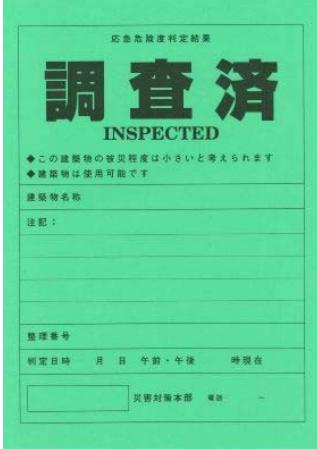
(1) 応急危険度判定の実施

ア 判定作業の概要

(ア) 判定は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会）に従い、目視にて行う。

(イ) 判定の結果は、3段階で3色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼り付ける。

■ 被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

イ 判定後の措置

【経済対策班】は、応急危険度判定により「危険」と判定された建築物に対し、立ち入り禁止の措置をとる。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

ア 判定作業の概要

- (ア) 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)に基づき、迅速かつ的確に行う。
- (イ) 判定の結果は、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定作成の手引き」(同上)に基づき、宅地ごとに調査票に記入する。(点数評価)
- (ウ) 判定終了後、3段階で3色のステッカー(赤「危険宅地」、黄「要注意宅地」、緑「調査済宅地」)に判定理由を明記し、宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に貼り付ける。

■ 被災宅地危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

第3編 災害応急対策計画

第2章 情報の収集伝達及び自然災害対策

イ 判定後の措置

【経済対策班】は、応急危険度判定により「危険宅地」と判定された宅地に対し、立ち入り禁止の措置をとる。

第4 ため池施設災害応急対策

ため池はかんがい用水施設として欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。市、県及び関係機関はこれらの災害に円滑に対応するための措置を講ずるものとする。

1 市の実施する対策

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (2) 人命を守るために、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

2 県の実施する対策

- (1) ため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。
- (2) 応急工事が早急に実施できるよう市及び関係機関を指導し、協力する。

3 関係機関の実施する対策

- (1) 関係団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。
- (2) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- (3) 市が実施する応急対策について協力する。

第3章 災害応急対策活動

項目		所管部署
第1節	要配慮者（避難行動要支援者）支援計画	緊急時特別出動班、総務班、救助班、調査協力班
第2節	救出計画	京築広域圏消防本部、総務班、緊急時特別出動班、救助班、豊前警察署
第3節	医療救護計画	京築広域圏消防本部、総務班、救助班、防疫衛生班
第4節	安否情報提供計画	総務班、救助班、豊前警察署
第5節	遺体搜索及び収容火葬計画	総務班、防疫衛生班、消防本部・消防団、豊前警察署
第6節	公安警備計画	総務班、緊急時特別出動班、救助班、豊前警察署
第7節	交通対策計画	総務班、経済対策班
第8節	緊急輸送計画	総務班、経済対策班
第9節	応急教育計画	緊急時特別出動班、総務班、調査協力班
第10節	給水計画	救助班、経済対策班
第11節	食糧供給計画	総務班、救助班
第12節	生活必需品等供給計画	総務班、救助班、経済対策班
第13節	保健衛生、防疫、環境対策計画	防疫衛生班、総務班
第14節	障害物除去計画	緊急時特別出動班、経済対策班
第15節	ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画	防疫衛生班、経済対策班
第16節	応急仮設住宅提供等計画	総務班、経済対策班
第17節	公共施設・文化財施設災害応急対策計画	総務班、救助班、防疫衛生班、経済対策班、調査協力班
第18節	中高層建物災害応急対策計画	経済対策班
第19節	農林水産施設等災害応急対策計画	経済対策班
第20節	上下水道施設等災害応急対策計画	総務班、救助班、経済対策班
第21節	一般通信施設、放送施設災害応急対策計画	総務班、豊前警察署
第22節	電気施設、ガス施設災害応急対策計画	総務班、経済対策班
第23節	交通施設等災害応急対策計画	総務班、経済対策班、豊前警察署
第24節	在港船舶避難対策計画	総務班、経済対策班、豊前警察署

第1節 要配慮者（避難行動要支援者）支援計画

所管部署：緊急時特別出動班、総務班、救助班、調査協力班

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者（避難行動要支援者）の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずる。

なお、市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するにあたり、避難支援、安否確認等の措置を実施するため、必要な範囲で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用する。

第1 災害により新たに発生した要配慮者（避難行動要支援者）に関する対策

災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者（避難行動要支援者）となる者が発生することから、これらの要配慮者（避難行動要支援者）に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、【総務班】及び【救助班】は、以下の点に留意しながら要配慮者（避難行動要支援者）対策を実施する。

- 1 要配慮者（避難行動要支援者）を発見した場合、また本人及び家族の申し出等により、支援が必要と判断された場合には、出来る限り要配慮者（避難行動要支援者）の同意を得て、以下の措置をとる。
 - (1) 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
 - (2) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - (3) 保護者を亡くした児童の里親等への委託
 - (4) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

- 2 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は遅くとも発災後1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするために、発災後2～3日目から、すべての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 高齢者及び障がい者に係る対策

市は、指定避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- 1 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握に努め、早期に福祉避難所の開設を検討する。。
- 2 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力の下に、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3 指定避難所等において、適温食と高齢者等に適した食事を工夫する。
- 4 指定避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯トイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備し、必要であれば調達する。

- 5 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行うなど、当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制整備を図る。
- 6 指定避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3 児童に係る対策

- 1 市は、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受け入れや里親への委託等の保護を行うこととする。
- 2 市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第4 外国人等に対する支援対策

- 1 市は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供するよう努める。
- 2 市は、外国人等に対し、各種情報手段を活用し、外国語による情報の提供に努める。
- 3 市は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。
- 4 市は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。また、ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保の実施ができるよう、避難情報・指定避難所の開設状況等の災害情報の伝達・周知に努める。

|| 第2節 救出計画

**所管部署： 京築広域圏消防本部、総務班、緊急時特別出動班、
救助班、豊前警察署**

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、市、警察及び第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第1 救助対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者等を救助する。

- 1 火災時に火中に取り残された者
- 2 孤立した地点に取り残された者
- 3 倒壊家屋の下敷きになった者
- 4 山・がけ崩れ・地すべり等により生き埋めになった者
- 5 地震により発生した大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生時に救助を要する者

第2 救助活動

1 市及び消防団

- (1) 市は、【総務班】及び【救助班】を中心に救助部隊を編成し、消防団等関係機関連携のもと消防団は、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具、その他資機材を調達し、必要に応じ「福岡県消防相互応援協定」に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。また、市地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定める場合には、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。
- (2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- (3) 市の能力で救出作業に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営のための拠点施設の確保を図る。
- (4) 各関係機関（消防、警察、自衛隊等）が、同一現場で救助に当たる場合は、現場での活動調整の方針について災害対策本部内で協議し、明確かつ迅速な意思決定を行う。

2 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自らの安全確保を最優先とし、自発的に被災者の救助・救急活動を行うよう努める。

また、救助・救急活動を実施することが困難である場合は、防災関係機関に必要な情報提供を行うよう努める。

3 警察

警察は、災害発生のおそれがある場合、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合は次のような被災者の救出処置をとる。

- (1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出・救助活動
- (2) 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護・搬送活動
- (3) 行方不明者がある場合は、その速やかな捜索活動
- (4) 救出・救助活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

4 緊急消防援助隊

市及び応援機関の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、市は「消防組織法」第44条の規定により、県を通じて国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

- (1) 要請手続き
 - ア 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。
 - (ア) 災害発生日時
 - (イ) 災害発生場所
 - (ウ) 災害の種別・状況
 - (エ) 人的・物的被害の状況
 - (オ) 応援要請日時・応援要請者職氏名
 - (カ) 必要な部隊種別
 - (キ) その他参考事項
 - イ 市は、県との連絡が取れない場合、直接国に応援要請を行う。
- (2) 指揮体制等
緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については「緊急消防援助隊受入計画」等に定めるところによる。

第3 海上における救出対策

1 第七管区海上保安本部（門司海上保安部）

船舶海難等の災害により、被災者または行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認と共に、投入する巡視船舶・航空機の勢力を決定し、これにより救出・捜索に当たる。

2 警察

船舶の遭難等、海上における災害発生に際しては、第七管区海上保安本部（門司海上保安部）、市その他関係機関と連携協力し次の措置をとる。

- (1) 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の確認措置
- (2) 警備艇、ヘリコプター等による可能な救助活動、及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保の交通整理規制その他の所要措置
- (3) 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等によるその速やかな発見措置

第4 災害救助法による救出対策

災害救助法が適用された場合の救助の措置については、知事（権限が委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

1 対象者

- (1) 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

2 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

3 費用

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

第3節 医療救護計画

所管部署：京築広域圏消防本部、総務班、救助班、防疫衛生班

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行うことについて定める。

第1 医療情報の収集及び体制整備

市は、平常時から京築広域圏消防本部と連携し、救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努めるとともに、発災時の的確な医療救護活動の実施に努める。

- 1 発災時には、受け入れ可能な市内医療機関、救急病院、また福岡県京築保健福祉環境事務所等との情報交換を行い、迅速な対応に努める。
- 2 現地対応職員や避難所担当職員、自主防災組織関係者等から負傷者の発生状況についての情報収集を行い、それに基づく医療救護体制を構築する。
- 3 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の調達可能量、不足する医薬品の種類・量に関する情報を収集し、必要があれば県や近隣市町村の協力を要請する。
- 4 医療救護所の設置や医薬品集積所の開設等に関する情報、医療救護活動に關係するライフラインの機能状況や道路交通状況等についての情報を収集し、被災者等にその情報を提供するよう努める。
- 5 特に人工透析等特定の医療情報を必要とする者に対して、災害時においても継続して医療が提供できるよう関係医療機関と連携し、あらゆる手段を活用した情報提供に努める。

第2 初動医療体制

1 医療救護所の設置

市は、災害により被災地の医療機関では対応しきれない場合、救護活動が円滑に行われるよう豊前・築上医師会、福岡県京築保健福祉環境事務所と連携し、指定避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に医療救護所を設置する。

2 医療救護活動

市は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、豊前・築上医師会等と連携して医療救護班を編成し、医療救護所、指定避難所等に派遣する。

(1) 医療救護班の編成

医療救護班は、原則として医師、薬剤師、看護師、補助員で構成する。

(2) 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、県知事及び市長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

(3) 連絡指令方式

- ア 市長は、豊前・築上医師会長の協力の下、市の医療救護班の出動要請及び近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて県知事に、被災地域外からの医療救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。
- イ 県医師会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに県知事へ連絡する。
- ウ 県知事は、独自の情報収集、市町村長からの広域支援要請又は県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。

(4) 医療救護活動の実施及び業務

医療救護班は、市長又は豊前・築上医師会が設置した医療救護所において医療救護活動を実施するとともに次の業務を行う。

ア 傷病度合によるトリアージ（トリアジタッグを使用）等

負傷者を緊急性、重症度等によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるため、トリアジタッグを使用して傷病者を以下の段階に分類し、それぞれ救命救急措置を行う。

■ トリアージの実施基準（「福岡県災害時医療救護マニュアル」より抜粋）

優先度	分類	識別	傷病状況	具体的な事例
第1順位	最優先緊急治療群	赤 (I)	生命、四肢の危機的状況であるが、直ちに処置を行えば救命が可能なもの	気道閉塞又は呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショックなど
第2順位	非緊急治療群	黄 (II)	2～3時間処置を遅らせても生命に危険がない程度のもの	(全身状態が不覚的安定)脊髄損傷、中等熱傷、大骨折、合併症のない頭部損傷など
第3順位	軽傷群	緑 (III)	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折、打撲、捻挫、脱臼、軽度熱傷、擦過傷、過換気症候群など
第4順位	死亡及び不処置群	黒 (O)	生命徵候のないもの又は、明らかに即死状態で、直ちに処置を行っても救命が不可能なもの	圧迫、窒息、行動脳障害、内臓破裂等による心肺停止状態

イ 特定医療救護

(ア) 人工透析患者

慢性腎症患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）による急性腎症患者に対して、関係機関と協力し、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

患者へは、あらかじめライフラインの機能状況を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

■ 人工透析等が可能な病院

病院名	所在地	電話番号
みぞぐち泌尿器科クリニック	恒富 40-1	84-0840

(イ) 難病患者

近隣市町村も含め、難病患者の受領状況及び医療機関の稼働状況を把握し、情報提供に努める。

(ウ) 精神医療

災害時における精神障がい者に対する保険・医療サービスの確保とP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安等への協力体制に努める。

ウ 助産救護

助産は、原則として産科医が構成員として編成された医療救護部隊がこれにあたる。ただし、出産は緊急を要する場合多いため、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

エ 死亡確認

オ 死体検案

カ 医療機関への転送の要否、処置

キ 健康相談窓口、指導

(ア) 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

(イ) 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

(ウ) こころのケアに対する相談及び普及啓発

3 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県D M A T）の派遣（福岡県医療指導課）

県知事又は京築広域圏消防本部消防長は、災害規模や負傷者の状況に応じて福岡県災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を要請する。

また、派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、「福岡県災害派遣医療チーム運営要綱」等に定めるところによる。

第3 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療救助は、原則として医療救護班によって行う。

1 医療救護

(1) 対象

- ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者
- イ 医療を施す必要がある者

(2) 費用の限度

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

(3) 範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
- エ 病院又は診療所等への収容

(4) 期間

医療救助の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(5) 実施方法

- ア 原則として医療救護班が実施する。
- イ 重症患者等で医療救護班では人的、物的設備又は薬品、衛生資材等の不足のため、医療を実施できないときは病院又は診療所に移送し治療することができる。

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

2 助産医療

(1) 助産救助の対象

災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む。）で、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

(2) 費用の限度

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

(3) 助産救助の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(4) 助産救助の期間

助産救助の実施期間は、分娩の日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(5) 実施方法

- ア 医療救護班によって実施するが、急を用するときは助産師による助産を実施する。
- イ アより難しい場合は産院又は一般の医療機関により実施する。

第4 後方医療活動

医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療施設に搬送して収容、治療を行う。

1 基幹災害拠点病院及び災害拠点病院

- (1) 被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- (2) 重症者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣
- (4) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

※ 災害拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあっては、近隣の医療圏との相互補完により対応する。

2 救急病院・診療所

本市における後方搬送医療機関は、以下に示すとおりとするが、これら医療機関で対応できない中等・重症患者は、原則として二次救急医療機関（救急告示病院・診療所、病院群輪番制病院）に収容する。二次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として三次救急医療機関（救命救急センター）に収容する。

■ 後方搬送医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
梶原内科泌尿器科クリニック	四郎丸 1298-1	82-2456
まえだ小児科医院	八屋 2284	82-2232
倉富医院	八屋 1360	82-2221
ぶぜん眼科クリニック	八屋 2044-1	82-4800
わたなべ整形外科	八屋 2039-1	82-2371
矢鳴耳鼻咽喉科医院	八屋 1921-7	82-3276
八屋第一診療所	八屋 2581	82-2502
くろつち整形外科クリニック	赤熊 1359-3	82-2551
花岡内科循環器科医院	赤熊 1330	83-2311
三浦眼科クリニック	青豊 19-9	64-7600
きくち内科クリニック	吉木 440-1	64-7666
小林整形外科医院	赤熊 242-1	82-2438
辛島内科クリニック	恒富 89-1	82-5225
ともおレディースクリニック	久松 8-1	82-0328
清田整形外科医院	恒富 35-1	82-3127
みぞぐち泌尿器科クリニック	恒富 40-1	84-0840
重岡胃腸科外科医院	三毛門 773-1	82-1011
こが内科	三楽 140-2	82-2011
大川病院	四郎丸 281	82-2203
菊池医院	千束 157-2	82-1212
久永内科皮膚科医院	塔田 757	83-2167
豊前病院	久路土 1545	82-2309
嶋田内科	久路土 975	82-2054
花岡医院	下河内 948	88-2016
豊築休日急患センター	八屋 1776-4	82-8820

■ 救急医療機関（平成29年4月1日現在）

	医療機関名	所在地	電話番号
初期救急医療機関	豊築休日急患センター	八屋 1776-4	82-8820
二次救急医療機関	新行橋病院	行橋市道場寺 1411	0930-24-8899
	小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津 1598	0930-24-5211
三次救急医療機関	北九州総合病院救命 救急センター	北九州市小倉北区東城野町 1-1	093-921-0560

第5 搬送体制の確保

1 方針

災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する救護部隊、医薬品等の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送、巡回船等による海上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。

2 災害拠点病院への患者搬送

被災現場から災害拠点病院等への患者搬送は、市及び京築広域圏消防本部が行う。

被災地域外災害拠点病院等への搬送は県又は市が緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながらその協力のもとに行う。

3 応援の要請

医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、市で対応できない場合は、県、日本赤十字社福岡県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

4 ヘリコプターによる広域搬送

市及び京築広域圏消防本部は、災害拠点病院や救急病院・診療所の近隣に選定されたヘリコプター離着陸場等を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。また、複数機によるヘリコプター搬送のルート調整については、防災関係機関が相互に協力して行う。

5 ドクターヘリ等の活用

ドクターヘリは、消防機関や医療機関からの要請に基づき要請する。

第6 医薬品、医療資機材の調達

大規模災害における医薬品等の供給の基本方針は次のとおりとする。

1 医薬品及び衛生材料の調達

医療及び助産を実施するに必要な医薬品及び衛生材料は、各病院に備蓄のものを使用するものとし、なお不足するときは市内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達するよう努める。

また、市において供給が困難な場合は県に要請し、県内の医療品卸売業者より供給の斡旋を依頼することとする。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液の確保については、日本赤十字社福岡県支部を通じ、福岡県赤十字血液センターから迅速に必要量の供給を受ける。

第7 広域的医療救護活動の調整

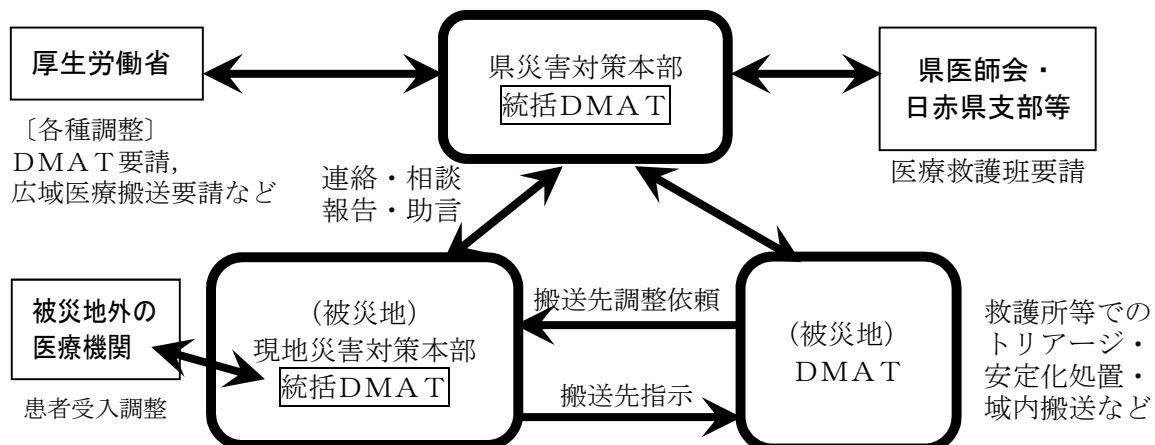
1 災害派遣医療チーム（D M A T）

県は、被災地内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。

また、県は、災害時にD M A Tの派遣が想定される場合において、統括D M A Tを災害対策本部及び現地災害対策本部に配置し、統括D M A Tと連携して医療救護活動を行う。

全国からの災害派遣医療チーム（D M A T）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（D M A T）の参集にあたっては、空路参集も考慮する。

■ 統括D M A Tの活動に係る連携図



2 広域後方医療機関

(1) 応援要請

市及び県は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕に対し、被災地域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(2) 広域後方医療施設への傷病者の搬送

市及び県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営する。

被災地域内の県及び市は、管内の医療機関と広域搬送拠点間の重病者等の輸送を実施する。

また、非被災地域内の県及び市町村も、管内の医療機関と広域搬送拠点間の重病者等の輸送を実施する。

|| 第4節 安否情報提供計画

所管部署： 総務班、救助班、豊前警察署

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第1 市の役割

- 1 市は、災害発生時に必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。
- 2 市は、必要な安否情報の収集に努めるが、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県に協力要請を行い必要な安否情報を収集し、照会に回答できるよう体制の整備に努める。

第2 情報収集

- 1 市及び県は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。また、被災地域の区長及び自主防災組織、指定避難所等において、必要な安否情報の収集に努める。
- 2 市は、被災者の安否情報の照会に対し、保有する被災者の氏名その他の情報について回答を適切に行う。また、適切な回答に備えるために必要な限度で被災者情報の保有に当たって特定された利用目的以外のために、内部で利用することができる。

第3 照会を行う者

照会を行う者（以下「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4 照会手順

- 1 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、生年月日その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は1(1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

第5 提供できる情報

市は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。

ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

- 1 第3の1の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 第3の2の者 被災者の負傷又は疾病の状況
- 3 第3の3の者 被災者について保有している安否情報の有無
- 4 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- 5 1～3の区分にかかわらず、市及び県が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

|| 第5節 遺体搜索及び収容火葬計画

所管部署： 総務班、防疫衛生班、消防本部・消防団、豊前警察署

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上許されないことであり、混乱期に人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要があるため、関係機関及び団体と緊密な連絡をとり迅速に実施する。

第1 遺体の見分場所、安置場所の確保

市は、遺体の見分場所、安置場所については、災害場所に応じて、市内の公共施設を速やかに選定するとともに寺院及び葬儀関係事業者と協議してその確保に努める。

第2 遺体の搜索

1 市

(1) 陸上における搜索

市は、消防本部・消防団、警察、自衛隊で搜索部隊を編成し、行方不明者の搜索活動を実施し、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(2) 海上における搜索

【総務班】は、公益社団法人福岡県水難救助会 宇島救難所に協力要請を行うとともに、第七管区海上保安本部及び警察等の協力を得て搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

2 警察

(1) 警備活動に付随し、市の行う遺体搜索に協力する。必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び指定公共機関等と連携する。

(2) 行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手努め、積極的に調査を実施する。

3 捜索に必要な資機材の整備

市は、行方不明者の状況により、広範囲な搜索活動や長期的な搜索のための自活等を実施するために必要な資機材を整備し、災害発生時に搜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

(1) 搜索用資機材

胴付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等

(2) 照明用資機材

強力ライト、投光器、発動発電機等

(3) 後方支援・自活用資機材

エアーテント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等

(4) 広報用資機材

トランジスター・メガホン、拡声器等

第3 遺体の身元確認、対策

1 市の役割

- (1) 遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。
- (2) 検視及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次の対策を実施する。
 - ア 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - イ 遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を第1により事前協議された場所に安置し、火葬の処置をするまで一時保存する。特定の場所については、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
- (3) 遺体の取扱いに必要な資機材の整備

市は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

 - ア 感染症防止用資機材

ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等
 - イ 遺体見分用資機材

ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等

2 警察の役割

- (1) 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届け出を受けた場合は、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第4条に基づき、遺体の見分を行う。
- (2) 遺体の見分に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、見分終了後、遺族に引き渡す。
- (3) 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」第7条1項に基づき、「死体取扱規則」第7条第1項及び「戸籍法」第92条第1項に規定する検視調書を添えて市長に引き渡す。

3 第七管区海上保安本部の役割

- (1) 海上において明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届け出を受けた場合は、「海上保安庁死体取扱規則」に基づき、遺体の見分又は検視を行う。
- (2) 遺体の見分に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、見分（検視）終了後、遺族に引き渡す。
- (3) 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」第7条1項に基づき、「死体取扱規則」第7条第1項及び「戸籍法」第92条第1項に規定する検視調書を添えて市長に引き渡す。

4 県医師会、県歯科医師会の役割

警察及び第七管区海上保安本部は、身元確認のため必要があるときは、県医師会、県歯科医師会に応援を要請する。

第4 遺体の火葬

1 遺体の火葬

市は、下記により火葬の実施体制の確保を行うとともに、災害の際、死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない等の場合には、原則として市が遺体の火葬を行う。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 死体安置所の確保
- (5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- (6) 死体搬送体制の確保
- (7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

■ 火葬場所

施設名	所在地	電話番号
豊前市斎場	大西 1135-5	82-8444

また、市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内の他市町村及び近隣県に対して応援要請を行い、広域的な火葬を実施する。

2 火葬の留意点

- (1) 身元不明の遺体措置
 - ア 身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。
 - イ 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、取り扱う。
 - ウ 火葬後の遺骨及び遺品については保管を行う。
- (2) 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、又は火葬等に要する現品若しくは経費を支出した市は、次の書類・帳簿等を整備、保存しなくてはならない。

 - ア 救助実施記録日計票
 - イ 火葬費支出関係証拠書類

第5 災害救助法に基づく措置

1 捜索

- (1) 対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四囲の状態から既に死亡していると推定される者。
- (2) 費用の限度

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

(3) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、現に遺体を検索する必要がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(4) 検索の方法

知事又は知事により検索を行うこととされた市長が警察機関、消防機関及びその他の機関の協力を得て行う。

2 遺体の検視（見分）及び対策

(1) 遺体の検視（見分）

前記第3の2「警察の役割」、第3の3「第七管区海上保安本部の役割部」に示す対策に同じ。

(2) 遺体の対策

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合はこれらの対策を行う。

(3) 対策の内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

(4) 対策の方法

- ア 救助の実施機関である知事又は知事により救助事務を行うこととされた市長が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。
- イ 遺族が遺体の対策を行う場合は、遺体の対策に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

(5) 費用の限度

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

(6) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

3 遺体の埋葬等

(1) 埋葬等を行う場合

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者。
- イ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき。

(2) 埋葬の方法

棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等について現物給付をもつて実施する。

(3) 費用の限度

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

『第6節 公安警備計画

所管部署： 総務班、緊急時特別出動班、救助班、豊前警察署

警察及び第七管区海上保安本部は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持にあたることを任務とする。

第1 陸上警備対策

1 警察

警察は、災害時における住民の生命身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため、次の処置を講じる。なお、実施の際の警備体制や方法等は、警察本部等の公安警備計画による。

(1) 警察の任務

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 警戒区域の設定
- エ 被災者の救出救護
- オ 行方不明者の捜索
- カ 被災地、危険箇所等の警戒
- キ 住民に対する避難指示及び誘導
- ク 不法事案等の予防及び取締り
- ケ 避難路及び緊急輸送路の確保
- コ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- サ 民心の安定に必要な広報活動
- シ 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集
- ス 関係機関が行う防災活動に対する協力

(2) 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、県警察本部等の定めるところによる。

2 市

市は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団等と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

第2 海上警備対策

第七管区海上保安本部（門司海上保安部）は、海上の災害から県民の生命財産を保護し、社会公共の秩序の維持を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船舶等を派遣して、次の措置を講じる。

- 1 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- 2 犯罪の予防、取締り
- 3 関係機関との情報連絡の強化

第7節 交通対策計画

所管部署： 総務班、経済対策班

災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置について定める。

第1 陸上の交通対策

1 被害状況の把握

【総務班】及び【経済対策班】は、道路及び橋梁のパトロール等を実施し、被害状況の早期発見に努め、交通体系の早期復旧及び安全対策の確保に努める。

- (1) 道路、のり面の崩壊、樹木等の倒木状況
- (2) 水路、側溝等の流出状況
- (3) 橋梁の滞留物等の状況
- (4) 積雪の状況
- (5) 道路占有物（水道、電力施設関係）の被害状況

2 交通規制等の実施

- (1) 警察及び公安委員会

ア 災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
イ 災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは、緊急通行車両の先導を行う。

ウ 緊急通行車両の通行の確保等、的確・円滑な災害応急対策を行うため、関係機関及び団体等に対する協力要請をはじめ、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

エ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

- (2) 市及び県等の道路管理者による通行の禁止、制限

道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

また、道路管理者は、豊前警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について豊前警察署へ連絡する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合は、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

3 相互の連携・協力

警察（公安委員会）及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のため、応急対策の実施及び重機等支援部隊を要請する。
- (3) 通行の禁止又は制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、又は緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。
- (4) 指定公共機関、指定地方公共機関にある鉄道事業者は、災害、事故発生時の状況及び、その後の運行体制について連絡・通報する。

4 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

- (1) 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置を行う。
- (2)迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項の周知を行う。

5 広報

通行の禁止又は制限の措置を講じた場合に、必要がある場合は、適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

第2 海上交通の規制

1 港湾管理者

港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を制限若しくは禁止し又は使用等について必要な指導を行う。

2 相互連絡

第七管区海上保安本部と港湾管理者は、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講じる際は、緊急でやむを得ない場合を除き事前に協議する。

第8節 緊急輸送計画

所管部署： 総務班、経済対策班

迅速な人命の救出、被害の拡大防止、円滑な災害応急対応の実施を目的に、災害応急対策に必要な人員、資機材等を確実に輸送する緊急輸送道路の整備、緊急輸送車両の確保を実施する。

第1 緊急輸送対策の実施

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2 輸送方法

緊急輸送を行う場合には、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等により、最も迅速かつ確実に輸送できる方法を選択する。

1 輸送方法

- (1) 自動車輸送
- (2) 鉄道輸送
- (3) 航空輸送
- (4) 船舶輸送

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

2 自動車輸送力の確保順位

- (1) 市所有の公用車両
- (2) 公共団体所有の車両
- (3) 民間事業者及び輸送事業者等の営業車両
- (4) その他自家用車両

第3 車両等の確保等

- 1 市は、上述の確保順位に基づき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- 2 市は、輸送車両等が不足する場合、本編第1章「活動体制の確立」第3節「応援要請計画」に定める市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。
- 3 市は、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。
 - (1) 輸送区間又は借上期間
 - (2) 輸送人員、物資品名、輸送量
 - (3) 車両等の種類及び台数
 - (4) 集合の場所及び日時
 - (5) その他必要な事項

第4 緊急通行車両の確認

- 1 市は災害発生後、円滑な緊急輸送を図るため、救援通行車両であることの確認を受けようとする車両については、緊急通行車両確認申請書を、県または県公安委員会の下記担当部局に提出し、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付申請を行う。
 - (1) 福岡県
 - ア 福岡県総務部防災危機管理局
 - イ 行橋農林事業所
 - (2) 福岡県公安委員会
 - ア 福岡県警察本部交通規制課
 - イ 豊前警察署交通課
- 2 豊前市内の緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された高速自動車道、都市高速道路及びその他の自動車専用道路等が対象となり、本市では国道10号、東九州自動車道が対象となる。
- 3 災害発生時の事前届出車両の措置は、第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第10節「交通・輸送体制整備計画」に基づき、事前届出がなされている車両に関しては、県公安委員会は確認に係る審査を省略し、緊急通行車両確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付することとなっている。

第5 災害救助法に基づく措置

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の給水
- (5) 救済用物資
- (6) 死体の捜索
- (7) 死体の対策（埋葬を除く）

2 輸送の費用

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

3 輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が県より内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

|| 第9節 応急教育計画

所管部署：緊急時特別出動班、総務班、調査協力班

市は、災害発生時における各学校の児童・生徒等の安全確保、教育実施者の確保、教科書・学用品の応急処理及び文教施設の応急復旧等の措置を講ずる。

第1 指定避難所としての学校の役割

市は、各学校の体育館を指定避難所として指定しており、【緊急時特別出動班】及び【総務班】は、災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合には、被害状況や避難対象者数の把握に努めるとともに、避難が長期化すると判断される場合は、指定避難所を開設し、運営を行う。

また、【調査協力班】及び教職員は、児童・生徒等の安全確保に努め、学校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むとともに、災害応急対策が円滑に行われるよう、指定避難所の運営体制が整備されるまでの期間は、避難所運営の協力を努める。

第2 応急教育

1 応急教育の実施

原則として、市立学校の応急教育は、市教育委員会が計画し実施し、県立学校においては、県教育委員会が実施する。

2 応急教育計画の作成とその実施方法

市教育委員会の協議の下、各学校は、あらかじめ災害を想定して、応急教育の方法、施設の確保等について定めた応急教育計画を作成し、災害発生時における適切な応急対策の実施に努める。

- (1) 在校時間内及び在校時間外の対応
- (2) 臨時学級の編制や教室を分散しての出張授業
- (3) 休校実施による自宅学習及び巡回指導

3 児童・生徒の安全確保措置

各学校は、災害発時における児童・生徒の安全確保を優先するため、授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全確保が困難であると思われる場合において、市教育委員会と協議し、適切な措置を講じる。

- (1) 平常時における準備体制
 - ア 校長は、学校の立地条件等も考慮し、平常時より災害時の応急教育計画の策定に努め、児童・生徒の安全対策についての対策を講じるよう努める。
 - イ 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (ア) 学校行事、会議、出張等の中止判断
 - (イ) 児童・生徒に対する避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の確認
 - (ウ) 市（県）教育委員会、豊前警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認
 - (エ) 時間外における職員の所在・連絡先の確認及び非常招集方法の職員への周知

- (オ) 児童・生徒等の避難路・自宅周辺の安全性の確認・点検
- (カ) 校内における災害危険箇所の把握と定期点検

(2) 災害時の体制

- ア 校長は、児童・生徒等の安全確保に努めるとともに、災害状況に応じた避難誘導を指示する。
- イ 児童・生徒等及び職員等の安否を確認し、負傷している場合は応急手当等を行い、保護者等へ連絡する。
- ウ 児童・生徒等の下校にあっては、周囲の状況、通学路・自宅の安全性を確認し、状況によつては集団下校、保護者の迎え又は校内の安全な場所で一時待機措置をとる。
- エ 施設・設備の被害状況を速やかに把握し、必要に応じて危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
- オ 校長は、市及び県教育委員会と協議し、準備した応急教育計画に基づき、臨時休校、教育実施場所の変更、教育実施時間の変更等の措置をとる。
- カ 在校時間外にあっては、登校した職員による施設・設備の被害状況の把握、児童・生徒等の安否確認等に努める。
- キ 学校が避難場所となった場合、市と協力して避難場所の運営を支援する。運営体制が確立された後も、応急教育の実施に支障のない範囲で協力する。

(3) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の警備を行い、被災状況を調査し、市教育委員会と連携し、教科書及び教材の供与に協力する。
- イ 校長は、正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備等については、関係機関の援助等により処置する。
- ウ 疎開した児童・生徒について、職員の分担を定め、地域ごとの実情を把握する。
- エ 災害の推移を把握し、市（県）教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻れる時期を早急に保護者へ連絡する。

4 施設の応急整備

災害により被害を受けた各学校の施設・設備について、正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

(1) 応急復旧工事の実施

各学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、市立学校にあっては、市において応急復旧工事を実施する。

(2) 災害時における代替校舎の確保

市立学校において、校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育の実施に必要な施設・設備が確保できない場合は、市教育委員会より県教育委員会へ代替校舎提供の要請を行う。

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

5 教職員補充措置

市立学校において、災害発生時に教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

- (1) 災害発生時における教職員の被害状況について、市教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。
- (2) 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。
 - ア 条例定数の範囲内においてできる限りの補充
 - イ 被災学校以外の学校にある教職員が被災学校を兼任する措置
 - ウ 必要に応じた時間講師の配当
 - エ 上記ア～ウの措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（「地方公務員法」第22条）の予算措置を講ずるとともに、被災地以外の教育委員会事務局、教育センター、研究所等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣する措置

第3 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、次により援助等を行う。

- 1 市は、被災により就学困難となった市立小中学校の児童・生徒の家庭に対し、就学援助費の支給に必要な措置をとるよう指導及び助言を行う。
- 2 市は、被災家庭の児童・生徒の特別支援学校への就学を援助するため、県に対し特別支援教育就学奨励費の支給について必要な措置をとるよう要望を行う。
- 3 市は、自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった県立高等学校の生徒の就学を援助するため、県に対し授業料免除について必要な措置をとるよう要望を行う。

第4 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- 1 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市教育委員会に報告し、県教育委員会と協議の上、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。
 - (1) 被害があってもできる限り継続実施すること。
 - (2) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
 - ア 他の学校の給食施設の利用による実施
 - イ パン、牛乳等の簡易給食による実施
 - ウ 業者からの弁当の配給による実施
 - (3) 指定避難所として使用されている学校については、その給食施設は炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と炊き出しとの調整に留意すること。
 - (4) 被災地においては伝染病・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意すること。
 - (5) 卵、牛乳、小麦アレルギー等の児童・生徒に対する食品供給体制の整備に努めること。

2 給食用製パン工場、製粉工場、炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教育委員会へ報告する。県教育委員会は、報告に基づき、関係機関と協議の上、学校給食用物資の供給対策を講ずる。

第5 災害時における環境衛生の確保

校長は、災害発生時における感染症、防疫対策について福岡県京築保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

- 1 校舎内外の建具、床板等の清掃、消毒の実施
- 2 水道水の消毒、井戸水の煮沸処理等による安全管理
- 3 疾病等の早期発見、早期治療と保健指導等の実施
- 4 給食調理従事者による保健管理指導
- 5 感染症集団発生時の予防措置及び対応

第6 被災児童・生徒へのメンタルケア

市教育委員会は、福岡県京築保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒へのメンタルケアを行い、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

第7 災害救助法に基づく措置

1 対象

住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒等

2 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

3 費用の限度

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

|| 第10節 給水計画

所管部署： 救助班、経済対策班

災害時には、断水や汚染により応急給水が必要とされる。

応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水はその運用に多数の人員が必要であるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。また、災害発生時において優先的に必要となる病院（特に透析関係の病院）・学校・福祉施設・指定避難所等においては、速やかに給水状況を把握し、給水体制の確保に努める。

さらに、被害が拡大し、長期化する場合においては、高齢者、障がい者等の要配慮者にとっては大きな負担となり、搬送給水や各家庭への水の運搬が必要となることもある。組織的な活動が可能である、社会福祉関連施設や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、円滑な給水活動が図られるよう努める。

第1 実施責任者

- 1 市は、あらかじめ応急給水の計画を定め、災害時における市民生活の基幹を成す飲料水の確保及び備蓄を行い、被災者に対する給水を実施する。
- 2 本市において飲料水の確保及び給水実施が不可能又は困難な場合は、市長は近隣市町村及び県に対して応援要請する。県は、隣接する上水道事業者等に対して広域的な支援の要請、給水資機材等の確保を行い、特に必要と認められる場合は、自衛隊等関係機関に対して応援要請を行う。

第2 応急給水の目標水量

本市が実施する被災者に対する応急給水については、給水地域の状況により、当初は最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日目からは復旧の段階に応じて給水量を増加させ、発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

■ 目標値の目安

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日間	3㍑/人・日	概ね1km以内	飲料水（生命維持用水）
10日間	20㍑/人・日	概ね250m以内	飲料水+炊事用水+トイレ用水
21日間	100㍑/人・日	概ね100m以内	上記+洗濯水+指定避難所での入浴
28日間	約250㍑/人・日	概ね10m以内	自宅での入浴・洗濯
29日	通水		被災前と同水準

第3 飲料水等の供給

1 給水拠点施設の整備

市は、上町配水場、赤熊第2配水場、大西配水場を配水拠点とし、整備及び維持管理に努める。

また、給水車や給水タンクは、すぐに供給体制が図れるよう整備・点検を行うとともに、付属ホース等の資材について衛生管理に努めるものとする。

2 水質の安全対策

飲料水を供給する場合、応急給水に使用する資機材使用前に洗浄し、必要に応じ供給水の残留塩素濃度等を適宜計測するなど、安全面に万全を期す。特に、井戸水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処置を施す。

また、汚染したと認められる場合、防疫その他衛生上净水の必要がある場合、滅菌、净水剤等による消毒の措置を徹底し、安全面に十分配慮した供給に努める。

3 断水調査と住民意識の向上

市内では、上水道と井戸水による飲料水及び生活用水の確保が行われているが、給水計画を行う場合は、災害の種類に応じた対策が重要となる。とりわけ、上水道は、大規模災害や寒波による水道管の破損等により、広範囲にわたる断水が発生し、長期化が予想される。

したがって、市は、緊急に漏水調査部隊を編成し、状況把握に努めるとともに、平常時より利用者に対しては断水時の漏水調査の協力や断水時の対策等について説明するなど意識向上を図り、災害時における早期復旧体制の推進に努める。

4 給水方法

(1) 抛点給水方式

抛点給水場所は、原則として市役所、地区公民館とし、給水車による巡回や設置型の給水タンク、配布用給水パックを活用した給水支援を実施する。また、指定避難所や配水池、消火栓等を活用した給水資機材の導入を検討する。

(2) 搬送給水方式

主に給水タンクを用いて、指定避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。上水道の断水等は、断水地域の状況把握による給水計画を作成の上、速やかな拠点給水の実施に努める。

(3) 戸別配布方式

主に給水場所に来ることが困難である高齢者や障がい者等の要配慮者を対象とし、給水パックを用いて戸別配布を行う。配布に関しては、【総務班】（総務課）、【救助班】（福祉課、健康長寿推進課）及び在宅支援サービス事業者等と連携し、需要者の把握及び供給に努める。

5 給水等広報活動

市は、拠点給水、搬送給水等の給水活動を実施する場合において、防災行政無線、市ホームページ、広報車等を用いた住民への周知に努める。

特に、時間制限を要する搬送給水、上水道の給水制限は、十分な住民広報に努める。

第4 近隣市町村及び県の支援要請

市は、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災し、市で応急給水活動に対応できない場合には、近隣市町村及び県からの広域的な支援を要請する。

第5 災害救助法に基づく措置

1 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

2 支出できる内容

- (1) 水の購入費
- (2) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- (3) 薬品及び資材費

3 費用の限度

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

4 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(給水量等の基準) 給水量等の基準は、次表を標準とする。

給水の基準	給水量の基準	備考
1 災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ
2 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用費 14リットル	(洗面、食器洗い)
3 伝染病予防法により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	2+洗濯用水
4 3の場合が比較的長期にわたるとき 必要の都度	35リットル	3+入浴用水

|| 第11節 食糧供給計画

所管部署：総務班、救助班

災害時における食糧の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を担っている。そのため、被災状況及び避難状況の的確な把握に努め、必要食料品等の確保に努めることが重要である。

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊き出し等について定める。

第1 基本的な考え方

- 1 給食は、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理をする者等）に対し優先的に実施する。
- 2 災害発生当初は、公立学校、幼稚園、保育園や公民館施設等又は旅館、組合等の被害を受けていない民間施設に協力を求め、市及び自主防災組織等が連携して炊き出しを実施する。その他、市内の弁当業者、製パン業者等の協力により給食を実施する。なお、この場合、業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、市による輸送は原則として行わないものとする。
- 3 2による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食糧を供給するが、できるだけ早期に2による給食に切り替える。
- 4 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。
- 5 4以外の施設等への直接の配送は以下のようの場合に実施する。
 - (1) 災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域
 - (2) 病院、社会福祉施設等、要配慮者利用施設等
- 6 市民においては以下の対応を要請する。
 - (1) 指定避難所等に避難していない市民については、可能な限りにおいて2～3日間は、市民自身が備蓄している食糧で対応するよう促す。
 - (2) 地域、隣近所等により市民相互で助け合うよう促す。
- 7 事態がある程度落ち着いた段階では、給食担当者を指定避難所内の住民に限定するなど給食需要の明確化を図り対応する。

第2 実施責任者

- 1 市は、あらかじめ災害時における食糧供給計画（輸送計画を含む。）の策定に努め、市民生活の安定に重要な食料品等の確保及び備蓄を行い、被災者に対する供給を実施する。
- 2 市は、備蓄食糧が不足するなど被災者に対し必要な食糧の確保と供給ができないと判断された場合は、自衛隊応援要請を踏まえ県及び周辺市町村に対し応援要請を行う。

第3 給食需要の把握

市は、被災者に対する円滑な給食ができるよう、基本的には以下を対象者として定め、避難者数、調理不能者（電気、上水道供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルク等を必要とする乳幼児の数、給食に配慮を要する要配慮者数等の把握に努め、適切な供給体制の整備に努める。

- 1 指定避難所に受け入れられた者
- 2 住家に被害を受けて炊事の出来ない者
- 3 配給サービス利用者など配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給を受けられない者

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

- 4 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 5 ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 6 救助活動に従事している者（注：災害救助法の対象者にはならない。）
- 7 その他、市長が食糧供給を認めた者

第4 給食能力及び供給量の把握

給食設備を有する施設の被害状況を確認し、炊き出し可能かどうか把握するとともに、食糧等物資の供給協力に関する協定に基づき、需要量に併せ供給量を把握し、円滑な給食体制に努める。

第5 調達・供給計画

1 米穀の調達

市は、災害発生に伴い、炊き出し等給食に必要な米穀の供給を県に要請する。米穀等の要領は、知事の指示に基づき、政府所有米穀の販売等事務を実施する民間企業体から調達する。

- 【資料編】 4. 協定・様式 4-17 米穀の買入れ、販売等に関する基本要領
4. 協定・様式 4-18 災害用米穀の引渡し方法等に係る具体的な事務手続きについて

2 食糧の確保

- (1) 被災状況、避難者数から食糧供給計画の策定を行い、被災者の食糧確保と供給に努める。
- (2) 必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。

第6 給食活動の実施

1 種別

- (1) 炊き出し
- (2) 食品配給
- (3) 食糧の配給は、被災者が直ちに食することができる現物による。

2 配給品目及び数量

- (1) 米穀またはその他加工品及び備蓄食糧
- (2) 数量は社会通念上（1人1日換算、災害救助法適用の範囲内）の数量とする。

3 応急配給の方法

- (1) 主食及び副食の配給
主食及び副食の配給は【救助班】により行うものとし、主食の確保及び配給方法については、【総務班】により、災害の規模、状況等に応じ実情に即した措置を講じる。
- (2) 食糧の輸送等
食糧の保管と併せ、調達業者に依頼し、輸送・保管計画に基づき実施する。なお、交通規制や指定避難所との連携についても考慮しておく。
- (3) 食糧の備蓄
主要食糧の備蓄は、**第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第15節「災害備蓄物資等整備・供給計画」**に定めるところによる。

(4) 配給の基準

配給を行う場合	申請手續	精米換算配給量
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	市長→知事→農政事務所長	1人1食あたり200gの範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	1人1日あたり400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	同上	1人1食あたり300gの範囲内で知事が定める数量

4 調達・援助された食糧の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された食糧の受入れ集積場所及び保管場所について、指定避難所と調整を行った上で円滑な配給場所の確保に努める。

5 炊き出し計画

住家の被害により自宅で炊事することができない事態となった者、又は指定避難所に受け入れられた者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの実施者

市は、炊き出しの必要を認めたときは、【総務班】及び【救助班】が連携し、自主防災組織、学校や保育園等の調理員、ボランティア等に協力を求めて実施する。

また、災害の状況に応じて、自衛隊への応援要請を行う。

(2) 炊き出しの方法

ア 【救助班】を中心とし、各現場にそれぞれ実施責任者を定め、各団体の協力を得て行うものとし、責任者の指示により実施する。

イ 炊き出し及び食糧の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は、【総務班】が行う。

ウ 炊き出し施設は可能な限り学校等の給食施設、または公民館、コミュニティセンター、保育所等の既存施設を利用することとし、できるだけ指定避難所、コミュニティセンターと同一施設、または指定避難所に近い施設を選定して設ける。なお、適切な施設がない場合は、施設管理者と協議のうえ、飲食店または旅館等を使用する。

エ 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる事業者へ連絡のうえ調達する。

オ 炊き出しに当たっては、常に食糧の衛生に留意する。

カ 炊き出し、その他による食糧の購入費は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれまたは重複支給の者がないように帳票等での整理に努める。

キ 災害応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しは区別する。

(3) 炊き出しの器材

炊き出しへは、炊き出し施設に既存する設備、器材を使用する。なお、適当な設備、器材がない場合は、施設管理者と協議のうえ、飲食店または旅館、個人から借上げ調達するなどして対応する。

(4) 炊き出しの期間

ア 一般災害は市長が必要と認める期間とする。

イ 災害救助法適用の場合は災害発生の日から原則7日以内（期間延長あり）とする。

第7 災害救助法による炊き出し及び食品の給与方法

1 納入の対象

- (1) 指定避難所に受け入れられた者
- (2) 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者
- (3) その他市長が給与の必要と認めた者

2 納入の方法

- (1) 市長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を知事にしなければならない。
- (2) 知事は、市長からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急用米穀の給与を必要と認めたときは、給与数量等を定め、農林水産省政策統括官に通知するとともに市長にこの旨通知する。
- (3) 市長は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から給与を受けるものとする。

3 費用の限度

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

第12節 生活必需品等供給計画

所管部署：総務班、救助班、経済対策班

被災者に対し供給する寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）に関し、平素から調達業者等と供給協定を締結し、調達業者や調達可能量の把握に努めるとともに、災害時ににおいて生活必需品等の速やかな確保と円滑な配給を期するための基本的な考え方について定める。

第1 基本的な考え方

- 1 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- 2 災害当初にあっては、市及び県の備蓄を放出又は協定業者から調達し配布するが、協定業者に依頼する場合には、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による輸送は原則として行わない。
- 3 市民等に対しては、以下のようないくつかの対応を要請する。
 - (1) 2～3日間は、可能な限り、市民自身が備蓄している生活必需品等で対応すること。
 - (2) 市民相互で助け合い、在宅の要配慮者への配送等は地域で対応するよう努めること。
- 4 事態がある程度落ち着いてきた段階では、被害状況別、指定避難所別、世帯別等に配給計画を定め、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に配給を実施する。
- 5 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないよう努める。

第2 実施責任者

市は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する。
なお、災害対策本部において実施困難な場合は、県又は他の機関に応援要請する。

第3 調達計画

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

その際、市は、被災状況に応じて、必要な物資を調査し、必要な品目を伝達して供給を促すこととし、物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

■ 災害時における物資の供給協力に関する協定先

会社名	住所	電話
株式会社 サンリブ マルショク	八重 1874-1	0979-82-2307
(株)ぶぜん街づくり会社	四郎丸 1041-1	0979-84-0544
NPO 法人コメリ災害対策センター	新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185
ホームプラザナフコ フレスポ豊前店	宇今市 120-1	0979-84-1191
(株) グッディ 豊前店	皆毛 163-1	0979-83-0251

第4 対象者

- 1 家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- 2 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- 3 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

第5 生活必需品の種類

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりである。

- 1 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- 2 被服（衣服、肌着、大人用紙おむつ等）
- 3 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- 4 食器（茶わん、皿、はし等）
- 5 日用品（石鹼、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、生理用品、トイレットペーパー、タオル、乾電池等）
- 6 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- 7 保育用品（ほ乳びん、ミルク、離乳食、紙おむつ等）

第6 配分の要領

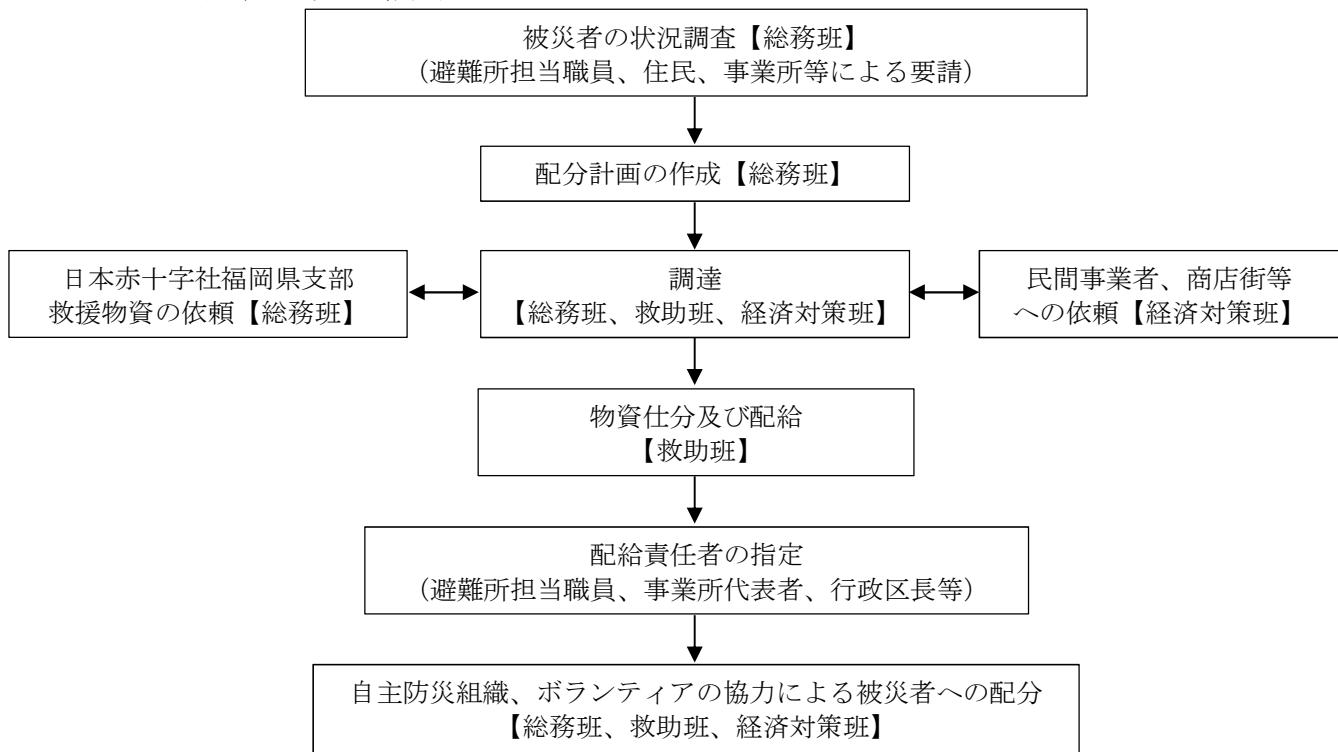
市が一括購入、または備蓄している物資から【総務班】、【救助班】及び【経済対策班】が調達した生活必需品等は、被災者及び避難者に自主防災組織やボランティア等の協力を求めて速やかに配分する。

なお、備蓄及び協定先において必要量確保できない場合は、県や周辺市町村に対し物資供給を依頼する。

第7 配給方法

【総務班】、【救助班】及び【経済対策班】は、配給計画に基づき、行政区長や避難所担当職員等を通じて、自主防災組織やボランティア等の協力を得て分配する。

■ 生活必需品等の配給計画



第8 調達物資・救援物資の集積場所及び配給拠点施設

市は、調達・救援物資を円滑に仕分し、配給できるよう指定避難所等と調整を行い、学校等の空き教室、体育館等の施設を確保する。

また、県及び他市町村等からの救援物資の供給があった場合には、以下の施設を集積場所及び配給拠点とし確保する。

なお、拠点が重複する施設については、災害規模や状況により関係課と協議し決定する。

■ 支援物資集積拠点

施設名	住所	管理課	拠点重複
多目的文化交流センター	八屋 1776-2	生涯学習課	応援隊
豊前市民体育館	八屋 322-27	生涯学習課	災害ボランティア

第9 物資輸送に要する車両等

物資の輸送については、計画的な公用車両の運用を図るとともに、市内民間事業者の協力を得て、支援物資の供給が速やかに行えるよう体制整備に努める。

第10 災害救助法に基づく措置

1 対象者

- (1) 災害により住家に被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者
- (3) 被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- (2) 日用品
石鹼、歯磨き粉、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- (3) 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- (4) 光熱材料
マッチ、プロパンガス等

3 給与又は貸与の方法

一括購入し、又は備蓄物資から放出し市長が配分する。

4 費用の限度

「福岡県災害救助法施行総則」で定める額とする。

5 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

|| 第13節 保健衛生、防疫、環境対策計画

所管部署：防疫衛生班、総務班

被災地域における感染症予防、環境の悪化防止、飲食に起因する危害発生防止のため、県や関係機関等と協力して迅速かつ的確な防疫活動等を行い、衛生状態を保持することで市民生活の安定を図るとともに、被災者の健康相談等により心身の安定を図ることについて定める。

第1 実施責任者

【防疫衛生班】及び【救助班】は、福岡県京築保健福祉環境事務所、豊前・築上医師会等の協力を得て、防疫活動を実施するために必要な組織を編成し、災害時における感染症の予防等、防疫措置の強化を図り、保健衛生対策の強化に努める。

第2 保健衛生対策

被災者への保健衛生対策は、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本とし、以下により対応する。

1 健康相談等の実施

市及び福岡県京築保健福祉環境事務所は、保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

- (1) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- (2) 指定避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- (3) 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- (4) メンタルケアの実施（本節第3を参照）

2 栄養指導等の実施

市及び福岡県京築保健福祉環境事務所は、栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- (1) 要配慮者への栄養指導、相談
- (2) 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- (3) 指定避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- (4) 指定避難所、応急仮設住宅等における被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、纖維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- (5) その他必要な指導、相談

第3 被災者のメンタルケアの実施

市は、県及び関係機関との連携のもと、災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、以下により対応する。

1 被災後の精神症状

被災にともなう精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応

- (3) 現実否認による精神麻痺状態
- (4) 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつなどの急性悲哀状態
- (5) 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く P T S D
- (6) P T S Dの中でも、自分が生き残った罪積感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

2 P T S D（心的外傷後ストレス症候群）の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、P T S Dについては、より的確な対応をとる。

具体的には、次のような症状が、長期間続く。

- (1) 災害のイメージ、思考、知覚を伴う苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- (2) 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- (3) 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応）がある。

3 メンタルケア

災害によって家、地域社会、家族のいずれかを失った被災者に対して、メンタルケアを行い精神的不安の解消・緩和に努める。

市は、前述のP T S D等の精神症状に対して、県や各関係機関の協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講ずる。

- (1) 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- (2) 関係機関等による精神保健相談
- (3) 各種情報を提供するための、指定避難所等における被災者向けの講演会の実施
- (4) 専門施設での相談電話の開設
- (5) 広報ぶぜん及び情報広報誌等による、被災者への情報提供
- (6) 小・中学校での児童・生徒への精神的カウンセリング

4 被災者への配慮

また、被災者に対し、次の事項について配慮すること。

- (1) 被災者が被災前の精神状態に戻るまでに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。
- (2) 被災後の適応が危ぶまれる、障害が生じるような者に対して、個別的な手当てを確保する。
- (3) 社会精神医学面での手当てと、その他の救援措置と組み合わせて提供すること。
- (4) 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講ずること。
- (5) 災害後の期間を通じて、被災者さらにその地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が、円滑かつ段階的に移行するよう計画し監視すること。
- (6) 市及び防災関係機関の職員においても、必要に応じ同様の対策を講じる。

第4 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し入浴が困難となった場合、又は長期避難生活となり、衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂の設置を検討する。

1 公衆浴場等の開放

市は、公衆浴場等の被災現状を把握した上で、使用可能である場合は、施設管理者と協力し、その開放に努める。

2 幹旋の方策

市が管理委託した浴場（ト仙の郷、天狗の湯）及び各班が所管する公衆浴場（汐湯の里）等の管理者と受け入れ態勢を協議し、被災者への入浴サービスを提供する。

また、市内の大型浴場を有する施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスの提供に努める。

3 自衛隊による仮設風呂の設置

市は、必要に応じて指定避難所の敷地内での仮設入浴施設の設置について、自衛隊に要請する。

第5 愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。【防疫衛生班】は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等、衛生管理が必要になると考えられることから、飼養動物等の管理等に必要な措置を講じる。

1 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るために、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- (1) 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- (2) 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- (3) 飼養困難な愛護動物の一時保管
- (4) 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集及び提供
- (5) 愛護動物に関する相談の実施等

2 指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

市は、県の協力を得て、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化防止と愛護動物の飼育環境維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- (2) 指定避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整

3 飼養動物、危険動物等の管理

市は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等、衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じる。

第6 防疫体制

【防疫衛生班】は、福岡県京築保健福祉環境事務所、豊前・築上医師会等の協力を得て、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動の実施に努める。また、被災地において、防疫活動を実施するための防疫班及び検病調査班を編成し対策に努める。

1 防疫班及び検病調査班の編成

災害の規模等を考慮し、班の編成人数及び班数は適時定めることとする。

区分	実施機関	内容	編成の基準	
防疫班	福岡県京築保健福祉環境事務所	消毒の施行、ねずみ族、昆虫等の防疫活動など	衛生技術者	1名
			担当員	2～3名
	豊前・築上医師会		その他(助手・事務担当)	1～3名
検病調査班	豊前市(防疫衛生班・救助班)	感染予防健康診断 予防接種	医師	1名
			保健師(看護師)	2～3名
			その他(助手・事務担当)	1～2名

2 防疫活動の実施方法

市は、被災地区および指定避難所における住民の健康状態把握に努め、感染症発生及び拡大を未然に防止し、必要に応じて各種対策を講じる。

- (1) 市は、福岡県京築保健福祉環境事務所の検病・疫学調査等の実施に当たっては、これに協力し、情報の的確な把握に努める。
- (2) 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び指定避難所の家屋、井戸等の消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第104号)第31条第2の規定により、生活用水の供給を行う。
- (4) 予防接種の実施が必要と認める場合は、「予防接種法」(昭和23年法律第68号)第6条の規定により臨時の予防接種を行う。
- (5) 消毒の実施

ア 消毒の実施方法

消毒の実施については、県及び関係団体と協議し、十分安全に配慮し実施する。

区分	実施場所	基本的な方法等
飲料水	井戸水	クロール石灰水または次亜塩素酸ソーダを投入する。濁りがある場合は使用せず、濁りがなくなった段階で水質検査を行い、安全が確認された後、飲用に使用する。
	上水道	塩素殺菌処理の実施

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

区分	実施場所	基本的な方法等
家屋内	炊事場（水回り）	石灰酸、クレゾール石鹼水を使用する。 泥、ゴミ等を除去し、水洗いを実施。塩化ベンザルコニウム液による清拭を実施
	床下	殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤を散布する。 泥、ゴミ等を排除し、水洗いする。 塩化ベンザルコニウム液による清拭を実施する。
便槽、浄化槽	便槽	汲み取りの場合、生石灰を使用すると発熱を伴う可能性があるので注意する。 汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄化槽	浄化槽の保守点検業者へ相談し実施する。 浄化槽にはクレゾールを使用しないよう注意する。
ごみ溜、溝渠	ごみ溜周辺、溝渠	殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤の散布及び塵芥の焼却を実施する。

イ 消毒薬剤の所要量及び算出基準

消毒薬剤を使用する場合は、県及び関係機関と協議し、十分安全に配慮し実施する。

区分	薬剤の種類（例）	目安とする分量
床上浸水家屋	石炭酸またはクレゾール石鹼水 混合乳剤 次亜塩素酸ソーダ	1戸あたり0.3リットルを目安 1戸あたり0.2リットルを目安 井戸1箇所あたり0.2リットルを目安
床下浸水家屋	石炭酸またはクレゾール石鹼水 混合乳剤 次亜塩素酸ソーダ	1戸あたり0.1リットルを目安 1戸あたり0.2リットルを目安 井戸1箇所あたり0.2リットルを目安

(6) 指定避難所の衛生管理及び防疫指導

指定避難所内では、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となることが多いため、以下のとおり指導、助言を実施する。

- ア 指定避難所の清掃、消毒方法
- イ 避難者に対する健康調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施
- エ 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理指導
- オ 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- カ 指定避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- キ トイレの清掃
- ク 簡易トイレの設置
- ケ 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布
- コ その他安全衛生上必要な事項

(7) 使用薬剤及び資機材の調達

防疫用薬品資材の調達先は、医薬品メーカー、卸売業者とするが、緊急の場合は、一般販売店等から緊急調達し対応する。

- ア 噴霧器（各種）
- イ 消毒薬品
- ウ 昆虫駆除薬剤
- エ その他検査用資材等

第7 災害防疫活動状況の報告

市は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動をとりまとめ、または必要な事項を調査し、県にその都度電話および文書をもって報告する。

なお、必要に応じて防疫完了の日から20日以内に、災害防疫完了報告書を福岡県京築保健福祉環境事務所経由にて知事に提出する。

- (1) 災害状況報告書
- (2) 災害防疫活動状況報告書
- (3) 災害防疫所所要見込経費
- (4) その他

第8 環境対策

市は、災害により工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の取扱業者の把握に努め、災害の状況に応じては調査を行い、漏出等を把握した場合は、速やかに県に報告し、県と協力の上、その対策を講じる。

また、有害物質等を取り扱う工場・事業所等においては、有害物質等の漏出等が生じた場合の対応及び届出についての周知に努める。

|| 第14節 障害物除去計画

所管部署：緊急時特別出動班、経済対策班

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、土砂災害や浸水等によって住家又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに、人員等の輸送が円滑に行われるよう、主要道路及び河川、港湾等における管理者と連携し障害物の除去を実施する。

第1 障害物の除去

- 1 市は、応急措置の実施において障害となる工作物等の除去を実施する。
- 2 水防管理者又は消防団は、水防活動において障害となる工作物等の除去を実施する。
- 3 道路、河川、港湾等の維持管理者は、当該施設等にある障害物の除去を実施する。
- 4 市は、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を実施し、災害対策本部だけで実施困難なときは知事に対し応援・協力を要請する。
- 5 その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- 1 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 3 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- 4 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物除去の方法

- 1 市は、【経済対策班】及び【緊急時特別出動班】を中心に自らの組織、労力、機械器具を用い、災害協定を締結している豊前市建設業協会の協力を得て速やかに行う。
- 2 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し行う。

第4 資機材、人員の確保

市はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は、豊前市建設業協会の保有する機械器具及び人員を調達する。

■ 災害時出動要請に関する協定先

組織名	所在地	電話番号
豊前市建設業協会	吉木 1014	82-3412

第5 除去した障害物の集積場所

- 1 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。（災害廃棄物処理計画による）
- 2 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 3 盗難の危険のない場所を選定する。
- 4 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第6 障害物除去に関する応援・協力

市は、障害物の除去について、必要に応じ県に対し応援・協力要請を行い、早期の実施に努める。

第7 災害救助法に基づく措置

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。
- (3) 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

2 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市長）が実施する。

3 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

4 費用の限度

「福岡県災害救助法施行細則」で定める額とする。

第15節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画

所管部署：防疫衛生班、経済政策班

市は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。

災害廃棄物については、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画及びマニュアルに基づき、速やかに災害廃棄物の仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

市は、広域的な災害廃棄物の処理が必要となる場合に、あらかじめ県が策定する災害廃棄物処理計画に基づき支援を要請する。

第1 ごみ処理

1 方針

【防疫衛生班】は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）について、ごみ収集業者と連携し、分別等を行った上で再資源化と焼却業務を適正に実施する。

2 市の実施方法

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) ごみの収集、運搬、処分にあっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (3) 収集したごみは焼却炉において焼却処分するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で処理する。
- (4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 市は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金）の活用について照会を行い、適切な処理を図る。
- (6) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、災害廃棄物の仮置場と調整を図りごみの仮置場を確保し、衛生上十分配慮して対応する。
- (7) 住民等への広報は、以下の項目について行い、ごみ処理の円滑な推進を図る。
 - ア ごみの収集処理方針の周知
 - イ ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない、又は庭での覆土処理等への協力等の要請）
 - ウ ごみの分別への協力要請

■ ごみ処理施設

施設名	所 在 地	電話番号
豊前市外二町清掃施設組合	八屋 322-45	82-2192

第2 し尿処理

1 方針

【防疫衛生班】は、災害時に発生するし尿については、処理業者と連携し、適正に処理する。

2 市の実施方法

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) し尿の収集、運搬、処分にあっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (3) 収集したし尿は、原則としてし尿処理施設及び下水道処理施設により処理する。
- (4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 市は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金）の活用について照会を行い、適切な処理を図る。
- (6) 被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの選定にあっては、高齢者・障がい者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設定する。
- (7) 浸水地域等の悪条件下に位置する地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- (8) 被害が激甚なため、し尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、携帯用トイレの使用や各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等を呼びかける。

■ 豊前市におけるし尿処理場

施設名	所在地	電話番号
豊前市環境センター	八屋 322-21	83-3544

第3 災害廃棄物処理

1 方針

【防疫衛生班】及び【経済対策班】は、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理する。

- (1) 災害廃棄物のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開道路については、優先的に実施する。
- (2) 災害廃棄物発生現場での分別を原則とする。
- (3) 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないよう配慮する。
- (4) 災害廃棄物処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- (5) 環境汚染の未然防止、又は住民や作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとし、アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。
- (6) 発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

理を行う等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

2 市の実施方法

- (1) 市は、被害状況をもとに災害廃棄物の発生量を見積もる。
- (2) 市は、災害廃棄物の見積量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。被害が甚大で市及び民間事業者で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施する。
- (3) 短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、下記を仮置場とし、仮置場から最終処分場までの搬送路を確保する。

■ 民間協定による仮置場

施設名	所在地	敷地面積
日鐵住金建材(株)豊前ニッテックス工場	八屋 2544-84	7,302m ²

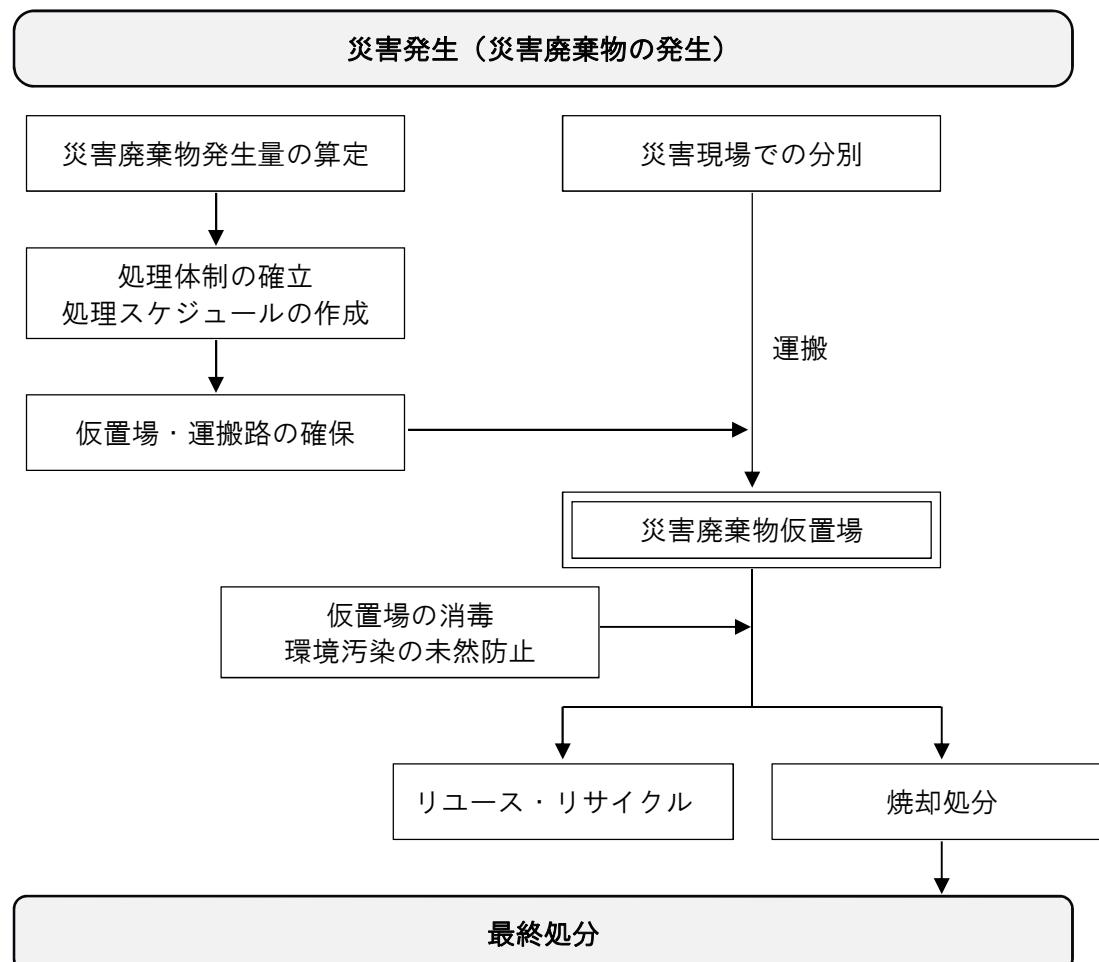
■ 公共用地による仮置場

施設名	所在地	担当課	拠点重複
築上中部高校跡地（第2グラウンド）	今市 83-1	財務課	—
天地山公園多目的運動広場	大村 1186	都市住宅課	災害ボランティア
豊前市南部体育施設（南部グラウンド）	下河内 81-5	生涯学習課	—
岩屋多目的グラウンド	大河内 300	生涯学習課	—

なお、応急仮設住宅の設置候補地である「築上中部高校跡地グラウンド」と隣接している「築上中部高校跡地（第2グラウンド）」、「天地山公園多目的運動広場」については、災害の規模等により関係課と協議し設置する。

- (4) 仮置場の消毒
- (5) 最終処分場への搬入
- (6) 住民等に対し、以下の項目について広報し、災害廃棄物処理の円滑な推進を図る。
 - ア 災害廃棄物の収集処理方針の周知
 - イ 災害廃棄物の分別への協力要請
 - ウ 仮置場の周知
 - エ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

■ 災害廃棄物の処理手順



第4 道路、河川、港湾等に残る障害物の除去

第1～第3の対策によっても、道路、河川、港湾等に残る障害物については、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が除去する。

本編第3章「災害応急対策活動」第14節「障害物除去計画」

第5 死亡獣畜処理

【経済対策班】は、福岡県京築保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第16節 応急仮設住宅提供等計画

所管部署： 総務班、経済対策班

大規模災害が発生した場合は、住宅を失われた被災者の住居が早急に確保されるよう、災害救助法に基づき、応急仮設住宅を確保・提供する。

応急仮設住宅には、市の公有地等に仮設住宅を建設する「建設型仮設住宅」と、民間賃貸住宅や公営住宅を借上げによって提供する「借上型仮設住宅」があり、被災者ニーズに対応した住宅供給に努める。

第1 応急仮設住宅（建設型仮設住宅）の建設

1 実施責任者

- (1) 【経済対策班】は、応急仮設住宅の建設に関する計画の作成と建設の実施を行う。
- (2) 「災害救助法」を適用した場合の応急仮設住宅の建設は県知事が行うが、県知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 建設用地の確保及び建設用資機材等の調達

市は、応急仮設住宅の建設用地として以下の候補予定地を選定し、災害の種類、場所において速やかに建設開始となるよう、相互的に判断し建設場所の決定を行う。また、建設戸数等により公民館施設の一部借上げ等による建設を含め検討する。

なお、災害廃棄物仮置場である「築上中部高校跡地（第2グラウンド）」と隣接している「築上中部高校跡地グラウンド」については、関係課と十分協議し設置を決定する。

■応急仮設住宅建設候補地

施設名	住所	管理課	拠点重複
築上中部高校跡地グラウンド	今市 83- 1	財務課	応援隊 災害ボランティア
上町南団地敷地内	今市 500-2	都市住宅課	—

3 対象者

対象者は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者を対象とし、入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力や他の生活条件を十分に調査する。

また、応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、居住が確保された場合など、その目的が達成されたときは退去されるべき性格のものであることについて、入居者に周知するとともに住宅の斡旋等においても積極的に実施する。

4 入居者の優先順位

3に示す、自らの資力で住家を得ることが困難である者とは、災害前の住宅を復旧、仮設住宅程度の住屋の確保できない者である。相当額の預貯金又は不動産がある者、賃貸住宅の確保が出来る者等住宅の確保ができる被災者については、この制度の対象とならない為、原則として以下の優先順位にて住宅の貸与を行う。

- (1) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (2) 特定の資産のない高齢者・障がい者・母子家庭・病弱者

(3) その他市長が認める者

5 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

- (1) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。
- (2) 1戸当たりの面積は、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。入居予定者の状況によって、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮し、段差の解消、スロープ及び手すり、十分な広さを取った間口等の設置を行う。費用は、1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。
- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。
- (4) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- (5) 着工期間は災害発生日から20日以内を目標に着工し、速やかに完成する。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは、事前に県より内閣総理大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。
- (6) 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。
- (7) 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議の上、市が入居者を選定する。なお、この場合、以下の点にも留意する。
 - ア 入居決定に当たっては、高齢者、障がい者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がい者等が集中しないよう配慮する。
 - イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。
- (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、市の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市が行う。また、市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。
- (9) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

6 応急仮設住宅の建設支援

- (1) 「建築基準法」（昭和25年法律第201号）第85条に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等についての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅の建設を支援する。
- (2) 災害により住宅等を滅失若しくは破損したとき、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合、建築確認申請手数料を免除あるいは減免する。

第2 公営住宅及び借上型仮設住宅（みなし仮設）の確保

1 空き家情報の提供、相談

【経済対策班】は、以下の住宅等について、空き家情報の収集を行い、借上型仮設住宅（みなし仮設）としての被災者への情報提供、相談に対応するとともに、入居に対する募集について関係者と連携し実施する。

(1) 公的住宅

市営住宅、県営住宅の他、全国の住宅供給公社、都市再生機構、高齢・障がい・求職者支援機構等の所有する空き家

(2) 民間アパート等賃貸住宅

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(3) 企業社宅、保養所等

2 公営住宅の修繕・建設

(1) 公営住宅の修繕・供給促進

市は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 災害公営住宅の建設

「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）による災害公営住宅は、市が建設し管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 市は、被害家屋の応急修理に関する計画を作成し実施する。
- (2) 市は、「災害救助法」を適用した場合の被害家屋の応急修理を実施する。

2 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- (1) 応急処理の対象は、住宅が半焼又は半壊し、そのままで当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力をもってしては、修理ができない者の住宅とする。
- (2) 修理範囲は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。
- (3) 修理の期間は、災害が発生した日から1ヶ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に県より内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。
- (4) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。
- (5) 修理を実施する住宅の選定は、市が行う。
- (6) 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

第4 被災住宅に対する融資

自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し込むことができる。

1 建設の場合

市から住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」（一部破損は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、建設資金の融資を申し込むことができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額			特例加算額
建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金
1,650万	970万	440万	510万

(2) 融資金利

独立行政法人住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長償還期間【建設】

耐火構造	準耐火構造	木造(耐久性)	木造(一般)
35年	35年	35年	25年

2 購入の場合

市から住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」（一部破損は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、住宅購入資金の融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特別加算額 (購入資金)
新築住宅		2,620万円	
リ・ユース (中古)住宅	リ・ユース(中古)住宅	2,320万円	510万円
	リ・ユース(中古)マンション	2,620万円	

(2) 融資金利

独立行政法人住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間

【新築住宅購入】

耐火構造	準耐火構造	木造(耐久性)	木造(一般)
35年	35年	35年	25年

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

【リ・ユース(中古)住宅購入】

リ・ユース(中古)プラス住宅 リ・ユースプラス(中古)マンション	リ・ユース(中古)住宅 リ・ユース(中古)マンション
35年	25年

3 補修の場合

市から住宅に10万円以上の被害が生じた旨の「り災証明書」の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を申し込むことができる。

また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を受けることができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額		
補修資金	引方移転資金	整地資金
730万円	440万円	440万円

(2) 利率

独立行政法人住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長償還期間

20年

※ 上記融資概要は、平成29年6月現在のものである。融資制度の詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構に問い合わせること。

|| 第17節 公共施設・文化財施設災害応急対策計画

所管部署： 総務班、救助班、防疫衛生班、経済対策班、調査協力班

市は、市が管理している公共施設や文化財施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合、各施設の管理者と相互に連携を図り、迅速な応急対策措置を講じる。

第1 公共施設等の範囲

- 1 社会福祉施設、児童福祉施設
- 2 学校教育施設
- 3 公営住宅
- 4 河川、橋梁及び公園等の公共土木施設
- 5 文化財施設

第2 応急対策

1 施設被害の把握、復旧計画の策定

各課が所管する施設及び関連施設においては、災害発生後速やかに被害を受けた施設の状況を把握し、応急対応に必要な要因や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討し、復旧計画を策定するよう努める。

2 緊急点検の実施

災害発生後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設及び設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。特に、開設した避難施設については、早急に点検実施に努める。

3 住民への広報

市は、被災した施設、又は被災するおそれがある施設で二次災害の危険性等がある場合は、住民に対し被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を周知し、必要に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

4 応援要請

市は、災害応急対策活動に必要な要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認・総括し。関係機関へ応援要請を行う。

第3 避難対策

福祉施設や学校等における避難は、**本編第2章「情報の収集伝達及び自然災害対策」第4節「避難計画」**に基づき対策を行う。

第4 文化財応急対策

- 1 文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、市を経由して、その結果を県教委に報告する。
- 2 県教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し応急措置をとるよう指導・助言を行う。
- 3 県教育委員会は、必要に応じ文化財専門職員の派遣等を検討する。

|| 第18節 中高層建物災害応急対策計画

所管部署： 経済対策班

中高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた警防体制の整備を図るとともに、次の各種対策を実施する。

第1 消防本部

1 消防活動体制

中高層建築物に係る災害が発生した場合は、おおむね次のとおり消防活動体制を確立する。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報、連携体制の確立

2 消防活動内容

消防活動は、火災及びガス漏れ事故等に留意し、各々必要な措置または対策を実施する。

なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏れ事故

- ア 京築広域圏消防本部は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに火災警戒区域を設定して必要な措置を行う。
- イ 消防隊のガス漏れ場所への進入に当たっては、次の事項に留意する。
 - (ア) ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。
 - (イ) 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
 - (ウ) 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部または鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、出来る限りの低姿勢で進入する。
 - (エ) 火花を発する機器の使用及びスイッチの操作を厳禁する。なお、エアーソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。
 - ウ ガスの供給遮断は、設置したガス会社等が行うものとする。ただし、消防隊がガス会社等に先行して災害現場に到着し、ガス会社の到着が相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。なお、消防隊がガスの供給を遮断したときは、ただちにその旨をガス会社等に連絡する。
 - エ 遮断後のガスの供給機関は、現場最高指揮者に連絡のうえガス会社等が行う。

(2) 火災等

- ア 人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。
 - (ア) 救助活動体制の早期確立と実施時期
 - (イ) 活動時における出場小隊の任務分担
 - (ウ) 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

- イ 消火活動については、特に次の事項に留意する。
- (ア) 中高層建築物等の消防用設備の活用
 - (イ) 活動時における出場小隊の任務分担
 - (ウ) 浸水、水損防止対策
 - (エ) 排煙、進入時等における資機材対策

第2 警察

人命保護を最重点として、本編本章第6節「公安警備計画」、その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

1 現地指揮所等の設置

幹部の早期現場臨場により現場指揮体制を確立し、現地指揮所を設置する。

2 救出救護

被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と、消防機関や救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と、危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全・迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るため、必要な交通規制を実施する。

6 その他

市及びその他関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体検視等所要の措置をとる。

|| 第19節 農林水産施設等災害応急対策計画

所管部署： 経済対策班

市は、災害による農林水産施設や作物等の被害状況を早期に調査し、被害の拡大を防ぐための対策を講じるものとする。

第1 農産物応急対策

1 農業用施設の災害応急対策

- (1) 市は、農道、農業用ダム、灌漑排水施設の災害、ため池、及び畜産関係施設等の被害状況を速やかに把握するとともに、県に被害状況を報告する。被害状況に応じては、施設管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- (2) 出水等により広範囲にわたり湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- (3) 特に、ため池については、万一、災害により決壊した場合、もしくは決壊のおそれがある場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、被害を最小限に抑えるための措置を講ずる。

ア 市の実施する対策

- (ア) ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
 - (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難誘導する。
 - (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

イ ため池管理者の実施する対策

- (ア) 堤体に亀裂等が確認され、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。
- (イ) 堤体に亀裂等が確認され、ため池に決壊のおそれが生じた場合、被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。状況に応じて、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- (ウ) 市が実施する応急対策について協力する。

2 農作物の災害応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に抑えるため、福岡県行橋農林事務所、福岡県京築普及指導センター、JA福岡京築の指導関係者と連携、協力して対策技術の指導を行うものとし、必要に応じて県関係課及び農業総合試験場等試験研究機関に支援を要請する。

(2) 農作物の応急対策

市は、農業従事者に農作物の被害状況の伝達を促すとともに、病害虫の防除、農薬の漏出防止等の措置について指導を行う。

(3) 畜産物の応急対策

ア 家畜伝染病の予防

市は、県が「家畜伝染予防法」（昭和25年法律第66号）等に基づき、実施する災害に伴う家畜伝染病の発生予防とまん延防止等の対策を支援し、家畜の損耗防止に努める。

(ア) 福岡県北部家畜保健衛生所による予防接種の実施

(イ) 福岡県北部家畜保健衛生所及び公益社団法人福岡県獣医師会で編成する巡回家畜診療の実施

イ 飼料の確保

市は、飼料施設等が被災した場合、以下の措置をとり、飼料の確保に努める。

(ア) 県及び国に対する、配合飼料及び飼料穀物の供給依頼

(イ) 飼料製造及び販売業者に対する、飼料の確保及び斡旋依頼

第2 林産物応急対策

1 林業用施設の災害応急対策

市は、被災した林道、治山ダム等の林業用施設の被害状況を把握するとともに、県に被害状況を報告する。また、災害が発生するおそれのある施設について、県や豊築森林組合等と連携し、災害発生を防止するための措置を講じる。

2 林産物の災害応急対策

(1) 被災状況の収集・報告

市は、林業従事者に林産物の被害状況の報告を促すとともに、集計結果を県に報告する。

(2) 被災立木竹の除去

ア 被災立木竹による二次災害防止のため、公共施設及び人家に直接被害を与えるおそれのある木竹の除去に努める。

イ 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

(3) 病害虫の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び病害虫による食害を受けやすく、健全木竹への被害のまん延防止のため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

(4) 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に抑えるため、市は豊築森林組合、JA福岡京築等と協力し、対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

第3 水産物応急対策

1 水産施設の災害応急対策

市は、災害により水域施設、係留施設・漁船等の水産施設の被害状況について、豊築漁業協同組合等と協力し、調査・把握するとともに、県に被害状況を報告する。

また、河川から流出してきた土砂や流木等による航路障害物の発生、航路標識の異常等、船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を確認した場合は、必要に応じ県や第七管区海上保安本部に応急措置の実施を要請する。

2 水産物の災害応急対策

(1) 被害状況の把握

市は、水産業従事者に水産物の被害状況の報告を促すとともに、集計結果を県に報告する。

(2) 中間育成及び養殖用種苗の補充斡旋依頼

市は、災害により中間育成中の水産物及び養殖用種苗に被害が出た場合は、関係機関からの補充に関する斡旋を県に依頼する。

(3) 病害の防除に関する指導要請

市は、災害により水産生物に生理障害等病害の発生が予想され、また発生した場合は、その防除対策についての適切な指導を県の水産海洋技術センター豊前海研究所に依頼する。

(4) 油の流出等に対する措置

生簀の移動を県より指導する。

|| 第21節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画

所管部署： 総務班、豊前警察署

災害時において、通信事業者は、一般通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信等の確保を図る。

また、必要に応じ、応急対策に関する広域的応援体制をとるよう努める。

第1 国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話株式会社等の通信施設管理者は、各自で決めた防災業務計画に基づき、災害時における電気通信設備の応急対策を実施し、通信の確保に当たる。

1 情報の収集、報告

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

2 社外関係機関との連絡

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置に努める。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置、又は防災上必要な要員を待機させる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

4 通信の非常疎通措置

- (1) 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

- ア 応急回線の作成、網措置等による疎通確保の措置をとる。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）及び「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）及び「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- エ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所における特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言サービスの提供

災害時において、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認により通信が輻輳した場合に、安否等を確認できる情報伝達手段として、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』、災害用伝言版『web171』等のサービスを提供する。

なお、各種サービスの提供開始については、災害状況、通信状況等に基づき通信施設管理者により判断され、住民への周知は、テレビ、ラジオ等より発表される。

ア 災害用伝言ダイヤル『171』

西日本電信電話株式会社が提供するサービスで、固定電話や災害用公衆電話等から音声による伝言情報の登録、確認を行うことができる。利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイドに従って、伝言・録音・再生を行う。

イ 災害用伝言版『web171』

西日本電信電話株式会社が提供するサービスで、携帯電話、スマートフォン、パソコン等からインターネットを経由して伝言情報（テキスト）の登録、メールによる通知等を行うことができる。利用方法については専用ホームページから、電話番号をキーに伝言情報（テキスト）の登録・閲覧を行う。

ウ その他災害用伝言サービス

各携帯電話会社では、携帯電話、スマートフォンからインターネットやアプリケーションを利用して伝言情報（テキスト）の登録、メールによる通知等を行うことができるサービスを提供する。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が発生した場合、又は発生が予想される場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

6 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生した場合、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請

イ 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。

7 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

■ 回線の復旧順位表

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・気象機関に設置されるもの ・水防機関に設置されるもの ・消防機関に設置されるもの ・災害救助機関に設置されるもの ・警察機関に設置されるもの ・防衛機関に設置されるもの ・輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・選舉管理機関に設置されるもの ・新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

第2 放送施設災害応急対策（日本放送協会福岡放送局）

1 応急対策

(1) 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め、要員を確保する。

(2) 資機材の確保

ア 電源関係諸設備の整備確保

イ 中継回線、通信回線関係の整備及び確保

ウ 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

エ あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

(3) 放送施設応急対策

ア 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 聴視者対策

災害時における受信の維持及び確保のため次の措置を講ずる。

ア 被災受信設備の取扱上の注意事項について、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知を図る。

イ 関係自治体と協議の上、避難所等での災害情報収集のため、放送受信の確保を図る。

ウ 被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

2 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を作成する。

復旧の順位は放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施に当っては、人員、資機材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

|| 第20節 上下水道施設等災害応急対策計画

所管部署： 総務班、救助班、経済対策班

上下水道設備等は、市民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策、衛生対策等に重大な影響を与えるため、災害時において速やかに応急復旧を行い、給配水機能の維持、飲料水の確保に努める。また、必要に応じて応急対策に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

第1 上水道施設災害応急対策

市は、取水、浄水、送・配水施設について、災害発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合、速やかに各施設の点検調査を実施する。この場合、送・配水管については、管路に係る情報を把握した後、管路の点検を行い、重要管路の送・配水機能の確保を優先して、断水地域を最小とするよう調整を行う。

また、上水道水の安定確保が図れるよう、水質監視を一層強化することができる体制をとるとともに、配水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないよう原水処理薬品類の備蓄を行う。

1 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

2 浄水施設

- (1) 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないよう原水処理薬品類の備蓄を行う。
- (2) 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

3 送配水ポンプ施設

ポンプ場には、送配水のための施設を整備して応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに送配水ができるよう努める。

4 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況を早急に把握するとともに、公共施設や病院、指定避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水管、配水支管、給水拠点に至る管路を優先し、計画的な応急復旧を行う。

5 応急対策要員・資機材の確保

原則として、【救助班】（上下水道課）を中心とする人員及び資機材にて対応するが、市のみでは応急・復旧対策が困難な場合には、組合及び水道事業指定給水装置工事業者等の協力を要請する。

6 広報活動

【救助班】（上下水道課）は、【総務班】を通じ、報道関係機関の協力を得て、広域的な広報に努める。

第2 下水道施設災害応急対策

下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策、衛生対策の面で都市機能に重大な影響を与える。

このため、【救助班】（上下水道課）は、災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘案し、速やかに公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。

1 管渠

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を検討する。
- (2) 工事施行中の箇所については、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- (3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策にあたる。

2 ポンプ場及び処理場

- (1) 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- (2) 建物その他の施設には、高潮、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに對しては所要の資機材を備蓄し応急対策を行う。

|| 第22節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画

所管部署： 総務班、経済対策班

電気およびガス事業者は、災害時に施設等を保護するとともに、速やかな応急復旧による供給機能の維持に努め、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

第1 電力施設災害応急対策（九州電力株式会社）

1 災害時の活動体制

九州電力株式会社は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに非常災害対策本部等の対策組織を設置し、災害対策活動に関する一切の業務は対策組織のもとで行う。

2 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる各情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(1) 一般情報

- ア 気象、地象情報
- イ 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、顧客等への対応状況）
- エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報

- ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- イ 停電による主な影響状況
- ウ 復旧資材、応援、食糧等に関する事項
- エ 従業員の被災状況
- オ その他災害に関する情報

3 災害時における広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

- (1) 防災体制が発令された場合、あらかじめ定められた各対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。
- (2) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- (3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

6 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力、火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により仮復旧を迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置を行う。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法（作業指針）による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第2 ガス施設災害応急対策（西部ガス株式会社）

地震・津波等災害による被害が発生した場合には、「災害に関する規程」に基づき、災害対策本部を設置し、社内各部署の連絡協力のもと応急対策を実施する。

1 緊急対策

(1) 情報の収集

ア 本社はテレビ・ラジオ等により一般被害に関する情報を収集し、各事業所に伝達する。

イ ガス製造設備、供給設備等の被害情報を把握し、必要に応じて二次災害防止の措置を行う。

(2) 災害時における広報

地元のテレビ、ラジオ放送局に対して、二次災害発生防止の観点から安全確保のための緊急放送を依頼する。また、必要に応じてマイコンメーターの取扱方法についての放送も依頼する。

(3) 二次災害防止措置

ガスの漏洩等による二次災害発生のおそれがある場合には、市に協力を要請し、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。また、必要に応じて単位ブロック、統合ブロック単位で供給停止を行う。

2 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

地震・津波等災害が発生した場合は、被災の正確な情報を収集し、復旧手順及び方法、復旧要員の動員及び配置計画、復旧用資機材の調達計画、復旧作業の工程、臨時供給の実施計画、宿泊施設の手配・食料等の調達計画、その他必要な対策を明らかにした復旧計画を迅速に策定する。

なお、病院、ゴミ焼却場等社会的緊急性が高い施設について優先的な復旧を図る。

また、復旧作業が長期化する場合には地方行政機関と協力して需要家支援のために代替熱源等の提供を図る。

(2) 復旧作業の実施

ア 製造設備の復旧作業

ガスの製造を停止した製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

イ 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ手順に従い早期復旧を目指す。

(3) 救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき一般社団法人日本ガス協会へ救援を要請する。

(4) 広報

二次災害の発生防止と需要家不安の解消と共に、円滑な復旧作業のための協力要請を目的に、隨時広報活動を実施する。

第23節 交通施設等災害応急対策計画

所管部署：総務班、経済対策班、豊前警察署

交通施設は、災害時においては、生活、社会活動等においてのみならず、緊急通行車両の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関があらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行うものとする。

第1 道路施設

1 方針

国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して市、県が行う活動に対する支援を実施する。また、市、県等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示する。

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行い道路機能の確保に努める。

上記道路啓開等に当たっては、災害対応拠点をつなぐ道路（啓開道路）を最優先に取り組む。併せて、道路の通行規制等が行われている場合、I C T技術を活用し、道路利用者に対して情報板、インターネット等により迅速に情報提供する。

2 実施要領

【総務班】及び【経済対策班】は、各道路管理者及び警察（公安委員会）と相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

- (1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- (2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。
- (4) 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- (5) 上下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。
- (6) 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機など停電に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。

3 西日本高速道路株式会社

(1) 通行の禁止又は制限の実施基準

- ア 必要と認められる場合は、交通の危険を防止するための通行の禁止又は制限を行う。
- イ 通行の禁止又は制限を実施する場合は、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行う。

(2) 通行の禁止又は制限の実施方法

- ア 通行の禁止又は制限を実施する場合には、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行の禁止又は制限の表示を行うとともに、インターチェンジ等から同区間に内に対象車両が流入しないよう措置する。
- イ 異常降雨等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、同区間に内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として、当社の指定するインターチェンジ等から流出する等適切な措置を講ずる。

(3) 通行の禁止又は制限の解除等

- ア 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要がないと認められる場合は、直ちに当該通行の禁止又は制限を解除する。
- イ 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要が認められる場合は、状況に応じ通行の禁止又は制限の措置を講ずる。
- ウ 通行の禁止又は制限を行った場合において、災害が発生しているときは、速やかに応急復旧を行う。
- エ 通行の禁止又は制限を解除又は変更するときは、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議通知等を行う。

(4) 点検

必要に応じた点検を行う。

(5) 応急復旧

ア 応急復旧の基本方針

災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては、1車線を走行可能な状態となるよう速やかに復旧させる。

イ 車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ 応急復旧の実施

応急復旧の実施にあたっては、本復旧においてとられる工法の如何に関わらず、被害の様にあわせ、最も迅速な工法を採用する。

(6) 緊急通行車両の取り扱い

通行の禁止又は制限を実施した場合において、緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策活動

なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被災状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。

(7) 関係機関との協議

通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両の取り扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関と協議する。

第4 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社）

1 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「新幹線運転取扱実施基準」、「新幹線気象異常時運転規制手続」、「運転取扱実施基準」、「気象異常時運転規制手続」、「運転事故並びに災害応急処理標準」、「大災害応急処理標準」に基づき対処する。

2 災害時の代替輸送方法

他社に代行輸送を依頼する。

3 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、「運転事故並びに災害応急処理標準」により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

4 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

5 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の車掌は、輸送指令及び運転手と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

6 応急復旧体制

復旧現場本部は、対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

第3 港湾等及び航路施設

1 方針

- (1) 港湾管理者は、国と連携し、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告する。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。
- (2) 漁港管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告する。

2 福岡県、北九州市、福岡市管理港湾等

災害により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾施設及び漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに応急措置を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、緊急必要物資等の輸送基地としての役割を十分果たせるよう港湾の維持に努める。

3 九州地方整備局

施設の被災状況調査及び応急復旧工事を次により実施する。

- (1) 直轄工事中の外郭施設、水域施設、けい留施設について、被害状況を調査し、緊急物資取扱のために応急工事を必要とする場合は、速やかに施工する。
- (2) 港湾管理者からの協力要請により、供用中の外郭施設、けい留施設、臨港交通施設等の被災状況調査及び応急復旧工事等を行う。

4 第七管区海上保安本部

巡視船艇等により災害状況の調査に努め、航路障害物の発生、航路標識の異常等、船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、必要に応じ次の応急措置をとる。

- (1) 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (2) 船舶の幅轉が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- (3) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。
- (4) 水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識の設置等により水路の安全を確保するものとする。

|| 第24節 在港船舶避難対策計画

所管部署： 総務班、経済対策班、豊前警察署

港湾及び河川において、台風等によって生じる船舶の座礁・遭難事故並びに避難及びけい留木材の流失事故等に対処するため、平素からの関係機関との連携を密にし、けい留施設の整備強化、航路泊地の障害物除去、船舶の安全指導を行い財産の損失及び沿岸住民への被害防止を図る。

第1 在港船舶避難対策

1 第七管区海上保安本部

台風等の接近により、港内における船舶の災害が予想される場合、次の措置を講ずる。

- (1) 台風等の状況を把握し、在港船舶の動静を調査するとともに、各地区に設置された台風対策委員会に図り適切な措置を検討し、決定した事項を船舶及び関係機関に周知する。
- (2) 船舶及び関係機関に対し、荒天準備等の注意喚起及び適切な指導を行う。また、必要と認めたときは、在港船舶に対し、避難の勧告または指示を行う。

2 警察

台風、高潮等の発生に際しては、関係機関と連携して、次の措置を行う。

- (1) 船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導整理
- (2) 河川防潮水門の閉鎖に伴う避難船舶の警戒等
- (3) 傷病者、障がい者、高齢者、幼児等に対する早期避難の指導警告

第2 流木防止対策

1 第七管区海上保安本部

第七管区海上保安本部は、関係者に対し注意喚起を行うとともに、木材のけい留状況の調査及び流出防止措置の指導を行い、不十分と認めるときは必要な措置について指示を与える。

2 港湾管理者

- (1) 台風襲来時には貯木搬出の所要時間を考慮して、著しい貯木がないよう、貯木量を制限するとともに、木材所有者に対し、貯木が滞貨しないよう指導する。
- (2) 台風時期には、それぞれの所管にかかる港内に搬出に時間要する大型木材の貯木を制限又は禁止する措置を講ずる。
- (3) 大型台風が接近し、高潮、波浪により貯木が流出し、船舶及び家屋その他建造物に災害の発生が予想される場合は、台風が襲来する以前の適当な時に貯木の木材所有者に対し、貯木を安全な場所に搬出するよう指示する。
- (4) 港湾における貯木を全部搬出する以前に台風が接近し、高潮、波浪等による貯木の流出が目前に迫ったときは、貯木の木材所有者に対し貯木が流出しないような措置を講ずるよう指示する。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・災害復興の基本方針

- 第1節 基本方針
- 第2節 災害復旧・復興計画の構成

第2章 災害復旧事業の推進

- 第1節 復旧事業計画
- 第2節 激甚災害の指定
- 第3節 その他の法律による災害復旧事業

第3章 被災者等の生活再建等の支援

- 第1節 災害証明書の発行
- 第2節 被災者台帳の整備
- 第3節 生活相談
- 第4節 女性のための相談
- 第5節 雇用機会の確保
- 第6節 義援金品の受付及び配分等
- 第7節 生活資金の確保
- 第8節 経済復興の支援
- 第9節 租税の徴収猶予、減免等
- 第10節 郵便事業の特例措置
- 第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

第4章 復興計画

- 第1節 復興計画作成の体制づくり
- 第2節 復興に対する合意形成
- 第3節 復興計画の推進

第1章 災害復旧・災害復興の基本方針

第1節 基本方針

ひとたび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像されるところであり、こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、県等関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、「防災まちづくり」を実施するために、災害復旧・復興計画では、現在の住民のみならず、将来の住民のためという理念の下に、「豊前市総合計画」と連動して、まちづくりを進めていく。

- 1 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 2 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- 3 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、市及び県が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。特に男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。
- 4 災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 災害復旧・復興計画の構成

災害復旧・復興計画の構成は、次のとおりである。



第2章 災害復旧事業の推進

項目		所管部署
第1節	復旧事業計画	総務課、総合政策課、財務課、 関係各課
第2節	激甚災害の指定	財務課、関係各課
第3節	その他の法律による災害復旧事業	財務課、関係各課

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつ、再発防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、被害状況から重要度、緊急性に応じて迅速かつ円滑に復旧事業を行うとともに、県等が実施する事業に対しての支援を実施する。

県は、著しく異状かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行う。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村からの要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定を行う。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に、市は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。

第1節 復旧事業計画

所管部署：総務課、総合政策課、財務課、関係各課

大規模災害発生後、災害応急対策の目途が立った後、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本に、各施設に対して災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図る。

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、道路、橋梁、下水道、公園等について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業・新設改良を行い、再発防止に努めるための計画を策定する。

特に、豪雨や地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第2 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、関係機関との総合的連携の下、迅速に復旧事業が施行されるよう努めるものとする。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。

第3 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。

復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

第4 公営住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。

第5 公立文教施設災害復旧事業計画

- 1 児童・生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
- 2 再発防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。
- 3 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助、その他関係機関の融資を促進する。
- 2 再発防止のため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

第7 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第8 公営企業災害復旧事業計画

市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第9 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定期を明示する。

第11 文化財災害復旧事業計画

文化財が国民の貴重な財産であることに鑑み、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第12 復旧・復興事業からの暴力団排除活動

市は警察と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

〔第2節 激甚災害の指定

所管部署：財務課、関係各課

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、こうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に「激甚法」に基づく財政援助及び助成措置を受けることとする。

第1 激甚災害の指定手順

「激甚法」第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）によることとなっている。

激甚災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

第2 激甚災害に関する調査報告

1 市

市は、市域内に災害が発生した場合には、「基本法」第53条第1の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

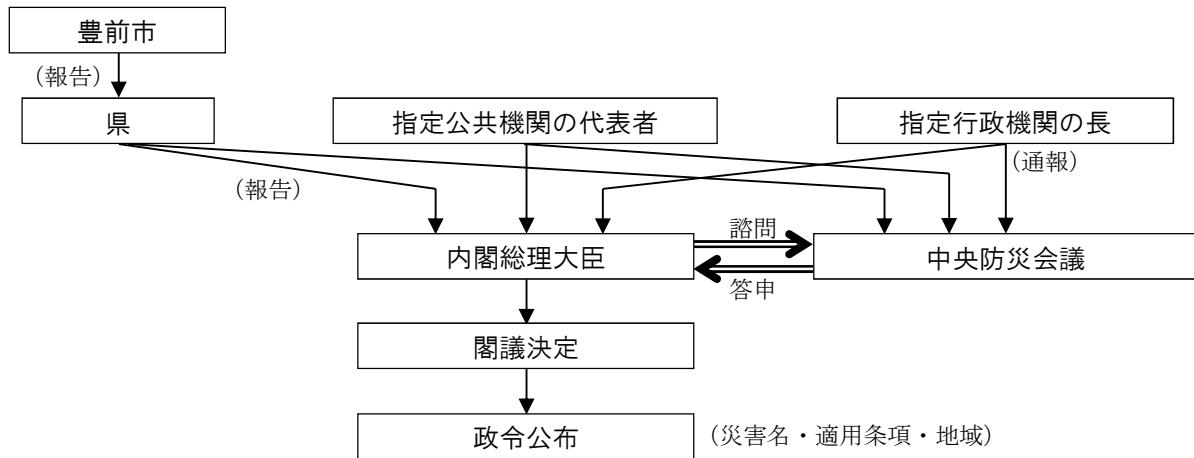
2 県

県は、市からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

第3 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、「激甚法」に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼすことに鑑み、県は市からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密し、早期指定の促進を図る。

■ 激甚災害指定手続のフロー



■ 激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅災害復旧事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ・身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 ・障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス施設災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ・湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の災害復旧事業等に係わる補助の特別措置 ・農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の特別の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資機材費の補助の特例 ・り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

|| 第3節 その他の法律による災害復旧事業

所管部署： 財務課、関係各課

国が「激甚法」以外の法律により財政援助を行うときの事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	・河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	・公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	・災害公営住宅の建設 ・既設公営住宅の復旧事業
土地区画整理法	・災害により特別に施行される土地区画整理事業
海岸法	・海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	・感染症指定医療機関の災害復旧事業 ・感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法	・臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	・農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	・上水道施設の復旧事業
下水道法	・下水道施設の復旧事業
道路法	・道路の復旧事業
河川法	・河川の復旧事業
港湾法	・港湾施設の復旧事業
生活保護法	・生活保護施設の復旧事業
児童福祉法	・児童福祉施設の復旧事業
身体障がい者福祉法	・市が設置した身体障がい者社会参加支援施設の復旧事業
老人福祉法	・老人福祉施設の復旧事業
障がい者総合支援法	・市が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい者福祉サービス施設の復旧事業
売春防止法	・婦人保護施設の復旧事業
災害救助法	・救援費用求償

第3章 被災者等の生活再建等の支援

項目		所管部署
第1節	り災証明書の発行	総務課、市民課
第2節	被災者台帳の整備	総務課、市民課、福祉課、健康長寿推進課
第3節	生活相談	市民課、福祉課、人権男女共同参画室、健康長寿推進課
第4節	女性のための相談	市民課、福祉課、人権男女共同参画室、健康長寿推進課
第5節	雇用機会の確保	農林水産課、商工課
第6節	義援金品の受付及び配分等	財務課
第7節	生活資金の確保	総務課
第8節	経済復興の支援	総務課、総合政策課、農林水産課、商工課
第9節	租税の徴収猶予、減免等	税務課
第10節	郵便事業の特例措置	総合政策課
第11節	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	関係各課

災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付するよう努める。

市及び県は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

【第1節 り災証明書の発行

所管部署： 総務課、市民課

市長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明するり災証明書を交付するものとする。

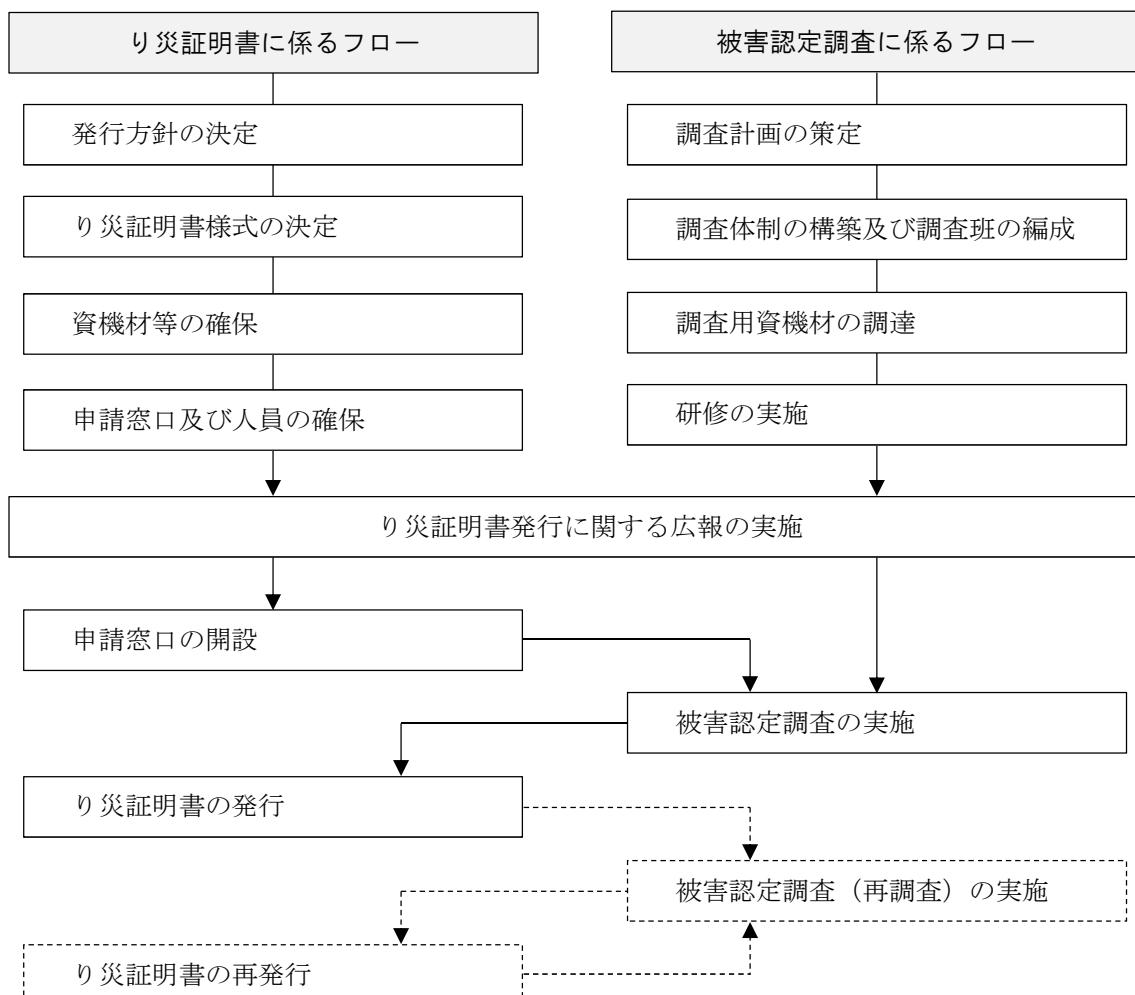
また、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、り災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参考できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努める。

併せて、県が実施する住家等被害認定の研修会等に参加し、災害時に迅速に被害認定を行うことができるよう、職員の技術向上に努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査やり証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

- 【資料編】 4. 協定・様式 4-7 り災者台帳
4. 協定・様式 4-8 り災証明書

■ り災証明書発行に係るフロー図



第1 対象となる災害の規模

り災証明において対象となる災害は、「基本法」第2条第1項に定義されているものを前提とする。

なお、火災、その他消防に関する災害におけるり災証明については、京築広域圏消防本部が定める様式にしたがって届け出を行う。

第2 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準として、「内閣府の災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成19年12月14日付府政防第880号）を基とした区分とする。

■ 災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

また、上述の基準のほかに、消防庁の「災害報告取扱要領」（昭和45年消防防第246号）に示されている判定基準もあり、認定基準に取り入れることとする。

■ 「災害報告取扱要領」（消防庁）における認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	前述表と同様。
半壊	前述表と同様。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたる積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

第3 事前準備

市は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合、又はそのような事態の発生が予想される場合、り災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努める。

1 り災証明書発行のための事前準備

- (1) 発行方針の決定
- (2) り災証明書の様式の決定
- (3) 資機材等の確保
- (4) 申請窓口及び人員の確保
- (5) り災証明書発行に関する広報活動等

2 被害認定調査のための事前準備

- (1) 調査計画の策定
- (2) 調査体制の構築及び調査班の編成
- (3) 調査用資機材の調達
- (4) 職員研修の実施等

第4 り災証明書の発行

り災証明書は、災害による被害の程度を証明するための書面であり、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の申請時や市税の減免申請時等に利用される。

り災証明書の発行に当たっては、主に総務課が対応を行うが、災害の規模や状況に応じて府内の他部署職員又は他市町村並びに県の職員等を応援人員として確保し、対応することとする。

1 申請窓口の開設

被災者からのり災証明申請について対応するため、府内に専用の窓口及び会場を確保し、開設する。窓口では、住民からの被害状況の報告を取りまとめ、被害認定調査の準備を行う。

2 被害認定調査の実施

被災者からり災証明申請を受けた住家に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班2人程度とし、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月 内閣府）等を基に調査を実施する。

なお、り災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

3 り災証明書の発行

被害認定調査より判定された結果等を基に、り災証明書を1世帯につき1枚発行する。

なお、り災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度被害認定調査を実施し、り災証明書を再発行するものとする。

第5 り災証明書発行に関する広報

り災証明に関する体制が整備された際に、り災証明書の発行開始日時、受付会場、申請のために必要な持ち物等について、市ホームページ、市庁舎内及び市広報紙等を活用し、被災者への周知に努める。

|| 第2節 被災者台帳の整備

所管部署： 総務課、市民課、福祉課、健康長寿推進課

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができる。

第1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- 1 氏名
- 2 出生の年月日
- 3 男女の別
- 4 住居又は居所
- 5 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8 電話番号その他の連絡先
- 9 世帯の構成
- 10 災証明書の交付の状況
- 11 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 12 11の提供を行った場合は、その旨及び日時
- 13 被災者台帳の作成に当たり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- 14 その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

第2 情報の収集

- 1 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。また、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対し被災者に関する情報を提供する。

第3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

第4 台帳情報の提供

- 1 市長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - (2) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- 2 1の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - (3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (4) 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - (5) その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- 3 市長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第1の13の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3節 生活相談

所管部署：市民課、福祉課、人権男女共同参画室、健康長寿推進課

災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることが重要である。

そのため、災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

機関名	措置事項
市	<p>1 庁舎内等に被災者のための「災害相談窓口」を開設し、問い合わせや相談等の情報を基に住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。</p> <p>また、災害相談窓口は関係各課により編成し、生活相談をはじめ、行方不明者の受付、り災証明、市税等の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談等の対応に努める。</p> <p>さらに、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、弁護士会、建設業協力会等と協力し、体制の充実に努める。</p> <p>2 高齢者等に配慮した相談、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。</p> <p>3 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、市の対策のみでなく、総合的に情報提供を行い、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。</p> <p>4 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。</p>
県 (県民情報広報課・ 保健福祉環境事務所)	<p>1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。</p> <p>2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口を設置した場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮する。</p>
警察	警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置し、警察関係の相談等に対応する。また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。
指定地方行政機関 指定公共機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。

|| 第4節 女性のための相談

所管部署： 市民課、福祉課、人権男女共同参画室、健康長寿推進課

災害によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、次に掲げる措置を講ずる。

機関名	措置事項
県 (男女共同参画推進課、 保健福祉環境事務所)	男女共同参画センターは、災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。
市	避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

|| 第5節 雇用機会の確保

所管部署： 農林水産課、商工課

第1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

また、市及び国、県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第2 対策

- 1 市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を樹立しておく。
- 2 福岡労働局と県（労働政策課）は協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。
- 3 福岡労働局は、以下の措置を講ずる。
 - (1) 離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助に当たっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

ア 公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。
イ 被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
ウ 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用を図る。
 - (2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置（福岡労働局職業安定部職業安定課）

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- 4 県（労働政策課・職業能力開発課）は福岡労働局の行う所要の措置について支援を行う。
- 5 福岡労働局は県下において、14箇所の公共職業安定所、4箇所の出張所及び1箇所の分庁舎で職業斡旋等の援助業務を行っている。

|| 第6節 義援金品の受付及び配分等

所管部署：財務課

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立するとともに、り災者にあて寄託された義援金品の配分及び市民や企業等が義援品を提供する場合は、次により行う。

第1 義援金品の募集

県（福祉総務課）は、災害の状況によっては義援金品の募集を行う。なお、募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために次に掲げる点に留意する。

- 1 義援金品の募集の広報については、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、県の広報媒体等を通じ呼びかける。
- 2 義援金の募集に当たっては、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会の協力を得たうえで振込先を決定し、受入窓口（県庁及び各保健福祉環境事務所）と併せて公表する。
- 3 義援品の募集に当たっては、被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸すことなく行うものとし、受入れを希望するもの・希望しないものを把握し、そのリスト及び送り先を公表するとともに、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。適切な品目及び一定の数量を確保できる企業からの援助を積極的に受け入れ、個人からの義援品は、企業からの義援品で不足する場合に募集するものとする。その際、梱包物資の内容やサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物資は受け入れられない旨を広報する。

第2 市民、企業等の義援品の提供

市民、企業等は、義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

第3 義援金品の受付

1 市

総務課により義援金品の受付を行い、義援金箱の設置、市民のニーズに対応した義援品等の把握を行い、体制整備に努める。

2 県

県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、県福祉労働部において受付ける。

3 日本赤十字社（福岡県支部）

県民及び他都道府県民からの義援金品で、日本赤十字社福岡県支部に寄託されるものについては、支部事務局又は各地区において受付ける。

4 福岡県共同募金会

県民及び他都道府県民からの義援金品で、福岡県共同募金会に寄託されるものについては、事務局又は各支部において受付ける。

第4 義援金品の配分及び輸送

市、県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会に寄託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、原則として、り災者に配分する。

市は、県が実施する義援金品配分委員会で決定した配分基準に準じ、配分の決定を行う。ただし、義援金品配分委員会が特に必要があると認めた場合は、以下の基準によらないことができる。

1 配分対象

(1) 義援金

死者（行方不明で死者と認められる者を含む。）及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯及び半壊半焼世帯の発生した場合

(2) 義援品

全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯及び床上浸水世帯40世帯以上の被害が発生した場合

2 配分基準（配分比）

(1) 義援金（※半壊半焼世帯を1とする）

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	10
重傷者（3か月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	2
半壊半焼世帯	1

(2) 義援品（床上浸水世帯を1とする。）

全壊全焼流失世帯	3
半壊半焼世帯	2
床上浸水世帯	1

3 配分の方法

県災対本部が設置されているときは財務班が、災対本部が設置されていないときは県福祉総務課が、対象市町村へ輸送する。

物資等の輸送・保管に関しては、あらかじめ救援物資の収集・配達の標準化を行い、民間企業やボランティア団体等と協定を締結するなど、一貫して管理できる体制を構築できるようあらかじめ検討を行う。

4 義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は、次に掲げる者、その他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。

日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県社会福祉協議会長	福岡県共同募金会長
西日本新聞社社長	NHK福岡放送局長	福岡県福祉労働部長
福岡県県民情報広報課長	福岡県防災企画課長	福岡県福祉総務課長
福岡県会計管理局会計課長		

第5 義援金品の保管場所

1 市

市は、義援金については、出納室金庫を使用し、適切な保管・管理を行い、義援品の保管場所については、水防倉庫棟を活用し、適切に管理する。

2 県（福祉総務課）

寄託義援品を直ちにり災者に配分することが困難な場合の一時保管場所として、県の庁舎内の適切な場所を確保する。

3 日本赤十字社（福岡県支部）

寄託義援品の一時保管場所として日本赤十字社福岡県支部の倉庫等を確保するものとし、なお不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

4 福岡県共同募金会

寄託義援金品の一時保管場所として福岡県共同募金会の倉庫等を確保する。
なお、不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

第7節 生活資金の確保

所管部署： 総務課

災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付制度について、市、県及び関係機関は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

第1 災害弔慰金等の支給、貸付け

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金の支給

1. 実施主体	市町村
2. 対象災害	自然災害 ● 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害
3. 受給遺族	①配偶者、子、父母、孫、祖父母 ②死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
4. 支給額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②他の者が死亡した場合 250万円
5. 費用負担	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

2 災害障害見舞金の支給

1. 実施主体	市町村
2. 対象災害	自然災害 ● 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害
3. 受給者	①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
4. 支給額	①生計維持者 250万円 ②他の者 125万円
5. 費用負担	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

3 災害援護資金の貸付け

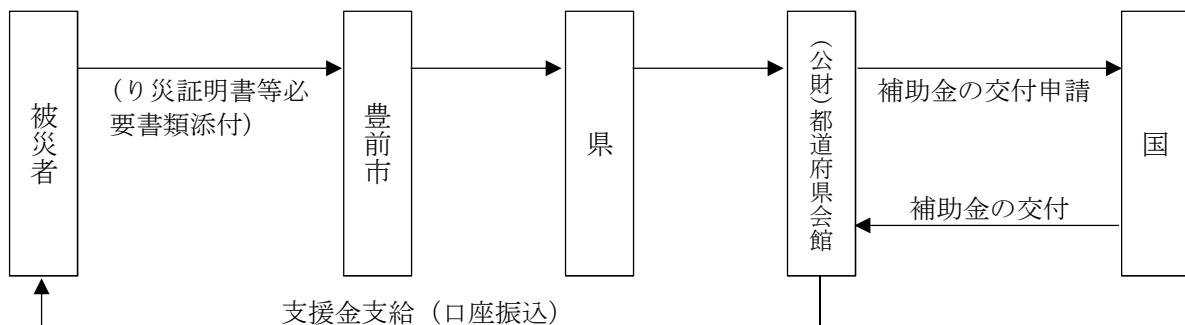
市は、条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

1. 実施主体	市町村																												
2. 対象災害	都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害																												
3. 受給者	災害救助法が適用された災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者																												
4. 貸付限度額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>①当該負傷のみ</td><td>150万円</td> </tr> <tr> <td>②家財の1/3以上の損害</td><td>250万円</td> </tr> <tr> <td>③住居の半壊</td><td>270万円</td> </tr> <tr> <td>④住居の全壊</td><td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>①家財の1/3以上の損害</td><td>150万円</td> </tr> <tr> <td>②住居の半壊</td><td>170万円</td> </tr> <tr> <td>③住居の全壊(④の場合を除く)</td><td>250万円</td> </tr> <tr> <td>④住居の全体の滅失又は流出</td><td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 特別の事情がある場合</td> </tr> <tr> <td>①住居の半壊</td><td>250万円</td> </tr> <tr> <td>②住居の全壊</td><td>350万円</td> </tr> <tr> <td>③住居の半壊かつ世帯主が1か月以上の負傷</td><td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		①当該負傷のみ	150万円	②家財の1/3以上の損害	250万円	③住居の半壊	270万円	④住居の全壊	350万円	世帯主に1か月以上の負傷がない場合		①家財の1/3以上の損害	150万円	②住居の半壊	170万円	③住居の全壊(④の場合を除く)	250万円	④住居の全体の滅失又は流出	350万円	被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 特別の事情がある場合		①住居の半壊	250万円	②住居の全壊	350万円	③住居の半壊かつ世帯主が1か月以上の負傷	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がある場合																													
①当該負傷のみ	150万円																												
②家財の1/3以上の損害	250万円																												
③住居の半壊	270万円																												
④住居の全壊	350万円																												
世帯主に1か月以上の負傷がない場合																													
①家財の1/3以上の損害	150万円																												
②住居の半壊	170万円																												
③住居の全壊(④の場合を除く)	250万円																												
④住居の全体の滅失又は流出	350万円																												
被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 特別の事情がある場合																													
①住居の半壊	250万円																												
②住居の全壊	350万円																												
③住居の半壊かつ世帯主が1か月以上の負傷	350万円																												
5. 所得制限	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>世帯人員</td><td>市町村税における前年の総所得金額</td></tr> <tr> <td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr> <td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr> <td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住民が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。</td></tr> </tbody> </table>	世帯人員	市町村税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住民が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。																
世帯人員	市町村税における前年の総所得金額																												
1人	220万円																												
2人	430万円																												
3人	620万円																												
4人	730万円																												
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住民が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。																												
6. 利率	年3%（据置期間中は無利子）																												
7. 据置期間	3年（特別の場合5年）																												
8. 償還期間	10年（据置期間を含む）																												
9. 償還方法	年賦又は半年賦																												
10. 費用負担	国2/3、都道府県・指定都市1/3																												
11. 根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和43年法律第82号）																												

第2 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度である。

市は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を公益財団法人都道府県会館に委託している。

1. 対象灾害	①「災害救助法施行令」第1条第1項のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村 ■ 「災害救助法施行令」別表第1（第1条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村の区域内の人口</th><th>住家が滅失した世帯の数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5,000人未満</td><td>30世帯</td></tr> <tr><td>5,000人以上 15,000人未満</td><td>40世帯</td></tr> <tr><td>15,000人以上 30,000人未満</td><td>50世帯</td></tr> <tr><td>30,000人以上 50,000人未満</td><td>60世帯</td></tr> <tr><td>50,000人以上 100,000人未満</td><td>80世帯</td></tr> <tr><td>100,000人以上 300,000人未満</td><td>100世帯</td></tr> <tr><td>300,000人以上</td><td>150世帯</td></tr> </tbody> </table>		市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	5,000人未満	30世帯	5,000人以上 15,000人未満	40世帯	15,000人以上 30,000人未満	50世帯	30,000人以上 50,000人未満	60世帯	50,000人以上 100,000人未満	80世帯	100,000人以上 300,000人未満	100世帯	300,000人以上	150世帯
市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数																	
5,000人未満	30世帯																	
5,000人以上 15,000人未満	40世帯																	
15,000人以上 30,000人未満	50世帯																	
30,000人以上 50,000人未満	60世帯																	
50,000人以上 100,000人未満	80世帯																	
100,000人以上 300,000人未満	100世帯																	
300,000人以上	150世帯																	
②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑥①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 ・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）																		
①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																		
支給額は、以下の2つの支給金の合計額となる ※世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>全壊 (2. ①該当)</th><th>解体 (2. ②該当)</th><th>長期避難 (2. ③該当)</th><th>大規模半壊 (2. ④該当)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table>		住宅の被害程度	全壊 (2. ①該当)	解体 (2. ②該当)	長期避難 (2. ③該当)	大規模半壊 (2. ④該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円							
住宅の被害程度	全壊 (2. ①該当)	解体 (2. ②該当)	長期避難 (2. ③該当)	大規模半壊 (2. ④該当)														
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円														

第4編 災害復旧・復興計画
第3章 被災者等の生活再建等の支援

3. 支給額	②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
4. 支給手続	支給額	200万円	100万円	50万円
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。			
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借） 等			
	(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内		

第3 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

豊前市社会福祉協議会は、「災害救助法」の適用に至らない程度の災害、または「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた場合において、低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に必要となる経費等について、県社会福祉協議会が貸し付ける資金がある。

1 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付け

1. 貸付対象	低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
2. 貸付限度額	150万円
3. 据置期間	6か月以内
4. 償還期間	7年以内
5. 利子	連帯保証人をたてる場合 無利子 連帯保証人がいない場合 据置期間経過後 年1.5%
6. 保証人	原則不要（ただし、連帯保証人なしでも貸付可）
7. 償還方法	年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還
8. 申込方法	原則として市発行のり災証明書を添付し民生委員、あるいは本市の社会福祉協議会へ申し込む。

2 その他

このほか、県社会福祉協議会による生活福祉資金では、総合支援資金、福祉資金（1以外の資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

第4 災害復興住宅融資

1. 融資対象者	①自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、「り災証明書」の交付を受けている者		
	・建設	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けている者	
	・新築住宅購入		
	・リ・ユース(中古)住宅購入		
	・補修	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の交付を受けている者	
②自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者			
③年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たすもの			
年収		400万円未満	400万円以上
総返済負担率基準		30%以下	35%以下
④日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人の者			

2. 融資対象住宅	建設	1戸当たりの住宅部分の床面積が13m ² 以上175m ² 以下の住宅																
	新築住宅購入	次の①・②ともに満たす住宅 ①1戸当たりの住宅部分の床面積が50m ² （共同建ての場合は30m ² ）以上175m ² 以下の住宅 ②申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅であること																
	リ・ユース(中古)住宅購入	次の①～③までのすべてを満たす住宅 ①1戸当たりの住宅部分の床面積が50m ² （共同建ての場合は30m ² ）以上175m ² 以下の住宅 ②申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅であること ③機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅																
	補修	床面積・地区年数に関する制限なし																
※175m ² よりも大きな住宅が被害にあったときは、その広さまでの住宅を建設、購入できる。																		
3. 融資限度額	①建設	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本融資額</th> <th>特例加算額</th> </tr> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> <th>建設資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,650万円</td> <td>970万円</td> <td>440万円</td> <td>510万円</td> </tr> </tbody> </table>			基本融資額			特例加算額	建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金	1,650万円	970万円	440万円	510万円		
基本融資額			特例加算額															
建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金															
1,650万円	970万円	440万円	510万円															
②購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の区分</th> <th>基本融資額 (購入資金)</th> <th>特例加算額 (購入資金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">新築住宅</td> <td>2,620万円</td> <td rowspan="4">510万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">リ・ユース (中古)住宅</td> <td>リ・ユース(中古)住宅</td> <td>2,320万円</td> </tr> <tr> <td>リ・ユース(中古)マンション</td> <td>2,620万円</td> </tr> <tr> <td>リ・ユース(中古)プラス住宅</td> <td>リ・ユース(中古)プラスマンション</td> </tr> </tbody> </table>			住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)	新築住宅		2,620万円	510万円	リ・ユース (中古)住宅	リ・ユース(中古)住宅	2,320万円	リ・ユース(中古)マンション	2,620万円	リ・ユース(中古)プラス住宅	リ・ユース(中古)プラスマンション
住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)															
新築住宅		2,620万円	510万円															
リ・ユース (中古)住宅	リ・ユース(中古)住宅	2,320万円																
	リ・ユース(中古)マンション	2,620万円																
	リ・ユース(中古)プラス住宅	リ・ユース(中古)プラスマンション																
③補修	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本融資額</th> </tr> <tr> <th>補修資金</th> <th>整地資金</th> <th>引方移転資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>730万円</td> <td>440万円</td> <td>440万円</td> </tr> </tbody> </table>			基本融資額			補修資金	整地資金	引方移転資金	730万円	440万円	440万円						
基本融資額																		
補修資金	整地資金	引方移転資金																
730万円	440万円	440万円																
4. 返済期間	建設、 新築住宅購入	耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年以内	融資の日から3年以内の据置期間を設けることができ、その期間、償還期間を延長できる。														
		木造（一般）	25年以内															
	リ・ユース(中古)住宅購入	リ・ユース(中古)プラス住宅	35年以内															
		リ・ユース(中古)住宅	25年以内															
		リ・ユース(中古)プラスマンション	35年以内															
		リ・ユース(中古)マンション	25年以内															
	補修		20年以内															
5. 返済方法	元利均等毎月払い又は元利金等毎月払いと6か月払いの併用（併用は融資額130万円以上の場合に限る。）、元金均等毎月払い又は元金均等毎月払いと元金均等6か月払いの併用（併用は融資額130万円以上の場合にできる。）																	
6. 融資金利	独立行政法人住宅金融支援機構の条件による。																	
7. 申込方法	申込みは住宅金融支援機構に、郵便で受付ける。																	

第8節 経済復興の支援

所管部署： 総務課、総合政策課、農林水産課、商工課

災害により被害を受けた中小企業・農林水産業者が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、資金の円滑な供給、金融機関の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

第1 緊急経済対策資金

経済情勢の変化等により事業活動に支障を来している、又は、取引先の倒産等により資金繰りに困難を来している中小企業者等に対し、必要な資金の融資を促進することにより、中小企業の経営の安定に資することを目的とする。

1. 融資対象	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当するもの ①セーフティネット保証認定者 ②知事指定灾害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④再生支援協議会の2次支援を受けた者 ⑤東日本復興緊急保証認定者 ⑥緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑦原材料価格等の高騰、電気料金の値上げ、人件費の高騰の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑧経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組み、その実行と進捗を金融機関に報告する者		
2. 融資限度額	融資対象①～⑦ 1億円以内 融資対象⑧ ①～⑦とは別に5,000万円以内 資金使途：運転資金・設備資金※設備資金は、融資対象②、④及び⑧のみ		
3. 融資期間	融資対象①～⑦ 10年以内(据置2年以内) 融資対象⑧ ・運転5年以内(据置1年以内) ・設備7年以内(据置1年以内) ・保証付融資の借換：10年以内(据置1年以内)		
4. 融資利率	融資対象①～⑤、⑦ 年1.30%	融資対象⑥ 年1.40%	融資対象⑧ 年1.10%
5. 保証料率	0.25%～1.62% (ただし、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内となることがある。)		
6. 保証人	原則として、法人は代表者、個人は不要		
7. 受付機関	商工会議所、商工会、指定金融機関、(組合関係) 中小企業団体中央会		

(平成29年4月1日現在)

第2 天災融資制度

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号）いわゆる「天災融資法」に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

1. 融資対象	次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた者			
	被害農林漁業者		特別被害農林漁業者	
	・農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上 でかつ損失額が平年農業収入の10%以上		・左のうち損失額が50%以上	
	①林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	①：左のうち損失額が50%以上	②：左のうち損失額が70%以上	
	②林業施設の損失額が50%以上	①：左のうち損失額が50%以上	②：左のうち損失額が70%以上	
2. 融資限度額	区分		融資限度額	
			①又は②のどちらか低い額	
			①	②
				個人 法人
	農業者	果樹栽培者	損失額の50%	500万円 2,000万円
		家畜等飼養者	損失額の55%	500万円 2,000万円
		その他の一般農業者	損失額の54%	200万円 2,000万円
	林業者		損失額の45%	200万円 2,000万円
	漁業者	漁具購入資金	損失額の80%	5,000万円 5,000万円
		漁船建造・取得資金	損失額の80%	500万円 2,500万円
		水産動植物養殖資金	損失額の50%	500万円 2,500万円
		その他の一般漁業者	損失額の50%	200万円 2,000万円
3. 貸付利率	資格者		貸付利率	
	被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者		6.5%以内	
	被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者		5.5%以内	
	特別被害農林漁業者		3.0%以内	
4. 償還期限	資格者		償還期限	
	被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者		3～5年以内	
	被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者		5年以内	
	特別被害農林漁業者		6年以内	

※1 市、県から利子補給が行われる。内容は天災融資法の発動のときに制定される。

※2 既に経営資金の貸し付けを受けていて償還期限内に再び被害農林漁業者に該当することとなった場合（重複被害農林漁業者）及び激甚災害に指定されたときはさらに優遇措置がある。

第3 農林漁業災害対策資金

自然災害等により経営の維持安定が困難な農林漁業者の方に融資する資金で、「農林漁業セーフティネット資金」((株)日本政策金融公庫の原資による資金。以下「公庫資金」という。)と、「経営安定資金(農協等の原資による資金。以下「農協等資金」という。)の二種類がある。

農林漁業災害対策資金(以下「災害対策資金」という。)を借り受けたときに、「福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱」に基づいて、市及び県の連携により利子助成及び利子補給(以下「利子助成等」という。)を行う。

1. 対象となる災害	<p>①特別災害 被害が著しく、かつ、地域農林漁業に及ぼす影響が大きいと知事が認めた災害 (参考) 平成29年12月20日現在、次の3つの災害</p> <ul style="list-style-type: none">平成26年度以降発生したキウイフルーツかいよう病平成28年1月の大雪または低温による災害平成29年7月九州北部豪雨災害 <p>②一般災害 特別災害以外の災害</p>
2. 利子助成等交付対象者	<p>①特別災害 対象となる災害により被害を受け、災害対策資金を借り受けた農林漁業者</p> <p>②一般災害 農業にあっては農作物の減収量が平年収穫量の30パーセント以上で、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の30パーセント以上となった被害農業者、林業にあっては損失額が平年林業総収入額の30パーセント以上となった被害林業者、漁業にあっては損失額が平年漁業総収入額の30パーセント以上となった被害漁業者。 ※①、②ともに、農協等資金に対する利子助成等の交付対象者は、公庫資金の融資を既に限度額まで受けていること。</p>
3. 利子助成等限度額	500万円 (公庫資金と農協等資金の合計)
4. 利子助成等後の貸付利率	<p>①特別災害 市、県の利子助成等により実質無利子化。 ※ 現行の3つの災害に限る。</p> <p>②一般災害 公庫資金 : 0.2% (農林漁業セーフティネット資金利率。利子助成等はない。) 農協等資金 : 0.2% (市、県により公庫資金と同率になるよう利子助成等される。) ※利率は平成29年12月20日時点</p>
5. 償還等期間	<p>①特別災害 ・公庫資金 : 10年以内 (うち利子助成等期間5年以内) ・農協等資金 : 7年以内 (うち利子助成等期間5年以内)</p> <p>②一般災害 ・農協等資金 : 7年以内 (うち利子助成等期間3年以内)</p>

第4 被災者に対する広報等

市、国及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

|| 第9節 租税の徵収猶予、減免等

所管部署： 税務課

第1 市

各機関の租税の期限の延長、徵収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

1 市税

本市は、被災した納稅義務者又は特別徵収義務者に対し、「地方税法」（昭和25年法律第226号）、又は災害による市税の緩和措置として、期限の延長、徵収猶予、減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講ずる。

2 国民健康保険税

本市は、被災した保険税の納稅義務者に対し、国民健康保険税の減免等の措置を講ずる。

3 介護保険料

本市は被災した保険料の納付義務者に対し、介護保険料の減免措置を講ずる。

4 その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には、市民生活への影響等を考慮し、使用料等については、それぞれの条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずる。

第2 県

県（税務課）は、被災した納稅義務者又は特別徵収義務者（以下「納稅義務者等」という。）に対し、「地方税法」又は「福岡県税条例」により、県税の納稅緩和措置として、期限の延長、徵収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

1 期限の延長

災害により、納稅義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2か月以内に限り当該期間を延長する。

- (1) 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。
- (2) その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出する。

2 徵収猶予

災害により、財産に被害を受けた納稅義務者等が県税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徵収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年内の延長を行う。

3 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

4 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合は、該当する各税目について、次により減免、課税の免除及び納入義務の免除等を行う。

(1) 個人事業税

被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

(2) 不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋を取得した場合、被災の状況に応じて減免する。

(3) 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

(4) 軽油引取税

災害により徴収された軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

(5) 産業廃棄物税

災害により徴収した産業廃棄物税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納税されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。

第3 国

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関する適宜、適切な措置を講ずる。

1 申告等の期限の延長

2 徴収猶予

- (1) 納期限未到来の場合の徴収猶予
- (2) 通常の場合の徴収猶予
- (3) 災害減免法に基づく徴収猶予等

3 減免措置

|| 第10節 郵便事業の特例措置

所管部署： 総合政策課

「災害救助法」の適用があった場合において、日本郵便株式会社九州支社長は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、支店長は、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

第2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便株式会社九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

支店長は、日本郵便株式会社九州支社長の指示に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社福岡県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

所管部署： 関係各課

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

- ・インターネットによる情報提供
- ・風評被害対策用リーフレットの作成
- ・車内吊り広告
- ・テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- ・広報誌への掲載
- ・講演会の開催 等

第4章 復興計画

項目		所管部署
第1節	復興計画作成の体制づくり	関係各課
第2節	復興に対する合意形成	関係各課
第3節	復興計画の推進	関係各課

所管部署： 関係各課

市は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、総合的かつ長期的な視野に立ち、計画的な復興を図るための復興計画を作成する。

復興計画を作成する際は、県及び関係機関と緊密な連携を図りながら、再度の災害発生防止と、より快適な生活環境の構築を目指し、住民の安定と環境保全、高齢者、障がい者、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりに取り組む。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、「被災市街地復興特別措置法」（平成7年法律第14号）等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

|| 第1節 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

そのため、県は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（市と県及び関係機関と連携、国との連携）を図る。

|| 第2節 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

|| 第3節 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、市は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。

豊前市地域防災計画

地震・津波対策編

(平成 30 年度修正)

発行・編集 豊前市防災会議

事務局 豊前市役所 総務課 交通防災係

住 所：〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木 955

電 話 番 号：0979-82-1111（代表）

ホーメページ：<http://www.city.buzen.lg.jp/>